

法曹一元及び弁護士任官に関する 韓国調査〔最終報告書〕



2013年5月

弁護士任官等推進センター

裁判官制度改革・地域司法計画推進本部

【目次】

第1	はじめに	1
1	調査目的	1
2	調査団メンバー，日程，訪問先	1
第2	韓国の司法制度の概況	1
1	韓国の基本情報（国土，人口等）	1
2	司法に関する基礎データ	3
(1)	裁判所（法院）の種類	3
(2)	法曹人口	3
(3)	司法試験合格者と任官者数の推移	5
(4)	「経歴法官」（弁護士任官）任官者の状況	6
別紙1	調査団メンバー	8
別紙2	韓国調査スケジュール	9
別紙3	大韓民国の基本情報（外務省ホームページより）	10
第3	法曹一元制度の概要	
1	導入に至る歴史的経過	16
2	法曹一元制度全体の概要	21
3	法曹一元制度の現段階の内容	22
4	他の組織・制度の状況（法曹一元化による変化，影響を含む）	
(1)	司法研修院	25
(2)	司法試験・弁護士試験	26
(3)	弁護士会	28
(4)	法律事務所（弁護士）	30
第4	日本への示唆	
1	裁判官制度改革の視点と法曹一元	32
2	法曹一元の制度的実現に向けた政治的，社会的条件の重要性	33
3	法曹一元に関連する諸制度について	35

【添付資料】

第1	各調査先の調査報告概要，及びヒアリング記録	37
第2	各調査先に関する資料	
1	日弁連訪問調査団「法曹一元化」懇談会資料（大韓弁護士協会提供）	92
2	日本弁護士連合会からの質問に対する大韓弁護士協会からの回答	100
3	法官任用志願者評価のための指針（大韓弁護士協会提供）	106

4	日弁連弁護士任官センターご訪問（金善洙弁護士準備資料）	112
5	司法研修院講義資料（司法研修院より提供）	117
6	法務法人「チョンウ」趙凡濟代表弁護士寄稿（韓国「法律新聞」）	126
第3	韓国の司法制度に関する資料	
1	大韓民国憲法	129
2	大韓民国法院組織法（抄訳）、関連規則	
	・2010年大韓民国法院組織法邦語試訳（比較法学45巻1号）	138
	・2012年法院組織法（2010年法との新旧対比）	159
	・2013年法院組織法（2012年法との新旧対比）	163
	・法官人事委員会規則	164
	・大法官候補推薦委員会規則	166
	・判事勤務成績等評定規則	169
	・裁判研究員の定員及び職制等に関する規則	172
	・判事ではない裁判研究官に関する規則	174
3	韓国の任官制度（大川秀史日弁連囑託）	173
4	「韓国法曹養成・弁護士任官制度に関する勉強会」報告事項（金哲敏弁護士）	189
5	2012.5.24 情報統計室会議報告資料（朴炫貞）	196
6	憲法裁判所「司法研修院第42期生に法官に任用される機会を付与すべき」 （韓国「法律新聞」2012年11月30日記事）	204
7	韓国の法官制度改革 - 日本との比較を交えて - （飯考行 弘前大学准教授） （司法改革調査室報 4（2004））	207

第1 はじめに

1 調査目的

2012年11月5日から7日にかけて、日弁連弁護士任官等推進センター、及び裁判官制度改革・地域司法計画推進本部の会員20名及び通訳3名の調査団により韓国の司法制度改革に関する調査を実施した。

韓国では、法曹一元化を含む司法の全般的な改革が進められており、今後10年間をかけて、弁護士などの法曹経験10年以上の者から裁判官を任用するという法改正が行われた。

日弁連の上記両組織では、2011年10月にオランダ・ベルギーを訪問し、両国における弁護士任官制度やその実態に関する調査を行った。

また、2013年3月2日に、上記両組織の共催による弁護士任官10周年シンポジウム「『弁護士任官新制度10年、今後の課題と展望』一質・量ともに着実に弁護士任官を推進していくために」を開催するため、法曹一元化の司法制度改革が進む韓国を訪問し、施行に向けての実際の動きと各界の準備状況及び課題を把握することにより、日本における弁護士任官の推進や法曹一元の実現のための参考とすることを目的として本調査を行った。

なお、特に断りがない限り、本報告は2012年11月の訪問時に得られた情報に基づいて作成している。

2 調査団メンバー、日程、訪問先 別紙1, 2のとおり



第2 韓国の司法制度の概況

1 韓国の基本情報（国土、人口等）

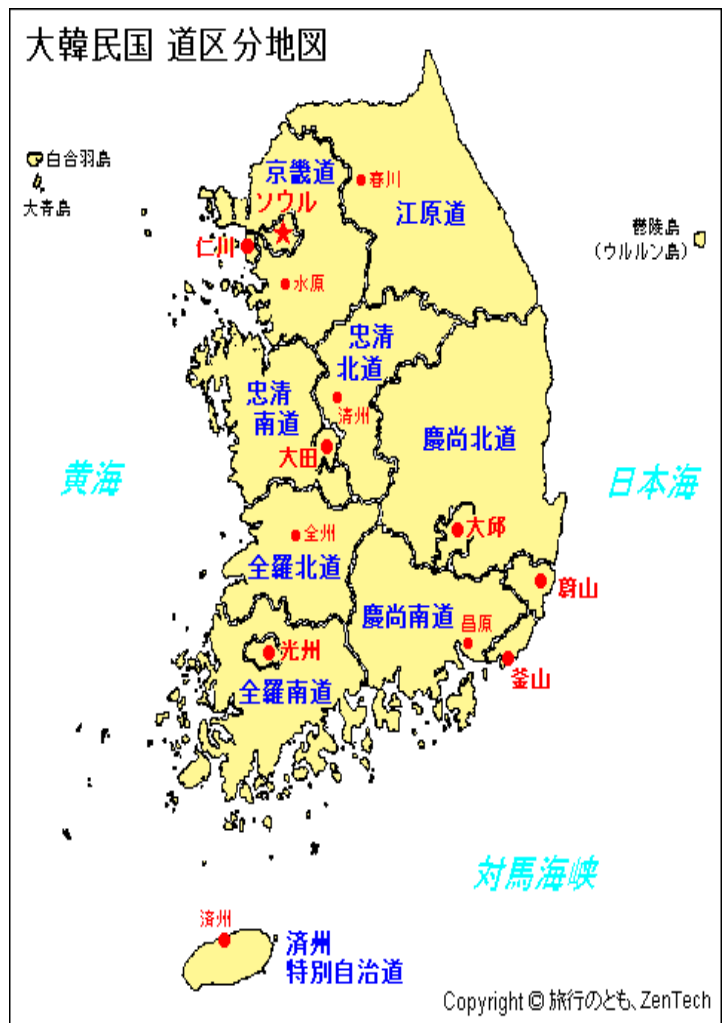
(1) 歴史

- 1910年 日本による併合
- 1948年 大韓民国成立
- 1950年 朝鮮戦争勃発
- 1993年 金泳三大統領の文民政権誕生
- 1998年 金大中大統領の就任
- 2003年 盧武鉉大統領の就任
- 2008年 李明博大統領の就任
- 2013年 朴槿恵大統領の就任（初の女性大統領）

(2) 人口

約5000万人（2012年現在）。各地の人口分布は下記のとおり。

広域自治団体名	人口
ソウル特別市	10,192,710
釜山広域市	3,587,439
大邱広域市	2,493,261
仁川広域市	2,664,576
光州広域市	1,413,444
大田広域市	1,475,659
蔚山広域市	1,099,995
京畿道	11,106,211
江原道	1,503,806
忠清北道	1,506,608
忠清南道	1,995,531
全羅北道	1,862,277
全羅南道	1,929,836
慶尚北道	2,681,364
慶尚南道	3,196,953
済州特別自治道	559,258
	49,268,928



(韓国行政安全部「地方自治団体行政区域及び人口現況（2008.1.1 現在）」)

(3) 面積

約10万平方キロメートル（朝鮮半島全体の45％，日本の約4分の1）

(4) 首都

ソウル

(5) 言語

韓国語

(6) その他

別紙3（外務省ホームページ）のとおり。

2 司法に関する基礎データ

(1) 裁判所（法院）の種類

○大法院（日本の最高裁判所相当）

：ソウル所在。大法院長を含む13人の判事で構成。

○高等法院（日本の高等裁判所相当）

：ソウル，大邱，釜山，光州，大田に所在。

○地方法院（日本の地方裁判所相当）

：全国18か所に所在（支院40か所）。なお，ソウルには6か所の地方法院がある。第一審としてはほとんどが，単独判事が審理，判決。特に重要な一定の事件や市郡法院の控訴事件は合議で審理，判決。

○市郡法院（日本の簡易裁判所相当）

：全国101か所に所在。事物管轄は訴額2000万ウォン以下の少額事件，30日以下の拘留又は20万ウォン以下の罰金という軽微事件。

○家庭法院

：ソウルに所在（釜山・大邱・光州の3か所の法院の支院に家庭支院が置かれている。）。他の地域では地方法院が家事・少年事件を処理。地方法院と同審級。

○行政法院

：ソウルに所在。地方法院と同審級。

○特許法院

：大田に所在。1998年設置。高等法院と同審級。

○憲法裁判所

：ソウルに所在。1988年設置。違憲法律審判，弾劾審判，政党解散審判，権限争議審判，憲法訴願審判等の憲法問題を所管。

○軍事法院

：普通軍事法院（全国85か所に所在），高等軍事法院（ソウルに所在）。

(2) 法曹人口

① 弁護士数

○2009年現在：8,877人

○2012年6月現在：13,985人

(内訳)

○ソウル

：開業会員8,489人，準会員1,804人

(計10,293人・全体の約78%)

○京畿北部

：開業会員233人，準会員21人(計254人)

○仁川

：開業会員339人，準会員28人(計367人)

○京畿中央

：開業会員603人，準会員62人(計665人)

○江原

：開業会員92人，準会員19人(計111人)

○忠清北道

：開業会員103人，準会員25人(計128人)

○大田

：開業会員307人，準会員44人(計351人)

○大邱

：開業会員383人，準会員50人(計433人)

○釜山

：開業会員417人，準会員107人(計524人)

○蔚山

：開業会員115人，準会員15人(計130人)

○慶尚南道

：開業会員183人，準会員26人(計209人)

○光州

：開業会員256人，準会員52人(計308人)

○全羅北道

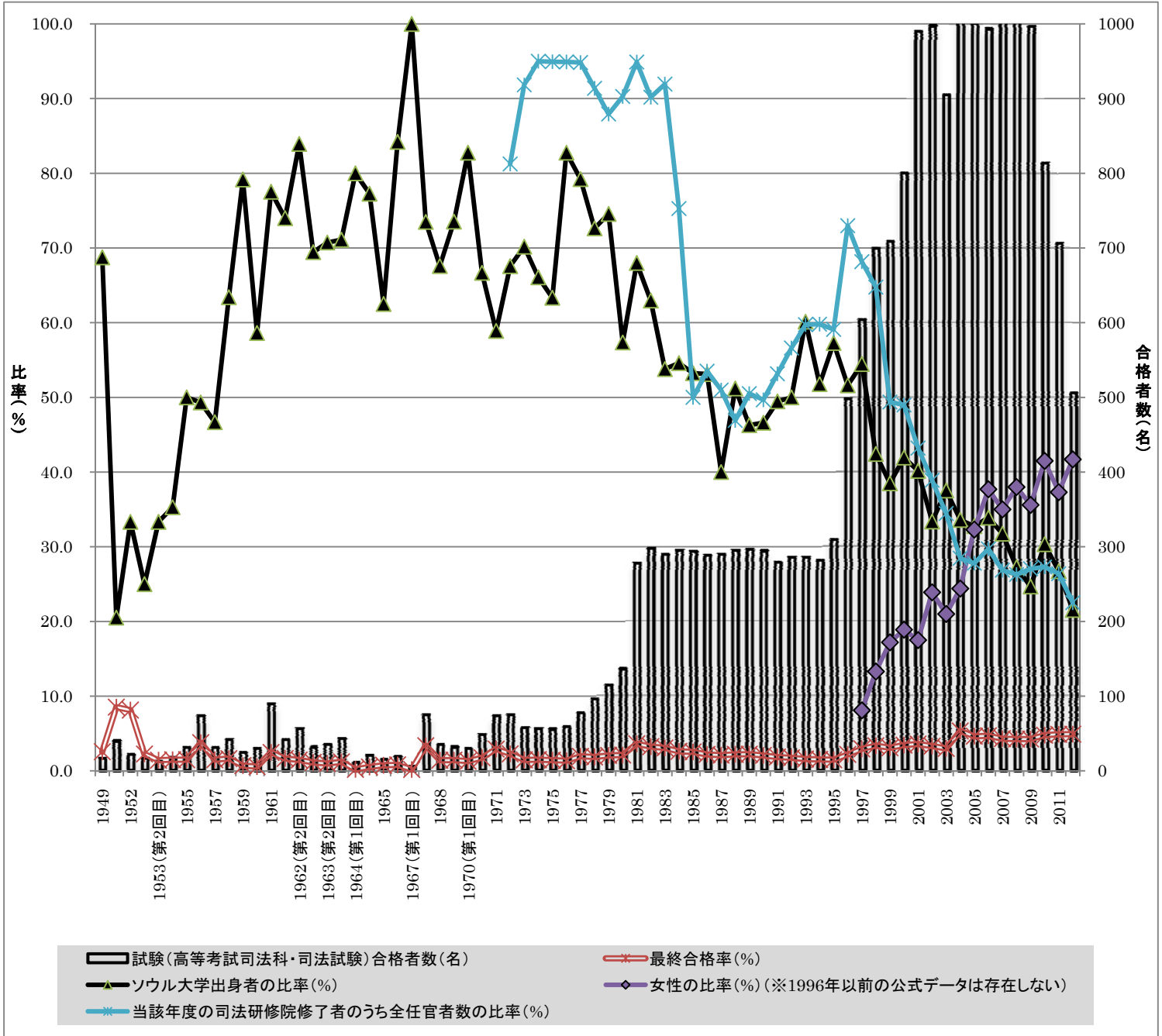
：開業会員135人，準会員27人(計162人)

○済州

：開業会員40人，準会員10人(計50人)

- ② 裁判官数 2009年現在：2,468人
- ③ 検察官数 2009年現在：1,724人

(3) 司法試験合格者と任官者数の推移



(4) 「経歴法官」(弁護士任官)任官者の状況

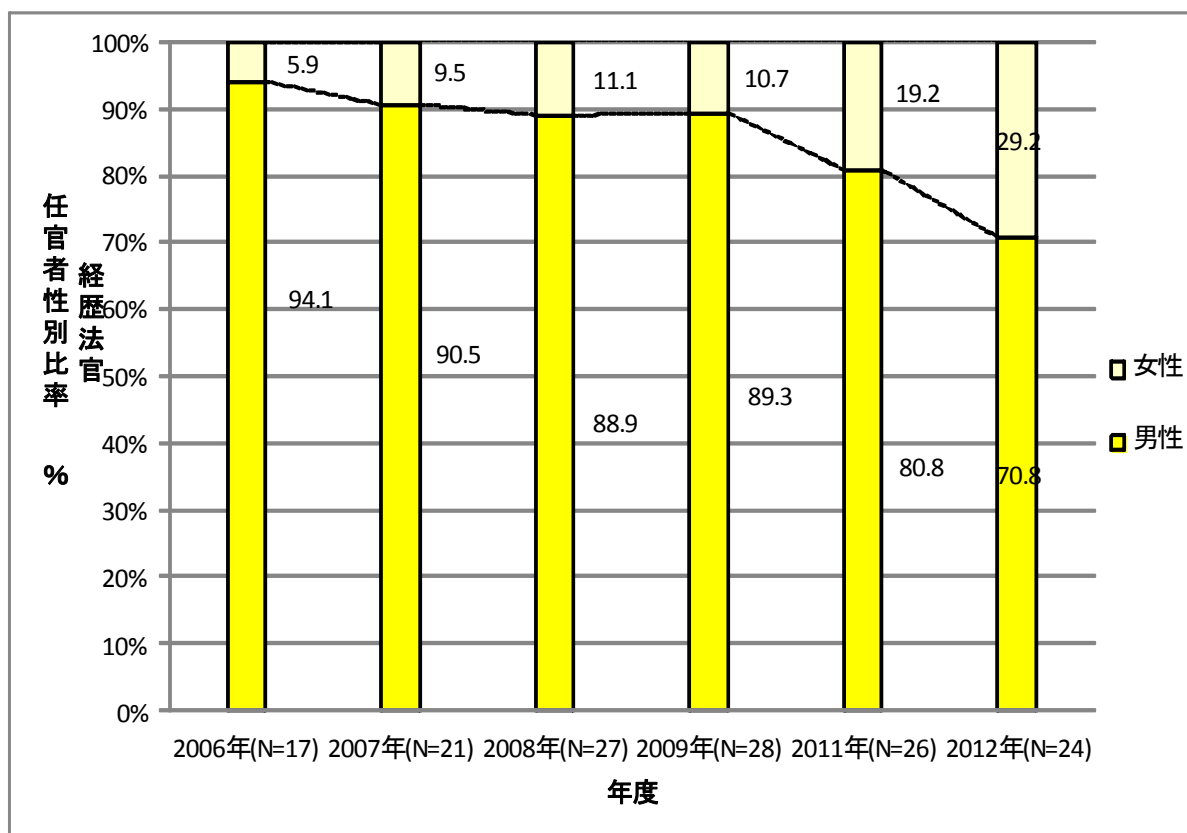
① 任官応募者, 任官者数の推移

	2006年		2007年		2008年		2009年	
	人数 (名)	比率 (%)	人数 (名)	比率 (%)	人数 (名)	比率 (%)	人数 (名)	比率 (%)
任官者数	17	-	21	51.2	27	-	28	36.8
応募者数	-	-	41	-	-	-	76	-
	2010年		2011年		2012年		合計	
	人数 (名)	比率 (%)	人数 (名)	比率 (%)	人数 (名)	比率 (%)	人数 (名)	比率 (%)
任官者数	-	-	26	29.9	24	25.3	143	-
応募者数	-	-	87	-	95	-	-	-

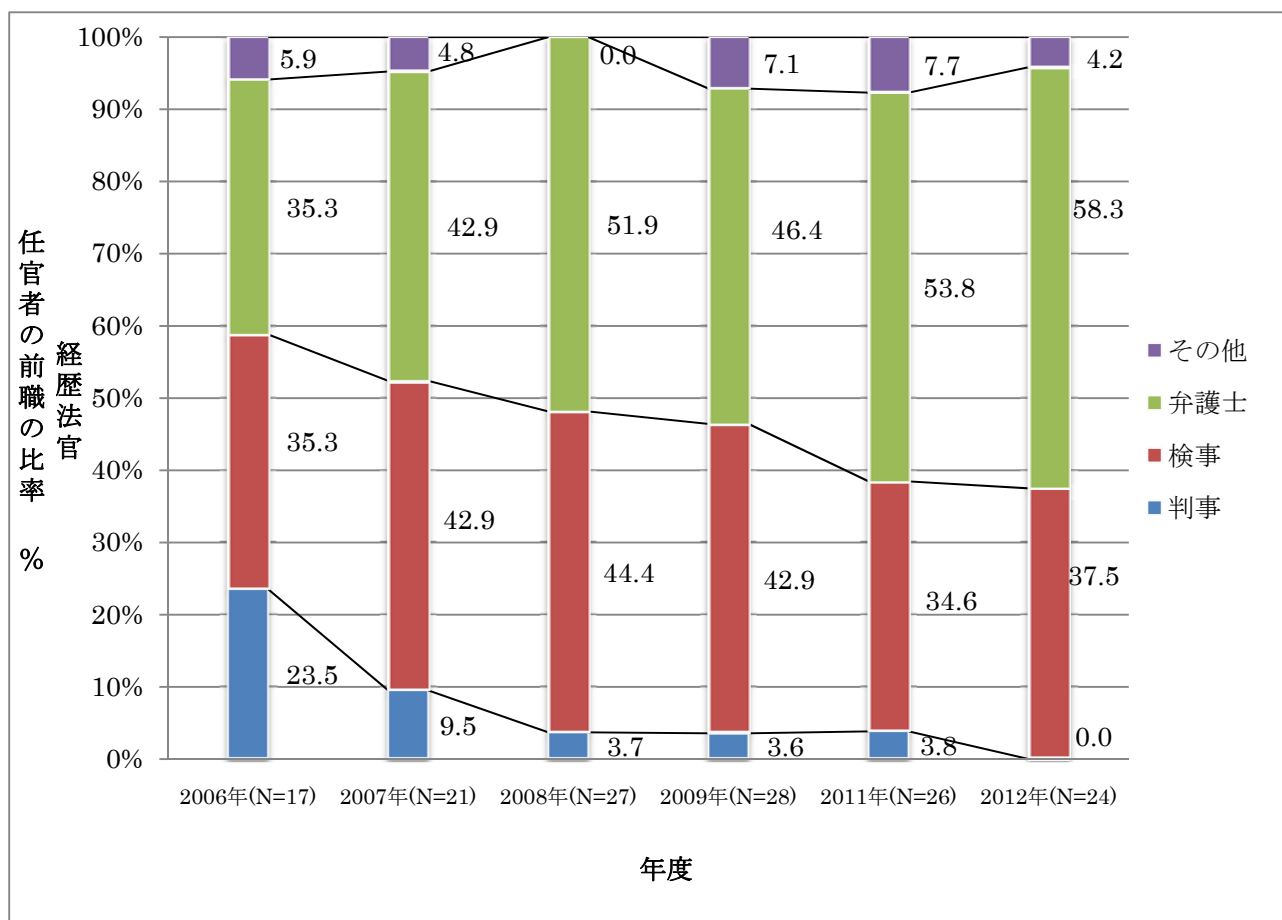
[注] 各セルで「-」のところ: データがないか計算不可能。

出所: 大法院「報道資料」各年度版

② 任官者の性別



③ 任官者の前職（直前職に限らない）



[注] 「大法院」ホームページの「報道資料」より集計。

- ・「判事」：同資料の備考欄で元判事と表記されている者。判事を退官して弁護士となり再び任官した者。
- ・「検事」：検事から直接判事に任官した者と，元検事である弁護士からの任官者が含まれる（割合は不明）。
- ・「その他」：憲法裁判所の憲法研究官，財政経済部（日本の経産省に相当）の公務員，労働部（日本の厚生労働省に相当）の公務員が含まれる。最も多いのは憲法研究官である。

調査団メンバー

調査団長 木津川 迪治	第一東京	弁護士任官等推進センター委員長
中尾 正信	東京	裁判官制度改革・地域司法計画推進本部本部長代行
入谷 正章	愛知県	弁護士任官等推進センター事務局員
坂元 和夫	京都	弁護士

法律事務所担当

小川 達雄	京都	弁護士任官等推進センター事務局員
長谷川 彰	京都	弁護士任官等推進センター事務局員
三木 恵美子	横浜	弁護士任官等推進センター事務局次長

大韓弁協「法曹一元化委員会」担当

今川 忠	大阪	弁護士任官等推進センター事務局長
狩野 節子	秋田	裁判官制度改革・地域司法計画推進本部事務局次長
作間 功	福岡県	弁護士任官等推進センター副委員長

金善洙弁護士(元司法制度改革推進委員会企画推進団長)担当

藤木 久	大阪	弁護士任官等推進センター副委員長
------	----	------------------

司法研修院担当

岩崎 光記	愛知県	裁判官制度改革・地域司法計画推進本部副本部長
間部 俊明	横浜	裁判官制度改革・地域司法計画推進本部副本部長

法務部法曹人力課(司法試験管理委員会・弁護士試験管理委員会)担当

中村 元弥	旭川	裁判官制度改革・地域司法計画推進本部事務局次長
脇田 喜智夫	京都	裁判官制度改革・地域司法計画推進本部副本部長
小原 健司	京都	裁判官制度改革・地域司法計画推進本部委員

大法院 法院行政処担当

明賀 英樹	大阪	裁判官制度改革・地域司法計画推進本部事務局次長
岡 文夫	大阪	裁判官制度改革・地域司法計画推進本部委員
田中 貴文	札幌	裁判官制度改革・地域司法計画推進本部委員
小池 純一	東京	裁判官制度改革・地域司法計画推進本部事務局次長

通訳協力者

金 哲敏	東京	弁護士
呉 知娟	ソウル	弁護士(大韓弁護士協会)
朴 炫貞		日本弁護士連合会情報統計室研究員・東京大学研究員

【別紙 2】

2012年11月韓国調査スケジュール

11月4日(日)出発		通訳
現地における事前打合せ		金哲敏 弁護士 呉知娟 弁護士 朴炫貞 研究員
11月5日(月)調査1日目		通訳
10:30 ~ 11:30	法律事務所(法務法人(有)太平洋)	呉知娟 弁護士 朴炫貞 研究員
13:00 ~ 15:00	大韓弁協「法曹一元化委員会」	金哲敏 弁護士 朴炫貞 研究員
15:00 ~ 17:00	金善洙 弁護士(元司法制度改革推進委員会企画推進団長)	呉知娟 弁護士 朴炫貞 研究員
11月6日(火)調査2日目		通訳
09:30 ~ 12:00	司法研修院(司法研修所相当)	呉知娟 弁護士 朴炫貞 研究員
14:00 ~ 17:00	法務部法曹人力課(司法試験管理委員会・弁護士試験管理委員会)	金哲敏 弁護士
14:00 ~ 17:00	法律事務所(法務法人チョンウ)	呉知娟 弁護士 朴炫貞 研究員
11月7日(水)調査3日目		通訳
10:30 ~ 12:00	大法院 法院行政処(最高裁事務総局相当)	金哲敏 弁護士 朴炫貞 研究員
13:00 ~ 14:00	法律事務所(法務法人SN)	金哲敏 弁護士



本文へ English リンクページ よくある質問集 サイトマップ

文字サイズを変更 あ あ あ

フリーワード検索

検索

詳細検索 検索方法

外務省案内 | 渡航関連情報 | 各国・地域情勢 | 外交政策 | ODA | 会談・訪問 | 報道・広報 | キッズ外務省 | 史料・公開情報 | 各種手続き・ご意見

[トップページ](#) > [各国・地域情勢](#) > [アジア](#) > [大韓民国](#) > 基礎データ

アジア

[アジア](#) | [北米](#) | [中南米](#) | [欧州\(NIS諸国を含む\)](#) | [大洋州](#) | [中東](#) | [アフリカ](#)



国名: 大韓民国 (Republic of Korea)



2013年3月現在

一般事情

1.面積

約10万平方キロメートル(朝鮮半島全体の45%、日本の約4分の1)

2.人口

約5,000万人(2012年現在)

3.首都

ソウル

4.民族

韓民族

5.言語

韓国語

6.宗教

宗教人口比率53.1%
(うち仏教:42.9%、プロテスタント:34.5%、カトリック:20.6%、その他:2.0%)
社会・文化に儒教の影響を色濃く受ける。

7.略史

3世紀終わり頃に氏族国家成立
三国時代(高句麗、百済、新羅)(4世紀頃～668年)
統一新羅(676年～935年)
高麗(918年～1392年)
朝鮮(1392年～1910年)
日本による統治(1910年～1945年)を経て、第2次大戦後、北緯38度以南は米軍支配下に置かれる。
1948年大韓民国成立。同時に朝鮮半島北部に北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)が成立。

政治体制・内政

1.政体

民主共和国

2.元首

朴槿恵(パク・クネ)大統領

3.議会

一院制 300議席 議長:姜昌熙(カン・チャンヒ)

4.主要閣僚

国務総理: 鄭ホン原(チョン・ホンウォン)

5.内政

2012年、12月19日の大統領選挙により、朴槿恵(パク・クネ)新政権が誕生した(2013年2月25日から任期5年)。

議席数(12月現在)

政党名	議席数
セヌリ党(与党)	152
民主統合党	127
統合進歩党	6
進歩正義党	6
無所属	6
空席	3
計	300議席

外交・国防

1.外交

2月25日に就任した朴槿恵(パク・クネ)大統領は、就任演説において確実な抑止力を土台に、南北の間に信頼を積み上げていく「朝鮮半島信頼プロセス」を進めていくとの抱負を述べた。就任に先立ち、大統領職引継委員会が発表した国政課題においても、韓米同盟を発展させ、日本、中国、ロシア等の周辺国との国防協力を強化していくとともに、北朝鮮の核問題等について国際社会と緊密に連携していくとしている。

また、就任演説においては、アジアにおける緊張と対立を緩和し、平和と協力が広がるよう米国、中国、日本、ロシア及びアジア、大洋州国家等、域内の国々により確実に信頼を積み上げていくこと、地球規模問題の解決にも貢献していくと述べている。

2.軍事力(2012年ミリタリーバランス及び国防部報道資料)

(1)韓国軍

(イ) 予算 32兆9,576億ウォン(290億ドル)

(※1ドル1134.6ウォンとして計算)

(ロ) 兵役 義務兵役制(21～24ヶ月)

(ハ) 兵力 陸軍52.2万、海軍6.8万、空軍6.5万

(2012年ミリタリーバランス及び国防部報道資料)

(2)在韓米軍

米国は、1992年以降、約3万7000人の兵力を朝鮮半島に維持してきた。2004年の米韓間の合意により、在韓米軍兵力1万2500人を、2008年までに3段階に分けて削減する予定であったが、2008年4月の米韓首脳会談において、2万8,500人である現在の水準に維持することで合意。

【別紙3】

また、漢江以北に駐留する第2歩兵師団等の在韓米軍を東豆川(トンドウチョン)と議政府(ウイジョンブ)に集約した後、それらを烏山(オサン)・平沢(ピョンテク)地域と、釜山・大邱(テグ)地域に移転する予定。

南北関係

(1)2000年6月、金大中政権下で史上初の南北首脳会談が開催され南北共同宣言が採択されて以降、南北間の対話と交流は活発化していった。盧武鉉大統領も、南北間の経済協力を通じて朝鮮半島の繁栄を図ろうとする「平和繁栄政策」を掲げ、積極的に南北関係を発展させる政策を実施し、2007年10月には二度目の南北首脳会談が開催され、南北間で経済協力の更なる拡大等に合意した。

(2)李明博前大統領は、「非核・開放・3000構想」を掲げ、北朝鮮による核の放棄と対北朝鮮支援を比較的明確に関連付ける政策をとった。北朝鮮はかかる李明博政権の姿勢に強く反発し、南北関係は停滞した。2009年8月、開城工団等の開発事業等を手がける現代グループの玄貞恩(ヒョン・ジョンウン)会長が訪朝し、金正日国防委員長と会談し、また、金大中元大統領逝去の際には、北朝鮮から弔問団が訪韓し、李明博大統領と会談したが、南北関係は進展の兆しを見せなかった。

(3)2010年3月、韓国海軍の哨戒艦「天安(チョナン)」号が黄海・白翎(ペンニョン)島近海で沈没。同年5月、「天安」号は北朝鮮の小型潜水艇から発射された魚雷攻撃により沈没したとの調査結果が発表されたことを受けて、韓国政府は、北朝鮮に対し、謝罪及び事件関係者の即時処罰等を要求した。同年8月、韓国政府は北朝鮮で発生した水害を受けてコメ5,000トンなどの支援を行う旨を発表したものの、11月に北朝鮮が韓国の延坪(ヨンピョン)島を砲撃すると、南北関係は再び緊張した。

(4)2011年に入ると、北朝鮮は南北対話を呼びかけるなど対話攻勢に転じたものの、5月末からは、李明博大統領を相手にしないとの声明を発表するなど強硬姿勢を鮮明にした。このような中で、7月と9月の2度にわたり非核化に関する南北対話が行われたが実質的な進展は見られなかった。

同年12月の金正日国防委員長の死去を受け、韓国政府は、金大中元大統領夫人の李妃鎬(イ・ヒホ)氏及び玄貞恩会長に限り弔問のための訪朝を許可したが、北朝鮮側は韓国側の姿勢に反発し、李明博政権を「永遠に相手にしない」旨改めて表明した。2012年に入ってから、北朝鮮は、李明博政権に対する激しい非難を続け、李明博政権下では南北関係の改善は実現しなかった。

(5)2013年2月に就任した朴槿恵(パク・クネ)大統領は、北朝鮮に核放棄を求めつつ、国際社会の責任ある一員となるよう促すとともに、確実な抑止力を土台に「朝鮮半島信頼プロセス」を一步一步進める旨述べており、今後の南北関係の動向が注目される。

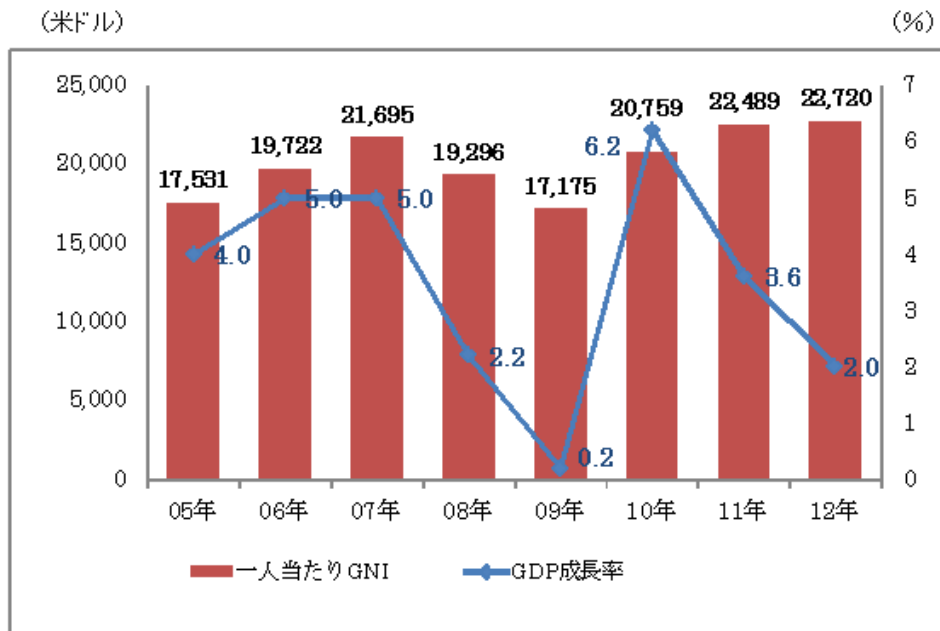
経済**1.主要産業**

電気・電子機器、自動車、鉄鋼、石油化学、造船

2.名目GDP

1兆1,162億ドル(2011年)

3.GDP成長率と一人当たりGNIの推移



(出典:韓国銀行)

4.失業率の推移

04年	05年	06年	07年	08年	09年	10年	11年	12年
3.7%	3.7%	3.5%	3.2%	3.2%	3.6%	3.7%	3.4%	3.2%

5.総貿易額

輸出:5,482億ドル(2012年)

輸入:5,195億ドル(2012年)

6.主要貿易品目

輸出:機械類、電気電子製品、化学工業製品、鉱産物、鉄鋼金属製品

輸入:鉱産物、電気電子製品、鉄鋼金属製品、機械類、化学工業製品

7.主要貿易相手

輸出:中国、米国、EU、日本、香港

輸入:中国、日本、EU、米国、サウジアラビア

8.通貨

ウォン

9.為替レート(2013年2月末)

1ドル=1,0854.4ウォン

100円=1,176.20ウォン

10.経済概況

(1)韓国経済は、2012年、建設、設備投資の減少、内需低迷などの影響で、経済成長率は2.0%となった。

(2)外需に大きく依存する経済構造。2012年の貿易収支は286億ドルの黒字であり、また、対日貿易は赤字が続いているが、2012年は日本への輸出が過去最大となり、対日貿易赤字は1.67兆円で2年連続減少した。

二国間関係

1.政治関係

韓国は我が国と、自由と民主主義、市場経済等の基本的価値を共有する重要な隣国である。近年、両国の関係は、一層の深みと広がりを見せており、将来に向けてさらに強固な友好協力関係を発展させることが、日韓両国のみならず、北東アジア地域の平和と繁栄にとって極めて重要である。2011年10月には、野田総理(当時)及び玄葉外務大臣(当時)が二国間会談のための初の外国訪問としてそれぞれ訪韓し、未来志向的な日韓関係の発展のため協力することで一致。2011年12月に、李明博大統領(当時)が訪日し、日韓首脳会談を実施。日韓関係には時折難しい問題が生じることもあるが、両首脳は、首脳レベルでの「シャトル外交」を頻繁に行っていくことで一致。2012年5月の日中韓首脳会議の際に日韓首脳会談を行い、北朝鮮のミサイル発射等を踏まえ、更なる挑発行為を防止するため日韓の緊密な協力を確認した。

他方2012年8月10日李明博大統領(当時)が竹島に上陸したことを受け、我が国は、竹島問題を法にのっとり平和的に解決するため、国際司法裁判所への合意付託等を提案、30日に韓国政府は、我が国提案を拒否した。

2. 経済関係

- (1) 日本にとって韓国は第3位の、韓国にとって日本は第2位の貿易相手国。日本側統計では、2012年の二国間の貿易総額は対前年比3.4%増の約8.15兆円。2012年の対韓投資額は前年比98%増の45.5億ドルと大幅に増加し(日本は第1位の投資国)、韓国の対日直接投資も前年比95.7%増の4.5億ドルに増加した。
- (2) 日韓の産業構造は似通っており(電子・電気機器、自動車、鉄鋼、船舶等)、産業内貿易が多くを占める。
- (3) 近年は、日韓両国間の貿易・投資の拡大に加え、第三国におけるプラント受注や資源開発を目的とする日韓企業間の連携が増大する等、両国の経済関係は極めて緊密。

3. 交流

- (1) 日韓間では、経済、文化、芸術、スポーツ等、幅広い分野で交流が進展。
- (2) 日韓間の人の往来は、約556万人(2012年)。
- (3) 姉妹都市提携数は、143組。(2013年1月)
- (4) 東日本大震災からの復興を目的とした「アジア大洋州地域及び北米地域との青少年交流(キズナ強化プロジェクト)」により、韓国との間で、約1,700人規模の交流を実施。また、新たにアジア大洋州地域との青少年交流「JENESYS2.0」を立ち上げ、韓国との間で、約4,400人規模の交流事業を実施する。

4. 在留邦人数

30,382名(2011年10月)

5. 在日当該国人数

545,401名(2011年、在日韓国人含む)

6. 要人往来(首脳)

(1) 往(2000年以降)

年月	要人名
2000年5月	森総理大臣
2001年10月	小泉総理大臣
2002年3月	小泉総理大臣
2002年5月	小泉総理大臣
2003年2月	小泉総理大臣
2004年7月	小泉総理大臣
2005年6月	小泉総理大臣
2006年10月	安倍総理大臣
2008年2月	福田総理大臣
2009年1月	麻生総理大臣
2009年10月	鳩山総理大臣
2010年5月	鳩山総理大臣
2010年11月	菅総理大臣
2011年10月	野田総理大臣

(2) 来(2000年以降)

【別紙3】

年月	要人名
2000年9月	金大中(キム・デジュン)大統領
2002年6月	金大中(キム・デジュン)大統領
2003年6月	盧武鉉(ノ・ムヒョン)大統領
2004年12月	盧武鉉(ノ・ムヒョン)大統領
2008年4月	李明博(イ・ミョンバク)大統領
2008年7月	李明博(イ・ミョンバク)大統領
2008年12月	李明博(イ・ミョンバク)大統領
2009年6月	李明博(イ・ミョンバク)大統領
2010年11月	李明博(イ・ミョンバク)大統領
2011年5月	李明博(イ・ミョンバク)大統領
2011年12月	李明博(イ・ミョンバク)大統領

7.主な二国間条約・取極

基本関係条約、漁業協定、請求権・経済協力協定、文化財・文化協定、在日韓国人の法的地位協定(以上1965年締結)、日韓航空協定(1967年)、租税条約(1970年)、大陸棚南部共同開発協定(1974年)、大陸棚北部境界画定協定(1974年)、科学技術協力協定(1985年)、原子力平和的利用協力取極、海難救助協定(1990年)、環境保護協力協定(1993年)、漁業協定(1999年)、犯罪人引渡条約(2002年)、投資協定(2003年)、税関相互支援協定(2004年)、社会保障協定(2005年)、刑事共助条約(2006年)、日韓図書協定(2011年)、日韓原子力協定(2012年)

[このページのトップへ戻る](#)

[目次へ戻る](#)

[法的事項](#) | [アクセシビリティについて](#) | [プライバシーポリシー](#)

Copyright©: 2013 Ministry of Foreign Affairs of Japan

第3 法曹一元制度の概要

1 制度導入に至る歴史的経過

(1) 前提としての歴史的、社会的背景

大韓民国では、2011年7月の法院組織法（日本の裁判所法に相当）の改正により、弁護士等の法曹経歴がある者だけから裁判官（法官）を採用する法曹一元制度（経歴法官制度）が導入されることになった。2013年から5年間は法曹経歴3年以上を任官要件とし、その後、任官要件の年数を順次引き上げていき、2022年からは法曹経歴10年以上の者のみから判事が採用されることになる。このような抜本的な改革が実現した前提として、韓国の歴史的、社会的背景を考えた場合、以下のような点が指摘できる。

まず、韓国における政治体制の変化（民主化）である。1910年の朝鮮併合より朝鮮半島は日本の統治下に置かれていたが、第二次世界大戦終戦後の1948年8月、李承晩を初代大統領とする国家樹立宣言によって大韓民国が設立され、軍事クーデター以来、長らく軍部独裁政権が続いた。1987年に軍部出身の盧泰愚大統領が民主化宣言を行い、1993年に金泳三を大統領とする文民政権が誕生して以降、韓国では政治の民主化が進められて現在にまで至る。

日本統治時代から軍部独裁政権時代にかけて、韓国の司法機関は権力側に連なる組織として捉えられてきた。今般の司法改革で重要な役割を果たした金善洙弁護士（盧武鉉政権下で司法制度改革推進委員会の企画推進団長を務めた）は、「司法も、軍部独裁政権の統治機能の一環を担っており、（政治の民主化により）当然に変革を迫られた。」と語っていた。政治の民主化以降、まず韓国の世界化を目指す改革が議論され、そこでは司法改革についても重要なテーマとして議論が進められたのである。

次に、韓国においては、司法に対する国民の多大な不満や批判があったという点である。

韓国の裁判所（法院）は、強固なキャリアシステムの下で裁判官が序列化され、閉鎖的な社会を構成しているということが指摘されてきた。韓国の裁判官はトップの大法院長から新任判事に至るまで全て順位を付けることができるといわれている。また、ソウル一極集中という実態もあり、司法試験及び司法研修院で優秀な成績を修め、ソウル所在の地方法院（日本の地方裁判所に相当）陪席判事に始まり、同単独判事、高等法院（日本の高等裁判所に相当）陪席判事、地方法院部長判事を経てソウル高等法院部

長判事となるのが最高の出世コースとされている。そのような高度に序列化されたキャリアシステムの中で、裁判官の多くは定年まで勤めることなく、出世競争に敗れた多くの裁判官が早期に退官して弁護士になるという実態もある。

このような韓国司法の特徴に対して、国民からは、権力側としての裁判所への批判に加えて、法曹界の閉鎖性、エリート裁判官による民心から乖離した判断、早期に単独判事となった若い裁判官に裁かれることへの不満、「前官礼遇」と呼ばれる慣行などに対する強い批判がなされていた。「前官礼遇」は、高度に序列化されたキャリアシステムの下で出席競争に敗れた裁判官が早期に退職して弁護士となり、後輩に当たる裁判官の担当する事件について有利な影響を及ぼそうとし、他方で後輩裁判官も退官した弁護士に配慮するという実態を示している。そのような過程で担当裁判官に対する贈賄といった事態があることも指摘されており、「有錢無罪・無錢有罪」という言葉すら国民の間で使用されていたほどであった（なお、検事についても同様の実態があったと言われている。）

前記の金善洙弁護士は、「裁判所への非難の核心は、裁判官が極度にエリート化・硬直化し民心から離れていること、司法試験に合格したばかりの若い裁判官がすぐさまジャッジをすることへの不安・不満『前官礼遇』、法曹人口が極度に少なく司法ニーズに対応できていないこと（特に国際化への対応不全）などがある。」と述べている。

なお、このような韓国司法の特徴、実態については、韓国の社会に長幼関係等の上下秩序を重んじる儒教思想が根を下ろしていること、すなわち儒教社会であることがその背景にあることがうかがえる。そのような背景の下での司法に対する国民の多大な不満や批判が、抜本的な司法改革につながったといえる。

以上に加えて、抜本的改革を可能にした要因として、裁判官という職が韓国社会において最高エリートと位置付けられている点も指摘できる。

軍部独裁政権下での司法試験合格者は極めて少数であり、そのほとんどが裁判官や検察官に任官していた。1970年代までは特に司法試験合格者数は極めて少なく、年数十人から100人程度であった。その当時、司法研修院修了生の9割程度が裁判官、検察官に任官しており、弁護士は、基本的にそれらの職を退官した者が開業するものとされていた。1980年代に入り司法試験合格者数は年300人程度へと増員されたが、その当時も司法研修院修了生の半数以上が裁判官、検察官に任官するという状況

だった。

1993年の金泳三政権以降、司法改革に着手されるようになったが、裁判官は、試験に合格することにより実力のみで権力機構に連なることができる地位として、エリートを目指す青年層を惹きつける職であったと考えられる。弁護士等の法曹経歴者（検事，大学教授も含む）からの任官制度は1990年代から行われていたが，当初の任官者は年1～4人程度とごく少数だった。しかし，2003年に大統領と大法院長（日本の最高裁判所長官に相当）との司法改革合意を経て弁護士等の法曹経歴者からの任官が進められ，近年は，毎年50人程度が応募して約20～30人が任用されるという状況で推移している（なお，任官者の中には検事や裁判官の経歴を有する者も半数近く含まれている）。そして，その中には大規模法律事務所に就職したものの裁判官志望に変更して応募する若年弁護士が相当程度含まれているということである。この人数は，弁護士会が積極的に弁護士任官運動を進めている日本と比べても相当に多く，韓国では，裁判官という職への魅力が日本より相当に大きいことが想定できる。

これは，法曹一元化という抜本的改革を可能とした一つの要因と把握することができる。

(2) 法曹一元化改革に至る経過

金泳三大統領時代（1993年～1998年）

1993年，新たに就任した大法院長は司法制度の改善に向けて「司法制度発展委員会」を設置した。同委員会は1994年に改革案を大法院に答申し，特許法院，行政法院，市・郡法院の創設，予備判事制度の新設と判事職務権限の制限（法曹経歴7年未満の判事は単独裁判ができず合議部の裁判長になれない）などの改革が実現された。

1995年，大統領の諮問機関として「世界化推進委員会」が設置された。同委員会と大法院長は，法曹人数の拡大，ロースクール制度についての検討依頼，「前官礼遇」など不公正慣行の改善を合意した。なお，司法試験合格者の増加などが提言されたものの，この時点では，法曹一元化は中長期的に実現すべき課題とされた。また，「前官礼遇」の抜本的な改善はなされなかった。

弁護士等からの任官者は1990年代を通して，年間1～4人程度にとどまっていた。

金大中大統領時代（1998年～2003年）

1999年，ソウル大学法学部出身の弁護士が経営する法律事務所の事

務長が、事務所の係属事件の担当判事と担当検事に賄賂を贈ったという事件の発覚を契機として司法に対する国民的批判が噴出した。このような状況を受けて、大統領の諮問機関として「司法改革推進委員会」が設置された。2000年、同委員会は、法曹の合理化・専門化・現代化、法曹不正の根絶など包括的な提言を行った。「前官礼遇」の根絶に関し、判検事の弁護士開業後、最終勤務庁にかかる刑事事件を合理的な期間は受任できないこととする改善方策が提言された。ただ、この提言を受けて具体的な裁判官制度改革が実現することはなかった。

盧武鉉大統領時代（2003年～2008年）

ア 2003年、弁護士出身の盧武鉉を大統領とする政権が誕生した。2003年に大法官（日本の最高裁判事に相当）の一人が空席となり、後任の大法官の人選が必要となった。これまで任命されてきた大法官のほぼ全員が法院長（裁判所長）などの経歴を有し、男性・ソウル大学出身・保守的という画一的特徴の人物だと言われている。当時の大法院長は、従来の慣行どおりにそれらの高位職出身者から選ぶことを考えていたところ、これに対する市民の反発が強かった。盧武鉉大統領も大法院の保守的な体制を批判し、大法官の選任システムの変更を主張した。このような対立状況の中、大法院長は、大法官人事はこれまでの慣例どおりにするが、今後の広範な司法改革作業をすることを大統領と合意した。

そして、この合意に基づく司法改革推進機構として、大法院に「司法改革委員会」が設置された。2004年、同委員会は、大法官推薦手続改革、法曹一元化と法官任用方式の改善について、それぞれ建議書を大法院長に答申した。

これに基づき、大法院は、2012年に新規任用裁判官の半数が5年以上の弁護士等法曹経歴者となるよう任官を進める法曹一元化計画を2005年に確定し、漸進的な改革が始まった。

イ また、2005年には大統領の諮問機関として「司法制度改革推進委員会」が設置され、更に、大法院改革、法曹一元化、法学専門大学院（ロースクール）構想、その他全般的な司法制度改革について議論が行われた。なお、本調査先の一つである金善洙弁護士は、「司法改革委員会」の委員であり、「司法制度改革推進委員会」で企画推進団長を務めた人物である。

その後の改革の状況

まず、ロースクール構想について、「司法制度改革推進委員会」での法

案作成をふまえて国会審議が行われ、2007年にロースクール設置法（「法学専門大学院設置・運営に関する法律」）が成立し、2009年3月に全国25の大学でロースクール（法学専門大学院）が開校した。

また、大統領と大法院長との合意に基づいて弁護士等からの任官を進める漸進的改革については、大法院長が約束したような任官者数には達しなかった。毎年の任官応募者数は40～90人程度であり、2005年の任官者数は17人、2006年17人、2007年21人、2008年27人、2009年28人、2010年18人、2011年26人と、毎年の判事任官者約100人の約20～30%にしか達しなかった。応募者数のうち任官する比率は年によって異なるが25～50%程度であった。このようなことから、大法院の任用に任せては弁護士等からの任官が増えず制度改革が進まないと認識され、李明博政権の2011年7月、法院組織法の改正により全面的な法曹一元制度が採用されるに至った。この法曹一元制度（経歴法官任用制度）の形態としては、法曹経歴3年以上5年未満の短期法曹経歴者任用（2017年までの限定的運用）、法曹経歴5年以上の一般法曹経歴者任用、法曹経歴15年以上の専任法官任用（法官人事規則11条の2）がある。専任任官者は主に少額訴訟を担当することとなっている。

また、2012年にロースクールの卒業生に対して新設された弁護士試験が実施されるとともに、現行の司法試験は合格者数を縮小して2017年を最後に廃止されることが決められた。そして弁護士試験の合格者が弁護士として開業するためには6か月間の弁護士事務所での研修ないし大韓弁協（日本の日弁連に相当）での研修を受けることが必要とされ、他方で司法試験合格者に対する司法研修は、2017年の合格者に対する研修を最後に廃止されることになった。

小括

以上のとおり、韓国では、政治の民主化以降、司法全般的な改革論議とその実行が20年にわたって続けられてきた。

金泳三政権下で司法改革に関する議論が始まり、金大中政権下では1999年の法曹不正事件に端を発した改革論議がなされたが、具体的な改革として実現することはなかった。盧武鉉政権下では、大法院長との改革合意に基づく諸改革の論議がなされ、ロースクール制度が実現した。法院改革に関しては、全面的な法曹一元化ではなく、一定期間をかけて任官者のうち弁護士等の法曹経歴を有する者を半数以上にすると漸進的な改革

が合意されたが、結局、それが達成されることはなかった。そのため、李明博政権下で全面的法曹一元化の法院組織法改正に至った。

このような法曹一元化改革に関して、金善洙弁護士は、「決して短時間で変革が実現したのではない。政治的背景として民主化革命、裁判所に対する大きな社会的不満、1999年の裁判所のスキャンダルがあり、それに盧武鉉大統領の強い意志が組み合わさって大きな裁判所改革が実現した」と語っており、民主化以降の歴代大統領のリーダーシップの下で法曹一元化改革の実現にまで至ったのであった。

2 法曹一元制度全体の概要

(1) 韓国のこれまでの裁判官制度

韓国のこれまでの裁判官制度は、先に述べたような強固な中央集権的キャリアシステムであった。判事として任用されるためには司法試験成績及び司法研修院成績席次が決定的に重要であると言われ、また、約2500人の判事は、大法院長（最高裁長官）をトップとして最も下位の初任判事まで全て順位を付けて一列に並べられるような序列社会となっていた。

従前は、判事は大法院長が大法官会議の同意を得て任命（法院組織法41条改正前）していた。司法研修院で研修を修了した者からの任命がほとんどで、弁護士等からの任官制度は1990年代にスタートしたが、当初はごく制限的であった（年1～4人程度）。2003年の大統領と大法院長との合意以降、年間100人程度の任官者のうち弁護士等の法曹経歴者からの任官は20～30人程度に増加したが、2012年までに任官者の半分以上を弁護士等からの任官者とする約束された数には達しなかった。

判事の補職は大法院長が行い、一勤務地で約2年勤務することになっており、循環勤務制と言われる。1年で半数の判事が交替することになる。

司法行政事務は、法院行政処（日本の最高裁事務総局に相当）を大法院に置き管掌していた（法院組織法19条）。法院行政処長は最高裁判事の中から大法院長が任命し（法院組織法68条）、法院行政処に配置されるのは、判事のなかでも最高のエリートであると言われ、判事の人事権を掌握していた。

国民からは、若すぎる裁判官が結論を出すことや「前官礼遇」問題、「有錢無罪・無錢有罪」という言葉に象徴される腐敗現象に対し、批判が強かった。

(2) 今回導入されることになった法曹一元制度

2012年までに弁護士等からの任官者を半数以上にするとの大統領と大法院長の合意を達成できなかったため、大法院には任せては弁護士等からの任官者が増えず制度改革も進まないとの声が強まり、李明博政権下の国会で2011年7月に法院組織法（裁判所法）42条2項を改正し、2013年から法曹一元制度を採用していくことになった。

厳格な序列主義の弊害や、社会経験や法曹実務経験に乏しい人物が、司法試験の点数と司法研修院での成績だけで判事となるという従来のキャリアシステムから発生する構造的問題を、根本的に解決できる唯一の代案として提示され採用された。

3 法曹一元制度の現段階の内容

(1) 判事の給源の改革

前述のような経過で、法曹一元制度が2013年から導入されることになった。判事の給源は全面的に変更され、司法研修院修了や弁護士試験後に直接判事になることはなくなり、キャリアシステムは廃止されることになる。根本的に制度を変えようとする大改革である。これまでの裁判官制度に対する国民の批判の声も強く、法律で決められた以上、裁判所としても受け入れざるを得なくなっているのである。

2013年1月からは判事は10年以上の法曹経験者から任用するものとしているが、任用のために必要な法曹経験の年数に関しては経過規定が置かれている。

2013年1月～2017年12月に任用する場合は3年以上の経歴

2018年1月～2019年12月に任用する場合は5年以上の経歴

2020年1月～2021年12月に任用する場合は7年以上の経歴

2022年1月1日以降は10年以上の経歴を要する

1年につき100人程度の判事任官が可能となる応募者があるかという質問に対しては、韓国における裁判官の地位の高さから多数応募するのではないかと、ロークラーク出身者が一時期弁護士になってその後多数任官していくのではないかと、当面今後3年間は軍法務官経験者（研修院修了後、兵役として軍法務官勤務を3年行う者）からの任官者数十人と弁護士等からの任官者とあわせて充足し、制度が定着していく中で弁護士任官者数も増加するのではないかなどの回答があった。ただ、法院行政処（最高裁事務総局）では、今後必要となる任官者数や優れた人材の確保の点で懸念を抱き、10年の法曹経験が必要というのでは長すぎるからこれを5年程度に短くするよう法改

正を国会に働きかける必要があるとの見解を持っているようであった。

なお、2011年7月の法改正時に既に司法研修院に入っている者には任官の期待を奪うとして、その限度で違憲との部分違憲判決が憲法裁判所で2012年11月に出された（この判決の違憲部分の対象者は2013年2月司法研修院を修了する者のみとなる）。この点、既に進路を決めている者も多く、どの程度の影響が出るかはまだ不明であると報じられていた。

(2) ロークラーク（裁判研究員）制度の導入

弁護士試験合格者に対し、すぐにロークラークとして裁判所が登用する制度が2012年1月から施行されている。2012年1月から2017年12月までの採用は任期2年の範囲で期間を定めて採用することとなっており、それ以降は任期は3年の範囲とされている（法院組織法53条の2）。

2022年までは定員は200人の範囲で大法院規則で定めることになっており、2012年はソウル高等法院管内で約60人、太田・大邱・釜山・光州各高等法院管内に各約10人採用されており、合計約100人のロークラークが存在する。

ロークラークは合議体には入れず、研修を受けて判決作成の手伝い（事件検討報告書の作成）等を行っている。実際にそのような職務を行うことと、将来の判事候補として教育し、優秀な人材を予め確保しようという2つの役割を追求する制度と思われる。

(3) 任用制度の改革

2012年1月に施行された法院組織法の改正（改正は2011年7月）により、判事の任命に法官人事委員会の審議を経ることが必要となった。再任についても同様である（以上、法院組織法第41条3項、第45条の2第1項）。法官人事委員会は改組され、11人構成となって外部委員も多数加わることとなった。法官3人、法務部長官（法務省）が推薦する検事2人（ただし、判事新任の際のみ。）、大韓弁護士協会長が推薦する弁護士2人、韓国法学教授会会長と法学専門大学院協議会理事長が推薦する各1人の法学教授、有識者で弁護士の資格のない人2人（内1人以上は女性）を、大法院長が任命することとなった（以上、法院組織法第25条の2）。

この法官人事委員会の任命過程で実際に果たしている役割については、今回の調査では担当者や委員から直接聞けず判明しなかった。今後の弁護士経歴者任官やロークラークを経由して他の法曹職についた上での任官で、この委員会が果たす役割を継続して調査する必要がある。

また、弁護士からの任官応募手続に関し、大法院からの要請を受けて、大

韓弁協は「法官任用志願者評価指針」を作成した。大韓弁協は、この指針に基づいて任官応募者の評価を行い、大法院に評価意見を提出している。

(4) 人事制度の改革

人事評価については、2012年1月に施行された改正法院組織法44条の2により、内容が従前よりは詳細に法定された。大法院長は評定するために公正な評定基準を備えなければならないこと、評定基準において、勤務成績評定には事件処理率と処理期間、上訴率、破棄率及び破棄事由などが含まれるようにすること、資質評定には誠実性、清廉性及び親切性などが含まれるようにすることが定められた。また実施した結果を連任、補職および転補などの人事管理に反映することも定められた。

それを受けて法官人事規則が改正され、人事評価については、事前に評定結果告知申請がなされておりその評定結果が不良な場合、結果の要旨を告知するという制度を導入した。評定資料提供を要請すれば、写しを交付することになっている。そして評定に異議があれば意見書を出すことができ、評定者にも意見書提出の機会を付与することができる。その上で、評定書と一緒に意見書が保管されることになる。

しかし、人事評価は人事制度の一部でしかなく、転任の問題、地裁・高裁の配属の問題等、重要な人事制度をどのようにしていくのかという課題が残っている。検討項目として既にあがっているのは、弁護士任官との関係で給与を増額できるか、一審と二審を二元化できるか等であった。今後更に検討していくようであるが、今回の調査段階では明確にはなっていなかった。

そういった中で、循環勤務制を一部変更することになる制度が既に2つ実施されていることを注目したい。

1つ目は専担法官制度で、在職期間中、特定裁判事務だけを担当する裁判官を置くことができるとし、この裁判官は特別な事情がない限り他の法院に転補されないことになっている。法曹経歴15年以上の者をあて、主に少額訴訟を担当することとなっている（法官人事規則11条の2）。

2つ目は地域法官制で、ソウル首都圏以外の地方では、本人の希望により同一地域で10年間執務できる制度が行われている。10年経過後は撤回もできることとなっている。この地域法官制は、法律や規則ではなく、内部的な人事運営の基準として運営されているとのことである。

(5) 国民からのチェック

(1)及至(4)で記載した改革がどの程度実質的に進んでいくかということについて、国民からのチェックが必要だとの意見を司法制度改革推進委員会企

画推進団長として改革を担当した金善洙弁護士が述べていた。

韓国の国民から司法へのチェックとして有名なものとして、参与連帯という団体の司法監視センターがある。国民参与制（日本の裁判員制度と戦前の陪審制度の中間的なもの）に対するチェックや、裁判官評価をして発表するなどかなりの影響力を持っている。

裁判官制度の変革を法曹の中だけで見るのではなく、国民からのチェックの視点で考察していくことは重要であろう。日本においても、その点についての取組が重要である。

4 他の組織・制度の状況（法曹一元化による変化，影響を含む）

(1) 司法研修院（日本の司法研修所に相当）

韓国の司法研修院は1971年に設立され、司法試験合格者が法曹となるまでの司法実務教育をその主たる任務としてきた。

韓国では、1980年頃までは司法試験合格者が年間100人未満に抑えられており、その後も1995年までは年間合格者は約300人であり、1980年代中頃までは司法試験合格者の9割以上が裁判官と検察官に採用されていた。そのため、司法研修所での司法実務教育も、裁判官及び検察官の養成教育と評価すべき状況にあった。

韓国では、民主化が始まった当初から各分野において世界化（グローバル化）への対応が叫ばれていた。1995年、司法の分野においてもグローバル化を見据えて米国のロースクール制度を導入すべきという声もあったが、その時点では、弁護士会を含む法曹界の反対があり、ロースクール制度は実現しなかった。大法院と世界化推進委員会（大統領直属）は、ロースクール制導入は断念したものの、次のような法曹養成に関する改革方針を発表し、実行に移されることとなった。

ア 1996年に司法試験合格者を500人（それまでは約300人）、以後、毎年合格者を100人ずつ増やしていき、2001年に1000人とする。

イ 司法研修院での司法研修について弁護士養成教育を強化する。

この司法試験合格者の増員が色々な波紋を生むことになった。合格者増は受験生の増加を生み、大学の司法試験受験塾化が激しいものになった。受験生の高齢化も進み、受験生約3万人、年齢30～35歳という事態を生み出した。若年からの受験対策により、社会分析能力等の不足も顕著になってきた。司法研修院も、判例を重視した裁判官

・検察官教育を脱し切れず、弁護士が新たな判例を勝ち取るという弁護士養成を目的とした教育はほとんどなされていなかった。

その後の大統領の政治的決断と大法院の協力により、2007年にロースクール設置法が成立し、2009年3月に全国25校が開校した（第1期生の卒業は2012年3月）。ロースクールを卒業して弁護士試験に合格した者に対する司法研修は廃止され、弁護士試験合格者を採用した法律事務所ないし大韓弁協が6ヶ月間の研修を行うことになった。

他方、現行の司法試験は、合格者を順次減少させていき2017年を最後に廃止されることが決まっている（2013年以降の毎年の合格予定者数は300人、200人、150人、100人、50人。）

以上の改革内容からすれば、法曹教育は一次的にはロースクールが、二次的には弁護士試験合格者を採用した法律事務所ないし大韓弁協が担い、司法研修院の役割は大幅に縮小していくことになるはずである。

しかし、現在のところ、各地のロースクールが弁護士養成のための実務教育を十分になし得ているとは言い難い。司法研修院では、講義テキストの開発と提供、夏季及び冬季休暇中のロースクール生に対する研修過程の運営の他、教官をロースクールに派遣して実務教育を行わせている。また、弁護士試験合格者に対する研修、とりわけ大韓弁協の研修についてはそのプログラムの半分近くを司法研修院や裁判所裁判長が担当している。

このように、韓国においては、司法実務教育を担当すべき各組織や機関の力量が十分ではないために、ロースクール制度と司法研修廃止が決まった現在においても、司法研修院が司法実務教育において重要な役割を果たしている。

(2) 司法試験・弁護士試験

韓国における現行の司法試験は、徐々に合格者を減らしながら、2017年を最後に廃止されることになっている。この試験の主体は、司法試験管理委員会で、事務局は法務部の法曹人力課に置かれている。

これに対し、2007年に成立した法学専門大学院設置・運営に関する法律により、2009年3月に法学専門大学院（ロースクール）が開校し、その卒業者のみに受験資格を与える弁護士試験がスタートした。こちらは司法試験管理委員会とは別組織の弁護士試験管理委員会が行うもので、両委員会の考査委員の人的構成は異なる（一部兼任）が、事務局は同じ法曹人力課のメンバーが担当している。

韓国の新しい法曹養成制度を日本と比較した場合の大きな特徴は、入学

定員を各ロースクール合計で2000人と厳密に絞った上で合格者の目標値を1500人と公表して合格率の維持を図ったこと、ロースクールを設置した大学については法学部を廃止したこと、予備試験制度がないこと(予備試験に関する法案は提出されたが、国会で否決された経緯があり、今年以降に予備試験の可否について再度議論しようという合意があり、日本の状況を大いに注視している。)、司法試験合格後に司法修習は行わないことである(弁護士等としての研修期間はある。裁判所は法曹一元化される以上は修習維持に固執する理由がなかったようである。)

試験科目は公法系・民事系・刑事系・選択科目というところは日本と同じだが、韓国では法曹倫理の試験がある(但し、法曹倫理については合否判断のみで、一度合格すれば弁護士試験全体としては不合格でもその後は免除される。)。選択科目は、国際法・国際取引法・租税法・知的財産法・経済法・環境法・労働法の中から1科目の選択で、従来の司法試験の選択科目から法哲学と刑事政策が削られ、環境法が加わった。なお、韓国では従来の司法試験でも行政法が必須科目なので、その点の新味はない。受験回数制限は卒業後の5年間で5回受験可能と、日本よりも緩和されている。

第1回の弁護士試験は、2012年2月に実施され、同年3月に合格発表がなされた。ロースクール定員2000人中、1665人が受験し、1451人が合格し、87.15%の合格率となった。事前に法務部は、ロースクールで厳正な成績管理が行われることを前提に1500人以上合格させる、と方針を公表していたが、実際には受験者が予想より少なかったこともあり今後の運営を考慮して1500人を少し切った数で落ち着いた。ロースクールの定員に対して受験者数が少ないが、日本的な「受け控え」というよりも、定員との人数差の330人余のうち、約100人は退学者、残りの約230人の大半が落第者だろうとのことであった。合格最低点は1667点満点中の770点だったとのこと、この結果については、従来の司法試験で合格した若手弁護士からの強い批判が出ていると訪問した法律事務所などで耳にした。日本で行われている考査委員の採点雑感公表のようなフィードバックは、不必要な議論を誘発して試験の中立性を害するとの考えと、考査委員を矢面に立てさせないとの配慮のために想定していないとのことであった。1500人という目標値は、韓国での法曹の市場規模・成長を見越してシミュレートした1600~1800人という数字を前提に決定したもので、ロースクール制度を定着させるために

は70～80%の合格者を出すことが必要という理由もあるそうだ。今年の第2回試験についても既に合格者1500人という指針は発表されているが、2014年以降は、ロースクール教育の状況や弁護士の社会進出状況、社会的需要を見ながら方針決定するとのことであった。

韓国でも、日本同様に弁護士試験の結果は個人に公表されるはずだったが、直前に法案が修正され、弁護士試験の成績は「何人にも」公開しないという法律になった。したがって、同じ法務部の検察官採用の部署にも開示していないし、今後の裁判所の裁判官やロークラークへの採用の判断材料に提供されることもないとのことである。その理由は、弁護士試験が実務家としての能力を備えているかどうかを点検するための試験であることに加え、個人の成績開示はロースクール間の競争をあまり、試験学習重視、実務教育軽視になって現場が混乱するという理由だそうである。今、それに対して、地方のロースクール出身者（事情でソウルのロースクールに行けなかった者）が、むしろ就職難の中、ロースクールの格付けで選別されて不利になる、という不満が増幅し、成績不開示は憲法違反であるという訴訟が憲法裁判所に起こされているとのことである。

この成績開示についての取扱が今後どのようなようになるかは予断を許さないが（韓国の憲法裁判所は積極的に違憲判断をすることがある。）、このままの状況が続けば、日本のように10年以内の（場合によってはそれ以後も）弁護士任官について二回試験等の成績を理由に不採用とされるような事態が抑止され、純粋に実務家としての実績によって任官者が選考されることになると考えられる。しかし、法曹一元化後の裁判官任用を透明化するための具体的なシステムはまだ決められていない。

(3) 弁護士会

次に、大韓弁協（日本の日弁連に相当）や地方弁護士会について見ると、2011年までの弁護士任官（部分的法曹一元）においても一定の役割を果たしていたことが指摘できる。具体的には、大法院から大韓弁協に対し、裁判官任官に応募した法曹経歴者に関する意見照会が行われており、大韓弁協は、大韓弁協や地方弁護士会の持っている資料を基に意見を出してきた。大法院自体は応募者から文書を提出させるなどして評価のためのかなり詳細な資料をもっているが、そのような応募者からの「自己紹介」について、大韓弁協に補充的に確認を求めるものだった。大韓弁協側は、懲戒履歴程度ならすぐにわかるが、その他の専門性や全体的評判、業務の能力などを評価するための資料は不足している実情であった。

全面的法曹一元化を決めた改正法院組織法の成立後、2012年7月の大法院との懇談会において、大法院から、大韓弁協に対し、2013年からの全面的法曹一元化に関し、法曹経歴者からの応募者の評価ができるように、合理的な推薦基準案を出してほしいとの要請があった。そのため、大韓弁協では、2012年8月13日の常任理事会で法曹一元化委員会を発足することを決定した。同委員会は、数回にわたる会議とABA（アメリカ法律家協会）から任官推薦のための資料を検討し、「法官任用志願者評価指針」（以下「評価指針」という。）を作成した。

大韓弁協では、同年10月から同指針に基づいて任官応募者の評価を行い、その意見を大法院に提出している。それまでに活用されてきた資料だけではなく、集中的なインタビューを実施した上で意見を提出したとのことである。

評価指針は、11項の条文と附則で構成されている。その内容は、目的・評価基準・評価のレベル・評価資料・面談・面談委員の構成・面談委員の回避・評価資料をメインと補充的とに分けるランク分け、公正審査のための義務・秘密を守る義務・評価書の作成である。幾つかの点について更に具体的に述べると下記のとおりである。

ア 評価基準

専門性・正義感・均衡感覚・公正性・清廉性・誠実性・倫理性・奉仕性・コミュニケーション能力・一般的な評価の点を見て、「優秀」、「適格」、「不適格」の3段階で評価する。

過去に1件だけ、懲戒がかなりあったケースで「不適格」との意見を出したことがあるとのことである。

イ 評価資料

基本的には、応募者が所属している弁護士会の資料と大韓弁協が持っている資料である。義務研修の履修履歴、懲戒等に関する資料、専門分野登録についての内容、公益活動についての資料などである。このほかにも、応募者から、履歴書、自己紹介書、事件受任履歴内訳、論文目録、法曹倫理協会に提出した特定弁護事件の内訳も提出してもらう。裁判を担当した判事や相手方弁護士といった第三者の意見を資料とするかについては議論になったがまだ採用されていない。

ウ 面談・面談委員

従来は大韓弁協や地方弁護士会の資料を基に意見を提出してきたが、今回、評価指針を策定するにあたって、応募者に対する面談が導

入された。面談時間は30分である。

面談委員は全員が弁護士であり、市民委員はいない。中心となるのは法曹一元化委員会の委員である。5年以上の経歴の応募者には面談委員が3人で、長期経歴者（15年以上）については、2人の面談委員が面談する。

大韓弁協が評価指針に基づいて大法院に提出した応募者に関する意見は、大法院では参考資料とされているようであるが、現時点では大韓弁協の意見が任用可否の結果にどのように影響しているかは不明である。

大韓弁協は、全面的法曹一元制度の下では大韓弁協の評価が重要な資料として活用されるべきと考えている。大韓弁協が目指すのは、法官任用志願者がまずは大韓弁協の選考を経て選考される制度とのことである。弁護士任官に関する上記手続が今後どのようになっていくかは継続して注目する必要がある。

また、韓国における法曹一元化の課題として、弁護士時代の職務上のつながりなどを裁判官になって断ち切ることができるのか、それを国民に信じてもらえるかという点がある。そのためには、「裁判官としての高い人格、清廉さや適切な職業倫理意識、豊富な法律知識、長期間にわたる弁護士活動を通じて得た豊かな裁判経験、一定年齢にいたるまでの人生経験」を備えた弁護士を裁判官として任用する必要がある。そのための資料を十分収集できるか、面談しても表面的でない評価ができるかといった、評価指針に基づく意見の信頼性が今後問われると思われる。

また、年間100人の任官志願者、それも大ローファームなどからの志願者に限らず、評価基準で優秀とされる志願者を確保できるかが今後の課題となろう。

(4) 法律事務所（弁護士）

本調査では、「太平洋」、「CHUNWOO（チョンウ）」、「SN」の3か所の法務法人（日本の弁護士法人に相当）を訪問した。

太平洋は、弁護士262人、外国弁護士38人、会計士・税理士20人、弁理士16人が所属する韓国第2の規模のローファームである。

チョンウとSNはほぼ同じ規模の事務所で、チョンウの所属弁護士数は10人、SNの所属弁護士数は8人である。

いずれの事務所でも、法曹一元制度自体については積極的に評価しており、弁護士経験を経てから裁判官になることは有意義であるとの受け止め方であった。

ただし、自分の事務所から任官者を輩出していくかということについては、チョンウとS Nは消極的であった。他方、太平洋では、事務所の方針として「人材養成」を掲げており、今後はこれまでの弁護士養成に加えて裁判官養成についても努力していきたいとの回答が得られた。太平洋は、これまでの弁護士任官制度の下で4人の任官者を出した実績がある。

そのような姿勢の太平洋ではあるが、パートナー弁護士が任官する可能性については否定的であった。その理由としては、任官した場合には陪席判事からスタートしなければならないが、パートナー弁護士レベルだと同年齢の判事は部長判事になっており、自分の同級生が部長判事をしているところに陪席として入るのには抵抗があるからだということであった。

チョンウとS Nが任官者を輩出することに消極的な理由としては、能力のある弁護士を失うことは事務所としてマイナスであるという率直な考え方であった。また、弁護士としての仕事が充実していて、子どもの教育費もこれからかかるという世代の弁護士が任官を志望することはないのではないかということも言われた。どちらの事務所の所長も、異口同音に弁護士としての引退を考える年齢になれば、公益活動として任官を考えても良いと発言された。

このような話を聞くと、年間100人の判事を弁護士から輩出していけるのか疑問に思うのだが、いずれの事務所でも、全く心配していなかった。もともと司法試験を目指すのは裁判官になりたいからというものが多く、これまでは試験の成績で決められていたのが、弁護士としての仕事ぶりを見て判断されるという制度に変わるだけなので、裁判官になる層に変化が出ることはあるが、人数的に不足になることは考えがたいようだ。

従来の弁護士任官についても、韓国では応募者は多数おり、その中から適任者を選抜して、20人～30人が任官していたが、日本の場合、応募者が少ない中で何とか毎年一桁台の任官者を輩出していると聞いているとの指摘を受けた。やはり裁判官になりたいという層の厚みが我が国とは異なるようだ。

ところで、我が国でも任官の障害と考えられる仕事の引継ぎについて質問したところ、太平洋では、依頼者との対応は1人のパートナーに複数のアソシエイトを加えてチームで行っているため、そのチームのアソシエイトが1人抜けても対応できるという答えが返ってきた。

これに対し、チョンウとS Nでは、依頼者と弁護士とは個人的な信頼関係が鍵となっており、弁護士同士でうまく仕事を引き継ぐことができても

依頼者との信頼関係を保つことができないことが懸念されるようである。個人事務所では同期の弁護士や友人に引き受けてもらうことになるが、依頼者が不満を述べる場合は弁護士報酬の一部を返金することもあり得ることであった。

いずれの法律事務所でも、法曹一元により判事希望者が不足することに対する懸念は出なかった。

確かに、当初5年間は、法曹経歴3年以上という要件であり、軍法務官経験者やこれまでの弁護士任官者の数を考えれば、100人の判事を毎年確保するのは問題ないかもしれない。しかし、2022年からは法曹経歴10年以上が要件となる。40代の脂ののった弁護士が任官していくためには、教育費の負担を気にしなくてもよいだけの裁判官の報酬アップが必要だろうというSNの所長の見通しはおそらく的を射ているだろう。そして、報酬だけではなく、転勤の廃止や仕事量の負担減など裁判官の待遇改善が重要であり、このことは我が国の弁護士任官者の増加のための要件でもあると考える。

第4 日本への示唆

1 裁判官制度改革の視点と法曹一元

裁判官制度を改革の視点から分析的にみたとき、それは裁判官の給源、任用、人事の3つの面から考察できる。裁判官制度をキャリアシステムから法曹一元に移行させるということは、給源の改革のみならず、その給源となる人材の多様性ゆえに、任用、更には人事にわたる裁判官制度全体の改革をも必然的に伴うことになる。従って、法曹一元制度の導入は最も徹底した裁判官制度改革といえよう。しかし、裁判官制度改革において法曹一元制度の導入が中核として果たす役割が、裁判官の給源の改革、すなわち裁判官をいかなる人材に求めるかという問題であることは、異論のないところであろう。

キャリアシステム下の裁判官制度は、裁判官の資格要件について、概ね、大学等の高等教育の修了と試験の合格（実務研修等を含む）に求める。従って、裁判官は、通常、他の法曹の職を経験したことのない人たちによって構成されることになる。これに対して法曹一元制度の下では、裁判官は、一定期間、弁護士をはじめとする他の法曹の職を経験した人たちによって構成される点で、キャリアシステムとは顕著な差が認められることになる。

日本の裁判官制度は、判事の資格要件について、法曹の在職期間10年以上を経た者とした上で、裁判官たる判事補の制度を設けた。判事補は裁判官とし

での独立した職権と地位が認められる点で判事と異ならないが、原則として単独では裁判が行えず、裁判官会議の構成員にも数えられない点で、判事の前段階的な、ないしは判事の養成的な地位にあるものと考えられている。そして、現実には、ほとんどの裁判官は、司法試験に合格した後司法修習を終えた者が判事補として採用され、10年間判事補の職にあった者が判事に採用されており、これが我が国の裁判官制度をキャリアシステムたらしめている所以である。しかし、日本の裁判官制度は、判事の資格要件について、判事補または他の法曹の職に通算10年以上在職した者としていることから、判事補の経験がなく弁護士をはじめとする他の法曹の職に10年以上就いた者によっても裁判官を構成することができる。判事補の制度が廃止されれば、残るのは弁護士をはじめとする他の法曹の職を10年以上経た者だけが判事の資格を有することとなるわけであるから、このとき我が国の裁判官制度は、当然に法曹一元に移行することになる。

問題は、そのようにして判事補の制度を廃止するためには、社会的、政治的、制度的にどのような条件が整えば機が熟すに至るのか、そして、そこで弁護士任官がどのような役割を果たしうるか、であろう。我が国とほぼ同じキャリアシステムの裁判官制度を採用していた韓国において、法改正によりキャリアシステムから法曹一元へ移行した経験は、その意味で今後の日本に大きな示唆を与えるものと思われる。

2 法曹一元の制度的実現に向けた政治的、社会的条件の重要性

韓国では、軍事独裁政権から文民政権への移行が民主的に成し遂げられた後、司法改革について継続的な議論が行われ、改革を支持する国民の声と大統領の強いリーダーシップによって、法曹一元へ移行する法改正が政治的に実現したといえる。

また、韓国の司法は、軍事独裁政権を支える役割を果たした歴史を持ち、高度に序列化された閉鎖的なエリート組織であったこと、「前官礼遇」や「有銭無罪・無銭有罪」といった悪しき慣行や、それゆえに贈賄などの犯罪まであったことに対する国民の不信が大きく、さらに、キャリアシステムゆえに例えば若年で独身の裁判官が離婚訴訟を審理するなどの実態に対する国民の不信も大きかった。このような社会的な条件が、韓国で法曹一元が実現した重要な要因であったことは疑いを入れない。国民の批判という点に関して、韓国では市民団体（参与連帯の司法監視センター）による司法チェックの活動が活発に行われていたことも看過できない事実であろう。

これに対し、日本でも官僚司法に対する国民の批判があるが、上述したような韓国における司法の実態や、これに対する国民の見方とは相当異なる。

韓国において法曹一元制度が導入された最大の目的は、「前官礼遇」や「有銭無罪・無銭有罪」といった悪弊を解消することにあるといわれる。これらの悪弊は、裁判官のあり方として考えるならば許容すべからざるものであることは明らかであるが、それは、畢竟、裁判官の独立、ないしは裁判官の独立した職権の行使からあまりにもかけ離れた司法部の実態がそこにあり、それに対する国民の不信ないし怒りが露わになっていたものといえることができる。この悪弊が厳格な序列主義の帰結であり、それはとりもなおさずキャリアシステムの帰結であったことはすでに指摘されているとおりである。

翻って我が国を考えてみると、歴史的な経緯や政治体制、社会状況等が韓国と大きく異なることは明らかである。たとえば、韓国において軍事独裁政権を支える役割を果たした司法に対する国民の不信が指摘される。この点、我が国の裁判所も終戦まで軍国主義体制を支える役割を果たした事実はある。しかし、いわゆる戦後司法改革が実施されたことにより、この事実が現在の司法改革に直接影響を及ぼすものとはなり難いといえよう。また、我が国の裁判官についても序列が形成されていることは否定し難いであろうが、これが韓国における厳格な序列主義と同等に比較することも難しい。更に、我が国の判事が定年前に退官して公証人や弁護士に転職する例も少なくないが、他方で、判事を定年退官した後には簡易裁判所判事に就く途が用意されていることなどを含めて、「判事が定年まで勤める例に乏しい」といわれるような韓国の実態ほどキャリアシステムの弊害が露呈していないことなども指摘されよう。

しかし、それでもなお、我が国のキャリアシステム下において裁判官の階層性が存在することは否定できないであろうし、不可動性の原則がほぼ完全に形骸化し、任地や昇給等に関する人事権が最高裁事務総局にほぼ無制約的に掌握されている現状の下で、裁判官の独立が脅かされる契機が厳然と存在していることは否定しえない。このような官僚司法の実態が国民の中でどのように受け止められていくかが、今後の我が国の法曹一元制度の導入との関係で重要な要素といえると考えられる。

韓国については、むしろ、法曹一元に移行したことにより、今後の韓国の司法の実態と国民の受け止め方がどのように変容していくのかを注視し検討していくことにより、法曹一元制度が現実に果たしていく役割が我が国に事実として示されることが期待される。

それとともに、韓国のように、大法院が大統領との合意に基づいて、法曹一

元の段階的な実現に向けて裁判官の採用の約半数を弁護士等の法曹経歴者からの任官者とする方向で動き出したにもかかわらず、目標の半分にも届かなかったという結果に対して、国民代表たる国会が法曹一元の全面的実現を法制化するというドラスチックな政治的変動が我が国で起こりうるかどうかは別としても、我が国において法曹一元が実現するための社会的、政治的な条件はどのようなものかを考究しつつ、司法に対する国民の関心を高める活動や、裁判官に対する評価の活動などを活発化させることが重要であろう。

3 法曹一元に関連する諸制度について

韓国における法曹一元制度の導入は、これにより想定される全ての具体的課題を検討して法改正に踏み出したというよりも、幾つかの制度改革とともに法曹一元制度の導入に向けた法改正をまず実現し、その他の具体的課題については引き続き検討を続けるという姿勢であると思われる。

上述の、各調査先が指摘していた内容をふまえて、裁判官制度改革の視点から、韓国の法曹一元制度の導入に伴う具体的課題について、我が国に示唆を与えらると思われる事柄をみることにする。

(1) 給源の確保と弁護士任官について

法曹一元が導入されたことに対してもっとも懸念が表明されていたことは、法曹経歴者から判事にふさわしい人材を相当数得られるかどうか、法曹経歴者が裁判官の給源として機能するかどうかという点であったと思われる。この懸念を払拭させるために指摘されたのは、すでに十分な弁護士等からの任官者の確保の実績があり、これは今後とも続くという予測、軍法務官経験者の存在（義務兵役制度下の韓国において司法研修終了者が軍務に就いた時にその任に就き、通常3年間勤める。これは判事資格としての法曹経歴者に数えられる。）、さらに新たなロークラーク制度の創設であった。そのうえでなお、大法院当局者は、原則としての法曹経歴10年の資格要件を5年に法改正する必要に言及していた。ここで、日本を振り返ると、軍法務官の存在は日本では想定外というべきであり、ロークラークないし類似の制度の創設の要否は今後の問題であろう。

少なくとも重要なことは、法曹一元の制度的導入に先立って、弁護士等の法曹経歴者からの任官を通じて段階的に法曹一元を実現させるという合意がなされており、その合意に基づいて弁護士等からの任官者数も任官者全体の2、3割にまで達していた状況が、法改正による全面的な法曹一元制度の導入に極めて大きな役割を果たしていたと考えられることである。新たな制度

の導入に際しては、それがどのように機能するかについて見通しが無いのに実現することはほとんどないといってよい。その意味で、法曹一元制度の導入に先立って、裁判官以外の法曹の職にある者から裁判官に任官する弁護士任官がどの程度すすんでいたかが大きな要素となることは明らかと言わねばならない。韓国において弁護士等からの任官が毎年の新任判事の2～3割を占めていた事実は、法曹一元制度の導入に対する見通しという点で、日本の弁護士任官の取組に対して大きな示唆を与えるものというべきであろう。

(2) 任用制度について

韓国では、法曹一元制度の導入に伴い、大韓弁協に法曹一元化委員会が設置されて「法官任用志願者評価のための指針」が策定され、大法院に提出された。また、法院組織法の改正により、判事の任命には外部委員が加わる法官人事委員会の審議を経ることとなった。我が国では今次司法制度改革において、最高裁判所に下級裁判所裁判官指名諮問委員会が設置されている。今後は、広く適格者が透明な手続の下で裁判官に任用されていくことについて、これらの制度がその構成や運用においてどのように機能していくか、注視し検討していくことが求められよう。

(3) 人事制度について

韓国では、法院組織法の改正により裁判官の勤務成績の評定に関する基準がより詳細に法定され、判事勤務成績等評定規則の改正により、評定結果の要旨の告知や評定結果に対する意見書の提出など人事評価制度の改革がなされた。我が国でも今次司法制度改革において、新たに裁判官の人事評価制度が定められている。これもまた、裁判官に対する適正な評価がなされるべくどこまで機能するか、とくに、弁護士や司法の利用者というべき市民の意見の反映の仕方などを含めて、検討していくことが求められよう。

裁判官の人事制度でもっとも重要な問題は、昇給を含む給与体系とその運用、いまひとつは異動（転勤）制度とその運用の問題であるといえよう。韓国において法曹一元制度が導入されたことにより、これらがどのように変容するのかどうか、現在のところ定かではない。上述のとおり、給与体系についてはこれから整備されていくようである。また「循環勤務制」の例外的な制度である専担任官制度と地域法官制が今後どのような形で発展していくのかについても、注視していく必要がある。

【調査先】 法務法人太平洋 調査報告概要

同法人においては、李厚東（イ・フドン）弁護士、姜溶炫（カン・ヨンヒョン）弁護士（現在、大韓弁協法曹一元委員会委員長、元ソウル中央地方法院部総括判事、退官後、11年前に入所）及び林采雄（イム・チェウン）弁護士（ソウル地方法院部長判事、5年前に大法院司法研修所教官、退官後入所）に対応していただいた。

1 従来の弁護士任官制度について

昨年まで、同事務所においては、弁護士任官には消極的だったが、これまで4名の裁判官が任用されている（2007年，2009年，各2名）。4名全員に共通している点は、弁護士キャリア2年ないし7年の間、全員アソシエイトであってパートナーではない。現在も2，3名が任官を希望して申請している。

2 事件の引き継ぎなど

同事務所には、約260名の弁護士がいる。元々、依頼者との対応は、一人のパートナーに複数のアソシエイトを加えたチームで対応している。一人のアソシエイトが抜けたからといって、引継ぎに困ることはない。

3 法曹一元，弁護士任官制度全般について

現在、同事務所には、裁判官出身の弁護士は35名おり、経歴は3年ないし30年と広範囲である。今後、同事務所から任官者が出た場合、同事務所から見て、裁判所の中に信頼できる裁判官がいるという長所があり、依頼者も、優秀な人を養成した事務所に対して信頼感を高めてくれるのではないかと見られる。

同事務所のパートナーが任官することは、当面、予定していない。新しい制度の下で、キャリア10年を超える弁護士が任官した場合に、どういう補職をするかは分からない。

将来の制度の下で、同事務所が任官者を出す場合、プロボノ・公益活動としての意義を見い出して送り出していく可能性はある。



【調査先】 法務法人「太平洋」 調査報告

対応した弁護士

李厚東（イ・フドン）弁護士：日本チーム長

姜溶鉉（カン・ヨンヒョン）弁護士：現在，大韓弁協法曹一元化委員会委員長
元ソウル中央地方法院部長判事，21年間勤務後退官して11年前に入所

林采雄（イム・チェウン）弁護士：

ソウル地方法院部長判事，5年前に大法院司法研修所教官
退官後入所

質疑応答（以下，質問者特記しない限り，小川）

Q 旧制度の下での弁護士任官について，貴事務所の方針は？

A（姜弁護士）昨年まで，当事務所においては，弁護士任官には消極的だった。運動としても，事務所のあり方としても，せっかく優秀な人を裁判所と競争して獲得し，更に事務所において良く訓練をし，育った良い人材を外に出すのはもったいないという考え方があった。

しかしながら，これからは，法務官として軍役に就いている人以外は，司法試験合格後直接裁判官に任用されない制度となった。この制度が施行された後，当事務所としては，良い人材を育てて裁判所に送るべきだと考えている。

そもそも，当事務所の3つの方針のうちの一つは人材養成であるから，これまでの弁護士養成に加えて裁判官養成のために努力する所存である。

Q 旧制度の下でも，すでに任官者を出しているとは伺っているが，その方たちのプロフィールを教えていただきたい。

A（李弁護士）これまで4名の裁判官が任用されている。全員に共通している点は，弁護士キャリア2年ないし7年の間，全員アソシエイトであってパートナーではない。

Q 訴訟の経験がないと任用しないということはないのか。

A（林弁護士）元々，当事務所では，二つのセクションを体験して弁護士を養成していくシステムをとっている。4人の中で，一人，得意分野として建設を行っていた人は，訴訟の経験もある。証券，金融を担当していた人は，訴訟を担当していなかった。公取の担当をしていた人もいる。私は，部長判事の経験もあり，司法研修所教官として勤務した経験がある。その経験からすると，訴訟そのものの経験の有無よりも，資質を重視するべきだと思う。

A（李弁護士）ローファームの人生が自分に合わないと思ったので任用に手を挙げたのだと思う。事務所としては惜しい人材なので引き留めたが，個人の決断は尊重した。現在も2，3名が手を挙げている。

Q 任官した人が事務所に戻ることは予定しているか。

A していない。

Q 任官者が出ることにより、その人が担当していた仕事を他の人が埋めるために苦勞するということはないか。

A (李弁護士) 当事務所には、約260名の弁護士がいる。元々、依頼者との対応は、一人のパートナーに複数のアソシエイトを加えたチームで対応している。一人のアソシエイトが抜けた場合、対応はできる。2007年に2名、2009年に2名、任官した。裁判所に信頼できる弁護士がいるということは、事務所にとって良いことであると考えている。依頼者も、裁判官に任用されるような優秀な人を抱えている事務所なのだとなれば、事務所に対して信頼感を高めてくれると考えている。申請したが任用されなかった人が1名いる。申請中は、秘匿する。

Q 任用に際して、裁判所が重視しているのは何だと考えるか。

A 全体では、申請者の2分の1くらいが任用されているのではないか。研修所を終えた直後に裁判官になる場合はもっぱら成績が重視されるが、弁護士経験を踏まえて任用される人は、成績が主ではない。成績が10番以内でも断られた人がいる。申請後任用までの期間は数か月、背面調査を受けることもある。

Q 新しい制度が始まった後、貴事務所では任官についてどのような方針をもって

いるか。

A 当事務所としては、止めないという方針。これまでは引き留めていたが、止めないという方針をとる。特に送り出すという方針をとる訳ではない。

Q 新制度開始後のことについて尋ねる。もしも、100人が埋まらなかったらという懸念はないか。

A (李弁護士) 2000人の合格者がいるのだから100人の裁判官が埋まらないはずがない。ちなみに当事務所では、毎年、20ないし30人を採用している。

当事務所は、裁判官になりたい人を特に採用して養成するということは考えていない。しかし、大手の中でも、裁判官を退官した人が中心になっている事務所の場合は、また違う方針をとるかもしれない。

Q パートナーが任官することは予定していないか。

A (姜弁護士) 任官した場合、陪席判事からスタートしなくてはならない。それを、当事務所のパートナーが勤めるとは考えがたい。

A (李弁護士) 自分の同級生が部総括判事であるところに陪席として入るのは、抵抗があるだろう。もっとも、高齢になって、引退した後、済州島の簡易裁判所に任官したという方が、他の事務所ではあったと聞いている。

A (林弁護士) 部総括検事から任官した人はいると聞いている。

Q これから先も同様か。

A 新しい制度の下で、キャリア10年を超える弁護士が任官した場合に、どういう補職をするかは分からない。今のところのイメージで、自分が部総括判事であった場合、それより年上の方が陪席で入ってきたと想定すると、お互いにやりにくいだらうと思う。

A (姜弁護士) 将来の制度の下で、当事務所が任官者を出す場合、公益活動としての意義を見い出して輩出するということになるだろう。

A（李弁護士）当事務所は、元々、プロボノ活動を位置付けている。現在でも、公益活動のために財団を造り、二人の弁護士を専属で任命している。

Q 貴事務所では、裁判官出身の弁護士が35名おられると聞いているが、どのくらいの期間、経験がある人たちか。

A（李弁護士）3年ないし30年である。なお、大韓民国の場合、日本の裁判官よりも部総括になる年齢が早く、おおむね経験15年くらいで地方法院部総括判事、20年あまりで高等法院部総括判事になる。他の事務所で、地方法院部総括をやめてローファームに入ったが、合わなくて裁判官に戻った人がいると聞いている。ここ数年、裁判官を辞めて弁護士になる人は減っているのではないか。

Q 将来、ロークラークを経験した人を貴事務所に採用することはあるか。

A（李弁護士）ロークラークになる人は、同級生の中で優秀な人たちであるから、その人たちの中から入所希望があったら受け入れる。人的信頼関係という意義もあるし、公益的な意味もある。

Q（三木）貴事務所の採用の仕方は？

A（李弁護士）ロースクール制度になってからは、1年生の夏に20人ないし30人をエクスターンに入れて指導し、さらに、翌年の冬休みには、弁護士がマンツーマンで指導をして、良い人材を選ぶ。試験の結果だけではなく、特技、専門分野、医師の経験があるなど、様々な事情を検討する。事務所の中にリクルート委員会を設けて、そこで対応している。

旧制度の場合、最も成績の良い人は裁判官に任用されることを希望したが、ロースクールになってから、優秀な人材が大手ローファームをまず希望するという逆転傾向が生じているのではないか。

Q（小川）前官礼遇について。

A（姜弁護士）1999年の事件がどうこうというよりも、あまりに社会経験がないままに裁判官になるのが市民の要求にかなっていないのかという反省から、弁護士をまず経験してから裁判官に任用されるという制度が始まったと考えている。

【調査先】 大韓弁協「法曹一元化委員会」 調査報告概要

1 はじめに

韓国では、2011年7月18日に改正された裁判所組織法の施行に基づき2013年1月から法曹一元が実施される。法官任用は、大法院の中にある委員会（11名構成。裁判官3名，検事2名，弁護士2名，学識経験者2名，その他2名。）で採否を決めるが，その際，大韓弁協の意見を求めることにした。



つまり，大法院から大韓弁協に対し，2012年7月に法官任用の応募者に関する推薦基準を作成してもらいたいとの要請があったので，大韓弁協では，同年8月13日，この作成のために法曹一元化委員会を設置した。この委員会では，まず，同年10月に，A B Aの評価基準を参考にして，法官任用志願者評価指針を作成した。今後は推薦のための評価基準を作成する。

2 法官任用者評価指針の内容

評価指針は，11項の条文と付則で構成されている。内容は，目的・評価基準・評価のレベル・評価資料・面談・面談委員の構成・面談委員の回避・評価資料をメインと補充的とに分けるランク分け，公正審査のための義務・秘密を守る義務・評価書の作成である。

(1) 評価基準

これは，専門性・正義感・均衡感覚・公正性・清廉性・誠実性・倫理性・奉仕性・コミュニケーション能力・一般的な評価の点を見る。

(2) 評価資料

これは，応募者が所属している弁護士会の資料と大韓弁協が持っている資料である。義務研修の履修履歴，懲戒等に関する資料，専門分野登録についての内容，公益活動についての資料などである。このほかにも，応募者から，履歴書，自己紹介書，事件受任履歴内訳，論文目録，法曹倫理協会に提出した特定弁護事件の内訳も提出してもらおう。第三者による評価を資料とするかについては議論になったが採用されなかった。

(3) 面談委員

この委員は弁護士のみであり，市民委員はいない。中心となるのは，法曹一元化委員会の委員である。5年以上の経歴の応募者には面談委員が3人で，長期経歴者（15年以上）については，2人の面談委員が面談する。

3 大韓弁協の意見

大韓弁協が法官任用者評価指針に基づき大法院に提出した意見は，大法院では参考資料とされ，それを当該応募者の加点あるいは減点の資料として活用される。

【調査先】 大韓弁協「法曹一元化委員会」 調査報告

出席者（大韓弁護士協会側）

カン・ヨンヒョン委員長，
キム・ドンユン法曹一元化委員・ソウル会審査委員会委員長，
チョ・スンヨル法曹一元化委員・大韓弁協青年副協会長，
イ・テソプ法曹一元化委員・大韓弁協法制理事，
イ・ウンムク法曹一元会員・大韓弁協財務理事，
オ・ヨンカン法曹一元会員・大韓弁協教育理事，
ハン・サンイン法曹一元会員・大韓弁協会員理事，
オ・セチャン大韓弁協監事，
キム・サンファ韓国女性弁護士会長

大韓弁協からの概要説明

今までの法曹養成制度について。これまでは弁護士になるのは主に「司法試験」を通じてであった。1947年から49年までは日本の制度に倣った「朝鮮弁護士試験」で、1950年から1962年までは「高等考試司法科」、そして1963年から2017年まで予定されているのが現在の「司法試験」である。1970年代までの合格者は100人以下であったが、少ないときは一桁のときもあった。1981年からは300人に増員され、1997年に500人になって以後1年に100人ずつ増員して、2001年に1000人になったが、2010年に800人に減員し、以後は段階的に縮小し、2017年に司法試験は廃止予定となっている。

法官任用（任官）制度について。合格者数が少なかった1980年までの時代は、希望すれば判事検事になれた。合格者が300人以上となると、成績の優秀な人が選抜される制度となり、例外的に経歴弁護士から判事検事を任用することもあった。

2003年から2008年までの「参与政府」の時期に、司法改革の一環としてロースクールの議論となった。ロースクール制度は、弁護士の数を多くして競争させることと専門分野を強化して法的サービスを充足させるようにするとのことで構想された。法院は、当初はあまり積極でなかったが2007年に合意したことにより、ロースクールが導入された。2009年から定員2000人でロースクールが開校し、2017年には司法試験が廃止される予定である。2012年に卒業したロースクールの第1期生は1451人が弁護士試験に合格した。司法試験に合格して司法研修院を修了したのは1030人で、ロースクールの卒業生とあわせると2481人が輩出された。法院ではロースクール卒業生を対象としてロークラーク制度を導入した。2012年は、ロークラーク（裁判研究員）を100人採用した。ロークラークとしての2年間の実務経験と1年間の法曹経歴を持った後に、その一部が法官として任用される。検察官はロースクール卒業生から新規に任用されている。

法曹一元導入の背景について。法曹一元は多様な経験を有するものから法官を任

用することである。法曹一元は司法改革の一環として推進された。司法改革は、1999年から大統領直属の組織で始まった。司法改革の諸課題の中で、法曹一元化と法曹養成及び選抜制度の改革が2大課題とされていた。それまで、法官は司法研修院修了者の成績優秀者が選抜され、例外的に5年以上の経歴優秀者を選抜していた。

それに対して、法曹経験がない判事や検事の問題点が指摘され、法曹一元化が司法改革の一環として進められた。特に、ロースクールの導入は法曹一元化の前提として議論された。2013年から、経歴法曹だけを法官として任用する法曹一元制度が実施される。大法院では、法曹一元制度のために、経歴法曹を対象とする選抜制度の準備をしている。

法院の法曹一元制度での任官のロードマップについて。法官を任用する方式としては、一般法曹経歴者からの任用が基本となる。判事になるためには、少なくとも3年間の法曹経歴が必要ということ。特に単独判事は5年以上、専任法官は15年以上の経歴者から採用される。ただし、法官の需給問題を考慮して、2017年までは3年以上の経歴者から判事を任用して、段階的に経歴を増やし、2022年からは10年以上の経歴者だけを任用することにした。

まとめると、

一般法曹経歴者任用：大法院では5年以上の法曹経歴者から選抜し、陪席判事を少々務めた後、単独判事として勤務させる。

短期法曹経歴者任用：法曹一元制度実施後、短期的には陪席判事が不足するため、3年もしくは4年の法曹経歴者からの任用を2017年まで実施する。

専任法官任用：15年以上の法曹経歴者を対象とするもの。任期中は特定の事務だけを担当する法官を任用する。

質疑応答

Q（今川）法曹一元化委員会の設立経緯を具体的にお願いしたい。

A（イ）法曹一元化委員会は2012年8月に設立された。大韓弁協では2012年7月に大法院と懇談をしたが、大法院では、2013年からの全面的な法曹一元化に対して、法曹経歴者からの応募者の評価ができるように、大韓弁協に合理的な推薦基準案を出してほしいと言ってきた。大法院の上記要請を受けて、大韓弁協では、2012年8月に常任理事会で法曹一元化委員会を発足することにした。大韓弁協では、2014年後半から全面的法曹一元となると予想して、2013年初めから推薦できるように準備を進めていたので、大法院の要請自体は急なものであったが、実質的には今年の10月から推薦基準を実施している。

A（姜・カ）付け加えると、昨年までも、弁護士から応募をして法官として任用されたケースはあった。そのときにも大法院から大韓弁協に意見照会をしてきたことがあって、推薦基準について議論をしていた。大韓弁協では企画理事が任官の推薦についての業務を担当してきたが、全面的な法曹一元化に対応するために委員会を作ったという経緯である。

Q（今川）前から任官基準はあったが、全面的法曹一元制度となるについて大法院

から要請があったので、前の基準を基にして改めて策定したという理解でいいのか。

A (魚・オ) 今年10月の委員会で初めて評価基準に基づいて意見を出したが、昨年までも、毎年20人くらいの弁護士任官があった(検事任官を含む)。これまでの大法院による経歴法官任用制度(2000年代から実施された)を部分的法曹一元と呼び、2013年からの全面的法曹一元と対応する概念としている。昨年までの推薦については、現在のようなまとまった基準はなかった。まだまとまった評価基準をもっていない状態で、大韓弁協や地方の弁護士会の持っている資料を基に意見を出していた。今年10月からは、(意見を出すために)今まで活用してきた資料だけでなく集中的なインタビューが導入された。評価指針をまとめて来年の任用に向けて整理している段階である。

Q (今川)「未だ整理中」とのことだが、今年10月に作られた評価指針はどのようなものか。

A (魚・オ) 法曹一元化委員会の最初の仕事が評価指針のまとめと作成であった。数回にわたる会議、またABAからも任官推薦のための資料を集めた。法官任用推薦のための指針が作られて、それが常任理事会の承認を得られた。

評価指針は、11項の条文と付則で構成されている。内容は、目的・評価基準・評価のレベル・評価資料・面談・面談委員の構成・面談委員の回避・評価資料をメインと補充的とに分けるランク分け・公正審査のための義務・秘密を守る義務・評価書の作成である。

評価基準は、専門性・正義感・均衡感覚・公正性・清廉性・誠実性・倫理性・奉仕性・コミュニケーション能力・一般的な評価の点を見る。

Q (今川) 大韓弁協の委員会の意見はどのような効力をもつのか。指針に合致するとして推薦したら全員が任官するのか。

A (魚・オ) そこについては、少し微妙な問題がある。私たちが参考に行っているABAでは、(弁護士会の)意見が事実上の拘束力をもつことになっている。大韓弁協が意見を提出すると、大法院では、それを当該応募者の加点あるいは減点の資料として活用していると聞いている。加点もしくは減点の結果、どういう結論になったのかはわからない。当該応募者が、不適格ということで不利益になるのかもわからない。現状では、(大韓弁協の意見がどのように影響しているのか)わからない状態である。

Q (今川) 大法院からは、従来の部分的法曹一元(経歴者任用)では可否判断がそれぞれだったが、統一的な基準で推薦してもらって、任用を公平にしたいという要望があったということか。

A (魚・オ) 基準が今までなかったというより、大韓弁協の方では、推薦評価するための資料が足りない状況だったということである。例えば懲戒履歴なら直ぐにわかるが、その他の専門性や全体的評判、業務の能力を評価するための資料はかなり不足していた。一方、法院の方では、かなり詳細な資料を持っていた。なぜなら、応募者はかなりの文書を書いて提出するから。そのような応募者からの「自

己紹介」に対して、法院からは弁護士会ではどのような意見でしょうかと聞いてきていた。法院は、応募者について（大韓弁協には）補充的に確認をしたいという要請だった。

Q（今川）大韓弁協で、集中的なインタビューをしたり、評価の基礎資料や補充的資料を収集したりするということか。

A（魚・オ）大韓弁協でできるだけ資料を収集して評価意見をまとめたいということである。法院では大韓弁協だけの意見を聞いて選抜しているわけではなく、独自のテストやインタビューを実施している。法院では、ここ数年の受任事件目録や直接担当してきた事件の書面などの資料を応募者から提出してもらい、それに基づいて選抜している。法官の選抜なので法院が選抜すべきというのが法院の考え方である。ただし、2000年代からの部分的法曹一元導入の際に、経歴法曹からの任官では弁護士会の意見を聞くべきという要請があり、それに従って昨年までの選抜が行われてきた。法院の要請と大韓弁協の考えが齟齬しているのが現状といえる。法院では大韓弁協の意見は参考資料と見ている。大韓弁協は、全面的法曹一元に当たっては、大韓弁協の評価が重要な資料として活用されるべきという意見である。大韓弁協が委員会を立ち上げたのもその一環である。

Q（今川）大韓弁協としては、法院と比べても自信を持って推薦できるほどに資料を収集できると考えているのか、考えているとしたらどのように収集するのか。

A（姜・カ）基本的に、大韓弁協においては、応募者が所属している弁護士会の資料と大韓弁協の持っている資料とで判断している。義務研修の履修履歴、懲戒等に関する資料、専門分野登録についての内容、公益活動についての資料、以上の資料を総合して判断している。このほかにも、応募者から、履歴書、自己紹介書、事件受任履歴内訳、論文目録、法曹倫理協会に提出した特定弁護事件の内訳も提出してもらう。

Q（今川）自己事件受任内訳については、日弁連の場合、過去3年間のすべての事件を出してもらい、それについて、裁判官などから第三者意見を求めているが、そのようなことはされているか。

A（魚・オ）裁判を担当した判事や相手方弁護士の意見を求めることは内部で議論されたことがあるが、まだ導入はしていない。

Q（今川）日弁連の場合、インタビューは、市民委員も入って実施されているが、（大韓弁協のインタビューでは）弁護士以外の人が入っていたりするのか、インタビューの実際を教えてほしい。

A（魚,姜）面談委員は全員が弁護士である。中心となるのは、法曹一元化委員会の委員である。5年以上の経歴の応募者には面談委員が3人で、長期経歴者（15年以上）については、二人の面談委員が面談する。今回の経歴者については、専門的な少額事件担当者を選抜予定と聞いている。

Q（中尾）大韓弁協の方で応募者から資料を集めて推薦することはいつ頃から行われているのか。

A（魚・オ）2002年頃、国会で司法改革の議論があって、経歴法官任用に関する勧告

が出され、その中で弁護士会の意見を聞くべきという提言があった。そのときから実施しているという記憶である。

Q（中尾）実際に推薦できないという意見を出したことがあったか。

A（魚・オ）具体的な資料を用意していなかったのでお答えはできない。ただし、正確ではないが、弁護士会の意見を聞くべきというのが抽象的な判断であり、応募者についてそのような（不利益になるような）意見を出したことはなかったと思う。

Q（中尾）評価結果はどのような形で提出しているか。

A（姜・カ）評価基準は、優秀、適格、不適格の3分類である。不適格な場合は裁判官になってはいけないと思っている。参考となるのはA B Aだが、不適格とされた人が任官されたことはなかったと聞いている。

これについてはかなり大きな意味があると思う。私は、21年間判事をして、弁護士11年目である。法官として働いてきたときに、同僚の法官に対してそれなりの評価をもっていたが、弁護士になってから考えてみると、法官内部や法院行政処での法官同士での評価と弁護士の評価には食い違いがある。その意味で、大韓弁協の意見には意味があると考えている。法院がいろいろな資料をもっているにもかかわらず、大韓弁協に意見を求めているのは、その視点の違いを認めているからと思う。

A（魚・オ）先ほど申し上げた点だが、調べたところ、1件の不適格があった、これは懲戒がかなりあったケースである。

A（姜・カ）参考までであるが、大法官の推薦においては、大韓弁協に司法評価委員会があり、大法院からの推薦によって意見を提出するのではなく、大法官が空席になると、評価委員会が自ら動き始め、さまざまな資料を集めて議決して複数の人を推薦し、大韓弁協の会長に提出する。大韓弁協会長は、この司法評価委員会の意見を提出する。

Q（藤木）日弁連では、裁判官任官希望者に対して書類審査と2回の面談を行っている。慎重に審査しているつもりでも、表面的になっていないかと心配になっている。大韓弁協では、新しい推薦基準による審査にどの程度の信頼性があると考えているか。

A（姜・カ）面談の時間が30分なので、正直なところ確実に自信があるわけではないが、未だ韓国法曹は狭い世界なので、特に長期経歴者についての評判は内部でわかっているとの認識がある。法曹人口が小さいというのは評判がわかりやすいと思われる。30分で優劣はわかるというのが委員の意見であった。30分の面談でどのくらい優秀かはわかると思っているが、正直確実かはわからない。

Q（藤木）日弁連の審査対象は毎年10名足らずであるが、韓国では毎年100名ということで、これが毎年継続することになると、審査は大変な負担になり、長年に渡れば審査が次第にいい加減になるという心配はないか。

A（姜・カ）御指摘の点は、今後研究して改善をしていかなければならない課題と考えている。面接委員の数も応募者数に従って増やさなければならぬと考えている。委員会の評価にも改善の余地が残ると思う。

Q（木津川）評価するに当たって、受任した事件の資料や作成文書を提出させるという話だが、涉外事件でほとんど訴訟をしていない人がこれから相当する応募すると思われるが、訴訟を経験していない応募者の評価については、どのように扱うのか。

A（魚・オ）法院がそのような応募者をどのように評価しているかわからないときがあるが、大韓弁協としては、応募者が職務において発揮してきた専門性にかかる資料をできるだけ集めて意見を出している。ただ、法院がどのような評価をしているかはわからない（事件関係の資料を要求しているのは、あくまで大法院なので。）。

Q（木津川）最初から裁判官になる人は、弁護士の仕事を見ていないからずっと任官する。しかし、ロークラークについて、弁護士事務所に就職したら裁判官になりたくなくなるなどして、100人の裁判官を送り出せなくなったときにどうするかということは検討しているか。

A（魚・オ）この10月に5年以上経歴と15年以上経歴の応募者の意見を収集するために、応募者に大韓弁協に来てもらってきたことがあるが、皆さん各分野で優秀な人材で、そのような心配はあまりしなくともよいのではないかと考えている。

まとめ

大韓弁協では、各個人の権利と大韓弁協の理想の向上のために努力している。会員の照会があった場合の評価については、大韓弁協だけが（適切な）意見を出すことができると考えている。今後は、任官を希望する人は、まずは大韓弁協に応募して、そこから選考されるシステムを希望している。今回の会談が韓国と日本で法曹一元が定着する方向で有効に働くことを希望している。

【調査先】 金善洙弁護士（元司法制度改革推進委員会企画推進団長） 調査報告概要

韓国では、従来のキャリアシステムから、10年以上の法曹経験者から裁判官を任用するシステムへと変更。この大改革が平時の社会においてなぜ実現できたのか、その政治的背景、理由を探求するため、司法制度改革推進委員会元企画推進団長として、裁判所改革運動の中心にいた金弁護士に話を聞いた。

併せて、新しい法曹養成制度に関する現下の評価、新たな課題についても聞いた。



1 改革に至る過程

1992年に軍事政権が瓦解し民主政権になった。国政全般にわたり大改革が着手された。

司法も、軍事独裁政権の統治機能の一環を担っており、当然に変革を迫られた。

裁判所への非難の核心は、裁判官が極度にエリート化・硬直化し民心から離れていること、司法試験に合格したばかり

の若い裁判官がすぐさまジャッジをすることへの不安・不満、「前官礼遇」（司法研修所を通じた弁護士裁判官の癒着）、法曹人口が極度に少なく司法ニーズに対応できていない（特に国際化への対応不全）など。

大法院は小出しに改革案を示した。社会が求めるレベルにはほど遠く、拮抗状態が続いた。そのような中、99年に裁判所を巡る汚職事件が生じ、社会的な非難が更に強まった。

2003年、盧武鉉政権が誕生。大統領は大法院の保守的体制を批判し、大法院判事の選任システムの変更を主張。大法院は、裁判所の民主的変革を約束することによって、何とか大法院判事の採用システムを保持した。こうして、大法院の中に、「司法改革特別委員会」が設置され、裁判所改革が始まった。決して短時間で変革が実現したのではない。

2 改革が実現した原因

政治的背景として、民主化革命、裁判所に対する大きな社会的不満、99年の裁判所のスキャンダル、それと、盧武鉉大統領の強い意志が組み合わさって、大きな裁判所改革が実現した。

3 完全な法曹一元の実現へ

大法院は2012年までに裁判官の半数を法曹経験者にするという、制度改革が始まった。しかし、実際には30%しか弁護士任官者になっていない。そのため、法律で決めなければ裁判所の改革はできないとの意見が強くなり、昨年、裁判官は法曹経験10年以上の者から任用する旨の法律が制定された（2022年全面実施）。

4 現時点での評価

多少の混乱はあるにしろ，裁判所改革（法曹一元）についての反対は聴かない。改革が着手したばかりであるのと，大きな社会的運動として裁判所改革が行われたので，現在も大きな反対はない。

法科大学院による法曹養成については反対論も根強い。質の低下も問題になっている。

法曹人口の増加による若手弁護士の就職先確保，経済的安定は弁護士会としても努力を続けていく。ただし，司法試験合格者を減らそうとの意見はあまりない。法曹一元になった。弁護士任官希望者が集まらないとは考えない。

いかに良質な任官希望者を確保するかは重要。大法院の選考に任せるだけでなく，大韓弁協もその選考に関与し，任官システムを民主化しなければならない。

【調査先】 金善洙弁護士（元司法制度改革推進委員会企画推進団長） 調査報告

金弁護士からの挨拶

韓国での法曹一元の導入は、今は初期段階にある。

盧武鉉政権で、大法院は、段階的の法曹一元化を実施するという見通しで、新規任用の法官（裁判官）のうち2012年で50%を弁護士から採用するとした。しかし、大法院はその約束を守らず、弁護士任官者は年20～30人に留まっている。

そこで、李明博政権になって、国会では、大法院に任せることはできないとして司法改革特別委が設置され、法曹一元化を法律で固めた。来年から、3年以上の弁護士等の経歴者から法官が採用される制度が導入される。その後、5年経歴者、7年経歴者との段階を経て、2022年からは10年経歴者から法官を採用する制度が全面的に実施されることとなる。法曹一元の本格的実施は来年からだといえる。

質疑応答

Q 大規模な改革が実現した前提として、従来制度の問題点は何か。

A まず前提として法曹の歴史的役割という点を述べる。戦前の日本統治時代、法曹は植民地施策の強圧的装置であり、戦後も軍事政権の手下として存在していた。それゆえ、法曹に対する国民不信は強かった。社会経験がなく、受験勉強のみのエリート若年裁判官が閉鎖的エリート社会を形成し、国民常識から乖離した裁判をしていた。これに対して、市民社会からあまりにひどい、何とかすべきであるという問題提起がなされた。

裁判官や検察官が退任して弁護士となり、自分が勤務していた機関の関係事件をその後も受任するという「前官礼遇」問題、また、金銭によって有罪無罪が左右されるといった不正（「有銭無罪・無銭有罪」）も続いた。これは、高等法院部長への昇進段階でポスト不足のために裁判官が大量退官するということが背景にある。

司法研修院の同期だけの閉鎖的な社会で、常識に反する判決も多々出た。

また、法院の硬直的官僚化も進んでいた。司法研修院の入所期と研修所の成績による序列が硬直的に人事に作用していた。約2500人いる法官は、大法院長をトップとして、最も下位の初任判事まで全て順番を付けて一列に並べることができてしまう。毎年定期人事でその半分以上が異動することになる。このような厳格かつ硬直的な序列のために「市民社会とコミュニケーションできていない判決」が出ているとの批判も起こっていた。

これらの構造を打破せずして改革は無理であるとして、1993年からの金泳三政権下でのあらゆる部門の改革の一環として司法試験制度、司法研修院制度の見直しも始まった。司法改革は国民的な関心も高く、最重要課題と認識されていた。

Q 弊害の打破には幾つか方法があったと思うが、法曹一元化という方法を選択し

た目的，基準は。

A 法院の官僚主義的，閉鎖主義的構造を打破して「前官礼遇」による不正を無くすには，旧司法試験廃止，法曹一元以外にないということについて，国民的意見が集約された。旧司法試験を存置して国立司法大学院を設けるとの案もあったが，国家による画一的要請の弊害を解消するには不十分とされた。もちろん，キャリア法官制度を維持しつつ部分的に弁護士任官で補充という考えもあったが，官僚システムを維持する限り問題は解消できず，部分的改革は限界があると認識された。

前官礼遇を根本的に廃止するには，法曹経歴者から任官させて，特別な事情がない限り定年まで勤めさせ，その後はできる限り営利活動を制限することが必要だった。

この点に関して制度化されたのは，退官直前1年間の勤務庁に関する事件の受任を制限するということである。また，法律としては定年が保障されていても事実上の勇退慣行が残存している。それが法曹一元化によってなくなると見込まれる。

なお，法官の任期は10年で再任手続が行われる。李明博政権になってから，再任の過程で一人を政治的理由で不選任としたことがあった。今後は手続の透明化が必要である。

Q そのような大改革については反対もあったと思われるが，主要な反対意見は。

A 反対は主として法院，とくにトップエリート層から出された。法曹一元の全面实施には弁護士数が少なすぎることで，公正性をめぐる反発，大手法律事務所出身者の任官は倫理問題を生じうることや保守化することなどといった反対論が出された。

ロースクールについては，大陸法系の国で英米法系の制度は相応しくないこと，養成の費用が高くかつ長期間となり経済的弱者にとって法曹を目指すことが困難になること，質の低下を招くなどという反対論があった。

Q 「合格者増＋司法研修院廃止でも質を維持できるのか？」との批判はどのように克服してきたのか。

A 2004年から，毎年1000人へと合格者を増員したが，その時点で既に質の問題は提起されていた。

ロースクール修了生について，第1期生は一部のローファームなどでは質の問題を提起する声もあったが，反面で優秀な人材もいるという意見もあった。

現時点では，弁護士登録直後で見れば司法研修院の出身者のほうが優れているかもしれないが，登録前の経歴もあり長期的に見ると差がないのではないかとの意見もある。

Q これだけの大きな社会的変革を実現できた理由は何だったのか。

A 1993年からの10年間で蓄積された国民的要求，提示された代案の成果という点があったのであり，いきなり法曹一元改革が実現したものではない。金泳三政権と金大中政権の2つの時期では，法院が非常に強力に反対したために制度化がで

きなかった。しかし盧武鉉政権で成果が出て、李明博政権で法曹一元化が法律として実現した。

Q 盧武鉉政権の大法院院長が改革に積極的だったとも聞く。そこで、大法院が大きく政策転換したのではとも思えるが、その要因は何だったのか。

A 盧武鉉政権での本格的な司法改革の背景について述べる。

2003年8月に大法官の一人が空席となり、人選が必要となった。当時の大法院院長は、従来の慣行どおりに法院長レベルの高位職出身者から選ぼうと考えていた。これまで大法官として任命されてきたのは、ほぼ全員が法院長や検事長クラスで、男性、ソウル大学出身、保守的な人々という画一的特徴の人物だった。これに対して市民社会の反発が強かった。当時、このような大法院長と市民社会との対立状況の中、大法院長は「大法院人事はこれまでの慣例どおりにする」が「今後の広範な司法改革作業をする」ことを大統領と合意した。そして、大法院に「司法改革委員会」が設置され、1年2か月間の活動をして報告書を出し、「建議文」を大統領に提出した。そして、制度化・立法化のための諮問機関「司法制度改革推進委員会」が設置され、金泳三政権以来の課題が議論されることとなった。

Q 改革に果たした盧武鉉大統領の個人的役割は大きかったのか。

A 大統領の改革の意思が強固であり、それが立法化過程まで及んでいた（特に法案が国会に提出された後）。

もちろん、司法制度改革推進委員会には活動における自立的権限が保障されていた。共同委員長に民間代表者と国務総理が就き、政府各庁の長官レベルの人事だった。同委員会で法律案を具体化して国会に提出していった。立法のためには国会手続が必要であり、以後は大統領の意思も強く働いていた。今は与党である当時の野党ハンナラ党は何かにつけて反対が多かったが、司法改革法案だけは通すために説得のやり取りをした。

Q それだけ長期の検討、準備により来年から改革が本格化するというが、当初予想していなかった不都合や混乱は生じていないか。

A 法院側からは、法院としても「こうなった以上はいくしかない」との認識であり、これといった反発はもう出ていない。

まずは3年以上の経歴者から新規法官を任用することとなる。従来も司法研修院修了後、兵役代わりに軍法務官を3年間勤めた者から任官者の半分くらいを採用していた。ロークラーク制度も導入され、新制度の衝撃は緩和している。

Q ロークラーク制度、遵法支援人制度は衝撃緩和策と思えるが、一連の法曹制度改革の一環か、あるいは全く別の経緯から制度化されたものか。

A ロークラークは、ロースクール・法曹一元化構想時に考えられた制度である。説明を付加すると、弁護士経歴者からの法官採用には応募する人材が必要であり、ロースクール修了後の弁護士経験者を一定期間法院で働かせる必要があった。これは、ある程度は改革当初から予想していたことであった。

遵法支援人制度は、今次の改革との関係は薄いかも知れないが、社会全般の法治のための制度改善として導入された。

あと、司法改革議論段階から提示されたが未導入の制度としては、政府や地方自治団体の「法務担当官」制度（ちなみに労働府では弁護士を50人採用した）や、「公的弁護人（全刑事事件被疑者に保障）」制度である。この実現に今後も努力したい。

Q 政府、自治体や色々な分野への弁護士進出構想は、韓国では実現できそうか。

A 実現可能性について言えば、政府や地方自治団体の公務員からはかなりの反発もある。ただ、社会全般の法治主義の確立という面から大韓弁協で実現のための取組をすることが必要である。大韓弁協で実現のために取り組めばいいが、まだ社会全般の大韓弁協への信頼がそこまで至っていないのが現実であり、今後色々努力すべきである。

Q いよいよ改革が本格化するが社会全体の評価はどうか。当初の熱が続いているか、否定的意見も増えているのか。

A ロースクールについては、第1期生が弁護士登録するという段階なので、本格的な評価は時期尚早と思う。否定的意見は、学費が高いこと、実務教育がどこまで充実か疑問であること、全国25校の特性化教育は本当にできているか（試験対策偏重になっていないか）といったものである。以上のような問題指摘にもかかわらず、司法試験の廃止及び司法研修院の廃止にはいまだ国民的な共感がある。多様な法曹を求める国民的評価は高い。ただ、指摘されている3つの否定的評価への対策は必要である。

法曹一元化については段階的であり、全体的に肯定的評価である。全面的実施が2022年であるがもっと早くする必要があるというのがむしろ一般的意見である。実施については大法院に任せているが、大法院が制度趣旨を変質させてしまう恐れもあるので市民的監視が必要である。

Q 韓国の一般的弁護士の改革に対する賛否はどうか。弁護士増員によって仕事の減少といったことが起きていないか。

A 弁護士の内部では、ロースクール制度に関してはかなり意見が対立しており意見は半々という感がする。とくに司法研修院出身の若手弁護士からは激しい反対意見がある。若手の司法研修院出身弁護士からは、元の制度に戻さねばならないとの意見が提示されている。しかしそのような主張は、社会全般が同意するものではない。

業務領域だけ見ていると、弁護士全般が飽和状態となっているのは事実であり、多様な領域（官庁弁護士、企業内弁護士、公益活動）への活動の拡大が必要である。法曹一元そのものに反対している弁護士は私の知る限りいない。

経歴者任官において大韓弁協の役割が重要である。法院のみの判断とはならないように大韓弁協が機能しなければならない。例えば、大法院で専門性重視を理由として取り上げながら、大手ローファーム出身者を大量任用するということがあれば深刻な問題であり、対策が必要である。

Q 金泳三、金大中、盧武鉉政権の3政権での3つの委員会の果たした役割について。金大中政権の司法改革推進委員会で実現した大きな成果は何か。

A 金大中政権での司法改革推進委員会では、さまざまな改革課題を議決した（司法改革推進委員会以外に、新教育共同委員会でもロースクールも含めて様々な議決をした。）。

司法制度については専門的に議論していたが、刑事司法改革は金大中政権では実現せず、盧武鉉政権まで待たなければならなかった。改革案を法務部に提出したが改革に否定的だった。陪審制度について提案されたのも金大中政権。長期課題として提案され、これを立法化した。

金大中政権と盧武鉉政権との決定的相違は、前者では委員会議決を法務部（檢察改革に否定的）に提出して任せていたので停滞した。その失敗から「法務部に任せない」として後者では大統領の諮問機関に任せた。ちなみにそのとき日本でも司法改革の議論がされていた。日本と韓国では政府の形態が違うが、日本では政府提案がすぐに通って羨ましく感じた。

Q 盧武鉉政権の司法改革委員会（大法院下）で、法曹一元がすぐに推進したのか。

A 日本でも司法改革は二段階での推進だったと思うが、このときも同様である。

まず、盧武鉉政権では大法院の下に司法改革委員会が設置され、次に大統領直属の司法制度改革推進委員会（推進委員会）が設置された。大法院の下の委員会は、法案の具体的内容の確定作業を行い、これを大統領直属の委員会に提出され、同委員会では法案を確定して国会に提出していた。

推進委員会では、大法院の構成から問題にし、上告手続、法曹一元化、法官の人事異動、国民参与裁判、刑事司法改革、軍事司法改革、労働など専門法院、下級審の強化など極めて広範にわたって議論をした。

Q 大法院傘下の委員会でも外部委員を加えていたのか。

A まず、司法改革委員会（大法院傘下）は21名の委員で構成されていた。委員長は進歩的考え方の弁護士、副委員長は法院行政処の次長、その他、判事2名、検事2名、大韓弁協推薦の弁護士2名、関連政府機関の次官たち（国防府や教育府）、大学教員、市民団体代表、マスコミ、労働界からの委員がいた。私は労働界の代表として参加した。

Q 金先生は司法制度改革推進委員会の企画推進団長をされていたと聞いたが、具体的にはどのような役割だったのか。

A 司法制度改革推進委員会では、委員会に提出された内容で具体的な法案を作ることが役割であった。三元的構造をとっており、本委員会：長官レベル、実務委員会：次官レベル、企画推進団：実務レベルとなっていた（メンバーは判事4人、検事4人、弁護士4人、大学教授4人、関連省庁から公務員も派遣。）。

委員会全体としては40人くらい、同じ事務室にしながら関連法案をまとめるべく働いていた。これは今までの韓国政府では無かった事態だった。

Q 法曹一元では、任用過程や裁判官人事の透明化が課題だと思うが、その点の改革は。

A それらの点については未だ確定されていない。前述のとおり、その機能を大法院に全部任せると趣旨が変質してしまう恐れがある、市民団体に監視機能をもた

せるということも重要である。市民団体が司法監視センターを運営しており、また大韓弁協で声明を公表したこともある。

司法改革委員会の段階では議論があり、推薦条件の明示や応募者向け広報などの提案はなされた。

Q 法官人事委員会の法改正はあったのか。

A 法院内部からの委員だけから、外部委員も入るようになった。ただ、法院内に設置されているので、外部委員を入れたことによる実効性は分からない。

また、専門性を明確にして、専門任官などによる透明性確保ということも考えられる（例えば、刑事裁判官としての任官にあたって国選弁護歴を明らかにするなど。）。

任用後は、専門分野選択して任官した以上は本人の意思に反した異動がなされないように策を講じる必要もある。

こういった制度法案もまだ議論可能性があり、意見調整も必要である。

Q 法官となった後の任地の異動や昇給といった人事権を制約することについてはどうか。

A 現時点で、特定分野採用＋定年までの勤務保障ということは考えられる。

Q 先に法官の序列化を指摘されたが、法曹一元の実施でそれはなくなっていくのか。

A 法曹一元化が実施されてまだ段階的移行だが、最終的に10年以上の法曹経歴を有する人間だけが裁判官になる。そうなれば一列の序列化は不可能となる。

これまでの裁判所は徹底的なピラミッド体制だった。地方法院陪席判事 単独判事 高等法院陪席判事（15年程度の経験で）地方法院部長（20年程度の経験で）高等法院部長 法院長 大法官。

あと進行中であるのは、地方法院と高等法院を二元化することである（例、一審判事と二審判事を分けて、一審判事を長年勤めることによっても大法官となれるようにすることなど。）。

Q 高等法院部長への昇進にもれた裁判官が大量退官するということがなくなっていくと考えられるか。

A 二元化により、第一審、第二審はそれぞれの役割を持つことになる。この構想だと第二審を担当できなかったために中途退官という現象もなくなっていく。

【調査先】 司法研修院 調査報告概要

司法研修院（日本の司法研修所に相当）に対する調査は、イ・ヨング政策研究統括教授に説明対応をしていただき、調査団から事前に送付した質問項目に対する説明及びそれに対する質疑応答という形で進めた。その概要は下記のとおりである。

1 ロースクール制度が導入された経過

1995年（金泳三政権）に初めてロースクール制度導入が主張されたが、法曹界の反発もあって実現せず、司法修習制度の改革に留まった。

その後も改革の試みがなされたが、法学教育の充実や競争力ある法曹の輩出に関する問題は司法修習制度を維持したままでは解決されないとの認識が広がり、裁判所が賛成に転じてロースクール制度が導入されることになった。

2 司法修習制度廃止について

これはロースクール制度を楽観的、悲観的いずれに評価するのかと関わる。楽観論者は司法修習廃止も肯定的に評価し、これが現在の多数の意見である。悲観論者からは、司法試験の継続や日本のような予備試験の導入論が出されている。

3 ロースクール制度導入後の法曹養成について

現状では、各ロースクールが弁護士養成教育を十分に行うことは困難であり、司法研修院の教官を派遣している。実務教育の強化が必要である。

弁護士試験も司法研修院に頼っている実態がある。司法研修院は、ロースクール生向けのテキスト作成や夏休みの教育も行っている。また、大韓弁協での弁護士試験合格者研修についても45%程度を司法研修院の教員が担当している。実務修習には関連機関の多くが反対しており、講義式の教育しかできていない。また、受講者の意欲、勉学意思が低いと感じている。

4 法曹一元改革と今後の課題

1992年に裁判所が初めて改革に着手し、法曹一元化を目標としたが実現しなかった。

法曹一元改革は裁判所だけでは実現せず、国民の批判を背景として国会での決定が必要だった。なお、ロースクール導入と法曹一元化は別々に議論されていた。

現在は、かつて批判を浴びていた「前官礼遇」は裁判所内ではなくなっている。

現在の最大の問題は、各地方の弁護士が裁判官として任用されることが可能なほどに成長していないということである。優秀な弁護士から裁判官を確保するためには、裁判官の待遇や業務負担の問題の改善が必要。裁判官の選抜制度の改革、裁判官の倫理意識の強化、コミュニケーション能力の涵養も必要である。

【調査先】 司法研修院 調査報告

チェ・ビョンドク司法研修院院長挨拶

イ・ヨング政策研究統括教授からの説明
(事前送付の質問項目に対して)

1 ロースクール導入の背景

(1) 導入以前の改革の試み

1995年(金泳三政権)に初めてロースクール制度導入が主張された。それはグローバル化、国際競争力という観点からのものであり、シカゴ大学にて経済学を履修してきた官僚(=元大学教員)たちが中心だった。そこでは、法曹制度に関して、法曹数が不足している、費用も問題(企業側が活用しづらい)、大学が受験予備校化している、という2つの問題提起があった。しかし、ロースクール制度導入には法曹界から激しい反発があった。意見調整の結果、ロースクール制度は断念され、司法試験を維持して司法修習制度を改革することとなった。



1995年に大法院と世界化推進委員会(大統領直属)が、法曹養成に関する改革方針を共同発表した。その概要は下記のとおりである。

司法試験合格者の増員

1995年に合格者数300人であったものが、96年に500人となり最終的には2001年に1,000人へと増加させることとした(その結果、1995年に3,079人であった弁護士数は2012年には14,279人へと増加した)。また、弁護士の費用が低下し、民間が弁護士をより活用することが見込まれた。

司法修習制度の改善

従前は約300人の司法試験合格者のうち150人程度が裁判官、検察官に採用されており、裁判官、検察官養成教育であったものが、弁護士養成教育へと変わる事となった。従前は大陸法型の教育モデルを採用していたが、アメリカ型ロースクール的な養成方法に改革されることとなり、いわば国家運営のロースクールというべき改革がなされた。

また、カリキュラムの改革もなされた。学期毎単位制の導入、専攻科目の強化、司法試験出願資格の変更(大学法学科目35単位以上の取得を要求)などである。

(2) 改革の失敗からロースクール制度導入へ

しかし、これでも問題は解決されなかった。

問題の1つは、法学教育の不充実という点である。合格者増が受験生増加を生み、大学の司法試験受験塾化がより進行していった。優秀な人材が受験準備で浪費されてしまうことが問題視された。当時は、約3万人が受験し、年齢も30~35

歳が中心という状況だった。

また、先に述べたように、法学科目35単位以上という受験要件があり、他学部生も法学科目を受講することで、他学部の教育の充実にも問題が生じるようになった。

問題のもう1つは、競争力ある法曹を養成できていないという問題である。

多くの受験生は、大学2、3年生から専門科目ではなく司法試験の受験勉強を開始していた。それにより、社会分析能力の醸成が不十分になっていた。また、司法研修院が依然として裁判官・検察官向けの教育中心だったことも問題として存在していた。

このような問題に対して、幾つかの改革が試みられたが全て失敗に終わった。それは、法曹三者がロースクール導入に反対していたことが大きかった。

現在のロースクール導入が実現した最大の要因は、裁判所が賛成したことにある。

その背景の1つとして、司法研修院の問題があった。弁護士養成を目的とするというものの、依然として裁判官・検察官教育に多くの時間が費やされていた。例えば、弁護士は新たな判例を勝ちとるということも任務としてあるにもかかわらず、司法研修院では判例を教えることしかしていなかった。また、司法研修院での成績が任官や大手法律事務所の就職を左右していた。民事、刑事の訴訟教育が中心であり、企業法務に必要な教育は極めて乏しかった。画一的な修習は、法曹同士の同類意識、閉鎖的な集団意識を生み出したという批判もなされていた。背景のもう1つとして、司法研修院が批判を受け入れて行った改革とその結果がある。弁護士教育の強化、専門教育の強化を行った。しかし、大法院の傘下にある司法研修院を卒業後に裁判官に任官するという制度を維持したままでは根本的な改革はできなかった。

このような結果、司法修習制度を維持することでは問題の解決が不可能であるとの認識が広がっていった。そしてロースクール制度の導入が実現したのである。

2 司法修習制度廃止について

(1) この問題はロースクール制度をどのように評価するのかと関わる。評価については下記のとおり楽観的評価、悲観的評価がある。

楽観的評価

- ・多様性、創意性ある法曹養成が可能となっている。
- ・修習生を官僚志向ではなく、優秀な弁護士を目指す意識に変えている。
- ・国民への法的サービスの向上につながっている。

悲観的評価

- ・奨学金はあるものの、多額の金がかかり、経済的に恵まれていない層の志望が難しい。
- ・各校が専門性を目指して個性を追求し、基本教育が充実していない。私見であるが、このことは弁護士としての単独開業を困難にしていると思う。
- ・弁護士の公益性が損なわれる。

- ・ソウルと地方との格差。ロースクール制度は地域均衡発展を目指し、定員の地域配分を行ったが、地方のロースクール卒業者の就職率が低く、入学生が減少している。

(2) 司法修習廃止の評価についても、上記によって変わる。

ロースクール制度について楽観的評価を取る立場からは、司法修習制度廃止は肯定されることとなり、現在、このような評価が多数である。司法試験合格者数は法務部で決定するが、2013年に300人、その後200人、150人、100人、50人（2017年）へと減少させ、2017年で廃止されることが決まっている。

ロースクール制度について悲観的評価を取る立場からは、庶民層のために司法試験の継続、あるいは日本のような予備試験の導入論が出されている。

3 ロースクール制度導入後の法曹養成について

第1次的にはロースクールが養成教育を担い、第2次的には就職先の法律事務所が担うことになる。司法研修院の役割については次のように考えている。

まず、現状では各ロースクールが弁護士養成教育を十分に行うことは困難である。そこで、司法研修院の教官をロースクールに派遣して教育を行わせている。

また、現在の弁護士試験においても司法研修院に頼っている実態がある。

夏休みには、ロースクール生が2週間程度教育を受けに司法研修院に来ている。司法研修院ではロースクール生向けにテキストを作成している。

法律事務所に就職できない弁護士試験合格者は大韓弁協で6か月間の研修を受けることとなっているが、この45%程度を司法研修院の教員が担当している。私も大韓弁協の6か月研修の講義を担当したことがあるが、受講者の意欲、勉強意思が低いと感じている。大韓弁協も改善が必要であると考えており、この点で意見が一致している。また、この6か月間は事件の受任ができず、無収入である。現実的には、相談料を受け取っていることが把握されているが罰することはできない。実務修習には関連機関の多くが反対しており、講義式の教育しかできていない。

4 法曹一元改革と今後の課題

1992年に、裁判所が初めて改革に着手したが、その担当者の中には現在の大法院長もいた。それは法曹一元化を目標とし、大陸型から英米型のプログラムへの移行を考えていた。しかし、当時は実現しなかった。

法曹一元化改革が始まった現在、最大の問題は、各地方の弁護士が裁判官として任用されることが可能なほどに成長していないということである。現在は弁護士の6割がソウルに集中している。

優秀な弁護士から裁判官を確保するためには、裁判官の待遇や業務負担の問題の改善が必要である。例えば、判決文の作成を容易にする改善やロークラークの拡充も必要である。

どのような裁判官が優秀なのかという点を掘り下げて、裁判官の選抜制度の改革も必要である。

また、裁判官の倫理意識の強化も必要である。

法曹一元化すれば、多様な背景を持った人間が一緒に仕事をするることになり、内部衝突の恐れも多くなりうることから、コミュニケーション能力も大切となる。

質疑応答

【質問】

1992年に大法院で法曹一元の試みがあったという点について補足を。

【回答】

1987年に民主化がなされ、裁判所もより国民から信頼を得ることが必要となった。当時の大法院長が司法改革の実施を約束し、1988年から、若手の判事が中心となって議論を開始した。1992年にその議論は司法改革の構想として取りまとめられ、すぐに制度化できることは1995年に法律として反映された。当時の構想は20年程度の長期計画であり、状況を見つつ制度化していこうというものであった。

私も当時、司法改革の実務担当だった。刑事訴訟分野を担当していたが、当時の実務担当者が必読すべきとされたのが1992年段階の構想だった。これを参考に、私のような後輩判事らが読むようにと承継されていた。

【質問】

韓国の裁判官は序列化が著しいと聞いているが、そのような裁判所組織で法曹一元が実現できた要因は。

【回答】

法曹一元化改革の過程で、裁判所内でそれに賛成する総意が集まったことはなかった。しかし、裁判所のトップ層には、このままでは問題の解決が不可能であるとの問題意識があった。裁判所内部では、現制度維持派と改革派が半々だった。そのような状況で、国会で法曹一元化が要求されて改革が実現した。裁判所の自己変革として法曹一元が実現することは難しかった。

【質問】

1992年の法曹一元議論について、ロースクール構想との関係は。

【回答】

当時の先輩たちは、ロースクール導入は考えていなかった。考えていたのは日本型の判事補制度であり、10年間の予備判事制度であった。厳密に言えばアメリカ式の法曹一元構想ではなかった。

その後、1998年から予備判事制度を実施した。これは、単独判事の年齢が若すぎるという問題（例えば、未婚の判事が離婚訴訟を担当する可能性がある。）に対して、判事任用を2年間延ばして判事の補助をさせるというものだった。しかし、制度実施直前の裁判官と直後との裁判官とで待遇が異なってしまう（実質的には同様の仕事をしているのに判決文に署名、押印できないなど。）という問題があり、数年の試行で廃止となった。このようなことを経験し、アメリカ式でやらなければならないと考えられた。

ロースクール制度と法曹一元とは別々に議論されていたということである。

【質問】

法曹一元ということは、従前のキャリアシステムの否定になると思うが、キャリアシステムにどのような問題があったと認識しているか。

【回答】

回答が難しい質問である。

第1に、従来は、司法研修院の成績で裁判官の任用が決定されていた。司法修習制度の問題として、裁判官・検察官任官志望者の権威意識が強固であり、官僚制度の良くない部分が明らかになってきたということがあった。成績が優秀であることと、国民から見てよい裁判官かどうかは別であると考えられるようになった。国民が期待するのは、成績優秀者ではなく、自分の紛争を解決してくれる裁判官のほうである。

第2に、若くして任官した者が退官して弁護士になると多額の金を得ることができることについて、国民が批判的に見るように意識が変わってきたということもあった。国民が、自分の裁判を担当する裁判官に対して、「あの人は将来、たくさん儲ける人だ。」と見るようでは裁判への信頼は得られない。その解決のためには、弁護士から裁判官となって定年まで勤めること、「たくさん儲かる機会を自ら放棄した人」が裁判官になるということでないといけない。

【質問】

前官礼遇への国民批判について。

【回答】

前官礼遇問題は古くから言われていた。先輩判事から話を聞くと、古くから指摘されていた言葉であり、おそらく戦後の大韓民国で法曹界が形成された当初の頃から言われていたと思う。

しかし、現時点では法院自体では前官礼遇はなくなっていると言える。私より若い世代の裁判官は前官礼遇を許さない。

ただ、国民の間ではいまだに前官礼遇という意識があるかもしれない。裁判になったら「担当判事を知っているか?」、「言うことをきかせられる弁護士を知っているか?」と尋ねられることがある。担当判事と同窓生で、同一法院での勤務経験のある弁護士が一番よいなどとも言われる。このような現象は全ての法律マーケット内で見られる。

【質問】

個人的感想でも良いので、司法研修院の長所について。

【回答】

司法研修院で修習する1学年1000人中50人くらいは極めて優秀である。メモを一切取らずに記憶だけで1年分の裁判を遂行できる思えるほどの修習生もいる。

司法研修院では、かつては裁判官・検察官の養成を目的にしていたが、一番要求されるのは誠実性であり、それが特徴と言える。

【質問】

ロースクール制度との関係での司法研修院への評価があると思うが、ロースクールに委ねている「基礎的教育」について各校で格差が生じるという懸念はないか、基礎的教育についてどうすべきと考えているか。

【回答】

例えば、ロースクールと共同でシンポジウムを行ったことがあるが、当時の発表レジュメが100ページになった。

依然として、ロースクールのカリキュラムは理論教育が中心である。実務教育の強化が必要であり、両者を適切に行っていくことが課題である。

【調査先】 法務部法曹人力課（司法試験管理委員会・弁護士試験管理委員会） 調査報告概要



上記各試験管理委員会を担当する法務部法曹人力課イ・ヨンナム専任検事と面談した。

1 新しい「弁護士試験」の科目は公法系（行政法を含む）・刑事系・民事系・選択科目・法曹倫理である。法曹倫理は弁護士の職業倫理を問うもので新設である。また選択科目（1つを選択）は国際法，国際取引，租税，知的財産，経済法，環境法，労働法の7科目である（旧「司法試験」と比べて環境法が追加され法哲学と刑事政策が廃止されている）。

出題方式は事例問題中心で，約50頁以内の事件記録を利用した書面起案方式である。厳格な指針は無いが，事実認定は問われていないのが実情である。

なお司法試験で存在した口述（面接）試験は，弁護士試験が法学専門大学院における3年間学習後の最小限度の法曹能力検証だとの趣旨から不要視され廃止された。

2 第1回弁護士試験では定員約2000人の法学専門大学院生から1665名が受験し1451名が合格。合格率87.15%。満点1667点。合否分岐770点。受験控え要因には，本人自身の事情だけでなく，法学専門大学院側としても合格率競争のため成績評価を厳しくし留年者を増やした等の事情があったようである。

合格者の成績は絶対的非公開で，選択科目別人数や合格点もそれとの関係で対外公表していない。実務能力点検試験であることと，大学間の成績格差・競争を煽りかねず，特に旧試験時代の実務教育軽視・試験偏重を防止する趣旨からである。ただし受験者本人には，根強い大学・地域間格差を試験成績の顕示で打破したいのにそれができないという不満も強く，現に「知る権利」の侵害だとして憲法訴訟が提起され係争中。

採点者による試験結果講評も紛争防止等のため自粛が求められ，公表制度も無い。合格人数目標は，法務部にて，法学専門大学院で充実した教育が履修されたことを前提に資質が法曹として適正だと検証できた者を合格対象とすること決定し，第1・2回試験では各1500人以上との方針を事前公表していた。

この人数算出の考慮要素は，法学専門大学院の上記定員決定時に行った，韓国の法曹市場規模・成長を予測した弁護士年間配置適正人数シミュレーション（年1600～1800人）と，法学専門大学院修了生の何%を合格させれば専門大学院教育が定着するかの観点からの試算（10%くらいの自然減少退学を見積り70～8

0%なら定着だろうとの結論)とである。実際のシミュレーションは顕在的法律(サービス)需要・潜在的需要に二分され、前者は実際の事件数や隣接土業の状況等の現状分析、後者は弁護士の職域進出等のやや流動的予測値である。これらは概要のみ公開である。

上記手法は今後も維持される予定だが、「1500人」数値は3回目以後に修正される可能性もある。さらに経済的弱者救済目的の予備試験制度も、今回の導入では見送られたが、奨学金等の政策効果を見極めて2013年以降に再検討される予定である。

- 3 法曹一元は裁判官任用との絡みだけで議論されてきたので、法務部・検察においては、決まった制度改革を受容するという以上の積極的な議論は特になされていない。



**【調査先】法務部法曹人力課（司法試験管理委員会・弁護士試験管理委員会）
調査報告**

第1 挨拶・来訪趣旨説明

調査団チームからは中村元弥委員が、韓国の法曹一元制度導入による弁護士試験導入・司法試験の廃止という法曹資格試験に関する変革の経緯や、各試験の現在までの実情についての取材・調査が目的である旨説明した。

法務部からは法曹人力（じんりょく）課のイ・ヨンナム専任検事並びにイ・ジョンズ法務官が出席され、新たに導入された「弁護士試験」及び段階的廃止途上である「司法試験」とも、各試験の管理委員会は別個であるもののいずれも法務部内の上記課が担当事務局として共通しているので、どちらについても回答が可能であると説明された。

第2 質疑応答

最初は事前予定質問を中心に、その後はだんだんと付随・関連する事項や質疑応答に伴って新たに浮上した事項について質疑応答した。

~（事前予定質問項目）~

- 1 ロースクール制度により、弁護士試験の内容について、従来の司法試験の内容とどのような違い、影響が生じたか。またその評価はどのようなものか。
- 2 現在の弁護士試験の試験科目について。国際化の観点を試験科目や問題内容に反映させているか。
- 3 本年の第1回弁護士試験結果とその評価。
- 4 合格者増加による法曹の質の低下や就職難の問題についてどのように考えるか。
- 5 その他、法曹一元化改革についての課題と今後の改善の必要性。

~（以下実際の質疑要約）~

- 1 事前質問1関連（司法試験から弁護士試験への変革に伴う試験内容変化について）
- 2 事前質問2関連（試験科目の内容・変化について）

【質問（法曹倫理科目）】

弁護士試験の試験科目は、公法系（行政法を含む）・民事系・刑事系・選択科目・法曹倫理に分かれているということだが、「法曹倫理」というのは具体的にどのような内容か？

【回答】

弁護士試験で新導入された科目であり、弁護士の職業倫理を問うものである。

導入に際しては、倫理を試験で問うことへの消極意見もあった。しかし、やはり弁護士には必要な基本的資質であることや、一般的道徳とは異なり法曹の場合

は職業倫理に関する法規範がある程度存在していてそれを身に付けているのかを試験で問うのは可能だとの判断から、導入された。

【質問（選択科目）】

弁護士試験での選択科目にはどのようなものがあるのか？

また弁護士試験と司法試験との間では、選択科目にどのような差異があるのか？

【回答】

司法試験では、国際法，国際取引，租税，知的財産，経済法，労働法，法哲学，刑事政策の8科目だった。

それが弁護士試験では、国際法，国際取引，租税，知的財産，経済法，環境法，労働法の7科目となり，環境法が追加されて法哲学と刑事政策とが削除されることになった。削除された2つについては「実務法科目」として関連性が無いのではないかという議論になった末であるが，学会からは強い反対意見・議論があった。

各法学専門大学院で分野別に特性化教育を実施しており，その中から普遍性や重要性を考慮してこの7科目が選ばれた。受験生はこの中から1科目を選択する。

【質問（出題方式）】

試験の出題方式は，司法試験から弁護士試験への変革に伴い変化はあったのか？

なお日本の司法試験の場合には旧試験から法科大学院制度下での新試験に変わった以降，従来に比べ事例式で実体法と訴訟法との双方を問う組み合わせ問題が出題されるようになったり，口述試験が無くなったりという変化があった（口述試験廃止については，コミュニケーション能力不足で合格させるに難があったものを救済してしまっているとの批判も出ている。）。

【回答】

司法試験時代も事例題がメインであったが，弁護士試験も事例問題中心である。

事件記録を利用した訴状・準備書面あるいは弁論要旨等の書面起案方式である。

使われる事件記録は，司法研修院において1年を超えた辺りの時期に使用していた50頁以内のものが提供されている。

実務能力評価が弁護士試験では必要だが，それをどう評価するというのか，学者も含め，問題出題の設計に関しては大議論があった。

日本でのかつての口述試験のような試験官面談方式試験は，韓国の司法試験でも3次試験として存在した。しかし弁護士試験では廃止された。

廃止理由は，受験者数の問題というよりは必要性からであった。つまり「弁護士試験」は法学専門大学院の3年間学習を経た後の最小限度の法曹能力検証であるので，その後の弁論能力や発表能力は法曹資格取得後その次の段階だろうとの認識からの判断であった（なお，口述試験の廃止については，日本で指摘されているようなコミュニケーション能力論からの危惧の議論は聞いていな

い。)

【質問（事実認定は問われないのか）】

司法研修所の事件記録（日本でいういわゆる“白表紙”）を使用するということが、それでは設問としては事実認定についても尋ねることになっているのか？

事実認定部分も、法学専門大学院で教育済になっているのか？

【回答】

私の知る限りは、主たる質問では事実認定部分を問うてはいない。

現時点では法理論的部分だけを尋ねる出題内容となっていると理解している。

ただしこの部分については、特に指針が定められているわけではない。

【質問（非法廷・訴訟能力を問うべきか）】

弁護士試験について、法廷（訴訟）実務に限定されない汎用的な実務能力を問うべきだという議論は提起されていないか？

なお、日本においては法曹人口増員の結果として全く法廷に立たないような弁護士も想定されるようになったので、司法修習に関し現にこの議論が提起されている。

【回答】

御質問は非常に発展的な問題提起だとは思うが、韓国は未だそんな議論は起きていない。現状の韓国はもちろんイギリスのような訴訟弁護士・非訟弁護士の区分された法制度ではないし、今回導入の弁護士試験も3年間の法学専門大学院教育の内容とそれにより備わった資質の検証だけが目的である。

3 事前質問3関連（第1回弁護士試験結果とそれに対する評価）

【質問（試験結果の概観）】

第1回弁護士試験の結果、特に客観的人数や選択科目間での結果の差などについて、総括的に教示いただきたい。

【回答】

次のとおりである。

（約）2000人の法学専門大学院在学学生から中退者や受け控え組を除き、1665名が受験し1451名が合格した。合格率は87.15%であった。

満点が1667点。770点が合否ラインであった。

選択科目の科目別人数や合格点は（把握しているが）対外公表していない。その理由は、成績を非公開としている趣旨を貫徹するためである。

試験成績は非公開である。非公開とされた趣旨は、実務能力の点検試験であること・大学間の成績格差・競争を煽らないためである。

【質問（試験結果への評価）】

今回のこの試験結果を法務部としてはどのように内部評価しておられるのか？

もちろんまだ1回だけの実施に過ぎないという限界はあるが、概ね予測通りなの

か、予測と違う点があった等の評価だったのか？

【回答】

評価についてはなかなか難問である。

弁護士試験を初実施する前段階においては、次のとおりに運営方法と合格者決定方針を発表していた。

ア 運営方法

法学専門大学院で充実した教育がなされそれを履修していることを前提として、資質が法曹として適正だと検証できた者を合格対象とする。

イ 合格者決定方針

法学専門大学院で厳正な学位管理及び十分な教育がなされていることを前提として1500人以上を合格させる方針である。これは第1回試験の方針として公表していたし、第2回も維持される予定である。

合格者は前述のとおり、受験生が予想より少数だったこと・受け控え者が相当数出たこと・今後の試験運営を考慮して少し1500人を切った。この決定に大きな反発は起きていない。

今後1500人以上を合格させるか判断する場合には、基本的な法学専門大学院の授業・受験者合格者の質の維持がなされているかを引き続き要検討である。

【質問（「1500人」目標の決定経過）】

その「合格者1500」人という目標は誰が決定したのか？

また決定過程でどのような要素が考慮されたのか？

【回答】

法務部で見積もって決定した。考慮要素としては、以下の2基準からであった。3回目以降の実施に際しても、これが具体的な(再)検討対象になるであろう。

そもそも法学専門大学院の定員を2000人と決定した際に、韓国での法曹の市場規模・成長を予測し、弁護士の年間配置適正人数をシミュレートしており、そこに出ていたのが1600～1800人だった。

もう一つ、法学専門大学院修了生の何%を合格させれば“ロースクール”教育が定着するかという観点から検討し、70～80%なら定着だろうと結論づけて命題化した。10%くらいの自然現象退学を見積もっている。

【質問（「1500人」の算定根拠）】

「1500人」についての上記の根拠シミュレーションは公開されているか？

【回答】

概要だけで細部までは公開されていないと思う。

顕在的法律（サービス）需要・潜在的需要の2つに分けて検討している。

前者は、実際の事件数・隣接土業の状況等の現状分析である。

後者は、弁護士の職域進出や開放等の予測値であり、流動的である。

【質問（試験結果講評について）】

試験結果に対する採点者からのコメント・講評は公表されているのか？

日本の司法試験の現状では、採点者の雑感を法科大学院側に発表して伝えているが、韓国においては検討されているのか？

【回答】

韓国では試験結果についての採点者の講評を発表する制度は無い。

そして試験結果への採点者のコメント・講評については、禁止が制度化されているわけではないが、できるだけしないようにとされている。

理由としては、不必要な紛争・議論を誘発し、試験の中立性を害する懸念と、試験委員を批判の矢面に立たせず保護するという見地とからである。

【質問（受験控えの要因について）】

1500人と目標発表されたにもかかわらず案外受け控えが多かったとのことであったが、そのあたりの要因調査は何かされたのか？

【回答】

要因については、正確にいうとまず、1998年の法学専門大学院第1期入学のうちで自主退学者が100人くらいはいた（これは次の期での追加募集状況から判明）。そして250人くらいが受験控えであった。

受験者数がこうなった要因としては、休学者や落第者が一定数いたほかには、（法学専門大学院側の働きかけで）合格率を上げるため成績評価を厳しくして留年等を増やしたとか、あるいは卒業年起算で5年間5回の受験資格制限がある関係で卒業自体を遠慮した人もいると考えられる。

これらの人数については、韓国では教育科学技術部が把握し公表している。

【質問（「1500人」目標変更の可能性）】

1500人との目標は今後、法学専門大学院の教育状況や、弁護士の活動領域拡大度・就職状況からみて見直されることがありえるのか？

この目標人数についての前述の御回答に関しては、決してドグマ的に墨守するのではなくて柔軟に対応するという含みでおられるのではという印象を抱いた。

【回答】

1500人との決定・発表は、あくまでも第1回・第2回についてのものである。

もともとそれは法学専門大学院での厳正な教育・学位管理を前提にした方針であるので、それが達成されなければ見直しがあり得る。そして現に第3回以降については、方針決定や発表はされていない。

そこで1500人との方針を維持するのか・法学専門大学院の学位と連動させるのか・アメリカ風に絶対的試験点数に依拠させるのか・法学専門大学院の教育内容の担保や弁護士の社会進出状況・社会的評価はどうなっているのか、国民の法曹需要はどうなっているのか等を総合考慮して決定される。

【質問（評価のあり方に関する議論）】

上記の、アメリカ型の絶対的点数評価主義や法科大学院の学位との連動という問題について、ここまで韓国であった議論を少し紹介してほしい。

【回答】

従来これは日本も同様だったと想像するのだが、もともと市場での適正数を前提に試験合格者は決められてきたはずで、他方アメリカ式の絶対評価方式は、韓国の実情に合わないというのが社会的合意だった。

ただし、“ロースクール”制度の本来的趣旨は「資格試験」なので、数だけ韓国式社会需要に合わせるの、本来の趣旨に合わないのではないかと制度導入後に問題提起がなされた。議論が出てきた以上は今後はそれも検討せねばならないであろう。

4 事前質問3の関連質問（試験結果の情報開示）

【質問（試験成績情報の秘密について）】

試験成績は本人にも秘密だと聞いたが、本当にそのまま永久に誰も知り得ないのか？例えば将来裁判官任官する際の採否判断材料に提供される可能性はあるのか？

【回答】

合格者の成績は厳格に非公開とされている。

法律が最初に制定された時点では成績の公開に関する規定もあった。しかし実施直前に法改正がなされ、合格者に対しても自身の成績を非公開とされた。法文では「誰にも(何人にも)公開しない」ことにされている。

不合格者のみ合格発表から6か月以内に、法務部長官に対して自身の成績の公開を請求しうるとされた。

この点、法務部・検察庁は、自前で管理している資料なので、内々に参照して検事採用の資料に利用するのではないかと批判された。しかしそういうことはない。今日この面談をしているのと同建物4階にある検察官の採用判断部署にも、この情報提供は禁じられている。

ただし現時点では、この個人成績を(本人へも)非公開とすることを「知る権利」の侵害だとする憲法訴訟が提訴中である。

【質問（試験成績秘匿への批判について 学校・地域間格差との関係で）】

試験成績を非公開としたことに対しては、それでは学校間・地域間格差を挽回させずむしろ追認する結果になってしまうのではないかという批判が出ていないか？というのは、まず現状として弁護士としての就職難問題や、それに先だって法学専門大学院や大学間の序列あるいはソウルと地方との地域格差が大きいのは否めない。

しかし他方でソウル大学やソウル近辺有力大学以外で評価ランクが低い法学専門大学院出身の合格者中にも、学力や成績は恐らく高いのに家庭の経済事情でそこしか通えなかった人もいる。

試験成績一切非公開だと、そういう学校・地域による差別を自己努力による試験成績達成で挽回することが不可能となるとの批判が上がっていると聞くのだが。

【回答】

たしかにそのような批判には一定の合理性を認めざるを得ない。現状では市場評価要素が成績しか無いからそれに関し「知る権利」を寄越せとの合格者個人の主張にはもっともな面がある、現にそれが前述した憲法訴訟提訴に繋がっている。

ただし他方で非公開にも公益的理由がある。成績公開するとまさに全ての法学専門大学院が成績係争教育に陥り、旧司法試験時代に起きていた試験学習重視・実務教育軽視に流れるのは目に見えている。

結論として、やはり公開していたら現場が大混乱になっていたのではと思える。

【質問（試験成績秘匿への批判について 憲法訴訟の見通し）】

上記の個人成績情報公開請求の憲法訴訟の勝訴見込・想定は？

韓国の憲法裁判所は日本の最高裁判所に比べてはるかに違憲等について積極的に判断する傾向だと聞く。万が一にも敗訴したら制度に大波紋を呼ぶのではないか？

【回答】

現状では敗訴は想定していないが、仮に公開せよという判断が出たらもちろん公開せざるを得ないであろう。

その場合には前述の懸念が現実化する恐れはある。ただ、憲法訴訟はすべからく私益対公益なので、どんな結論でも調整解決はあるはずだと思いたい。

5 事前質問4関連（合格者増加による法曹の質の低下や就職難の問題）

他の分野質問と被り、あまりダイレクトな質疑はなかったという記憶である。

6 事前質問5（その他、法曹一元化改革についての課題と今後の改善の必要性）

【質問（法務部の法曹一元改革に対する見解）】

法務部・貴課に「法曹一元」に関しどこまで伺えるかという問題はあるが、来年から段階的導入の法曹一元制度について聞きたい。

過去10年間、賛成・反対・意見が分かれていた等、どのような考えか率直にご紹介いただくのは可能か？

法曹一元によって、検察官から裁判官への（転向）任官者も増える可能性があると思われるが、これについては何かお考えは？

個人的見解をお聞きすることになってしまうかもしれないが、前官礼遇や裁判官の刑事裁判の問題について、法曹一元導入に際しては指摘されてきているように認識しているが、それについてのお考えは。

【回答】

（日本がどうかはよくわからないが）韓国法務部は検察庁を所管しているが、今回の韓国の法曹一元はあくまでも裁判官任用制度に留まり、検察官任用を全面的に弁護士からという主張はされていない。裁判所を中心として制度が樹立

されたゆえ、これについては特に意見を開陳したことは無い。

検察官から裁判官への任官者については、現状でも年間10人くらいはいる。ただし、この人数が法曹一元で増加になるかという議論はしていない。あくまでも個人の選択なので。

最後の質問は、所管を超えるのでここでは言いにくい。また個人的にお答えする機会があったら触れたい。

7 上記以外の質問

【質問（各試験管理委員会の態勢について）】

司法試験も（しばらく）弁護士試験と並行して続くが、司法試験管理委員会や弁護士試験管理委員会の事務局体制はどうなっているか。

特に、法務部や委員会として「メンバーが一緒」と聞いたが、それは試験委員レベルのことか、事務局も共通なのか。

【回答】

次のとおりである。

司法試験管理委員会は、委員長・副委員長を含め13人の委員であり、うち弁護士委員は2名である。

弁護士試験委員会は委員が15名で、うち3名が弁護士委員である。

両委員会の試験委員には、兼任している人も全く兼ねていない人もいる。

両委員会の幹事（事務局）は、どちらも法務部の法曹人力課が担当している。なお法務部首脳の分掌としては、司法試験管理委員会は法務部長官・弁護士試験管理委員会は法務部次官が担当である。

【質問（法務部と弁護士会との関係）】

日本とは異なり、法務部が、弁護士会（協会）を監督する形・方法になっていると聞いているが、詳細を教えてほしい。

法律で弁護士への懲戒権が制定され、他方で弁護士会内部でも懲戒委員会があり、同委員会への不服申立が法務部へ持ち込まれる～という理解で正しいか？

【回答】

組織としての法務部が団体としての弁護士会を監督しているのではない。

ただし、法曹倫理委員会・懲戒委員会が法務部の傘下であり、個々の弁護士の懲戒権を（最終的に）法務部長官が持っている。そこを捉えると、監督しているように見えるのかもしれない。

これ以上の細部は、所管が弁護士懲戒に関する部署ではないので回答できない。

【質問（「予備試験」についての議論動向）】

現状の韓国では法学専門大学院を経由しないバイパスルートは想定されていないが、これに関する議論はどうなっているのか？今後検討される可能性はあるのか？

なお日本の新司法試験と韓国の弁護士試験との相違点の一つとして、日本では経

濟的事情等に鑑み、非・法科大学院修了者向けの予備試験制度が創設されている。

【回答】

導入は議論はされたし、来年以降暫くして再度の社会的議論があると思われる。

なお、今回の改革に際しても一度議論はされたが、“ロースクール”制度の趣旨に反する・阻害するとの批判で導入が見送られた。このバイパスルート等の件を理由に、国会で法案が否決されたことすらあった。

そこで今回の法曹一元・法学専門大学院の立法では、社会的弱者救済策については、まずは法学専門大学院制度内で（奨学金等で）試みってみるが、もしそれ以上に手段が必要ならば2013年以降に議論しようという合意がなされている。

第3 その他

質疑応答の最後に、イ検事から、日本の司法試験・特に予備試験に関しての逆質問も受けて逆の質疑応答をすることになった。

【質問（イ検事）】

私からも、日本の今の司法試験におけるバイパス＝予備試験について質問したい。

日本では議論の末に導入・実施が先行し、予備試験での選抜者が増加したと聞いている。それがどのように評価されているか・制度的矛盾は現実化していないか。

【回答】

確かに日本では、バイパスとしての予備試験の導入を司法制度改革審議会で議論した際に、これを設けるのは趣旨と背反するという批判があった。そこで経済的困窮者等を想定してあくまでも細かいルートで導入するというのが最終的結論になった。

ただ、今年の予備試験については、80人少々が合格し受け控えが10人であった。最終合格率は7割くらいとどの法科大学院よりも高くなった。それを受けて、予備試験合格者数をもっと増やせとの議論が起きているが、他方で法科大学院側からはそれをやったら制度崩壊だとして反対意見が多い。今後は未だ決まっていない。

日本での予備試験はもともと経済的に苦しい人が受験・通過することを想定していた。ところが実際には、そうというよりも半分が大学の法学部現役生や法科大学院の在籍生であり、早く合格する抜け道利用になっている。たしかに法科大学院を設けた趣旨に反するかもしれない。

【調査先】 法務法人CHUNWOO（チョンウ） 調査報告概要

法務法人CHUNWOO（チョンウ）では、趙凡濟（チョ・ボンセ）代表弁護士ほか4名の弁護士に対応いただいた。同事務所には10名の弁護士が所属している。裁判官出身者はいない。また、これまで弁護士任官者を出したこともない。

1 従来の弁護士任官制度について

弁護士経験を経てから裁判官になることについては賛成である。

これまでの傾向として、弁護士経験10年未満の任官希望者は、大手ローファーム出身者が比較的多い。弁護士経験10年以上の人は、依頼者との関係、事務所の整理に時間と手間がかかる。それでも任官を希望する人は、公益的意義を見いだししていると思われる。

現行の制度で毎年20～30人が弁護士から判事に任用されている。応募者はその2～3倍あり、応募者を集めるというより、応募してきた人をフィルターにかけるという方に比重がある。

2 事件の引き継ぎなど

大手ローファームの場合は、人手があり、依頼者たちにも、弁護士任官していくことに不満がない。

一方、中小事務所、個人事務所の場合、事件は同期の弁護士や友人に引き受けてもらうことになる。依頼者から、不満が出て弁護士報酬の一部を返金したケースもあると聞いている。小規模な事務所では、クライアントとの関係は個人的な信頼関係が鍵となっている。依頼者は、自分の事件に勝訴できるか否かが最重要であり、弁護士間での事件の引き継ぎができて、裁判の結果が悪ければ依頼者は不満を抱き、極端な場合には弁護士費用の返還にまで発展する。

3 法曹一元制度について

能力のある弁護士を失うのは、事務所にとって痛手であるが、本人が希望するならば、社会的に意義のあることであり、推薦する。

大韓弁協が弁護士を判事に推薦する際に市民の意見も聞くという制度を取り入れるかは今後の検討課題である。

韓国では、司法試験の受験動機が、もともと裁判官になりたいからという人が多い。これまでは、試験の成績で裁判官に任用されたが、今後は、弁護士経験をもとに裁判官への任用適格が判断されると考える。

CHUNWOOから今後任官者を輩出することには消極的とみえた。

もっとも、全体として、新制度の下で、毎年弁護士から任官者を100名輩出していくことに不安はないようであった。また、任官者が大手ローファーム出身者で占められるという懸念はないようであった。

【調査先】 法務法人CHUNWOO（チョンウ） 調査報告

対応した弁護士

趙凡濟（チョ・ボンセ）代表弁護士

次期，大韓弁協会長選に立候補

韓相仁（ハン・サンイン）弁護士

大韓弁協理事，法曹一元化委員会委員（11月5日午後の会議に参加）

イム・ジュヨン弁護士

先週，福岡で国際交流した

イ・トンイ弁護士

大韓弁協青年部

イ・チョンドク弁護士



質疑応答

（趙弁護士）当事務所は10人の弁護士で構成されている。みな実力があり，一人の弁護士が100人分の働きをしている。ここにいない弁護士は，法廷に行っている。全員で対応したいくらい歓迎の気持ちは強いが，全員そろっていると暇な事務所かと誤解される（笑）。

Q（長谷川）裁判官出身の方はあるか。

A（以下，特記ない限り回答は趙代表弁護士）いない。当事務所は，設立して11年目，全員が研修所の出身者で，裁判官を退官した人はいない。不動産と金融の二つのチームに分かれていて，それぞれの分野で訴訟業務全般を扱っている。

Q 90年代以降に始まった弁護士任官について，どのような見解か。

A 一般論として，弁護士経験を積んでから裁判官になるということについては賛成である。

Q 日本では，現時点で68名の現職があると聞いている。これは，任官推進をしているという割には，少ないのではないかと思うが，どうか。

A（木津川）弁護士としての仕事を引き継ぐのが困難であるとか，家族の賛成を得られないなどの事情がある。

Q そうすると，制度の問題と言うより，個人の選択の結果か。

A（木津川）弁護士全般から，裁判官や検察官にあこがれないという事情がある。（趙代表弁護士の好奇心とパワーに引っ張られる感じの日弁連代表団，ここで，ちょっと仕切り直して。）

Q（以下，特に書かない限り質問は長谷川）貴事務所において，今後裁判官になる人材を輩出していく予定があるか。

A 基本的には個人の選択の問題。しかし，任官することは，公益的な意義があると考えている。

- Q 事務所としての応援の態勢はどうか。
- A 本人が希望するなら，推薦する。能力のある弁護士を失うのは，事務所にとっては痛手であるが，社会的に意義のあることだと考える。
- Q ロークラークから，弁護士を採用する予定はあるか。
- A（李弁護士）ロークラークは，原則的には裁判官を希望する。1年間だけ事務所に来てもらっても戦力にならない。
- Q そのような人たちを弁護士として数年養成した後に裁判所に送るという考えはないか。
- A それは，一つの提案だと思う。
- Q 超大手のローファームしか任官者を出せないのではないかという危機感はないか。
- A 選抜基準が確立しているならば，その人が大手出身かどうかは問題ではない。
- A（韓弁護士）2011年，大韓弁協の委員として任官希望者の面接を行った。弁護士経験10年以内の人は，大手ローファーム出身で，合格年齢が若いという傾向があり，弁護士経験10年以上の人は，中小，個人出身で，司法試験合格時の年齢が高いという傾向があった。キャリアの長い弁護士の場合，依頼者との関係，事務所の整理に，時間と手間がかかる。そうであるにもかかわらず，任官を希望する人は，公益的な意義を見いだして，志望していると思われる。
- Q ここの事務所で任官者はいないとのことであるが，他の事務所から任官した人で，事件の引継ぎなどで苦労をした人の話を聞いたことはあるか。
- A（韓弁護士）大手のローファームの場合は，人手があるし，依頼者たちにも不満がない。個人事務所の場合には，事件は，同期や友人に引き受けてもらう。依頼者が不満を述べる場合には，弁護士報酬の一部を返金することもある。
- Q（三木）例えば，代表弁護士ご本人が任官すると言うことが想定できるか。
- A 自分は，現在48才で，弁護士としての仕事が最も充実している。もしも自分が応募するとしたら，弁護士としてやるべきことをやり終え，子どもたちの教育も終わった60才頃の話になるだろう（公益活動としてとらえる）。そして，法官の定年65才まで勤めるのではないか。
- Q（小川）10人の弁護士のうち一人が任官すると言ったら，どうか。
- A 当事務所は弁護士法人であるとはいっても，クライアントとの関係は個人的な信頼関係が鍵となっている。そして，依頼者は，自分の事件において勝訴できるかどうかを最重要なことだと考えている。もしも，この事務所の中で弁護士同士は適切に引き継ぎができて，裁判の結果が悪ければ，依頼者が不満を抱き，極端な場合は費用の一部ないし全部を返還せよという要求が出てくる可能性もある。
- Q（三木）大韓民国における弁護士と依頼者の関係は，依頼者の側が結果が悪ければ弁護士報酬を返還せよと主張することができるような強い立場にあるのか。
- A（韓弁護士）当事務所の経験ではなく，弁護士会の懲戒事例全般を見ると，この10年間くらいの間，弁護士倫理規定に基づいて，依頼者が弁護士に対して弁護士

報酬の返還を求める場合がある。例えば、良い結果が出ているのに成功報酬を支払わないとか、理不尽な態度をとる場合もあるし、そのような場合に備えて弁護士が預かり金を受け取り、それに対して返還を求める場合もある。

A 市民から弁護士に対する要求水準は、高くなっている。

Q (小川) 懲戒事例はどのようなものが多いのか。

A (韓弁護士) 弁護士の行為が刑事事件に該当する場合、検察庁から大韓弁協に立件を求めてくる。法曹倫理協議会から弁護士に対する調査を行い、その結果不法が認められれば、同協議会から大韓弁協に立件を求めてくる。同協議会が調査を求める場合は、判事または検事を退職した後に弁護士として開業し、6ヶ月以内に受任事件が急増した場合などである。クライアントが弁護士に対して懲戒請求してくる場合である。事件数としては、全体の95%を占めている。しかし、実際には、大半が却下される。内容に問題がないものでも請求してくる場合が多い。受任制限、特に利益相反が疑われるとして申し立てられる場合がある。報酬など金銭に絡んで申し立てられる場合も多い。

Q そもそも、懲戒権は、弁護士会にあるのか(この質問の前に、大韓弁協の裁判官への弁護士推薦制度に市民が関与することがあるかという質問があり、それはないが、検討には値するとの考えが示され、懲戒委員会にはマスコミ関係者が委員となっているという話になったように記憶している。)

A 大韓弁協の中に懲戒委員会があるが、委員会は大韓弁協に対して独立性がある。懲戒委員会の委員は9名で、うち3名は大韓弁協代議員総会で選出される。2名は高等法院部長判事、2名は法務部、残り2名は、大学教授とマスコミという学識経験者・有識者で構成されている。懲戒委員会の判断に対する不服申立は、法務部長会委員会に対して行う。この判断に対するさらなる不服申立は、行政訴訟で行う。なお、単位会独自の懲戒委員会はない。

Q 話を戻して、新制度の下で、弁護士任官者100名を出していけるか。

A そもそも、日本と韓国では、法曹一元のイメージ、弁護士任官のイメージが違うのではないかと。日本では、よほど応募者が少ないということか。現行の制度で30名程度の任官者があるが、それでも3倍程度に応募があり、応募者を集めると言うよりも、応募してきた人をフィルターにかける方に比重がある。

Q 3分の1に絞っているというのは、どの制度の場合を念頭に置いていっているのか。

A (韓弁護士) (以下、聞き取りメモが不正確)3年ないし5年のキャリアの人については、弁護士会の面接なし。5年ないし15年のキャリアの人については、約60人から10人ないし30人を選んできている。15年以上のキャリアのある人の場合、各地の高等法院について5ないし12人の応募者から1ないし9人。

Q 前提として、各高等法院の所在地とそれに対応する弁護士人口は。

A ソウル広域市1万2500人、釜山広域市9000人、大邱テグ、大田デジョン、光州は、500人から100人の間。

Q ソウルで活動している弁護士が地方の法院に応募することは。

A（実態として）あり得ない。

【調査先】 大法院法院行政処 調査報告概要

大法院・法院行政処（日本の最高裁事務総局に相当）に対する調査は、パク・チャンイク司法政策審議官に説明対応をしていただき、調査団から事前に送付した質問項目に対する説明及びそれに対する質疑応答という形で進めた。その概要は下記のとおりである。

1 法曹一元改革についての評価

2003年に大統領と大法院長との合意により漸進的改革が進められたが、国民の要望を背景として、2011年に迅速な法曹一元化を進めるという国会での意思決定がなされた。2013年から完全実施されることとなる。国民の意思として決定された以上、裁判所としては制度の定着に最大限努力する。

2 改革の見通し

必要な弁護士経験年数が5年以上となる時期以降、能力十分な任官者数の確保には問題があり得る。報酬の増額、ロークラークや単独判事の拡大などが必要であり、特に経済面は国会と協議すべき具体的な課題である。

全国の循環勤務制は任官の障害となりうるが、地域選抜制は多数の法曹関係者が反対している。地域勤務のインセンティブ向上など漸進的に実施したい。なお、地方の同一地域で10年間勤務ができる「地域法官制」がある。また、15年以上の法曹経験を有する者に対する「専担法官制」も導入した（少額訴訟などを担当。大都市で定年まで勤務。）。

韓国の法曹一元は最終的に法曹経験年数10年以上となるが、欧米では5年以上としているところが多く、この点は国会と今後議論すべきことだろう。

3 ロークラーク制度について

2012年に第1期の100人を選抜。第2期も100人を採用する予定である。

ロークラーク勤務から任官までに1年間の空白期間が生じるが、国会がそのような制度とした趣旨を全うするため、裁判所として仕事のあっせんなどは考えていない。必要かつ可能な支援は検討したい。任官必要年数が5年以上とされる時期以降のことについてはまだ検討していない。

4 裁判官制度について

法官人事委員会

法院内に設置、裁判官の任用や退任に関する審議。現在は11人の委員（裁判官3人、検事2人、大韓弁協推薦の弁護士2人、大学教授2人、有識者2人。）。

弁護士任官希望者については、大韓弁協から意見を求めて評判を確認している。

人事評価制度

全国法官会議で検討。開示申請が事前になされており、評価結果が不良の場合に限り、内容を開示するという制度を導入している。評価書に対して異議が

あればそのような意見を出すことができ、評価書と一緒に意見書が保管されることになる。

また、弁護士会では裁判官の評価を実施してメディアを通じて公表している。

【調査先】 大法院法院行政処 調査報告



イ・ミンコル司法政策室長 挨拶

パク・チャンイク司法政策審議官 懇談

- 1 事前送付の質問事項に対する回答
法曹一元化改革制度全般

【質問】

法曹一元化改革はなぜ必要だったと考えているか。

【回答】

経験豊富な裁判官による裁判をという国民の要望があった。2003年に大統領と大法院長との合意により、5年以上の弁護士経験を有する裁判官を全体の2分の1以上とするという改革を導入することとなった。裁判所としては、漸進的に弁護士経験者からの採用という改革を行ってきた。現実問題としては、年30人くらい弁護士からの任官者が出るようになってはいるが全体の2分の1には達していない。2011年に漸進的な改革ではなく迅速な法曹一元化を進めるという国会での意思決定がなされ、2013年から完全実施されることとなる。

【質問】

法曹一元化改革により導入された制度全般に対する評価。特に、司法研修院での司法修習の廃止に対する評価はどのようなものか。

【回答】

評価を行うのは早すぎると思うが、英米などと同じく制度の定着を目指したい。陪席判事制度などがあって色々難しい点はある。ベルギーでは一度法曹一元化を決めたが、その後に弁護士経験を有する者からの判事採用制に戻したと承知している。問題点に対して十分な対策と準備をしていきたい。

司法修習廃止に関して、検察官はロースクール卒業生から直接採用され、法務研修所で1年間の研修を受けて現場に投入されることとなった。ロースクール出身者からの判事任用についてはまだ数年かかる。現状では2か月間の教育を経て陪席判事となる。今後、ロースクール出身者から裁判官に採用された者に対する新たな教育システムも検討していきたい。

【質問】

法曹一元化改革制度の下で、今後、下記の点についてどのように検討しているか。
< 必要な任官判事数確保の見通し >

【回答】

数だけではなく均質な高い能力を持った裁判官の採用も重視している。現在の経

過措置の中で、弁護士経験3年からの裁判官採用については大きな問題はないと考えている。2018年から2024年には（軍法務官出身者を含めて）新人からの採用はできなくなり、これは大きな問題と考えている。

< 優秀な裁判官を確保するためのコスト増加 >

【回答】

経済面での問題は解決される必要があると考えている。弁護士団体からも裁判官の報酬を増額せよとの意見が出されたことがあった。イギリスでは首相より高い報酬を得ている裁判官がおり、アメリカでは裁判官の報酬は国会議員と同額と承知している。国会との協議が必要であり、具体的な課題であると考えている。

< 地域偏在解消の必要性 >

【回答】

現在の裁判官は全国の循環勤務制となっており、相当年数の弁護士経験を有する者が任官する上での障害となりうる。地域で裁判官を選抜し、その地域で勤務させるということは、多数の法曹関係者が反対している。それは大部分がソウルに在住しているからである。

なお、地方の同一地域で10年間勤務ができる「地域法官制」がある。10年以上の裁判官経験を有する者が地方で10年程度の勤務を行いたいと希望すればそれを認めるものであり、居住地が地方の裁判官が首都圏に異動しなくてすむという制度である。10年経過後は撤回ができ、循環勤務に戻ることになる。日本やスイスなどを除き、各国で同様の制度があると承知している。以前から地方勤務の裁判官が異動の希望を出さない場合にはそれを認めるという形で運用されており、それを制度化したものである（制度創設時期について今は資料がなく答えられない）。このような取扱いができたのは、首都圏での勤務を希望する裁判官が圧倒的に多いからである。なお、特定地での採用ということは、採用確保の点で難しいと思う。

また、2012年からは、15年以上の法曹経験を有する者に対する「専担法官制」を導入した。国民と接する機会が多い少額訴訟などを担当してもらい、大都市で定年まで勤務できることを保証した任官制度であり、この制度の定着に期待している。

【質問】

その他、法曹一元化改革についての課題と今後の改善の必要性。

【回答】

長期展望として、一審は単独判事が担当し、二審は対等な経歴を有する判事による事後審と位置付け、少数の重要な政策問題のみを大法院が取り扱うこととし、一審、二審を二元化する制度を考えている。欧米の制度の長所を導入して法曹一元化を進めていくという計画を持っている。

ロークラーク制度について

【質問】

ロークラーク制度導入の理由

【回答】

法曹一元化し、定年まで裁判官として働いてもらう改革のためにはロークラークによる補助が必要である。ロースクール出身者はロークラークを経て、それを弁護士としての活動に活かすこともでき、それから任官を選択するということもありうる。

【質問】

本年の弁護士試験後のロークラーク採用の状況、現在のロークラークの運用の実際

【回答】

2011年にロークラーク制度を定め、2012年に第1期の100人を選抜した。現在は第2期の選抜を行っており、100人を採用する予定である。現在、ロークラークには事件検討報告書の作成など、事件の調査業務を行わせるということになっている。

【質問】

ロークラークとしての勤務期間終了後、判事として採用できるまでの空白期間についての検討状況

【回答】

2017年まではロークラークの任期は2年と制限されており、任官までに1年間の空白期間が生じる。その空白期間について裁判所として仕事のあっせんをすることなどは考えていない。これは、国会でこのような制度と定められた趣旨を最大限全うするためである。必要かつ可能な支援は検討したい。なお、任官必要年数が5年以上とされる時期以降のことについてはまだ検討していない。

【質問】

ロークラーク制度に対する今後の見通し、課題

【回答】

ロークラークから弁護士経験を経て裁判官となるというルートが確立することを願っている。制度定着のために最大限の努力や支援を行うことを考えている。

裁判官制度について

【質問】

法官人事委員会（法院組織法第25条の2）制度の概要について。特に、弁護士など外部からの情報収集のシステムの有無、審議結果の人事への反映の有無、再任についての審議対象かどうか。

【回答】

法院内に法官人事委員会が設置され、裁判官の任用や退任に関する審議が行われ

ている。かつては9人の委員だったが、現在は11人の委員（裁判官3人、検事2人、大韓弁協推薦の弁護士2人、大学教授2人、有識者2人。）により運営されている。

審議結果の執行については所管外であって答えられない。弁護士任官希望者については、大韓弁協から意見を求めて評判を確認するようにしている。

【質問】

人事評価制度（法院組織法第44条の2）の概要について。特に、昇給について評価結果は反映されるか。

人事評価制度における大法院長の諮問機関としての判事人事委員会制度の概要について。特に、評価対象者である判事からの評価開示制度や不服申立制度の有無。

【回答】

全国法官会議で検討される。開示申請が事前になされており、評価結果が不良の場合に限り、内容を開示するという制度を導入している。評価書に対して異議があればそのような意見を出すことができ、評価書と一緒に意見書が保管されることになる。なお、裁判官の評価に関する外部の諮問機関はない。

【質問】

判事の海外研修の概要、その他に判事が弁護士職務を経験する制度の有無。

任官10年未満の判事はどのような職務を担当しているか（10年未満でも一定年数経過後に単独で裁判をすることができるか。）。

【回答】

現行法では、裁判官任用5年以上、すなわち6年目からは単独事件が担当できる。5年以上の経験を持つ弁護士が任官した場合には一定期間は陪席判事となる。

また、刑事や家事など人生経験を要する事件については、より多くの経験年数を必要とする制度としている。

【質問】

改革制度下で最初に任用する弁護士経験3年の判事に担当させる職務について、どのように検討しているか

【回答】

軍法務官を3年間経験した者からの採用はこれまでもやってきた。これと同じ待遇となり、相当期間を陪席判事として経験し、その後に単独判事となる。長期的には経験10年以上を判事とし、単独事件の管轄を広げることも考えている。

【質問】

法曹一元化改革により、これら裁判官制度はどのように影響を受けると考えているか

弁護士任官について

【質問】

改革前から行われていた弁護士任官制度や任官者に対する評価。
今後の法曹一元化改革制度の下での任官者の給源としての評価。

【回答】

当組織では弁護士任官に関して総合的な評価をしておらず、公式見解を述べることはできない。一つ述べれば、弁護士からの任官者は初期には判決文を適切に作成することに困難がある。しかし、弁護士任官者は、社会経験により事件の本質を把握することにはずば抜けているという評価がある。品格と経験、能力が十分な弁護士が任官するという法曹一元の定着に最大限努力したいと考えている。

2 質疑応答

【質問】

法曹一元改革に対して、大法院で反対する意見はなかったか。

【回答】

賛成、反対両方の意見は出された。裁判所としては国民のための改革ということが基本スタンスである。法曹一元制度に問題はあろうかと思うが、国民の意思として国会が決めたことであり、裁判所としてはその実現に最大限努力する。現行法では、10年以上の経験を要するという制度となっているが、欧米では5年以上としているところが多い。この点は国会と今後議論すべきことだろう。

【質問】

日本の最高裁は、裁判官の均質性確保にはキャリアシステムこそが優れているという意見である。そのような意見が裁判所サイドから述べられたことはなかったか。

【回答】

2003年、大法院としては漸進的な改革を決め、弁護士経験を有する裁判官を全体の2分の1以上にするという目標を立てた。裁判官の均質性確保は重要であり賛成できる。裁判所としては、採用の多様化とともに十分な能力を有することを最も重視している。人品、能力とも飛び抜けている任官者を確保すべく制度改革を進めている。能力のない裁判官による裁判が行われることは国民にとって不幸であり、裁判に対する国民の信頼を失わせることになり、裁判所としても重大な問題と考えている。任官希望者に対する人格評価、能力評価テストの導入も検討している。

【質問】

弁護士任官者を裁判官全体の2分の1以上にするという目標が実現できなかった理由は。

【回答】

裁判所としては人数を埋めるということではなく、十分な能力を有する者を裁判官として採用することが目的である。能力のある弁護士が裁判官を志願することを躊躇するというのを非常に懸念している。現在は、完全なる一元制が導入される

こととなり、システムが変わるので、十分な志願者があると期待している。

制度の定着には、報酬の増額、ロークラークや単独判事の拡大などが必要である。国民の信頼する司法は法曹一元制度によるべきであるという結論が出た以上は、関係機関と協働しつつ進めていきたい。

【質問】

循環勤務が弁護士任官の障害になっていると考えるか。

【回答】

能力のある法曹は首都圏に集中しており、この地域偏在が任官の障害になるということはあろう。地域勤務のインセンティブ向上などは漸進的に実施したいと考えている。長期的には大部分が地域勤務を希望するようなことを目指したいが、問題が多いかもしれない。

【質問】

任官の二元化の話について、もう少し具体的に。

【回答】

二審を担当する裁判官は経験がなければならず、15年以上の経験を有する裁判官しか二審を担当しないこととなっている。現在は、十分な経験を有する弁護士であっても、いきなり二審の裁判官になることはまずない。一審を担当して能力が確認できた者が二審の担当になっていくということで考えている。

【質問】

裁判官の人事評価に関して規則はあるのか。

【回答】

規則はない。弁護士会では裁判官の評価を実施してメディアを通じて公表している。そのような外部評価が裁判官の人事評価に反映するかどうかは担当外であり答えられない。

【質問】

過疎地への裁判官補填について。

【回答】

日本のように簡易裁判所判事の制度はない。全ての過疎地に裁判官を常駐させることは非常に困難であり、1人の判事が複数の郡を巡回している。

【質問】

電子訴訟というものがあると聞いたが、これは司法過疎対策と関係あるのか。

【回答】

裁判手続を簡素化させるものとして導入したが、これは司法過疎対策と直結する制度ではない。

【質問】

韓国の裁判官の多忙さについてはどの程度か。

【回答】

2000万ウォン以上の事件を担当する裁判官について言えば、1人平均300～400件を担当している。刑事事件について言えば、略式事件を除いて年間800～1000件を担当している。

韓国の裁判官は非常に多忙であるがプライドを持ってやっている。これから法曹一元制度となれば、裁判官の生活の質の確保ということも考え、安息日や安息年の導入も検討の必要があるかもしれない。



【調査先】 法務法人SN 調査報告概要

法務法人SNは、最近法務法人テセから独立したところで、弁護士8名が所属している。朴男圭（パク ナンギョ）代表弁護士ほか3名の弁護士に対応いただいた。

1 弁護士からの裁判官任官について

弁護士として経験を積んで、仕事が充実している弁護士が、裁判官になろうとは思わないのではないかと。それでも任官を希望する人は、公益目的であろうと考える。

代表自身も、かつて同期の裁判官から任官の誘いを受けたが、弁護士として順調に仕事をしてきた時期であり、少し考えていたらそのまま時間が経過して、話が立ち消えになった経験がある。

弁護士としての仕事が充実している時期は、子供の教育費がかかる時期であり、そういう世代の弁護士が任官を志望することは少ないと思われる。弁護士として引退を考える年齢になってから社会奉仕として任官を考える可能性はある。

2 法務法人テセからの任官応募者について

2011年に法務法人テセから裁判官に応募した弁護士がいたが、採用されなかった。

その弁護士が応募した時点では、同じ部門で仕事をしている他の弁護士が、その弁護士が採用された場合の穴をどう埋めるかを新人の採用ということも含めて協議した。

3 法曹一元制度について

弁護士の業界全体として、今後は任官者を輩出していかなければならないという義務感が出ているわけではない。

ただし、もともと裁判官を志望しているが、成績などの理由で任官できなかったものは、チャンスだと考えている弁護士もいるかもしれない。

これまでの弁護士任官制度で毎年30名が任官してきた理由としては、性格が弁護士よりも裁判官向きの人が、一旦弁護士になった後に志望を変更することがある、司法府とか、官に対するあこがれが韓国では強い、弁護士として稼がなくともよい立場の人、例えば妻が高収入を得ているなどの場合には、教育費などの不安もないので、任官する基盤があるといったことが考えられる。

法曹一元制度の趣旨が、40歳代の脂ののった弁護士が任官することにあるとすれば、子供の教育費に一番費用のかかる世代にあたるので、裁判官にはそれなりの手当て、経済的な裏付けを行うなど裁判官の待遇改善が必要である。

【調査先】 法務法人SN 調査報告

法務法人「SN」は、2012年7月に法務法人テセ（約20名）から独立して新たに設立された法務法人である（お祝いの胡蝶蘭がまだ咲いていた）。

対応した弁護士

朴男圭（パク・ナンギュ）代表弁護士

姜（カン・ソファン）弁護士

宋（ソン・ヨンウク）弁護士

：税理士資格もある。京都には何回も行ったことがある。横浜も一度行った。

丘（ク・チョウエ）弁護士



質疑応答

（朴弁護士）弁護士8人の事務所，主に，不動産，知的財産，広く民事刑事全般を扱っている。

Q（小川）弁護士任官に関する方針，意見は。

A（4名でやりとりして）

（朴弁護士）弁護士として経験を積んで仕事が進んでいる最中の弁護士は，裁判官になろうとは思わないのではないか。それなのに応募する人としたら，それは公益のためであろう。おおむね，弁護士経験の若い人が応募するのが実情であろう。

たいへん個人的な体験であるが，現在の制度ができる前，10年ないし15年くらい前に，同期の友人で裁判官になった人から，任官しないかと誘われたことがあった。その時点で，すでに，弁護士としての仕事が充実していたので，事務所を閉めて弁護士業務を辞めるのが惜しくて，少し考えていたら，そのまま時間が経過して，話が立ち消えになった。

現在，自分は弁護士としての仕事が充実しており，子どもたちの教育費もこれからかかるし，そういう世代の人が任官を志望することはないのではないか。弁護士としての引退を考える年になったら，社会奉仕のために応募する可能性があるかもしれない。

逆に，非常にキャリアが若い人だと，弁護士任官の趣旨に反するだろう。

Q この法人の中では，どなたも例がないのか。

A 2011年に法務法人テセから一人申請したが，採用されなかった。44才，弁護士経験11年目，採用されなかったが，今も同僚として同じ事務所に属している。

大韓弁協から，毎年，応募しないかという通知が来るので個人で応募できる。誰が応募したかは，本人が言わなければ分からない。

A（姜弁護士）補足するが，申請したが採用されなかった人は，研修所の成績がネックになっているのではないか。個人的には，やはり成績がものを言うのではない

いかという感想をもっている。

A（朴弁護士）知人の中には，検事になって，辞めて弁護士になり，また裁判官になり，辞めて弁護士になったという人もいる。

A（宋弁護士）法人の運営の仕方に係わるが，法務法人テセは，20人の弁護士がグループに分かれており，応募する人が属していたグループでは，申請するかどうか，その穴をどう埋めるかを協議したが，他のグループの人たちは関与しなかった。

Q これから先，この法人で希望者が出るか。

A（姜弁護士）同席している丘弁護士は，几帳面だから，裁判官に向いているように思うが，私は，彼と同じ事務所で仕事をしていてこれからも継続したいから，もしも彼が応募すると言ったら，引き留めるだろう。

Q 司法全体のために，弁護士任官を推進しようという考えについてはどう思うか。

A（宋弁護士）弁護士の中から裁判官を出さなくてはならないという使命感を持っている人は，弁護士全体の中で，あまり普遍的ではないのではないか。

Q ところで，2011年の応募者がいたとき，もし一人が裁判官になったら，その人の穴を埋めるという話はしたか。

A（宋弁護士）グループが違うので詳細は知らないが，新しい人を探ることは考えていた。本人が戻ってくるとかは考えていない。

Q（三木）前提として，韓国の弁護士の中で，他の事務所で業績を上げている中堅どころを引き抜いてくると言うことは難しいのか。

A（宋弁護士）その通り。新人を探って養成するしかない。そして，中堅が抜けた穴を新人が埋めることは無理なので，残った中堅同僚が荷を分かち合って，新たに採った新人をだんだんと育てて，そして任せていく予定だった。

A（姜弁護士）過去に，弁護士から裁判官でなく公務員として出た人はいる。その人の場合は，自分で手持ちの事件を片付けてから出た。大型の訴訟は事務所全体で引き受け，顧問は個人の魅力が重視される。

A（朴弁護士）元々，韓国の弁護士は，紹介者を通じて事件を受ける。だから，もしも，任官する場合，公務員になる場合，紹介者には説明をする。個々の依頼者にとっては，何が何だか分からないかもしれない。

Q（長谷川）日本では年間10人出すのも大変だが，韓国では，現行制度で30名任官している，それはなぜか。より多くの応募者が集まるのはなぜか。

A（皆で少し議論した上で）そもそも，たくさん応募があったということも知らなかった。だから，想像するしかないが，性格が弁護士よりも裁判官向きの人がいる。司法府とか，官に対する憧れが背景にある。稼がなくても良い立場にある，例えば，妻が弁護士であったり他に高収入を得られる仕事に就いていて教育費はそこで賄えたりするなど，そういう条件を満たす人が応募するのではないか。

（朴弁護士）40代の脂ののった弁護士が任官するのがベストだとすると，子どもの教育費に一番費用のかかる世代にあたるので，それなりの手当，経済的な裏付けがないと無理だと思う。もしも，自分が応募するなら，奉仕の精神で行くしかな

い。

Q 前官礼遇というのは未だにあるか。

A (姜弁護士) なくなっている。刑事は多少あるかもしれないが民事はない。弁護士の中ではそのようなことはないという確信があるが、市民の中には、裁判官と知り合いの弁護士を頼んだら有利というような気持ちが残っているのかもしれない。

A (朴弁護士) 法律通りにやってくれ、と言う方が、楽で、予想ができて、良いではないか。同期の裁判官と一緒に同窓会をやったら、裁判の結果が変わるなどということは、弁護士も裁判官も考えていない。

大韓弁護士協会法曹一元化委員会懇談会のレジュメ(2012年11月5日)

翻訳：朴炫貞(日本弁護士連合会情報統計室研究員)

日弁連訪問調査団「法曹一元化」懇談会資料

〔1〕これまでの法曹養成制度

既存司法試験体制

弁護士の養成は主に「司法試験」を通じて行われてきた。

- ・1947年から1949年：「朝鮮弁護士試験」
- ・1950年から1962年：「高等考試司法科」
- ・1963年から2017年：「司法試験」

司法試験合格者の推移

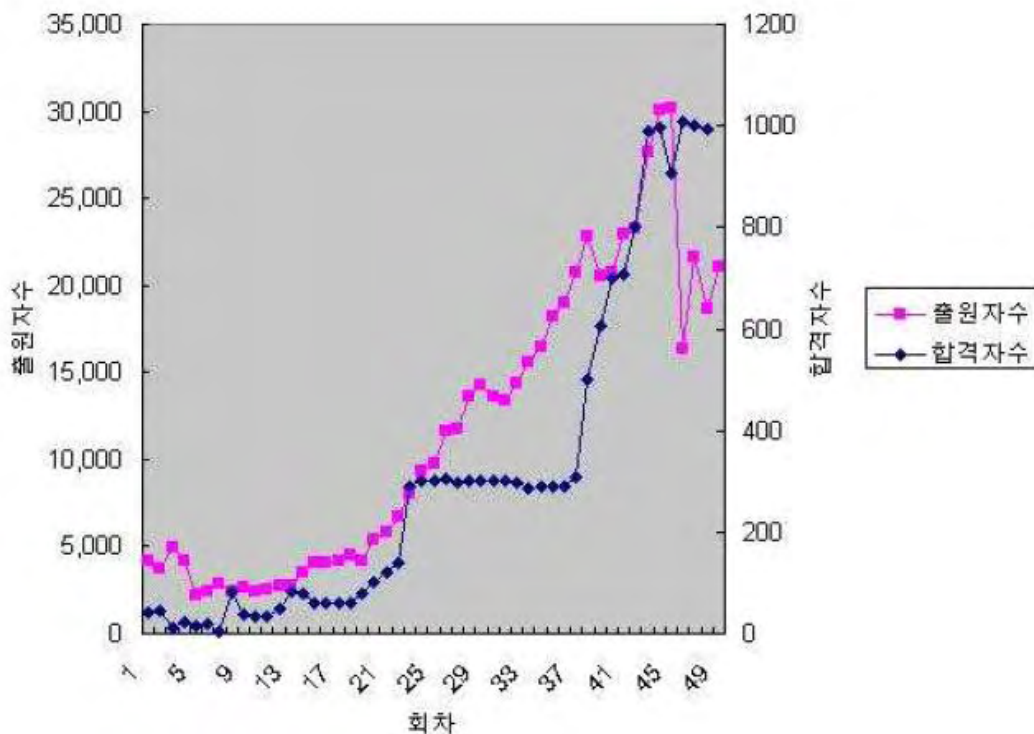
- ・1970年代：100人以下
- ・1981年(第23回)：300人
- ・1996年(第38回)：500人(以降毎年100人ずつ増員)
- ・2001年(第43回)：1000人
- ・2010年(第52回)：800人(以降2017年まで段階的に縮小)

法官任用制度

- ・合格者数が少なかった時代には、合格者全員が判事・検事として任命された。
- ・その後、司法研修生のうち、成績が優秀な者を選抜して判事・検事として任用する体制が確立された(例外的に、経歴弁護士のなかで判事・検事を任用する場合があった)。

大韓弁護士協会法曹一元化委員会懇談会のレジュメ (2012年11月5日)

翻訳：朴炫貞 (日本弁護士連合会情報統計室研究員)



로스쿨体制の導入

「参与政府」(2003年から2008年)時期に、司法改革の一環として、法曹一元化とともに로스쿨制度の導入が議論され始める。

- ・ 弁護士数の増加を通じて競争と専門化を誘導。
- ・ 国民に対する法律サービスの強化。

로스쿨導入に対して、積極的な態度ではなかった法院が、態度を変えて、2007年7月に、로스쿨制度が電撃的に導入される。

2009年、全国的に25校の로스쿨(入学総定員は2,000人)が設立・運営中。司法試験は、合格者を徐々に減らし、2017年に廃止予定。

2012年に로스쿨卒業生が輩出され、1,451人の弁護士試験合格者が、弁護士資格を取得。(司法研修院修了生は1,030人)

로스쿨制度の導入とともに、2013年から、全面的な法曹一元化が実施されている。

大韓弁護士協会法曹一元化委員会懇談会のレジюме (2012 年 11 月 5 日)

翻訳：朴炫貞 (日本弁護士連合会情報統計室研究員)

法院は、ロースクール卒業生を対象に、ロークラーク (law clerk) を選抜している。(2012 年に 100 人)

・2 年間 (2018 年からは 3 年間) の実務経験の後、追加で 1 年間法曹経歴を持ったら、このうち一部が法官として任用されることができる。

・検察は、ロースクール卒業生たちの応募により、新規検事を任用している。

大韓弁護士協会法曹一元化委員会懇談会のレジュメ (2012 年 11 月 5 日)

翻訳：朴炫貞 (日本弁護士連合会情報統計室研究員)

〔 2 〕 法曹一元化導入の背景

法曹一元化

検事や弁護士、ロークラーク (裁判研究員) 等、社会の各界で多様な経験を積み、専門性を持つ者のなかから法官を任用する方案を意味する。

司法改革の推進

1999 年から、大統領直属諮問機構・司法改革推進委員会が設立され、司法改革に着手した。

司法改革の課題として議論されたこと：

大法院の機能と構成

法曹一元化と法官任用方式の改善

法曹人養成および選抜

国民の司法参与 (陪審制・参審制等)

司法サービスおよび刑事司法制度

民事裁判改善のための方案

導入の背景および趣旨

- ・これまで、法官は、司法研修院修了者のなかで、成績優秀者を中心に選抜してきており、必要な場合に限って、5 年以上の経歴者を一部採用してきた。
- ・法曹経験を持たない判事・検事の無理な裁判や捜査、司法機関の閉鎖的エリート主義と官僚主義等が問題として指摘され、法曹一元化が、司法改革の一環として推進されてきた。
- ・特に、ロースクール制度の導入は、法曹一元化のための基本的前提として議論されてきた。

2013 年から、経歴法曹人だけを法官として任用する、「法曹一元化制度」が、全面的に実施される。

大法院は、2013 年から実施される、法曹一元化を準備するために、経歴法曹人だけを対象とする、法官選抜・任用制度を準備している。

大韓弁護士協会法曹一元化委員会懇談会のレジュメ (2012 年 11 月 5 日)

翻訳：朴炫貞 (日本弁護士連合会情報統計室研究員)

法院のロードマップ

- ・「一般法曹経歴者任用」方式が、原則的な任用方式となる (判事になるためには、少なくとも 3 年間の法曹経歴を持つべきであり、特に、単独判事は 5 年以上、専担法官は 15 年以上の経歴者のうちだけで採用される)。
- ・ただし、法官の需給問題を考慮して、2017 年までには、3 年以上の経歴者のうち判事を選抜し、順次的に経歴を高めて、2022 年からは 10 年以上の経歴者だけを任用することにした。

一般法曹経歴者任用	大法院は、5 年以上の法曹経歴者を選抜し、業務適応のために必要な最短期間だけ、陪席判事として務め、それ以降は、単独判事として勤務するようにする方針であるという。
短期法曹経歴者任用	大法院は、法曹一元化の実施以降、短期的に、陪席判事のマンパワー不足の可能性を考え、法曹経歴 3 年、4 年の者を対象とする、「短期法曹経歴者任用」方式を、2017 年までに、限時的に運営する予定。
専担法官任用	15 年以上の法曹経歴者を対象にする、専担法官任用を通じて、任期中、特定の事務だけを専担する法官を任用することにした。

大韓弁護士協会法曹一元化委員会懇談会のレジュメ (2012年11月5日)

翻訳：朴炫貞 (日本弁護士連合会情報統計室研究員)

〔3〕Q & A

法曹一元の制度を取り入れることについて、大韓弁協の中でどのような議論があったのでしょうか。たとえば、賛成意見、反対意見などをご紹介して頂けませんか。

・大韓民国の法曹一元化は、裁判に対する国民的信頼の向上、司法研の独立、法官の官僚化弊害防止等のため、その必要性が、古くから提起されてきたのであり、大韓弁協は、一貫して、その導入を主張してきました。しかしながら、全面的法曹一元化の導入は、弁護士団体の努力よりも、「司法改革」という、外部的圧力によるところが大きいと言えます。

法曹一元化制度は、社会経験や法曹実務経験に乏しい人事が、司法試験点数と研修院での成績だけで法官になるという、従来の法官任用方式から発生する、構造的問題を根本的に解決できる、唯一の代案として提示されたのであり、ロースクール制度の導入とともに、法官任用制度の根本的変化が必要であるという、これまでの反省的考慮の産物であると言えます。

もちろん、法曹一元化制度については、一部では、この制度により、本当に良質の法官を確保することができるか、結局「回転式ドア」人事になるのではないかという問題により、むしろ裁判に対する信頼が傷つくのではないかという、懐疑的な視点が存在するのが事実です。ですが、法曹内部では、大体、法曹一元化制度に対して、賛成する立場が多数であります。

大韓弁協では法曹一元となった場合弁護士から裁判官になる際の任用手続について、どのようにすべきであると考えられているのでしょうか。

・大韓弁協では、2012年7月の、大法院との懇談会で、2013年から実施される、全面的法曹一元化と関連して、在野法曹経歴者が、法官任用を応募するときに、実質的な評価が可能であるように、大韓弁協で、応募者に対する合理的な法官推薦基準を作成してほしいという要請を受けたことがあります。

これにより、大韓弁協では、迅速に、2012年8月13日第31回常任理事会を開催し、「法曹一元化委員会」を構成することを議決しました。これにより、同委員会が構成され、活動を始めました。

同委員会は、法官任用推薦基準の準備のために、各国の事例を調査・分析し、それにより、法官任用志願者評価指針を作りました。

同委員会は、法官任用に応募した5年以上の法曹経歴者 人 (一般法曹経歴者任用) と、15年以上の法曹経歴者 人 (経歴法官任用) に対し、集中面談を実施し、可否についての意見を、大法院に伝えたことがあります。

大韓弁護士協会法曹一元化委員会懇談会のレジュメ(2012年11月5日)

翻訳: 朴炫貞(日本弁護士連合会情報統計室研究員)

現在、大韓弁協は、一定の弁護士経歴者のうち、法官として応募する者に対して、大法院に意見(優秀・適合・普通)を提示する役割だけを遂行しておりますが、今後、全面的法曹一元化が実施されれば、法官任用を希望する会員が、先に大韓弁協に応募して、その中で適合な者を推薦する方式で、法官任用がなされることを期待しております。

大韓弁協では、法曹一元になった後に、任官希望を有する弁護士の研修システムなど、新たな制度に対応するものを検討されているのでしょうか。

・大韓弁協では、弁護士としての活動を評価し、法官として適合的なのかの意見を提示・推薦するだけでありまして、それによって任官されれば、その教育は法院で担当するのが妥当であると考えています。

また、大韓弁協は、先ほど説明しましたように、法曹一元化制度導入に対応し、法曹一元化委員会を構成し、法官任用応募者推薦指針を作成し、公正かつ的確な評価が行われるために、具体的な評価基準および個人に対する評価資料確保方案に取り組んでいます(悩んでいます)。

法曹一元となることによって、裁判所及び裁判について何が変わると考えられているのでしょうか。

・一般国民たちは、結婚生活すら経験していない20代や30代の法官が、老夫婦の離婚請求を裁判することを、望ましいと考えておりません。したがって、法官は、人生でいろいろなことを経験している経歴者のなかから選抜するのが望ましいという考え方をしているのが、事実です。

また、法官が、具体的な妥当性よりも、法理だけで判断し、常識的ではない判決を下すとか、硬直的な裁判を進行させることが、しばしばあります。

豊富な経歴を持つ弁護士たちが、判事・検事に任用され、多様かつ専門的な社会的要求が司法過程に反映され、司法機関の恣意的な権力行使に対する市民社会の間接的な統制が可能になると期待しています。

また、より熟成された法曹を法院に送り出すことによって、裁判に対する国民の信頼を確保できると期待しています。

法曹一元は、大韓弁協の中で従前から達成されなければならない課題として取り上げられていたのでしょうか。取り上げられていたのであれば、その実現のためにどのような運動を展開されてきたのでしょうか。

大韓弁護士協会法曹一元化委員会懇談会のレジюме (2012年11月5日)

翻訳：朴炫貞 (日本弁護士連合会情報統計室研究員)

・上記のように、法曹一元化は、司法改革という国民的熱望が反映されて導入された制度です。とはいえ、大韓弁協は、これまで一貫して法曹一元化を貫徹させるための努力をしてきました。

また、政府の司法改革推進委員会、国会の司法改革特別委員会、大法院との懇談会を通じて、持続的に意見を表明してきており、各種討論会開催、声明発表等を通じて、政府・国会・法院・国民を相手に、持続的な説得作業を繰り広げてきました。

日本弁護士連合会からの質問に対する大韓弁護士協会からの回答

[セッション1 若手弁護士支援と法曹の業務領域拡大 質問事項]

遵法支援人について

1 資格要件について

遵法支援人の資格要件が大統領令において、当初想定されていたよりも広がった印象があります。現在選任されている遵法支援人の実際の内訳、特に弁護士資格を有するものの割合、選任されている弁護士の経験年数等が分かりましたら御教授ください。

(答弁) 法律第 542 条の 13 第 5 項は、遵法支援人の資格要件について、「 弁護士の資格を持つ者、
「高等教育法」第 2 条で定める学校において、法律学を教える助教授以上の職に就いて 5 年以上勤めた者、 その他の法律的知識や経験が豊かな者で、大統領令により定める者」と規定しています。

上記の「 その他の法律的知識や経験が豊かな者で、大統領令により定める者については、上記法の施行令立法予告案は、既に豊かな法律知識を持つ者を前提条件として明示しており、法律の委任趣旨を尊重するべく、「イ．法律学の修士号以上を取得した者で、上場会社の法律部署において 5 年以上勤めた者、ロ．法律学の学士号以上を取得した者で、上場会社の法律部署において 10 年以上勤めた者」と定め、「法律学学士」以上の要件を規定していますが、遵法支援人制度が弁護士の職務領域拡大のための制度にみられる可能性があるという指摘もあり、また学歴よりは実力を評価基準にするべきだという意見を反映し、法務部の最終案では、「法律学学士」という最低限の学歴要件を排除し、上場会社の法律部署に努めた経歴のある者は、大学を卒業していなくても遵法支援人を目指すことができるようになりました。

よって、上記法の施行令第 41 条においては、「イ．上場会社において監査、監査委員、遵法監視人

またはこれに関連する法務部署に勤めた経歴が、合わせて 10 年以上の者、ロ．法律学またはこれに関連する法務部署に勤めた経歴が、合わせて 5 年以上の者」と規定し、遵法支援人の資格要件は、当初の予想よりその範囲が拡大しました。

上記法は 2011 年 4 月 14 日に改定され、遵法支援人制度が導入されましたが、付則においては、公布後 1 年が経過した日から施行されるものとしており、遵法支援人制度が施行されたのは、2012 年 4 月 15 日からとなります。従って、遵法支援人制度は、施行されてからまだ 4 ヶ月ほどしか過ぎていないため、具体的な統計資料はまとめられていません。(企業の遵法支援人任命は、当該会社の公示または登記事項ではなく、公告の義務もありません)そのため、現在では選任された遵法支援人の人数や弁護士の資格を持つ者の割合について確認するのは難しい状況です。

ただ、開業中の弁護士が遵法支援人になるためには、所属している地方弁護士会に兼職許可を受ける必要があり、ソウル地方弁護士会の場合には、現在 15 人ほどが兼職申請をし、許可を得た上で遵法支援人として活動しています。しかし遵法支援人の資格要件は、弁護士資格を持つ者としており、開業を要件としているわけではないため、ソウル地方弁護士会に所属する弁護士のうち、遵法支援人として活動している弁護士が 15 人だけだと断定することはできません。

2 具体的な内容について

制度導入から半年が経過し、実際の遵法支援人がどのような活動をしているのか、情報がありませんでしたら御教授ください。

(答弁) 前項においてお答えしたとおり、遵法支援人に関する具体的な資料はありません。

3 大手事務所と企業との提携について

韓国の大手事務所が企業と提携を行って遵法支援人を送り込むという動きがあるやに聞いていますが、いかがでしょうか。実情を教えてください。

(答弁) これについては、まだあまり知られていません。ただ、経済界においては、遵法支援人制度について積極的に反対しており、その理由のひとつとしては、遵法統制制度を構築するためには、ヒトやモノのインフラなどの費用が高張り、企業の競争力を低下させるだけでなく、企業の負担となるということでした。従って、遵法経営に対する企業の消極的な態度からみると、企業側が今後遵法支援人制度をどれだけ積極的に活用していくのか、または遵法支援人として弁護士資格をもつ者を任命するのかなどについては、もう少し見守る必要があると思われま。

4 導入の背景について

従来の金融機関の遵法監視人については既に 10 年以上の実績があるようですが、遵法監視人制度に対する韓国での評価、弁護士が就任するケースの統計的数字があればお示しください。

(答弁) 遵法監視人制度は、証券、保険、銀行などの金融投資会社が法令を遵守しながら資産を健全に運用し、投資家を保護するためにもうけられ、2000 年 10 月から施行されています。

遵法監視人制度は、金融会社に導入されてから 10 年が過ぎ、今は安定化されつつあります。遵法監視人として任命される弁護士の現状について、具体的な情報はありませんが、証券業界の場合、各証券・先物会社において活動している 68 人のうち、弁護士資格を有する者は、10～20%程度であるとみられます。

金融機関は、公共性を持っており、企業の永続性だけでなく顧客を保護する義務があるため、遵法

監視人は今まで金融機関に勤める職員の遵法誓約を誘導するなど、遵法・倫理経営の面で大きく寄与してきました。また IMF 救済金融以降、金融機関の透明性や健全性を高めたと評価されています。

しかし、ここ 10 年の間、投資家を悲しませる金融事件が相次いでいるということを受け、遵法監視人の役割を強固な者にするために制度を改善する必要があると思われます。

遵法監視人の役目は、あくまでも「助言者」であるという点から、遵法監視人の存在が遵法経営を誘導するには限界があります。主な決定を下すのは、CEO をはじめとする役員の仕事なので、役員たちがどんな考えを持っているのかが、遵法・倫理経営を実行するか否かにつながるためです。

さらに、制度の導入初期には、従来の監査と重複する業務が多く、混乱する場面もありましたが、最近では金融当局が社外理事機能の活性化に向けて取り組んでいるため、社外理事との関係も見直す必要があります。また、新しく導入された遵法支援人制度との関係においても曖昧な部分が残っています。このような業務の重複や役割の制限などといった問題は、今後改善が必要な部分です。

新しい裁判官任用制度 = 「法曹一元化」の施行に関連して

1 法曹一元制度が採り入れられたことについて、弁護士会としてどのように評価しているか、御教授ください。

(答弁) 法曹一元化は、以下のようなメリットがあることから、前向きに評価しています。

- 法曹一元化のメリット -

法曹一元化の最も大きなメリットは、司法官僚制に起因する「官僚主義的な事故」を防げるということです。即ち、上司の機嫌を伺ったり、人事権を持つ者の気に障らないような判決を下すことなく、さらには政治的権力を持つ者の政治的目的に屈することなく、判決を下せるということです。

従来は、研修院を修了した新人の裁判官たちが、社会における経験不足により、国民の常識や法感情を裁判にきちんと反映できないという指摘がありました。法曹一元化により、社会経験が豊かな弁護士が裁判官になるシステムであるため、「若い裁判官による裁判」ということで生じていた不信感が解消され、ひいては「司法部の権威」が高まるという効果があります。

法曹一元化により、弁護士として仕事をしながら、社会的、道徳的、法律知識の面においても高い評価を得るため努力を重ねていくことが予想され、裁判官集団のみならず、法曹人集団全体の「資質の向上」につながるという前向きな効果があります。

2 法曹一元制度推進のための課題と、弁護士会における役割についてどのようにお考えか、御教授ください。

(答弁) 法曹一元化を安定的に定着させるためには、法曹一元化のメリットを最大限活かす一方で、デメリットを抑えることが重要です。法曹一元化のもっともデメリットとして懸念されているのは、裁判官になる前に弁護士として社会のなかでいろんな活動をしながら、社会的なつながりや職務に関連する関係を結ぶことになるのですが、裁判官になってからこのような関係を断ち切ることが難しいだけでなく、もし断ち切ったとしても国民に信じてもらえるかという問題が残るといったことです。

そのため、「裁判官としての精練さ」、「裁判の公正さ」などの問題が生じる可能性があります。

このようなデメリットを防止し、メリットを最大限に活かすためには、「裁判官としての高い人

格、清廉さや適切な職業倫理意識、豊富な法律知識、長期間にわたる弁護士活動を通じて得た豊かな裁判経験、一定年齢に至るまで得られた人生経験」を備えた弁護士を裁判官として任命する必要があります。そのためには、すべての弁護士を対象にしてこのような評価ができるように資料を収集し、評価する機関が必要であり、大韓弁護士協会がその作業を担当するしかないと思われます。

従って、大韓弁護士協会はすべての弁護士に対する評価資料を収集・整理し、これを客観的に評価した後、裁判官を志願する弁護士の適性などについて、司法部に意見を提示する役目を遂行することを目標としています。

3 法曹一元制度に関連して弁護士会としてどのような取組を行っているか、御教授ください。

(答弁) 司法部は、弁護士が裁判官に志願した場合、志願者が裁判官としての資質を備えているのかを評価します。この際に、司法部が志願者の資質などを実質的に評価できるようにするため、大韓弁護士協会では志願者の実務能力、品性、道徳性などについて、そして裁判官に適した資質をもっているのかについて、具体的な意見を提示する必要があります。

このために、大韓弁護士協会は、2012年8月13日に「法曹一元化委員会」を設立しました。法曹一元化委員会では、まず裁判官の選抜手続きに関連する海外立法例を研究史、裁判官志願者に対する具体的な評価基準など、法曹一元化に向けて大韓弁護士協会がまとめるべき部分について定め、これに基づいて法曹一元化が安定的に定着できるように取り組みを続けていく計画です。

大韓弁協からの追加資料(受領日:2012年11月5日)

翻訳:朴炫貞(日本弁護士連合会情報統計室研究員)

法官任用志願者評価のための指針

2012年10月29日 第41回常任理事会制定

第1条【目的】この指針は、法官任用に志願した会員および会員だった者(以下「法官任用志願者」)を評価し、その結果に基づいて、充実した意見を大法院に提案するために、評価における基準と手続きを定めることを目的とする。

第2条【評価基準】評価基準項目は、次の各号である。

1. 専門性
2. 正義感
3. 均衡感覚
4. 公正性
5. 清廉性
6. 誠実性
7. 倫理性
8. 奉仕精神
9. コミュニケーション能力
10. 一般的評判

第3条【評価等級】評価等級は、次の各号のように、3つの段階にする。

1. 優秀
2. 適格
3. 不適格

第4条【評価資料】(大韓弁護士)協会は、法官任用志願者に関する評価資料として、次の各号に定める資料を、法官任用志願者本人および志願者が所属する地方弁護士会から提出していただき、評価資料として活用する。このために、協会は、法官任用志願者の名簿が大法院から通知されると、当該法官任用志願者および当該志願者が所属する地方弁護士会に、書面にて、必要な書類(下記記載の書類)を、所定の期間内に提出するように、遅滞なく要請すべきである。

・法官任用志願者が本協会に提出すべき書類

- ア. 履歴書
- イ. 自己紹介書
- ウ. 事件受任内訳書

大韓弁協からの追加資料（受領日：2012年11月5日）

翻訳：朴炫貞（日本弁護士連合会情報統計室研究員）

エ．著述・論文目録

オ．法曹倫理協議会ⁱⁱに提出した特定弁護士事件内訳（該当する場合）

・協会が会員について保有する会員情報として、次に該当する資料

ア．義務研修履修内訳

イ．協会が保有する法官任用志願者の懲戒・陳情に関する資料

ウ．専門分野登録内訳ⁱⁱⁱ

・所属地方弁護士会が作成もしくは保有する次の書類

ア．地方弁護士会の意見照会書

イ．地方弁護士会が保有する法官任用志願者に関する懲戒・陳情に関する資料

ウ．地方弁護士会が保有する法官任用志願者の公益活動詳細随内訳資料

第 5 条【面談】

・法曹一元化委員会（以下「委員会」）は、法官任用志願者に対して、専門性と均衡感覚等、法官としての資質をよりの確に把握するために、第 4 条に規定した評価資料および第 8 条の補充的評価資料に基づいて、面談委員たちによる面談を実施する。

・委員会は、面談日程を指定して法官任用志願者に通報し、面談委員を決定し、保安および公正性の確保のために最善の措置を講じるべきである。

第 6 条【面談委員の構成】

・面談委員は、委員会委員のなかで決める。ただし、必要に応じて外部委員を委嘱して充員することができる。

・各法官任用志願者に対する集中面談は、各志願者あたり 3 人の面談委員で構成される、評価チームで実施する。ただし、面談委員の数は、3 人とは限らず、委員会で違う人数を決定できる。

第 7 条【面談委員の回避】面談委員は、面談対象である法官任用志願者との関係で、次の各号の事由がある場合、その対象の法官任用志願者の面談委員になることを回避しなければならない。

1．同一の法務法人、法務法人（有限）、法務組合もしくは合同法律事務所に一緒に勤務しているか、過去に一緒に勤務したことがあった場合。

2．同一の株式会社・社団法人・財団法人・その他団体で、一緒に勤務しているか、過去に一緒に勤務したことがあった場合。

3．弁護士法第 31 条第 3 項で定めている^{iv}、退職後 1 年間の受任制限規定が適用される、同一の法院、検察庁、軍事法院、金融委員会、公正取引委員会、警察官署等国家機関で、一

大韓弁協からの追加資料(受領日:2012年11月5日)

翻訳:朴炫貞(日本弁護士連合会情報統計室研究員)

緒に勤務しているか、過去に一緒に勤務したことがあった場合。

4. 面談委員と法官任用志願者との間で、民事訴訟法第41条第1号、第2号、第4号の除斥事由^v、同法第43条の忌避事由^{vi}、もしくは客観的かつ中立的な評価が期待されがたい事由がある場合。

第8条【補充的評価資料】面談委員は、法官任用志願者が、所定の書類を提出しなかった場合、集中面談に応じない場合、このほか、的確な評価をするために参考にできる資料が必要な場合は、第4条で定める評価資料および第5条で定める集中面談結果の他にも、志願者本人もしくは他の面談委員が個別で収集・入手した資料もしくは情報、その他、第3者の面談結果等、他の資料を評価に参考にすることができる。

第9条【公正審査義務】法官任用志願者が、事前に、委員会委員もしくは面談委員と不当な接触を通じて請託した場合には、志願者に対する評価結果に不利益を与えることができる。さらに、その事実を、大法院に提出する意見書に記載することができる。

第10条【秘密保持義務】委員会委員、面談委員、協会役人および職員など、本指針で定める法官任用志願者の審査のための業務に関与した者は、審査期間の前後を問わず、法官任用志願者の個人情報および審査資料、そして審査結果については、徹底的に秘密を保持すべきである。

第11条【評価および意見書作成】

- ・面談委員は、評価資料および面談結果に基づいて、第3条で定める評価等級が含まれた意見書の第1次案を作成し、委員会に報告すべきである。
- ・委員会は、第1項で定める報告を受けたら、これに基づいて、大法院に提出する意見書の内容を審議・確定し、これを協会長に報告する。

附則

本評価指針は、常任理事会の審議を経て協会長の承認を受けた時点で、その効力を発生する。

i 原文では「協会」であるが、これは大韓弁護士協会を意味する。

ii 「法曹倫理協議会」の設立経緯については、同委員会のホームページ(<http://www.lepcc.or.kr/>)で説明されている。

2004年12月31日、「司法改革委員会」では、法曹倫理確立のために「法曹倫理委員会」の設立を建議した。その後、2005年9月27日、「司法制度改革推進委員会」では、法曹倫

大韓弁協からの追加資料(受領日:2012年11月5日)

翻訳:朴炫貞(日本弁護士連合会情報統計室研究員)

理協議会の導入を議決した。これと関連し、公職から退任した弁護士等に対して、当該弁護士の受任資料を審査する内容等を規定した、「弁護士法」の一部改正案が可決・公布された(2007年1月26日)。

法曹倫理協議会が立ち上がったのは2007年7月27日である。

法曹倫理協議会の機能について、法曹倫理の確立のための法令・制度および政策に関する協議、法曹倫理実態の分析および法曹倫理違反行為に対する対策樹立、法曹倫理に関連する法令を違反した者に対する懲戒開始の申請もしくは捜査依頼、その他法曹倫理の確立のために必要な事項に関する協議が述べられている。

このような目的のために、具体的には、公職から退任した弁護士については、2年間、定期的に、受任した事件に関する資料および処理結果を提出していただき、同資料を検討し、懲戒に該当する事由や違法行為が見つかったら、当該弁護士に対する懲戒開示を申し込むか、捜査を依頼する等の役割を担当することによって、「前官礼遇」を減らすための役割を担当する。法曹倫理協議会は、定期的に、各地方弁護士会から、一定数以上の事件を受任した弁護士の名簿と事件目録を提出していただき、これを検討する。検討の結果、一定数以上の事件を受任した弁護士については、受任の経緯等に関して、懲戒に該当する事由や違法行為があることを発見した場合、上記の公職退任弁護士と同様に、当該弁護士に対する懲戒手続きの開示を申請するか、捜査を依頼する。こうすることによって、いわゆる「事件ブローカー」を通した(事件受任の)独り占め弁護士の出現・活動を防止する。

法曹倫理協議会は、法務法人等に就職した、弁護士ではない退職公職者に対して、その業務活動内訳書を提出していただき、検討して、懲戒に該当する事由や違法の疑いが発見した場合、関連者に対する懲戒手続きを開示するか、捜査を依頼することによって、退職した公職者の倫理を確立する役割を担当している。

iii 大韓弁協では、2010年1月から、「弁護士専門分野登録制度」を実施してきている。この制度の趣旨は、「弁護士の専門化を要求する時代的要請にこたえと同時に、弁護士同士の自由競争を通じて、専門性を極大化し、法律需要者の要求に適合する良質の法律サービスを提供するため」(『法律新聞』2012年5月21日社説より引用)であると言われている。大韓弁協では、会則として、「弁護士専門分野登録に関する規定」を制定しており、この会則が制度の根拠になっている。この制度によれば、専門分野を9個の大分野および49の小分野等、総じて58個の専門分野に分け、最大2つの分野の登録が可能であるようにしている。現在、全体弁護士のうち1.5パーセントほどである、約610人が専門分野に登録している。

iv **【弁護士法第31条【受任制限】】**

【第3項】「法官・検事・軍法務官(兵役義務履行目的だけの軍服務は除外する)その他の公務員職に在職した弁護士(以下本条では「公職退任弁護士」とする)は、退職1年前から退職した時点までに勤務した法院・検察庁・軍事法院・金融委員会・公正取引委員会・警察官署等国家機関(大法院・高等法院・地方法院および地方法院支院とそれに対応して設置された「検察庁法」第3条第1項および第2項の大検察庁・高等検察庁・地方検察庁・地方検察庁支庁の各々の国家機関は同一の国家機関とみなす)が処理する事件を、退職した日から1年間受任することができない。ただし、国選弁護等公益目的の受任と、事件当事者が「民法」第767条による親族である場合の受任については、そうではない。<新設2011.05.17>

【第4項】第3項で定める、受任できない場合は、次の各号を含む。<新設2011.05.17>
1. 公職退任弁護士が、法務法人・法務法人(有限)・法務組合(以下この条で「法務法人等」という)の担当弁護士として指定される場合。

大韓弁協からの追加資料(受領日:2012年11月5日)

翻訳:朴炫貞(日本弁護士連合会情報統計室研究員)

2. 公職退任弁護士が、他の弁護士、法務法人等から名義を借りて、事件を実質的に処理する等、事実上の受任である場合。
3. 法務法人等の場合、事件受任契約書・訴訟書類および弁護士意見書等には、公職退任弁護士が担当弁護士として表記されなかったが、実質的には事件受任もしくは随行に關与して、受任料を支払われる場合。

【第5項】第3項で定める法院もしくは検察庁等国家機関の範囲、公益目的受任の範囲等について、必要な事項は大統領令で定める。 <新設 2011.05.17 >

《上記大統領令の内容について》

「**弁護士法施行令**」(施行 2012.06.08)

第7条の3【公益目的受任の範囲】

法第31条第3項の但し書きおよび同条第5項での「公益目的受任」とは、次の各号のいずれか一つに該当する行為もしくは活動に關連される受任である。

1. 国選弁護もしくは国選代理
2. 大韓弁護士協会もしくは地方弁護士会が指定する無償公益活動
3. 公益法人もしくは非営利法人に対して無料で提供する法律サービス
4. 第1号から第3号に準ずるものとして、法務部長官が指定する活動

第7条の2【受任制限対象国家機関の範囲】

【第1項】法第31条第3項によって、公職退任弁護士の受任が制限される国家機関は、当該弁護士が、退職前1年から退職するまでに、「国家公務員法」による国家公務員として勤務した全ての国家機関とする。

【第2項】次の各号に定める国家機関は、これを別途の国家機関とみなし、法第31条第3項を適用する。但し、法第31条第3項本文によって同一な国家機関とみなす場合には、そうではない。

1. 「法院組織法」第3条による大法院、高等法院、特許法院、地方法院、家庭法院、行政法院、地方法院支院、家庭法院支院、家庭支院、支・郡部法院および「法院組織法」第27条第4項により管轄区域の地方法院所在地で事務を処理する高等法院の部。但し、「法院組織法」第3条第2項の但し書きによって、地方法院および家庭法院の支院2か所を合わせて1つの支院とする場合、その地方法院および家庭法院の支院は、これを同一の国家機関とみなして、法第31条第3項を適用する。
2. 「検察庁法」第3条による大検察庁、高等検察庁、地方検察庁、地方検察庁支庁および「検察庁法」第19条第2項によって、管轄区域の地方検察庁所在地で事務を処理する高等検察庁の支部
3. 「軍事法院法」第5条各号による高等軍事法院および普通軍事法院
4. 「軍事法院法」第36条第2項による高等検察部および普通検察部
5. 「警察法」第2条による警察庁、地方警察庁および警察署
6. 「政府組織法」およびその他の法律による各中央行政機関
7. 第6号による中央行政機関にその所属の行政機関がある場合、各々の行政機関

【第3項】派遣、職務代理、教育訓練、休職、出産休暇もしくは懲戒等の事情により、実際には勤務していなかった国家機関は、法第31条第3項を適用する際に、受任制限対象の国会機関としてみなさない。

大韓弁協からの追加資料(受領日:2012年11月5日)

翻訳:朴炫貞(日本弁護士連合会情報統計室研究員)

【第4項】兼任発令等によって、二つ以上の機関に所属した場合、実際には勤務していない国家機関は、法第31条第3項を適用するときに、受任制限対象国家機関とはみなさない。

【第5項】退職前1年から退職するまでに、一時的職務代理もしくは兼任発令等によって、所属した国家機関における勤務期間が1ヶ月未満の国家機関は、法第31条第3項を適用する際に、受任制限対象国家機関とはみなさない。

<本条新設 2011.10.26>

v **民事訴訟法第41条【除斥の理由】**法官は、次の各号のなかでいずれか一つに該当すれば、職務執行から除斥される。<改定 2005.03.31>

1. 法官あるいはその配偶者、もしくは配偶者だった者が事件の当事者として、事件の当事者と共同権利者・共同義務者もしくは償還義務者の関係である場合。
2. 法官が当事者と親族の関係にあったか、もしくはそのような関係であった場合。
3. 法官が事件に関して証言や鑑定をした場合。
4. 法官が事件当事者の代理人だったか代理人になった場合。
5. 法官が不服事件の以前審級の裁判に関与した場合。但し、他の法院の囑託によってその職務を随行した場合には、そうではない。

vi **民事訴訟法第43条【当事者の忌避権】**

第1項 当事者は、法官に、公正な裁判を期待するのが難しいと思われる場合、忌避申請をすることができる。

第2項 当事者が、法官を忌避する理由があることを知っていながらも、本案について弁論したり弁論準備期日で陳述した場合、忌避申請をすることができない。

金善洙先生のレジュメ (2012 年 11 月 5 日)

翻訳：朴炫貞 (日本弁護士連合会情報統計室研究員)

日弁連弁護士任官センターご訪問

第 1 (改革のきっかけ)

1. 旧制度の問題点

韓国歴史における法曹の役割について理解する必要がある。日本統治時期における植民地政策の合理化のための強圧装置としての役割を果たしてきた。その後、植民地経験の名残を払拭することができず、軍事独裁政権の手下としての役割を果たしてきているのに対する、国民の不信。社会的経験を積んでいない、年少かつ受験法学に得意な法曹エリートたちが法曹領域を担当することによって、権力に屈従し、国民の日常生活における常識と乖離した判決と法執行によって不信の壁は強固なものであった。韓国社会が 1993 年民主化された後、社会全般にかけて、民主的改革作業が行われた。司法領域も例外ではなく、金泳三政府以降、全ての政権において、司法改革は、主な課題として提起されてきた。これは、長いスパンで見れば植民地経験、短いスパンで見れば軍事独裁政権の名残を克服し、社会体制を全般的に先進化させるための課題であったと評価できる。

韓国の法曹界では、判事もしくは検事として勤務してから退職し、弁護士開業をして、自分が勤務していた国家機関の事件を受任し、すぐ弁論をする、いわゆる前官礼遇の問題、「有銭無罪・無銭有罪」等の、深刻な法曹不正が蔓延しているのが実情である。法院では、前官礼遇が存在しないと強く強調しているが、国民はそのような慣行の存在を信じており、弁護士たちさえも、自分と特別な関係の人々が、被告・被告人として訴訟等に関わることになれば、当該事件の担当判事もしくは検事と関連がある、いわゆる前官弁護士たちを紹介しているのが実情である。これは、司法研修院修了直後、判事や検事として任用されて、その後、自動的な昇進過程を経て、高等法院部長に昇進する段階において、昇進する数が大幅に減り、多くの法官たちが昇進することができず、結局、法院をやめるしかないという構造による側面から起因するのが大きい。このような弊害を克服するために、法曹倫理を確立する目的で、(判事・検事の)退職後 1 年間は、最終退職前 1 年間の勤務地の事件受任を制限し、法曹倫理協議会を構成して、前官弁護士たちに対しては、2 年間受任内訳等を提出するようにするなどの制度を導入した。これとともに、法曹経歴者を法官として任用し、特別な瑕疵がない限り定年まで勤務するようにして、退職後は可能な限り弁護士としての営利活動に取り組むのを自制するように制度化させる必要がある。

年少な法曹を輩出してきたという問題点。社会経験や専門性に欠けており、受験法学だけでトレーニングされた年少法曹人輩出による、判決に対する国民の不信を招いた。司法研修院を共通で修了した法曹人たちの閉鎖的な法曹人社会が形成された。市民社会とのコ

金善洙先生のレジュメ (2012 年 11 月 5 日)

翻訳：朴炫貞 (日本弁護士連合会情報統計室研究員)

コミュニケーションが不足し、常識とかけ離れた判決が量産されてきた。

法院の硬直的な官僚化をもたらした。司法研修院の期数と司法試験および司法研修院成績による序列による人事。大法院長 (最高裁長官) から初任判事に至るまで、厳格な序列によって支配される、官僚的位階構造を形成。社会の発展に貢献することができない構造である。

大法院の偏向的性向も、国民の不信を招く重要な要因として作用する。現在、1 人の教員出身と 1 人の弁護士出身 (しかしながら、これらの人々も、全員判事として務めて、退職後教員もしくは弁護士活動をしていたため、純粋な教員もしくは弁護士出身とはいえない) を除けば、全員が法院長出身であり、高位職法官の昇進席として運営されてきている。基本的に、保守的な性向の人事で構成されるため、社会的弱者と少数者の立場があまり反映されないため、国民的不信の重要な原因となっている。このような偏向的構成は、判事出身 6 人、弁護士出身 4 人、検事出身 2 人、官僚出身 2 人、教員出身 1 人として最高裁判所が構成された日本と比較しても、明らかである。下級審は、大法院判決に拘束されるが、勇気のある下級審判事たちが、大法院判決とは異なる判決を宣告することができるべきであり、そのことによって、判決例の変更により、社会変化に応えることができると言える。しかしながら、法官に対する評定と法院首脳部の保守的価値観や、政権の顔色をうかがう行政と人事等によって、下級審法官たちの積極的な役割を期待するのが難しいのが現実である。2012 年には、SNS (フェイスブック) に、李明博大統領に対する批判的戯言を書き込んだ、ソギホ判事が、判事再任用に脱落したことは、判事を馴致させようとする、首脳部の意志が反映された事件である。

法曹人選抜および養成システムに対する改革と法官の充員構造に対する改革を要求。1 回の試験による選抜である司法試験制度と国家による画一的養成制度である司法研修院制度の廃止を要求。教育による養成と選抜という法学専門大学院制度の要求。

法官任用に対する法曹一元化要求。法曹一元化に対する要求は、金泳三政府時期から司法試験廃止およびロースクール導入とともに、法院改革の方案の一つとして提示された。盧武鉉政府時期に、法院は、新規任用法官の一定数を 5 年以上法曹経歴者として任用して、2012 年には新規任用者の 50%、約 50 人以上を法曹経歴者に任用することを約束した。ところが、それ以降、実際に進行されたのは 20-30 人水準で、法院が、この約束を守らなかった。李明博政府で、国会の司法制度改革特別委員会が、法院改革の一環として、全面的法曹一元化を法制化するに至った。現在、法院組織法附則第 2 条によって、2013 年 1 月 1 日から、2017 年 12 月 31 日までは 3 年以上、2018 年 1 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日までには 5 年以上、2020 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までには 7 年以上、2022 年以後には 10 年以上の法曹経歴者のなかで、新規判事を任用することにしている。

金善洙先生のレジュメ (2012 年 11 月 5 日)

翻訳：朴炫貞 (日本弁護士連合会情報統計室研究員)

2. 旧制度改革の方法として、法曹一元化を選択しながら期待した目的および成果

法院の、官僚主義的で閉鎖的な構造を打破り、前官礼遇として代表される法曹不正を解決するためには、司法試験と司法研修院を廃止し、法曹一元化を全面的に導入することだけが唯一の解決策として提示された。

司法試験を維持しながら、司法研修院課程を、国立司法大学院という形で運営する方案も提示されたが、国家による画一的な法曹人選抜と養成という、根本的な問題を解決できる代案にはなり得なかった。

官僚的な経歴法官制度の基調を維持しながら、部分的に法曹経歴者のなかで充員する方案も提示されたが、官僚システムを維持している限り、法曹一元で充員された法官が、法院のなかで、適応していくことができないのが明らかであったため、このような方案も根本的に限界があった。

3. 改革案に対する反対意見

反対は、主に法院、特に首脳部で、法曹エリート主義の純粋性が損なわれることに対する反発で提起された。

法学専門大学院制度に対する反対意見： 法体系が、英米とは違い、大陸法系であるため、ロースクールには適合的ではない、法曹人の輩出に至るまで、高費用かつ長期間がかかるため、社会的弱者に対しては、参入障壁として作用する、法学教育期間が短期であるため、法曹の質の低下が懸念される。

法曹一元化に対する反対意見： 全面的な法曹一元化を導入するには弁護士の数が少なすぎる、弁護士経歴者のなかで法官を選出するとき、公正な選抜基準を設定するのが難しいため、公正性をめぐる論争が起こり得る、大手ローファーム出身弁護士たちが法官として任用されると、法官の倫理の問題が発生し、法院全般にかけて保守化が進行されることが懸念される。

4. 反対意見を克服できた要因

これまでの制度による弊害とそれによる法曹に対する国民の不信があまりにも深刻だったため、改革はもはや待ったなしであるという状況認識に対して、社会全体が共感していた。

反対論の根拠は、ある程度妥当であるが、効果的な制度の設定と合理的な運営を通じて、克服することができる。

5. 改革に着手した後、予想していない難関もしくは混乱、新人弁護士の就職先の不足、弁護士の質の低下、弁護士数の急増による混乱等について

金善洙先生のレジュメ (2012 年 11 月 5 日)

翻訳：朴炫貞 (日本弁護士連合会情報統計室研究員)

司法研修院および法学専門大学院出身の新人弁護士たちの就職状況が厳しくなっているのが現実である。ところが、このような状況は、すでに 2004 年から、司法試験合格者数が 1,000 人になった後から、発生している。

法学専門大学院出身の弁護士の質の低下に対して、ローファーム等で一部問題提起しているが、相対的に優秀な人材も多いという評価が出ている。司法試験合格者が 1,000 人になった後にも、質の低下に対しては、すでに疑問が提起されている。ところが、これは、法学専門大学院教育の強化と弁護士の研修を強化して解決すべき課題である。

弁護士たちが訴訟業務だけを担当する状況の下で、弁護士数は多すぎるように思われるが、弁護士の活動領域を開拓するべきだという点で、共感が形成されている。政府の労働部では、弁護士を 50 人採用した。また、他の政府機関や地方自治団体そして公企業と大企業等で、弁護士資格者の採用を拡大する必要がある。

6. 改革に着手した後、予想していなかった措置・ロークラーク・遵法支援人等について

ロークラークは、法学専門大学院および法曹一元化を導入する場合、弁護士経歴者のなかで任用される法官たちを補助する人力が必要であり、法学専門大学院を修了した弁護士試験合格者たちを、一定期間は法院で勤務させる必要があるという点で、改革議論段階から、ある程度は予想していた制度である。

遵法支援人制度は、司法試験合格者が 1,000 人になった後、弁護士たちが訴訟業務領域だけを担当する状況を見直すため、社会全般の法治を向上させるために、制度改善策の一つとして提示された。

当時提示されたが、未だに導入されていない制度は、政府および地方自治団体の法務担当官制度、そして全ての刑事被疑者に、弁護人による助力権を保障するための、公的弁護人 (public defender) 制度等がある。これらの制度の導入のためには、今後持続的な努力が予想される。

弁護士試験合格者に対する 6 ヶ月の実務修習をしないと、独自の弁護士業務を随行できないようにする制度が導入されたのは、改革の初期には予想していなかったことである。法院・検察・弁護士各々の職域における研修課程が必要であることは予想していたが、弁護士職域の研修は、最小限の基礎教育後、弁護士活動をしながら研修を強化する形で遂行する程度で十分であり、6 ヶ月の義務研修を予想していなかった。

第 2. 改革に対する現時点の評価

1. 改革に対する現時点での社会の評価

ロースクールに対しては、現在第 1 期修了生が弁護士として登録し始めた段階であるため、本格的な評価をするには期間が短い。

ロースクールに対する否定的な評価として、学費が高い、実務教育が充実に行われ

金善洙先生のレジュメ (2012 年 11 月 5 日)

翻訳：朴炫貞 (日本弁護士連合会情報統計室研究員)

るには限界がある、 弁護士試験合格のための授業が行われるため、多様な特性化教育が十分に実施されないという等の指摘がある。

といっても、全般的に、司法試験と司法研修院廃止の必要性等に対する国民的共感と、多様な法曹輩出の養成に応えるという点で、肯定的な評価が一般的である。この否定的な評価に対する対策を考える必要がある。

法曹一元化は、段階的に実施されており、これについては、肯定的な評価があり、むしろ、実施時期を前倒しする必要があるという意見が一般的である。

2. 改革に対する再検討の動き

法学専門大学院に対して、一部の、若手の弁護士グループと、一部の政治勢力のなかで、司法試験制度への還元を主張する意見が提起されているが、そのような動きはそれほど大きくない (微々たるもの)。法学専門大学院制度の問題点を補完しながら定着させるべきだというのが、全般的な動き。高費用の問題、実務教育強化の問題、弁護士試験の資格試験か、弁護士試験合格者の義務的 6 ヶ月研修問題などに対する、改善策が議論されている。

法曹一元化は、本格的に実施されていないため、再検討をめぐる動きはなく、むしろ、10 年以上の経歴者を任用する時期を前倒しする動きがある。

司法研修院講義資料

2012.11.06

午前10時30分～午前11時20分

Law school制度の導入背景

● 導入経過

- 1995年の金泳三政府：世界化推進委員会の改革
 - 21世紀の状況変化に対応するために、国家制度を世界的な水準に向上させる
 - ロースクール制度導入を推進
 - ロースクール制度導入推進
 - 法曹人数の不足—法曹人の高費用構造—民間部門（特に企業）の司法サービス活用が制限される。
 - 司法試験：大学生が受験生化する。大学教育の破たん
- 法曹界は反対：司法試験の維持。但し、司法研修制度は改善させる。

Law school制度の導入背景

• 導入経過

– 司法研修制度の変化

- 1995年に大法院と世界化推進委員会：「法律サービスおよび法曹人養成制度の世界化方案」を共同で発表
- 司法試験合格者数の増員：300(95年度)→500(96年度)→600(97年度)→700(98年度)→800(2000年度)→1000(2001年度)
 - 弁護士数の変化：3,079(95年度)→4,228(2000年度)→6,127(2003年度)→14,279(2012年度)

Law school制度の導入背景

• 導入経過

– 司法研修制度の変化

- 司法研修制度の改善
 - 研修の目標：判事・検事の養成→弁護士の養成
 - 研修のモデル：大陸型法曹人養成→アメリカ式ロースクール教育
 - 研修の方法：司法研修院運営の中立化(弁護士教育を強化)
 - » 大学院式学事運営(学期、単位制度の導入)
 - » 専門化(専攻科目を強化)

Law school制度の導入背景

- **導入経過**

- **司法研修制度の変化**

- 司法試験制度の改善：法学科目35単位取得者に制限

Law school制度の導入背景

- **2000年代以降の問題点**

- **法学教育の不実**

- 大学の法学教育→司法試験科目中心の教育→大学教育の成果と法曹人養成が分離（乖離？）→大学の受験塾化

- **国家的な人力浪費**

- 過大な受験生（2002年度には約3万人）が長期間にかけて（30歳以上が4割以上）司法試験受験だけに集中
 - 非法学部的大学生も司法試験を受験（2002年度の受験生のうち28パーセントが非法学部出身）

Law school制度の導入背景

- 2000年代以降の問題点
 - 競争力をもつ法曹人養成ができない
 - 法学以外の人文教育、専攻知識が不足→多様な社会現象に対応できる専門性と創意性が足りない
 - 司法研修院教育は依然として判事・検事養成が中心的
 - 国際的感覚と専門的知識の不足
 - 95年の改革（司法試験および司法研修院制度の維持および合格者数の増員）は、問題をさらに悪化させた。

Law school制度の導入背景

- 1998年以降の多様な改善方案
 - 1998年の新教育共同体委員会（大統領の諮問機構）
 - 3年制のロースクール導入および司法試験を弁護士試験に転換させる
 - 1999年の法学教育改革共同研究会（法学教授研究会）
 - 5-6年制の法科大学 + 法学大学院の設立
 - 1999年の司法改革推進委員会（大統領諮問機構）
 - 司法試験の維持 + 2001年以降1,000人合格 + 司法研修院を司法大学院（国家ロースクール）に転換

司法研修制度に対する批判

- **司法研修制度に対する批判**
 - － **判事・検事の養成教育：研修院での成績が任官・就職を決定**
 - 判決作成実務、検察実務 > 弁護士実務
 - 判事、検事の教授 > 弁護士教授
 - － **判決例丸暗記中心の画一的な教育**
 - 訴訟業務（民事・刑事訴訟）中心の教育 / それ以外の専門性強化教育の不実
 - 研修制度によって法曹人が同質化→閉鎖的な集団意識→法曹不正の背景

司法研修制度の改善のための取り組み

- **批判に対する意見—研修制度改善努力**
 - － **弁護士教育強化**
 - 法曹一元化導入以前には限界：司法研修 = 判事・検事養成
 - － **判決例丸暗記中心の画一化された教育**
 - 法的な論証を強化、創意性強化努力—教育方法の問題
 - － **訴訟業務中心の教育—専門化教育の強化**
 - 法曹人の基本的実務能力の涵養 vs. 専門化—司法研修 = 基本実務能力涵養

司法研修廃止に対する意見

• 二つの観点

– ロースクール楽観論（希望論）

- 多様な専攻に基づいた創意的法律家を養成
- 司法試験世代の官僚志向、権威意識が消滅
- 対国民法律サービスの向上可能性が増加

– ロースクール悲観論（制度補完論）

- ロースクールの高費用構造：庶民の法曹界参入が制限される
- ロースクール生の法学知識・基本実務能力の低下：単独受任の問題点

司法研修廃止に対する意見

• 司法研修制度廃止に対する観点

– 当然論

- ロースクール制度の導入のため、司法試験および研修制度の廃止は不可避な選択
- 300(2013年度)→200(2014年度)→150(2015年度)
→100(2016年度)→50(2017年度)

– 補完論

- 庶民層の法曹人参入が可能な、第2のトラックを導入するという意見
- 司法試験存置論・予備試験制度導入論等

ロースクール導入以降の法曹人養成体制

- 第1次教育機関：個別のロースクール
- 第2次教育機関
 - ロースクール生弁護士を雇用した法務法人、法律事務所、企業（法律従事機関6ヶ月）
 - 未就職弁護士等は大韓弁協職務研修（研修機関6ヶ月）
 - 結局、大韓弁協が、2次教育を担当するという結果

ロースクール導入以降の司法研修院の役割

- 司法研修生の修習：2020年に消滅予定
 - 法曹人養成は、全的に個別ロースクールの課題
- ロースクール実務教育支援
 - ロースクール教育現況
 - 理論教育：従前の法学教授たちが担当
 - 実務教育：法曹人出身教員たちが担当：十分じゃない状況
 - 法院からの支援は法的義務—法院行政処—ロースクール協議会業務協約
 - ロースクールの司法研修院依存度が深化

ロースクール導入以降の司法研修院の役割

- **ロースクールの司法研修院依存度が深化**
 - 研修院教授および裁判長のロースクール出講
 - (1学期民事裁判実務 / 2学期刑事裁判実務)
 - 研修院がロースクール実務教育に必要な講義テキストを開発・提供
 - 研修院がロースクール生を対象に、夏季・冬季休み期間中に研修課程を運営
- **大韓弁協職務研修課程**
 - 研修プログラムの45%程度を研修院教授もしくは法
院裁判長が担当

弁護士職務研修制度

- **問題点**
 - 未就職もしくは法律従事機関ではない企業等に就職した弁護士のみが対象→研修参加者たちの意欲が低下→研修効果に疑問
 - 実務修習を通じた研修ではなく、講義式教育の延長→ロースクール教育の追加教育？
 - 共同受任もしくは事件関与禁止状態での教育→弁護士活動を6ヶ月間遅らせる効果(6ヶ月間の生活は？)
- **制度改善が必要な状況**

司法研修制度の存置論

- 主張の背景
 - 庶民層の法曹界参入通路の維持（二極化現象の改善方案）
 - 非ロースクール法科大学の教員、学生からの要請
 - 基本的実務弱化現状に対する反論として提起される
- 肯定論 vs. 否定論
- 個人的意見

法曹一元化改革および今後の課題

- 法曹一元化推進日程（法官任用資格の制限）
 - 2013年から2017年まで法曹経歴3年以上→2018年、2019年法曹経歴5年以上、2020年、2021年法曹経歴7年以上→2022年法曹経歴10年以上
- 課題
 - 弁護士の量的・質的成長 / 地域的均衡成長
 - 優秀な法曹人の法官任用増加→法官の地位・待遇向上
 - 法官選抜制度の改善→法曹人の優秀性評価方法の開発

「法律新聞」の「法曹広場」(2012.11.22)

(<http://www.lawtimes.co.kr/LawNews/News/NewsContents.aspx?serial=69414>)

法曹一元化に関する日本の弁護士たちとの懇談会を終えた感想

法務法人チョンウ 代表弁護士 趙凡濟

同僚の弁護士たちと、久しぶりに余裕のあるお昼を食べた後、午後2時から予定された、日本の弁護士たちとの懇談会に出席するため、私の事務室に向かった。

訪問者の正式名称は、「日本弁護士連合会弁護士任官等推進センター」である。同センターに所属する日本の弁護士たちが、我が国の、大手および中小型ローファームを一カ所ずつ訪問し、法曹一元化に関する弁護士たちの意見をお聞きしたいということだった。そして、中小型ローファームの訪問先としては、私が務めている法務法人チョンウが、急に決まったという連絡を、数日前にいただいた。

当日、懇談会の予定時刻はまだ30分ほど残っているので、食事を終えた後、余裕を持って車から降りたが、遅かった。すでに大勢の人々が我々の事務室のほうに向かっている。一目で分かったが、日本の弁護士たちである。急がなければならない。

それほど大きくない「大(?)会議室」に、日本の先生方が20人余り、そして通訳、そして我が事務室の弁護士が5人。このように座ったら、会議室は超満員状態になった。昨日は、この先生方は、法務法人太平洋に訪問してきたという。当然、この場所は、日本の先生方には狭く感じられるだろう。だが、中小型ローファームに勤務する弁護士たちとの懇談会であるというご訪問の趣旨には、こっちの方がふさわしいはずである。こう思いながら自らを慰める。

先ほど述べたように、日本の先生方のご訪問は、本当に急に決まったため、予めお土産を用意することもできなかった。急に用意したのは、花束である。この花束を、木津川委員長にお渡ししながら、「雨が降ったため、建物の外に用意しておいた、大きい氷の造形が全部溶けてしまいました。大変恐縮です」と冗談を伝えたら、皆さんが大笑いした。これで、落ち着いてゆっくりとお話できる雰囲気にしたつもりである。

現在、日本は、司法試験合格後に、司法研修所で司法修習という所定の研修課程を経た後、「判事補」に任官された裁判官が、10年後には、そのまま判事に任命される手続であるという。弁護士経験を持つ者が裁判官に任用される弁護士任官者は、2011年4月1日の時点で、68人しかいないといわれる。

このため、日弁連では、2002年10月に、弁護士任官を推進するための、弁護士任官等

推進センターを設置し、全国各地から、任官推進のための集会や懇談会等の開催、任官のための広報パンフレットの作成等、弁護士たちを、裁判官や民事・家事調整官として任官させるために、様々な活動をしてきているといわれる（詳細は日弁連ホームページを参照：<http://www.nichibenren.or.jp/activity/justice/appointment.html>）

このような日本の制度は、現在、我が国の法曹一元化政策と共通点が多いと思われるが、今回の懇談会を通じて分かった、最も大きな違いは、日本の場合、法官の低い待遇と頻繁な勤務地移動等のため、任官を希望する弁護士が多くないため、任官推進センターの活動も、任官に応募する弁護士の数を増やす方向に焦点が当てられていることである。

それに対して、我が国の場合、今後はどのような状況になるかわからないが、今までは、法曹一元化によって、弁護士から判事・検事に任用される数を拡大することに主眼があったのであり、実際の選抜人数をはるかに上回る弁護士に応募することによって、厳しい倍率の競争になっている。

2 時間余りの懇談会のなかで、任官センターの弁護士たちは、現在、我が国の法曹一元化の現状およびその手続について質問した。また、2 年間法院での修習を経たロークラークが、1 年間弁護士業務を遂行した後、任官を希望しない可能性はないのかについてのご質問や、法務法人チョンウのような中小型ローファームから任官応募者が出た場合、構成員の弁護士たちはどのように対応するかについても質問した。このほか、法官任用に応募した弁護士が担当していた事件は、どのように対応していくのかについての質問もあった。これとともに、任官志願者が少ない日本の現実を考えたためか、能力の高い弁護士たちの場合は、任官志願をしないのではないかと、弁護士たちが任官志願をするようにさせるためには、どのように取り組んでいるのかについても質問した。また、大韓弁協で会員理事を務めているハンサンイン弁護士に対しては、法曹一元化に対する大韓弁協の役割と機能についても、比較的詳細に質問した。

日本と我が国の、法官に対する認識は明らかに異なることを明らかに伝えながら、質問一つ一つに対して、我が事務所の立場を伝え、意見を交換しながら、また、ところどころでは冗談も含みながら、真剣さと楽しさを兼ね備えた懇談会になるように頑張ったつもりである。懇談会は無事終わった。日本語については完全に門外漢である私としては、私の冗談がよく伝わったのか確認することができないが、この世のどこに行っても共通的なことは、お互いに目を合わせて明るく笑うことで、人間はお互に通じるということである。

最後に、私に対して、個人的に法官任官に応募するつもりはあるのか、あるならばいつごろなのかについてご質問をいただいた。それで、私は、あと 10 年間、弁護士として頑張っていて活動し、60 歳ぐらいになってから法官に応募して、定年になる日まで公益のために奉仕したいと答えた。そうすると、10 年後にまた来て、その約束が履行されたのか確認した

いというお答えがあった。

懇談会が終わった後、事務所の入り口で団体写真撮影をして、先生方お一人ずつ握手しながらまたお会いできることを期待した。2時間の懇談会とこの過程を通じて、まるで私が日韓弁護士の交流に貢献したような気分になった。

我が国では、2013年から、法官任用における法曹一元化が全面的に実施され、検事任用についても徐々に経歴者を拡大していく状況である。法曹のどの職域なのかによって、具体的な役割は異なるが、結局、弁護士が、法曹の全職域の出発点であり終着点でなければならない。法曹三輪（朴：韓国では法曹三者ではなく法曹三輪という用語が使われます）は、結局、どの輪が機能しなくなると、全体として機能しなくなるのである。にもかかわらず、現実では、弁護士が司法の一つの軸であることが忘却され、まるで弁護士は手続のための装飾や従属的な地位として見下されるので、このような現実は悲しい。これからは、法院も、検察も、そして弁護士団体自らの認識も転換されることが必要である。

最後に、懇談会の最初から最後まで席を守りながら、我々の目と口の役割を担当してくださった、呉知娟弁護士と朴炫貞研究員に感謝する。このお二人は日本の国際学校での同期生だが、長い年月が経った後に、このように日韓の弁護士交流における通訳として再会したという。また、朴研究員は東大教育学博士出身の才媛である。我が弁護士団体にも優れた人材がたくさんいるが、より優秀な人材が、ソウル弁護士会や大韓弁協で長く務めることを希望する。

以上

○大韓民国憲法 (一九八七・一〇・二九布)
施行 一九八八・二・二五

前文

第一章 総綱……………一〇条〜一九条

第二章 国民の権利及び義務……………二〇条〜三九条

第三章 国会……………四〇条〜六五条

第四章 政府

 第一節 大統領……………六六条〜八五条

 第二節 行政府

 第一款 國務總理及び國務委員……………八六条〜八七条

 第二款 國務會議……………八八条〜九三条

 第三款 行政各部……………九四条〜九六条

 第四款 監査院……………九七条〜一〇〇条

第五章 法院……………一〇一条〜一二〇条

第六章 憲法裁判所……………一二一条〜一二三条

第七章 選挙管理……………一二四条〜一二六条

第八章 地方自治……………一二七条〜一二八条

第九章 経済……………一二九条〜一二七条

第一〇章 憲法改正……………一二八条〜一二三〇条

附則……………一二一条〜一二六条

前 文

公法編 (大韓民国憲法)

悠久なる歴史と伝統に輝く我が大韓国民は、三・一運動に基づいて建立された大韓民国臨時政府の法統と、不義に抗拒した四・一九民主理念を継承し、祖国の民主改革と平和的統一の使命に立脚して、正義、人道及び同胞愛をもつて民族の団結を強固にし、すべての社会的弊習と不義を打破し、自律と調和を基に自由民主的基本秩序をますます確固たるものとし、政治、経済、社会及び文化のすべての領域において各人の機会を均等にし、能力を最高度に發揮させるとともに、自由と権利に伴う責任と義務を完遂させ、内では国民生活の均等なる向上を期し、外では恒久的な世界平和と人類共栄に貢献することによつて、我々と我々の子孫の安全と自由と幸福を永遠に確保することを誓ひながら、一九四八年七月二二日に制定され、八次にわたつて改正された憲法をここに国会の議決を経て、国民投票により改正する。

[韓国六法]

一九八七年一〇月二九日

第一章 総綱

- 第一条 ① 大韓民国は、民主共和国である。
- ② 大韓民国の主権は、国民にあり、すべての権力は、国民から発する。
- 第二条 ① 大韓民国の国民たる要件は、法律でこれを定める。
- ② 國家は、法律の定めるところにより、在外国民を保護する義務を負ふ。
- 第三条 大韓民国の領土は、韓半島及びその附属島嶼とする。
- 第四条 大韓民国は、統一を指向し、自由民主的基本秩序に立脚した平和的統一政策を樹立し、これを推進する。

- 第五條 ① 大韓民国は、國際平和の維持に努め、侵略的戦争を否認する。
- ② 國軍は、國家の安全保障と国土防衛の神聖なる義務を遂行することを使命とし、その政治的中立性は遵守される。
- 第六條 ① この憲法に基づいて締結し、公布された条約及び一般的に承認された國際法規は、國內法と同等の効力を有する。
- ② 外國人は、國際法及び条約の定めるところにより、その地位が保障される。
- 第七條 ① 公務員は、全國民に対する奉仕者であり、國民に対して責任を負ふ。
- ② 公務員の身分及び政治的中立性は、法律の定めるところにより保障される。
- 第八條 ① 政党的の設立は自由であり、複数政党的制は保障される。
- ② 政党的は、その目的、組織及び活動が民主的であるべきであり、國民の政治的意見形成に参与する上で必要な組織を有しなければならない。
- ③ 政党的は、法律の定めるところにより、國家の保護を受け、國家は、法律の定めるところにより、政党的運営に必要な資金を補助することができる。
- ④ 政党的の目的や活動が、民主的基本秩序に違背する際には、政府は、憲法裁判所にその解散を提訴することができ、政党的は、憲法裁判所の審判により解散される。
- 第九條 國家は、伝統文化の継承、発展及び民族文化の暢達に努めなければならない。
- 第二章 國民の權利及び義務

- 第一〇條 すべて國民は、人間としての尊厳及び価値を有し、幸福を追求する權利を有する。國家は、個人の有する不可侵の基本的人權を確保するとともに、これを保障する義務を負ふ。
- 第一一條 ① すべて國民は、法の下に平等である。何人も性別、宗教又は社会的身分によつて、政治的、經濟的、社会的及び文化的生活のすべての領域において差別を受けない。
- ② 社会的特殊階級の制度は、認められず、いかなる形態であれ、これを創設することはできない。
- ③ 勳章その他の栄典は、これを受けた者に限りその効力を有し、いかなる特権もこれに伴わない。
- 第二二條 ① すべて國民は、身体の自由を有する。何人も法律によらない限り、逮捕、拘束、押収、搜索又は審問を受けず、法律及び適法手続によらない限り、処罰、保安処分又は強制労役を受けない。
- ② すべて國民は、審問を受けず、刑事上、自己に不利な陳述を強要されない。
- ③ 逮捕、拘束、押収又は搜索をする際は、適法手続により、検事の申請に基づいて法官が発付した令状を提示しなければならない。ただし、現行犯人の場合及び長期三年以上の刑に該当する罪を犯し、逃避又は証拠隠滅のおそれがある場合には、事後に令状を請求することができる。
- ④ 何人も逮捕又は拘束を受けた場合には、直ちに弁護人の助力を受ける權利を有する。ただし、刑事被告人が自ら弁護人を定めることができない場合には、法律の定めるところにより、國家が弁護人を選任する。

- ⑤ 何人も逮捕又は拘束の理由及び弁護人の助力を受ける權利を有することを告知されない限り、逮捕又は拘束を受けない。逮捕又は拘束を受けた者の家族等法律に定められた者には、その理由並びに日時及び場所が遅滞なく通知されなければならない。
- ⑥ 何人も逮捕又は拘束を受けた場合には、適否の審査を法院に請求する權利を有する。
- ⑦ 被告人の自白が、拷問、暴行、脅迫、拘束の不当な長期化、欺罔又はその他の方法により、自由意思に基づいて陳述されたものでないと認められる場合、又は正式裁判において被告人の自白が本人に不利な唯一の証拠となる場合には、これを有罪の証拠にし、又はこれを理由にして処罰をすることができない。
- 第二三條 ① すべて國民は、行為当時の法律により犯罪を構成することのない行為により訴追を受けることはなく、同一犯罪に対して重ねて処罰を受けない。
- ② すべて國民は、選及立法により参政權の制限を受け、又は財産權をなく奪されない。
- ③ すべて國民は、自己の行為ではない親族の行為により、不利益な処遇を受けない。
- 第二四條 すべて國民は、居住及び移転の自由を有する。
- 第二五條 すべて國民は、職業選択の自由を有する。
- 第二六條 すべて國民は、住居の自由を侵害されない。住居に対する押収又は搜索をする場合には、検事の申請により法官が発付した令状を提示しなければならない。
- 第二七條 すべて國民は、私生活の秘密及び自由を侵害されない。
- 第二八條 すべて國民は、通信の秘密を侵害されない。

- 第二九條 すべて國民は、良心の自由を有する。
- 第三〇條 ① すべて國民は、宗教の自由を有する。
- ② 國教は認められず、宗教と政治は、分離される。
- 第三一條 ① すべて國民は、言論及び出版の自由並びに集會及び結社の自由を有する。
- ② 言論及び出版に対する許可又は検閲並びに集會及び結社に対する許可は、これを認めない。
- ③ 通信及び放送の施設基準並びに新聞の機能を保障するために必要な事項は、法律でこれを定める。
- ④ 言論及び出版は、他人の名誉若しくは權利、公衆道徳又は社会倫理を侵害してはならない。言論及び出版が、他人の名誉又は權利を侵害した場合には、被害者は、これに対する被害の賠償を請求することができる。
- 第三二條 ① すべて國民は、學問及び芸術の自由を有する。
- ② 著作家、發明家、科学技術者及び藝術家の權利は、法律によりこれを保護する。
- 第三三條 ① すべて國民の財産權は、保障される。その内容及び限界は、法律でこれを定める。
- ② 財産權の行使は、公共權利に適合するようにならなければならない。
- ③ 公共の必要に基づき財産權の取用、使用又は制限及びこれに対する補償は、法律の定めるところにより行うとともに、正当な補償を支給しなければならない。
- 第三四條 すべて國民は、法律の定めるところにより、選挙權を有する。

第二五条 すべて国民は、法律の定めるところにより、公務担任権を有する。

第二六条 ① すべて国民は、法律の定めるところにより、國家機關に対して文書で請願する権利を有する。
 ② 國家は、請願に対して、審査する義務を負う。

第二七条 ① すべて国民は、この憲法及び法律で定められた法官により、法律による裁判を受ける権利を有する。
 ② 軍人又は軍務員以外の国民は、大韓民國の領域内では、重大な軍事上の機密、哨兵、哨所、有毒飲食物供給、捕虜及び軍用物に關する罪のうち、法律で定められた場合及び非常戒嚴が宣布された場合を除いて、軍事法院の裁判を受けない。
 ③ すべて国民は、迅速な裁判を受ける権利を有する。刑事被告人は、相当な理由がない限り、遅滞なく公開裁判を受ける権利を有する。
 ④ 刑事被告人は、有罪の判決が確定されるまでは、無罪と推定される。
 ⑤ 刑事被害者は、法律の定めるところにより、当該事件の裁判に際して、陳述することができる。

第二八条 刑事被告人又は刑事被告人として拘禁されていた者が、法律で定められた不起訴処分又は無罪判決を受けた場合には、法律の定めるところにより、國家に正当な補償を請求することができる。

第二九条 ① 公務員の職務上の不法行為により、損害を受けた国民は、法律の定めるところにより、國家又は公共団体に、正当な賠償を請求することができる。この場合、公務員自身の責任は、

免除されない。

② 軍人、軍務員、警察公務員その他法律で定められた者が、戦闘、訓練等職務執行と関連して受けた損害に対しては、法律で定められた報償のほか、國家又は公共団体に対して、公務員の職務上の不法行為による賠償は請求することができない。

第三〇条 他人の犯罪行為により、生命又は身体に対する被害を受けた国民は、法律の定めるところにより、國家から救助を受けることができる。

第三一条 ① すべて国民は、能力に応じて均等に教育を受ける権利を有する。
 ② すべて国民は、その保護する子女に、少なくとも初等教育及び法律で定める教育を受けさせる義務を負う。
 ③ 義務教育は、これを無償とする。
 ④ 教育の自主性、専門性、政治的中立性及び大学の自律性は、法律の定めるところにより、これを保障する。
 ⑤ 國家は、平生教育を振興しなければならない。
 ⑥ 学校教育及び平生教育を含めた教育制度並びにその運営、教育財政及び教員の地位に關する基本的事項は、法律でこれを定める。

第三二条 ① すべて国民は、勤勞の権利を有する。國家は、社会的及び経済的方法を通じて、勤勞者の雇用の増進及び適正賃金の保障に努めるとともに、法律の定めるところにより、最低賃金性を施行しなければならない。
 ② すべて国民は、勤勞の義務を負う。國家は、勤勞の義務の内容及び条件を、民主主義原則に基づいて、法律でこれを定める。

③ 勤勞条件の基準は、人間の尊厳性を保障するよう、法律でこれを定める。
 ④ 女性の勤勞は、特別の保護を受けるとともに、雇用、賃金及び勤勞条件において、不当な差別を受けない。
 ⑤ 年少者の勤勞は、特別な保護を受ける。
 ⑥ 國家有功者、傷痍軍醫及び戦没軍醫の遺家族は、法律の定めるところにより、優先的に勤勞の機会を与えられる。

第三三条 ① 勤勞者は、勤勞条件の向上のため、自主的な団結権、団体交渉権及び団体行動権を有する。
 ② 公務員身分を有する勤勞者は、法律で定められた者に限り、団結権、団体交渉権及び団体行動権を有する。
 ③ 法律で定める主要防衛産業体に従事する勤勞者の団体行動権は、法律の定めるところにより、これを制限し、又は認めないことができる。

第三四条 ① すべて国民は、人間としてふさわしい生活を営む権利を有する。
 ② 國家は、社会保障及び社会福祉の増進に努める義務を負う。
 ③ 國家は、女性の福祉及び權益の向上に努めなければならない。
 ④ 國家は、老人及び青少年の福祉向上を図る政策を実施する義務を負う。
 ⑤ 身体障害者及び疾病又は老齢その他の事由により、生活能力を失った国民は、法律の定めるところにより、國家の保護を受ける。
 ⑥ 國家は、災害を予防し、その危険から國民を保護するための努力をしなければならない。

第三五条 ① すべて国民は、健康かつ快適な環境の下で生活を営む権利を有し、國家と國民は、環境保全のための努力をしなければならない。
 ② 環境環境の内容と行使に關しては、法律でこれを定める。
 ③ 國家は、住宅開発政策などによつて、すべて國民が、快適な住居生活を営み得るように努力しなければならない。

第三六条 ① 婚姻及び家庭生活は、個人の尊厳と両性の平等を基礎として成立し、維持されるべきであり、國家は、これを保障する。
 ② 國家は、母性の保護のための努力をしなければならない。
 ③ すべて國民は、保健に關して國家の保護を受ける。

第三七条 ① 國民の自由及び権利は、この憲法に列挙されていないという理由の下に軽視されることはない。
 ② 國民のすべての自由及び権利は、國家の安全保障、秩序維持又は公共福利のため必要な場合に限り、法律により制限することができる。この場合においても、自由及び権利の本質的内容を侵害することはできない。

第三八条 すべて國民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。

第三九条 ① すべて國民は、法律の定めるところにより、國防の義務を負う。
 ② 何人も、兵役義務の履行により、不利益な処遇を受けない。

第三章 国会

第四〇条 立法権は、国会に屬する。

第四一条 ① 國會は、國民の普通、平等、直接及び秘密選挙によ

- り選出された国会議員で構成する。
- ② 国会議員の定数は、これを二〇〇人以上とし、法律で定める。
- ③ 国会議員の選挙区及び比例代表制その他の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。
- 第四二条 国会議員の任期は、四年とする。
- 第四三条 国会議員は、法律で定める職を兼ねることができない。
- 第四四條 ① 国会議員は、現行犯人である場合を除いては、会期中国会の同意なしに逮捕又は拘禁されない。
- ② 国会議員が、会期前に逮捕又は拘禁された場合には、現行犯人でない限り、国会の要求があれば、会期中釈放される。
- 第四五條 国会議員は、国会で職務上行った発言及び表決に関して、国会外で責任を問われない。
- 第四六條 ① 国会議員は、清廉の義務を有する。
- ② 国会議員は、国家利益を優先させ、良心に従いその職務を遂行する。
- ③ 国会議員は、その地位を乱用して、国家、公共団体又は企業体と契約し、その処分によって、財産上の権利、利益又は職位を取得し、若しくは他人のためにその取得をあっせんすることはできない。
- 第四七條 ① 国会の定期会は、法律の定めるところにより、毎年一回集会され、国会の臨時会は、大統領又は国会在籍議員の四分の一以上の要求に基づいて集会される。
- ② 定期会の会期は一〇〇日を、臨時会の会期は、三〇日を超過することはできない。
- ③ 大統領が臨時会の集会を要求する場合は、期間及び集会要求の

- ときは、その法律案は、法律として確定される。
- ⑥ 大統領は、第四項と第五項の規定により確定された法律を、遅滞なく公布しなければならない。第五項の規定により法律が確定された後、又は第四項の規定による確定法律が政府に移送された後、五日以内に大統領がこれを公布しない場合には、国会議長がこれを公布する。
- ⑦ 法律は、特別な規定がない限り、公布の日から二〇日を経ることによって、効力を発生する。
- 第四四條 ① 国会は、國家の予算案を審議し、確定する。
- ② 政府は、会計年度ごとに予算案を編成して、会計年度開始九〇日前までに国会に提出し、国会は、会計年度開始三〇日前までにこれを議決しなければならない。
- ③ 新しい会計年度が始まるまで予算案が議決されなかつた場合には、政府は、国会で予算案が議決されるときまで、次の目的のための経費は、前年度予算に準じて執行することができる。
 - 一 憲法又は法律により設置された機関又は施設の維持及び運営
 - 二 法律上の支出義務の履行
 - 三 既に予算として承認された事業の継続
- 第五五條 ① 一会計年度を超えて引き続き支出する必要がある場合には、政府は年限を定めて、継続費として国会の議決を得なければならない。
- ② 予備費は、総額で国会の議決を得なければならない。予備費の支出は、次期国会の承認を得なければならない。
- 第五六條 政府は、予算に変更を加える必要があるときは、追加更正予算案を編成して、国会に提出することができる。

- 理由を明示しなければならない。
- 第四八條 国会は、議長一人及び副議長二人を選出する。
- 第四九條 国会は、憲法又は法律に特別な規定がない限り、在籍議員の過半数が出席し、出席議員の過半数の賛成で議決する。可否同数のときは、否決されたものとみなす。
- 第五〇條 ① 国会の会議は、これを公開する。ただし、出席議員の過半数の賛成があるとき、又は議長が國家の安全保障のため必要であると認めるときには、公開しないことができる。
- ② 公開しなかつた会議内容の公表に関しては、法律の定めるところによる。
- 第五一條 国会に提出された法律案その他の議案は、会期中に議決されなかつたという理由の下に廃棄されない。ただし、国会議員の任期が満了した場合は、この限りでない。
- 第五二條 国会議員及び政府は、法律案を提出することができる。
- 第五三條 ① 国会で議決された法律案は、政府に移送され、一五日以内に大統領がこれを公布する。
- ② 法律案に異議がある場合には、大統領は、第一項の期間内に異議書を添えて国会に還付し、その再議を要求することことができる。国会の閉会中もまた同様である。
- ③ 大統領は、法律案の一部に対して、又は法律案を修正して、再議を要求することはできない。
- ④ 再議の要求があるときは、国会は再議に付し、在籍議員の過半数が出席し、出席議員三分の二以上の賛成により前回と同様の議決を行えば、その法律案は、法律として確定される。
- ⑤ 大統領が、第一項の期間内に公布又は再議の要求をしなかつた

- 第五七條 国会は、政府の同意なしに政府が提出した支出予算各項の金額を増額し、又は新しい費目を設けることはできない。
- 第五八條 國債を募集し、又は予算外に國家の負担になる契約を締結しようとする場合には、政府はあらかじめ国会の議決を得なければならない。
- 第五九條 租税の種目及び税率は、法律でこれを定める。
- 第六〇條 ① 国会は、相互援助若しくは安全保障に関する条約、重要な国際組織に関する条約、友好通商航海条約、主権の制約に関する条約、講和条約、國家若しくは國民に重大な財政的負担を負わせる条約又は立法事項に関する条約の締結及び批准に対する同意権を有する。
- ② 国会は、宣戦布告、國軍の外國への派遣、又は外國軍隊の大韓民國領域内における駐留に対する同意権を有する。
- 第六一條 ① 国会は、國政を監査し、又は特定の國政事案に対して調査することができる。これに必要な書類の提出又は証人の出席及び証言若しくは意見の陳述を要求することができる。
- ② 國政監査及び調査に関する手続その他の必要な事項は、法律でこれを定める。
- 第六二條 ① 國務總理、國務委員又は政府委員は、国会又はその委員会に出席して、國政処理状況を報告し、意見を陳述し、又は質問に応答することができる。
- ② 国会又はその委員会の要求がある場合には、國務總理、國務委員又は政府委員は、出席し、答弁しなければならない。國務總理又は國務委員が出席要求を受けた場合には、國務委員又は政府委員をして、出席させ、答弁させることができる。

- 第六三条 ① 国会は、國務總理又は國務委員の解任を大統領に建議することができる。
- ② 第一項の解任の建議は、国会在籍議員の三分の一以上の発議に基づき、国会在籍議員の過半数の賛成を得なければならない。
- 第六四条 ① 国会は、法律に触れない範囲内で、議事及び内部規律に関する規則を制定することができる。
- ② 国会は、議員の資格を審査し、議員を懲戒することができる。
- ③ 議員を除名するには、国会在籍議員の三分の二以上の賛成を得なければならない。
- ④ 第二項及び第三項の規定による処分に対しては、法院に提訴することができない。
- 第六五条 ① 大統領、國務總理、國務委員、行政各部の長、憲法裁判所裁判官、法官、中央選挙管理委員会委員、監査院長、監査委員その他法律で定められた公務員が、その職務執行に際して、憲法又は法律に違背した場合には、国会は弾劾訴追を議決することができる。
- ② 第一項の弾劾訴追は、国会在籍議員の三分の一以上の発議を必要とし、その議決は、国会在籍議員の過半数の賛成を得なければならない。ただし、大統領に対する弾劾訴追は、国会在籍議員の過半数の発議に基づき、国会在籍議員の三分の二以上の賛成を得なければならない。
- ③ 弾劾訴追の議決を受けた者は、弾劾審判が終わるまで、その権限の行使は停止される。
- ④ 弾劾の決定を受けた者は、公職から罷免される。ただし、これによつて民事上又は刑事上の責任が免除されるものではない。

- め、大統領としての職責を誠実に遂行することを国民の前で敬啟に宣誓致します。」
- 第七〇条 大統領の任期は、五年とし、再任することはできない。
- 第七一条 大統領が欠位になり、又は事故により職務を遂行することができないときは、國務總理、法律で定められた國務委員の順序で、その権限を代行する。
- 第七二条 大統領は、必要と認める場合には、外交、国防、統一その他国家安全にかかわる重要政策を国民投票に付することができる。
- 第七三条 大統領は、条約を締結し、批准し、外交使節を信任し、接受し、又は派遣し、宣戦布告及び講和を行う。
- 第七四条 ① 大統領は、この憲法及び法律の定めるところにより、國軍を統帥する。
- ② 國軍の組織及び編成は、法律でこれを定める。
- 第七五条 大統領は、法律で具体的に範囲を定めて委任された事項及び法律を執行するために必要な事項に関して、大統領令を発することができる。
- 第七六条 ① 大統領は、内憂、外患、天災、地震又は重大な財政上及び経済上の危機に際し、國家の安全保障又は公共の安寧秩序を維持するため緊急の措置が必要となり、かつ、国会の集会を待つ余裕のない場合に限り、最小限に必要な財政上及び経済上の処分を行い、又はこれに関して法律の効力を有する命令を発することができる。
- ② 大統領は、國家の安危にかかわる重大な交戦状態に際し、國家を保護するため緊急の措置が必要となり、かつ、国会の集会が不

第四章 政府

第一節 大統領

- 第六六条 ① 大統領は、國家の元首であり、外国に対して國家を代表する。
- ② 大統領は、國家の獨立、領土の保全、國家の継続性及びこの憲法を守護する責務を担う。
- ③ 大統領は、祖国の平和的統一のための誠實な義務を負う。
- ④ 行政権は、大統領を首班とする政府に属する。
- 第六七条 ① 大統領は、國民の普通、平等、直接及び秘密の選挙により選出する。
- ② 第一項の選挙において、最高得票者が二人以上の場合には、国会の在籍議員の過半数が出席した公開の会議において多数票を得た者を当選者とする。
- ③ 大統領候補者が一人の場合には、その得票数が選挙権者総数の三分の一以上でない限り、大統領として当選とされない。
- ④ 大統領として選挙され得る者は、国会議員としての被選挙権を有し、選挙日現在四〇歳になつていなければならない。
- ⑤ 大統領の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。
- 第六八条 ① 大統領の任期が満了するときは、任期満了七〇日前ないし四〇日前に、後任者を選挙する。
- ② 大統領が欠位となつた場合又は大統領当選者が死亡し、若しくは判決その他の事由により、その資格を喪失した場合には、六〇日以内に後任者を選挙する。
- 第六九条 大統領は、就任に際して次の宣誓を行う。
「私は、憲法を遵守し、國家を保護するとともに、祖国の平和的統一並びに國民の自由及び福利の増進並びに民族文化の暢達に努

【韓国六法】

【韓国六法】

- 可能な場合に限り、法律の効力を有する命令を発することができる。
- ③ 大統領は、第一項と第二項の規定による処分又は命令を下した場合には、選滞なくこれを国会に報告し、その承認を得なければならない。
- ④ 第三項の承認を得られなかつた場合には、その処分又は命令は、それ以後効力を喪失する。この場合、その命令によつて改正又は廃止された法律は、その命令が承認を得られなかつたときから当然、その効力を回復する。
- ⑤ 大統領は、第三項と第四項の事由を選滞なく公布しなければならない。
- 第七七条 ① 大統領は、戦時、事変又はこれに準ずる國家非常事態に際し、兵力をもつて軍事上の必要に応じ、又は公共の安寧秩序を維持する必要がある場合には、法律の定めるところにより、戒厳を宣布することができる。
- ② 戒厳は、非常戒厳及び警備戒厳に分ける。
- ③ 非常戒厳が宣布された場合には、法律の定めるところにより、命令制度並びに言論、出版、集会、結社の自由及び政府又は法院の権限に関して、特別の措置を講ずることができる。
- ④ 戒厳を宣布した場合には、大統領は、選滞なくこれを国会に通告しなければならない。
- ⑤ 国会が、在籍議員の過半数の賛成により、戒厳の解除を要求した場合には、大統領は、これを解除しなければならない。
- 第七八条 大統領は、この憲法及び法律の定めるところにより、公務員を任免する。

119

- 第七九条 ① 大統領は、法律の定めるところにより、赦免、減刑又は復権を命ずることができる。
- ② 一般赦免を命ずる場合には、国会の同意を得なければならない。
- ③ 赦免、減刑及び復権に関する事項は、法律でこれを定める。
- 第八〇条 大統領は、法律の定めるところにより、勳章その他の栄典を授与する。
- 第八一条 大統領は、国会に出席して発言し、又は書簡を通じて意見を表示することができる。
- 第八二条 大統領の国法上の行為は、文書をもつてこれを行い、この文書には、國務總理及び関係國務委員が副署する。軍事に関する行為も同様である。
- 第八三条 大統領は、國務總理、國務委員、行政各部の長及びその他法律で定める公私の職を兼ねることはできない。
- 第八四条 大統領は、内乱又は外患の罪を犯した場合を除いては、在職中刑事上の訴追を受けない。
- 第八五条 前職の大統領の身分及び礼遇に関しては、法律でこれを定める。

第二節 行政府

第一款 國務總理及び國務委員

- 第八六条 ① 國務總理は、国会の同意を得て、大統領が任命する。
- ② 國務總理は、大統領を補佐し、行政に関して大統領の命を受けて行政各部を統轄する。
- ③ 軍人は、現役から退役した後でない限り、國務總理に任命され

- 八 栄典授与
- 九 赦免、減刑及び復権
 - 一〇 行政各部間の権限の画定
 - 一一 政府内の権限の委任又は配定に関する基本計画
 - 一二 国政処理状況の評価及び分析
 - 一三 行政各部の重要な政策樹立及び調整
 - 一四 政党解散の提議
 - 一五 政府に提出又は回付された政府の政策にかかわる請願の審査
 - 一六 検察総長、合同参議議長、各軍参謀総長、国立大学校長、大使、その他法律で定められた公務員及び国営企業体管理者の任命
 - 一七 前各号のほか、大統領、國務總理、又は國務委員が提出した事項
- 第九〇条 ① 国政の重要事項に関する大統領の諮問に応ずるため、國家元老で構成される國家元老諮問會議を設置することができる。
- ② 國家元老諮問會議の議長は、直前の大統領がこれを務める。ただし、直前の大統領がいなければ、大統領が指名する。
- ③ 國家元老諮問會議の組織、職務範囲その他の必要な事項は、法律でこれを定める。
- 第九一条 ① 國家安全保障にかかわる対外政策、軍事政策及び国内政策の樹立に関して、國務會議の審議に先立つて大統領の諮問に応ずるため、國家安全保障會議を設置する。
- ② 國家安全保障會議は、大統領がこれを主宰する。

- ることがない。
- 第八七条 ① 國務委員は、國務總理の提請により、大統領が任命する。
- ② 國務委員は、国政に関して大統領を補佐し、國務會議の構成員として国政を審議する。
- ③ 國務總理は、國務委員の解任を大統領に建議することができる。
- ④ 軍人は、現役から退役した後でない限り、國務委員に任命されることがない。

第二款 國務會議

- 第八八条 ① 國務會議は、政府の権限に属する重要な政策を審議する。
- ② 國務會議は、大統領、國務總理及び一五人以上三〇人以下の國務委員で構成する。
- ③ 大統領は、國務會議の議長になり、國務總理は、副議長になる。
- 第八九条 次の事項は、國務會議の審議を経なければならない。
 - 一 国政の基本計画及び政府の一般政策
 - 二 宣戦、講和その他重要な対外政策
 - 三 憲法改正案、国民投票案、条約案、法律案及び大統領令案
 - 四 予算案、決算、国有財産処分の基本計画、國家の負担となる契約その他財政に関する重要事項
 - 五 大統領の緊急命令、緊急財政經濟処分及び命令又は赦免及びその解除
 - 六 軍事に関する重要事項
 - 七 国会の臨時会集会の要求

- ③ 國家安全保障會議の組織、職務範囲その他の必要な事項は、法律でこれを定める。
 - 第九二条 ① 平和統一政策の樹立に関する大統領の諮問に応ずるため、民主平和統一諮問會議を設置することができる。
 - ② 民主平和統一諮問會議の組織、職務範囲その他の必要な事項は、法律でこれを定める。
 - 第九三条 ① 國民經濟の発展を図るための重要政策の樹立に関して大統領の諮問に応ずるため、國民經濟諮問會議を設置することができる。
 - ② 國民經濟諮問會議の組織、職務範囲その他の必要な事項は、法律でこれを定める。
- 第三款 行政各部
- 第九四条 行政各部の長は、國務委員の中から國務總理の提請により、大統領が任命する。
 - 第九五条 國務總理又は行政各部の長は、所管事務に関して、法律及び大統領令の委任又は職権に基づいて、總理令又は部令を発することができる。
 - 第九六条 行政各部の設置並びに組織及び職務範囲は、法律でこれを定める。
- 第四款 監査院
- 第九七条 國家の歳入及び歳出の決算、國家及び法律で定められた団体の会計検査並びに行政機関及び公務員の職務に関する監査を行うため、大統領所屬の下に監査院を設置する。
 - 第九八条 ① 監査院は、院長を含め五人以上一人以下の監査委員で構成する。

- ② 院長は、国会の同意を得て大統領が任命し、その任期は四年とし、一次に限り重任することができる。
 - ③ 監査委員は、院長の提請により大統領が任命し、その任期は四年とし、一次に限り重任することができる。
- 第九九条 監査院は、歳入及び歳出の決算を毎年検査して、大統領及び次年度国会に、その結果を報告しなければならない。
- 第一〇〇条 監査院の組織及び職務範囲、監査委員の資格、監査対象公務員の範囲その他の必要な事項は、法律でこれを定める。
- 第五章 法院
- 第一〇一条 ① 司法権は、法官で構成される法院に属する。
- ② 法院は、最高法院である大法院及び各級法院で組織される。
 - ③ 法官の資格は、法律でこれを定める。
- 第一〇二条 ① 大法院に、部を設置することができる。
- ② 大法院に、大法官を置く。ただし、法律の定めるところにより、大法官以外の法官を置くことができる。
 - ③ 大法院及び各級法院の組織は、法律でこれを定める。
- 第一〇三条 法官は、この憲法及び法律に基づき、その良心に従い、独立して審判する。
- 第一〇四条 ① 大法院長は、国会の同意を得て、大統領が任命する。
- ② 大法官は、大法院長の提請により、国会の同意を得て、大統領が任命する。
 - ③ 大法院長及び大法官以外の法官は、大法官會議の同意を得て、大法院長が任命する。
- 第一〇五条 ① 大法院長の任期は、六年とし、重任することはで

- きない。
- ② 大法官の任期は、六年とし、法律の定めるところにより、重任することができる。
 - ③ 大法院長及び大法官以外の法官の任期は、一〇年とし、法律の定めるところにより、重任することができる。
 - ④ 法官の定年は、法律でこれを定める。
- 第一〇六条 ① 法官は、弾劾又は禁錮以上の刑の宣告によらない限り、罷免されず、懲戒処分によらない限り、停職、減俸又は不利な処分を受けない。
- ② 法官が、重大な心身の障害により、職務を遂行することができない場合には、法律の定めるところにより、退職させることができる。
- 第一〇七条 ① 法律がこの憲法に違反するかしないかが裁判の前提になった場合には、法院は、憲法裁判所に提請して、その審判により裁判する。
- ② 命令、規則又は処分が、この憲法又は法律に違反するかしないかが裁判の前提になった場合には、大法院は、これを最終的に審査する権限を有する。
 - ③ 裁判の前審手続として、行政審判を行うことができる。行政審判の手続は、法律でこれを定めるとともに、司法手続が準用されなければならない。
- 第一〇八条 大法院は、法律に触れない範囲内で、訴訟に関する手続、法院の内部規律及び事務処理に関する規則を制定することができる。
- 第一〇九条 裁判の審理及び判決は、これを公開する。ただし、審

- 理が、國家の安全保障若しくは安寧秩序を妨げ、又は善良な風俗を害するおそれがある場合には、法院の決定により公開しないことができる。
- 第一一〇条 ① 軍事裁判を管轄するため、特別法院として軍事法院を設置することができる。
- ② 軍事法院の上告審は、大法院がこれを管轄する。
 - ③ 軍事法院の組織、権限及び裁判官の資格は、法律でこれを定める。
 - ④ 非常政敵下の軍事裁判は、軍人及び軍務員の犯罪、軍事に関する間諜罪並びに哨兵、哨所、有毒飲食物供給及び捕虜に関する罪のうち法律で定められたものに限る。軍事で行うことができる。ただし、死刑を宣告する場合は、この限りでない。
- 第六章 憲法裁判所
- 第一一一条 ① 憲法裁判所は、次の事項を管轄する。
- 一 法院の提請による法律の憲法違反有無の審判
 - 二 弾劾の審判
 - 三 政党の解散の審判
 - 四 國家機關相互間、國家機關と地方自治団体間又は地方自治団体相互間の権限争議に関する審判
 - 五 法律で定める憲法訴訟に関する審判
- ② 憲法裁判所は、法官の資格を有する九人の裁判官で構成し、裁判官は、大統領が任命する。
 - ③ 第二項の裁判官のうち、三人は国会で選出する者を、三人は大法院長が指名する者を任命する。
 - ④ 憲法裁判所の長は、国会の同意を得て、裁判官の中から大統領

管理又は政務事務に関する規則を制定することができ、法律に抵触しない範囲内で、内部規律に関する規則を制定することができる。

- ⑦ 各級選挙管理委員会の組織、職務範囲その他の必要な事項は、法律でこれを定める。

第一一五条 ① 各級選挙管理委員会は、選挙人名簿の作成等選挙事務及び国民投票事務に関して、関係行政機関に、必要な指示を行うことができる。

- ② 第一項の指示を受けた当該行政機関は、これに従わなければならない。

第一一六条 ① 選挙運動は、各級選挙管理委員会の管理の下に、法律の定める範囲内で行うとともに、均等な機会が保障されなければならない。

- ② 選挙に要する経費は、法律で定める場合を除いては、政党又は候補者に負担させることはできない。

第八章 地方自治

第一一七条 ① 地方自治団体は、住民の福利に関する事務を処理し、財産を管理し、法令の範囲内で自治に関する規定を制定することができる。

- ② 地方自治団体の種類は、法律でこれを定める。

第一一八条 ① 地方自治団体に、議会を設置する。

- ② 地方議会の組織、権限及び議員選挙並びに地方自治団体の長の選任方法、その他地方自治団体の組織及び運営に関する事項は、法律でこれを定める。

第九章 経済

務を負う。

- ③ 国家は、中小企業を保護し、育成しなければならない。
- ④ 国家は、農水産物の需給均衡及び流通構造の改善に努め、価格安定を図ることにより、農民及び漁民の利益を保護する。
- ⑤ 国家は、農民及び漁民並びに中小企業の自助組織を育成しなければならないが、その自律的活動及び発展を保障する。

第一二四条 国家は、健全な消費行為を啓蒙し、生産品の品質向上を促求するための消費者保護運動を、法律の定めるところにより保障する。

第一二五条 国家は、対外貿易を育成し、これを規制し、調整することができる。

第一二六条 国防上又は国民経済上、緊切な必要により法律で定める場合を除いては、私営企業を国有又は公有に移転し、又はその経営を統制若しくは管理することはできない。

第一二七条 ① 国家は、科学技術の革新並びに情報及び人力の開発により、国民経済の発展に努めなければならない。

- ② 国家は、国家標準制度を確立する。
- ③ 大統領は、第一項の目的を達成するため、必要な諮問機構を設置することができる。

第十章 憲法改正

第一二八条 ① 憲法改正は、国会在籍議員の過半数又は大統領の発議で提案される。

- ② 大統領の任期延長又は重任変更のための憲法改正は、その憲法改正提案当時の大統領に対しては効力を有しない。

第一二九条 提案された憲法改正案は、大統領が二〇日以上期間

第一一九条 ① 大韓民国の経済秩序は、個人及び企業の経済上の自由及び創意を尊重することを基本とする。

- ② 国家は、均衡ある国民経済の成長及び安定並びに適正な所得の分配を維持し、市場の支配及び経済力の乱用を防止するとともに、経済主体間の調和による経済の民主化のため、経済に関する規制及び調整を行うことができる。

第一二〇条 ① 鉱物その他の重要な地下資源、水産資源及び水力並びに経済上利用し得る自然力は、法律の定めるところにより、一定の期間、その採取、開発又は利用を特許することができる。

- ② 国土及び資源は、国家の保護を受け、国家は、その均衡ある開発と利用のため必要な計画を樹立する。

第一二一条 ① 国家は、農地に関して、耕作者田の原則が達成され得るよう努力しなければならないが農地の小作制度は、禁止される。

- ② 農業生産性の提高及び農地の合理的な利用のため、又は不可避の事情により、農地の質貸借及び委託経営は、法律の定めるところにより、これを認める。

第一二二条 国家は、国民すべての生産及び生活の基礎となる国土の効率的かつ均衡ある利用、開発及び保全のため、法律の定めるところにより、これに関する必要な制限及び義務を課することができる。

第一二三条 ① 国家は、農業及び漁業を保護し、育成するため、農漁村総合開発及びその支援等必要な計画を樹立し、施行しなければならない。

- ② 国家は、地域間の均衡ある発展のため、地域経済を育成する義

これを公告しなければならない。

第一三〇条 ① 国会は、憲法改正案が公告された日から六〇日以内に議決しなければならない。国会の議決は、在籍議員の三分の二以上の賛成を得なければならない。

- ② 憲法改正案は、国会が議決した後、三〇日以内に国民投票に付し、国会議員選挙権者の過半数が投票し、投票者の過半数の賛成を得なければならない。

- ③ 憲法改正が、第二項の賛成を得た場合に、憲法改正は確定する。大統領は、直ちにこれを公布しなければならない。

附則

第一条 この憲法は、一九八八年二月二五日から施行する。ただし、この憲法を施行するために必要な法律の制定又は改正並びにこの憲法による大統領及び国会議員の選挙その他この憲法施行にかかわる準備は、この憲法施行前に行うことができる。

第二条 ① この憲法による最初の大統領選挙は、この憲法の施行の日の四〇日前までに実施する。

- ② この憲法による最初の大統領の任期は、この憲法の施行の日から始まる。

第三条 ① この憲法による最初の国会議員選挙は、この憲法の公布の日から六月以内に実施し、この憲法により選出された最初の国会議員の任期は、国会議員選挙後、この憲法による国会の最初の集会の日から始まる。

- ② この憲法公布当時の国会議員の任期は、第一項による国会の最初の集会の日の前日までとする。

第四条 ① この憲法施行当時の公務員及び政府が任命した企業体

の役員(役員)は、この憲法により任命されたものとみなす。ただし、この憲法により選任方法や任命権者が変更された公務員並びに大法院長及び監査院長は、この憲法により後任者が選任されるまでその職務を遂行する。この場合、前任者である公務員の任期は、後任者が選任される前日までとする。

② この憲法施行当時の大法院長及び大法院判事以外の法官は、第一項ただし書の規定にかかわらず、この憲法により任命されたものとみなす。

③ この憲法のうち、公務員の任期又は重任制限に関する規定は、この憲法によりその公務員が最初に選出又は任命されたときから適用する。

第五條 この憲法施行当時の法令及び条約は、この憲法に違背しない限り、その効力を持続する。

第六條 この憲法施行当時に、この憲法により新しく設置される機関の権限に属する職務を遂行している機関は、この憲法により新しい機関が設置されるまで存続し、その職務を遂行する。

●(旧)大韓民国憲法

(一九八〇・一〇・二七)
全文改正公布

施行 一九八〇・一〇・二七

前文

- 第一章 総綱……………一条〜八条
- 第二章 国民の権利及び義務……………九条〜三七条
- 第三章 政府
 - 第一節 大統領……………三八条〜六一条
 - 第二節 行政府
 - 第一款 國務総理及び國務委員……………六二条〜六三条
 - 第二款 國務會議……………六四条〜六八条
 - 第三款 行政各部……………六九条〜七一条
 - 第四款 監査院……………七二条〜七五条
- 第四章 国会……………七六条〜一〇一条
- 第五章 法院……………一〇二条〜一一一条
- 第六章 憲法委員会……………一二条〜一四条
- 第七章 選挙管理……………一五条〜一七条
- 第八章 地方自治……………一八条〜一九条
- 第九章 経済……………二〇条〜二八条
- 第一〇章 憲法改正……………二九条〜三二条
- 附則……………一条〜一〇条

前文

悠久な民族史 輝く文化、そして平和愛護の伝統を誇るわが大韓

国民は、三・一運動の崇高な独立精神を継承し、祖国の平和的統一と民族中興の歴史的使命に立脚した第五民主共和国の出発に際して、正義、人道と同胞愛によつて民族の団結を強固にし、すべての社会的弊習と不義を打破し、自由民主的基本秩序をいつそう強固にし、政治、経済、社会、文化のすべての領域において各人の機会を均等にし、能力を最高度に発揮させ、自由と権利にともなう責任と義務を全うさせ、内には国民生活の均等な向上を期し、外には恒久的な世界平和と人類共栄に寄与することによつて、われわれとわれわれの子孫の安全と自由と幸福を永遠に確保する新しい歴史を創造することを誓いながら、一九四八年七月二二日に制定され、一九六〇年六月一五日、一九六二年二月二六日と一九七二年二月二七日に改正された憲法を、ここに国民投票によつて改正する。

一九八〇年一月二五日

第一章 総綱

- 第一條(国号、政体、国体、国民主権) ① 大韓民国は、民主共和国である。
- ② 大韓民国の主権は、国民にあり、すべての権力は、国民から由来する。
- 第二條(国民の要件、在外国民保護) ① 大韓民国の国民の要件は、法律で定める。
- ② 在外国民は、国家の保護を受ける。
- 第三條(領土) 大韓民国の領土は、韓半島及び附属島嶼とする。
- 第四條(侵略戦争の否認、国軍の使命) ① 大韓民国は、国際平和の維持に努力し、侵略的戦争を否認する。
- ② 国軍は、国家の安全保障及び国土防衛の神聖な義務を遂行する

資料

外国民事訴訟法研究 (25)

外国民事訴訟法研究会
(代表者 加藤 哲夫)

大韓民国法院組織法邦語試訳

金炳学

大韓民国法院組織法邦語試訳

第1編 総則 (第1条~第10条)	第6編 裁判
第2編 大法院 (第11条~第25条の2)	第1章 法廷 (第56条~第64条)
第3編 各級法院	第2章 合議 (第65条~第66条)
第1章 高等法院 (第26条~第28条)	第7編 大法院の機関
第2章 特許法院 (第28の2~第28の4)	第1章 法院行政處 (第67条~第71条)
第3章 地方法院 (第29条~第36条)	第2章 司法研修院 (第72条~第76条)
第4章 家庭法院 (第37~第40条)	第3章 法院公務員教育院 (第77条~第80条)
第5章 行政法院 (第40条の2~第40条の4)	第4章 法院図書館 (第81条)
第4編 法官 (第41条~第52条)	第8編 量刑委員会 (第81条の2~第81条の12)
第5編 法院職員等 (第53条~第55条の2)	第9編 法院の経費 (82条)
制定 1949年9月26日 法律第51号	
全面改正 1987年12月4日 法律第3992号	
最終改正 2010年1月25日 法律第9940号	
施行 2010年1月25日	

第1編 総則

第1条 (目的)
この法律は、憲法に基づき、司法権を行使する法院の組織を定めることを目的とする。

第2条 (法院の権限)
①法院は、憲法に特別の規定のある場合を除いて、一切の法律上の争訟を審判し、この法律及び他の法律により法院に属する権限を有する。

②第1項の規定は、行政機関による前審としての審判を妨げない。

③法院は、登記、家族関係登録、供託、執行官及び法務士に関する事務を、管掌又は監督する。

〔本項改正 1994. 7. 27, 1995. 12. 6, 2007. 5. 17〕

第3条 (法院の種類)
①法院は、次の六種とする。

1. 大法院。
2. 高等法院。
3. 特許法院。
4. 地方法院。
5. 家庭法院。
6. 行政法院。

②地方法院及び家庭法院の事務の一部を処理させるために、その管轄区域内に支院及び家庭支院、市法院又は郡法院(以下、「市、郡法院」という。)及び登記所を置くことができる。ただし、地方法院及び家庭法院の支院は、二つの支院を合わせてひとつの支院とすることができる。

〔本文改正 2001. 1. 29〕
③高等法院、特許法院、地方法院、家庭法院、行政法院、地方法院並びに家庭法院の支院、家庭支院、市、郡法院の設置及び廃止並びに管轄区域は、他の法律で定め、登記所の設置、廃止及び管轄区域は、大法院規則が定める。

〔本項改正 2001. 1. 29〕
〔全文改正 1994. 7. 27〕
第4条 (法官)
①大法院に、大法官を置く。
②大法官の数は、大法院長を含め、一四人とする。

〔本項改正 2010. 1. 25, 2005. 12. 14, 2007. 12. 27〕
第5条 (判官)
①大法院長及び大法官でない法官を、判事とする。

②高等法院、特許法院、地方法院、家庭法院及び行政法院に、判事を配置する。

〔本項改正 1994. 7. 27〕
③判事の数は、別に法律で定める。ただし、第2項の各級法院に配置する判事の数は、大法院規則が定める。

〔本項改正 1994. 7. 27〕
第6条 (職務代理)
①大法院長は、判事をして、他の高等法院、特許法院、地方法院、家庭法院又は行政法院の判事の職務を代理させることができる。

②高等法院長又は地方法院長は、その管轄区域内に限り第1項の規定による職務代理をさせることができる。ただし、代理期間が六月を超えない限り、大法院長の許可を受けなければならない。

〔全文改正 1994. 7. 27〕
第7条 (審判権の行使)
①大法院の審判権は、大法官全員の三分の二以上の合議体においてこれを行い、大法院長が裁判長となる。ただし、大法官三人以上で構成される部から先に事件を審理し、意見が一致したときに限る。次の場合を除いて、その部において裁判をすることができる。

1. 命令又は規則が憲法に違反すると認められる場合。
2. 命令又は規則が法律に違反すると認められる場合。
3. 従前の大法院において判示した憲法、法律、命令又は規則の解釈適用に関する意見を変更する必要があることが認められる場合。

4. 削除 (1988. 8. 5)
5. 部において裁判をすることが適当でないとき認められる場合。

②大法院長は、必要があると認める場合には、特定の部をして、行政、租税、労働、軍事、特許等の事件を専門的に担当し、審判をさせることができる。

③高等法院、特許法院及び行政法院の審判権は、判事三人で構成された合議部がこれを行う。ただし、行政法院において、単独判事が審判することを行政法院

憲法裁判所
 2010年大韓民国法院組織法(比較法45巻1号大韓民国憲法)

合議部が決定した事件の審判権は、単独判事がこれを行使する。
[ただし書新設 1994. 7. 27, 1999. 12. 31]

④ 地方法院及び家庭法院並びにその支院、家庭支院及び市、郡法院の審判権は、単独判事がこれを行使する。
[本項改正 1994. 7. 27, 2001. 1. 29]

⑤ 地方法院及び家庭法院並びにその支院及び家庭支院において合議審判をしなればならない場合には、判事三人で構成された合議部においてこれを行う。
[本項改正 2001. 1. 29]

第 8 条 (上級審裁判の覆求力)
上級法院の裁判における判断は、当該事件に関して、下級審を拘束する。
第 9 条 (司法行政事務)

① 大法院長は、司法行政事務を総括し、司法行政事務に関して関係公務員を指揮及び監督する。
[本項改正 1994. 7. 27]

② 大法院長は、司法行政事務の指揮及び監督権の一部を、法律又は大法院規則が定めるところにより若しくは大法院長の命令により、法院行政長又は各級法院の長、司法研修院長、法院公務員教育院長又は法院図書館長に委任することができる。
③ 大法院長は、法院の組織、人事、運営、裁判手続、登記及び家族関係登録その他法院業務に関連する法律の制定若しくは改正が必要であると認める場合には、国会に書面での意見を提出することができる。

[本項新設 1994. 7. 27, 2007. 5. 17]

第 9 条の 2 (判事會議)
① 高等法院、特許法院、地方法院、家庭法院及び行政法院並びに大法院規則が定める支院に、司法行政に関する諮問機

関として判事會議を置く。
② 判事會議は、判事で構成し、その組織及び運営に関して必要な事項は、大法院規則が定める。
[本条新設 1994. 7. 27]

第 10 条 (各級法院等の事務局)
① 高等法院、特許法院、地方法院、家庭法院及び行政法院並びに大法院規則が定める支院に事務局を置き、大法院規則が定める高等法院及び地方法院に事務局以外の局を置くことができる。
[本項改正 1994. 7. 27]

② 第 1 項の事務局及び局、事務局を置かない支院及び家庭支院に、課を置き、その設置及び分掌事務は、大法院規則が定める。
[本項改正 1994. 7. 27, 2001. 1. 29]

③ 高等法院、特許法院の事務局長及び第 1 項後段に規定された地方法院の事務局長は、法院理事官又は法院副理事官とし、高等法院局長、地方法院事務局長及び局長、家庭法院事務局長及び行政法院事務局長並びに大法院規則が定める支院の事務局長は、法院副理事官又は法院書記官とし、課長は法院副理事官、法院書記官、法院事務官又は登記事務官から補する。
[本項改正 1994. 7. 27, 1996. 12. 12, 2001. 1. 29]

④ 事務局長、局長及び課長は上司の命を受けて、局又は課の事務を管掌し、所属職員を指揮及び監督する。
[本項改正 1994. 7. 27]

第 2 編 大法院

第 11 条 (最高法院)
大法院は、最高法院である。

第 12 条 (所在地)
大法院は、ソウル特別市に置く。

第 13 条 (大法院長)

① 大法院に、大法院長を置く。
② 大法院長は、大法院の一般事務を管掌し、大法院の職員、各級法院及びその所属機関の司法行政事務に関して、職員を指揮及び監督する。
③ 大法院長が、空席又は事故により職務を遂行することができなときは、先任大法院長がその権限を代行する。

第 14 条 (審判権)

大法院は、次の事件について終審として審判をする。
[本号改正 1994. 7. 27]

- 1. 高等法院又は抗訴法院並びに特許法院の判決に対する上告事件。
- 2. 抗告法院、高等法院、抗訴法院又は特許法院の決定、命令に対する再抗告事件。
- 3. 他の法律により、大法院の権限に属する事件。

第 15 条 (大法官の意思表示)

大法院の裁判書には、合議に関与したすべての大法官の意見を記さなければならぬ。
第 16 条 (大法官會議の構成及び議決方法)

- ① 大法官會議は、大法官で構成し、大法院長がその議長となる。
- ② 大法官會議は、大法官全員の三分の二以上が出席し、出席人員の過半数の賛成に基づいて議決する。

③ 議長は、議決において評決権を有し、可否同数であるときは、決定権を有する。

第 17 条 (大法官會議の議決事項)

- 次の各号の事項は、大法官會議の議決を経る。
[本号改正 2005. 3. 24]
- 1. 判事の任命及び再任に対する同意。
- 2. 大法院規則の制定及び改正等に関する事項。
- 3. 判例の収集、刊行に関する事項。
- 4. 予算要求、予備金支出及び決算に関する事項。
- 5. 他の法令により大法官會議の権限に属する事項。
- 6. 特に重要であると認められる事項として大法院長が附議した事項。

第 18 条 (委任事項)

大法官會議の運営に関して必要な事項は、大法院規則が定める。

第 19 条 (法院行政處)

- ① 司法行政事務を管掌するために、大法院に、法院行政處を置く。
- ② 法院行政處は、法院の人事、予算、会計、施設、統計、訟務、登記、家族関係登録、供託、執行官、法務士、法令調査及び司法制度研究に関する事務を管掌する。

[本項改正 1996. 12. 12, 2007. 5. 17]

第 20 条 (司法研修院)

判事の研修及び司法研修生の修習に関する事務を管掌するために、大法院に、司法研修院を置く。
[本条改正 1994. 7. 27, 2007. 5. 1]

第 21 条 (法院公務員教育院)

憲法第 106 条第 1 項第 1 号(大法院長)の職務は、大法院規則(比較法 45 卷 1 号)に委任する。

法院職員、執行官等の研修及び養成に
関する事務を管掌するため、大法院に法
院公務員教育院を置く。
〔本条改正 1994. 7. 27, 1995. 12. 6〕

第22条 (法院図書館)
裁判事務の支援及び法律文化の醸成の
ための判例、法令、文献及び資料等情報
を調査、収集、編纂し、これを管理、提
供するために、大法院に法院図書館を置
く。
〔全文改正 1996. 12. 12〕

第23条 (大法院長秘書室等)
①大法院に、大法院長秘書室を置く。
②大法院長秘書室に室長を配置し、室
長は判事から又は政務職から補され、大
法院長の命を受けて、秘書室の事務を管
掌し、所属公務員を指揮及び監督する。
〔本項改正 1994. 7. 27〕
③大法院長秘書室の組織及び運営に関
して必要な事項は、大法院規則が定め
る。

④大法院に、大法官秘書官を置く。
⑤大法官秘書官は、法院書記官又は四
級相当の特別職公務員から補する。
〔本項改正 1994. 7. 27, 2005. 12. 14〕

第24条 (裁判研究官)
①大法院に、裁判研究官を置く。
②裁判研究官は、大法院長の命を受け
て、大法院における事件の審理及び裁判
に関する調査及び研究業務を担当する。
③裁判研究官は、判事から補し、又は
三年の期間以内の範囲を定めて、判事で
はない者を任命することができる。
〔本項改正 2005. 12. 14〕

④判事ではない裁判研究官は、二級又
は三級相当の特別職公務員若しくは契約
職公務員とし、その職制及び資格等に關
しては大法院規則が定める。
〔本項改正 2005. 12. 14〕

⑥大法院長は、他の国家機関、公共団
体、教育機関及び研究機関その他必要な
機関に対して、所属公務員及び職員を裁
判研究官として勤務させるために派遣動
務を要請することができる。
〔本項新設 2005. 12. 14〕

⑦第5項の規定により派遣された裁判
研究官に対して、大法院規則が定める手
当を支給することができる。
〔本項新設 2005. 12. 14〕

〔全文改正 1994. 7. 27〕
第25条 (司法政策諮問委員会)
①大法院長は、必要があると認める場
合には、大法院長の諮問機関として司法
政策諮問委員会を置くことができる。
②司法政策諮問委員会は、司法政策に
関して学識及び徳望が高い者の中から、
大法院長が委嘱する七人以内の委員で構
成し、その組織及び運営に關し必要な事
項は、大法院規則が定める。
第25条の2 (法官人事委員会)

①法官の人事に關する基本計画の策定
及び人事の運営のための大法院長の諮問
機関として法官人事委員会を置く。
②法官人事委員会は、大法院長が指名
又は委嘱する委員で構成し、その組織及
び運営に關する必要な事項は大法院規則
が定める。
〔本項改正 2005. 3. 24〕
〔本条新設 1994. 7. 27〕

第3編 各級法院

第1章 高等法院

第26条 (高等法院長)

- ①高等法院に、高等法院長を置く。
- ②高等法院長は、判事から補する。
- ③高等法院長は、その法院の司法行政
事務を管掌し、所属公務員を指揮及び監
督する。
- ④高等法院長が、空席又は事故により
職務を遂行できなるときは、首席部長判
事、先任部長判事の順序によりその権限
を代行する。
- ⑤高等法院に、高等法院長秘書官を置
く。
- ⑥高等法院長秘書官は、法院事務官又
は五級相当の特別職公務員から補する。
〔本項改正 1994. 7. 27〕

第27条 (部)

- ①高等法院に、部を置く。
〔本項改正 1994. 7. 27〕
- ②部に、部長判事を置く。
- ③部長判事は、その部の裁判において
裁判長となり、高等法院長の指揮により
その部の事務を監督する。
- ④裁判業務遂行上の必要がある場合に
は、大法院規則に定めるところにより、
高等法院の部に、その管轄区域内の地方

法院の所在地において事務を処理させる
ことができる。
〔本項改正 2010. 1. 25〕

⑤大法院長は、第4項により地方法院
の所在地において、事務を処理する高等
法院の部が、二箇以上の場合には、その
部と関連する司法行政事務を管掌する法
官を指定することができる。
〔本項新設 2010. 1. 25〕

第28条 (審判権)
高等法院は、次の事件について審判を
する。
〔本号改正 1990. 12. 31, 1994. 7. 27,
2001. 1. 29〕

- 1. 地方法院合議部、家庭法院合議部又
は行政法院の第一審判決、審判、決定又
は命令に対する控訴又は抗告事件。
- 2. 地方法院の単独判事、家庭法院の単
独判事の第一審判決、審判、決定又は命
令に対する控訴若しくは抗告事件として
の刑事事件を除外した事件のうち大法院
規則が定める事件。
- 3. 他の法律により高等法院の権限に属
する事件。

第2章 特許法院〔本条新設 1994年4月27日〕

第28条の2 (特許法院長)

- ①特許法院に、特許法院長を置く。
- ②特許法院長は、判事から補する。
- ③特許法院長は、その法院の司法行政
事務を管掌し、所属公務員を指揮及び監
督する。
- ④第26条第4項乃至第6項の規定は、
特許法院にこれを準用する。
〔本条新設 1994. 7. 27〕

第28条の3 (部)

①特許法院に、部を置く。
 ②第27条第2項及び第3項の規定は、特許法院にこれを準用する。
 [本条新設 1994. 7. 27]
 第28条の4 (審判権)
 特許法院は、次の事件について審判をする。
 [本号改正 1998. 9. 23, 2004. 12. 31,

2006. 3. 3]
 1. 特許法律第186条第1項、実用新案法第33条、デザイン保護法律第75条及び商標法律第86条第2項が定める第一審事件。
 2. 他の法律により特許法院の権限に属する事件。
 [本条新設 1994. 7. 27]

第3章 地方法院

第29条 (地方法院長)

①地方法院に、地方法院長を置く。
 ②地方法院長は、判事から補する。
 ③地方法院長は、その法院並びに所属支院、市、郡法院及び登記所の司法行政事務を管掌し、所属公務員を指揮及び監督する。
 [本項改正 1994. 7. 27]
 ④第26条第4項乃至第6項の規定は、地方法院にこれを準用する。
 [本項改正 1994. 7. 27]

内に位置する登記所の事務を管掌し、所属公務員を指揮及び監督する。
 [本項新設 1994. 7. 27]
 ⑤地方法院の支院及び家庭支院に、部を置くことができる。
 [本項改正 2001. 1. 29]

第30条 (部)

①地方法院に、部を置く。
 [本項改正 1994. 7. 27]
 ②第27条第2項及び第3項の規定は、地方法院にこれを準用する。
 第31条 (支院)

⑥第27条第2項及び第3項の規定は第5項の規定は、部を置く
 [本項改正 1994. 7. 27, 2001. 1. 29]

第31条の2 (家庭支院の管轄)
 家庭支院は、家庭法院が設置されていない地域において、家庭法院の権限に属する事項を管轄する。ただし、家庭法院の単独判事の判決、審判、決定、命令に対する控訴又は抗告事件に関する審判に該当する事項を除く。
 [本条新設 2001. 1. 29]

第32条 (合議部の審判権)
 ①地方法院及びその支院の合議部は、次の事件について第一審として審判する。

- 1. 合議部において審判する旨、合議部が決定した事件。
- 2. 民事事件に関しては大法院規則が定める事件。
- 3. 死刑、無期又は短期一年以上の懲役

①地方法院の支院及び家庭支院に、支院長を置く。
 [本項改正 2001. 1. 29]
 ②支院長は、判事から補する。
 ③支院長は、所属地方法院長の指揮を受けて、その支院及び管轄区域内に位置する市、郡法院の司法行政事務を管掌し、所属公務員を指揮及び監督する。
 [本項改正 1994. 7. 27]
 ④事務局を置いた支院の支院長は、所属地方法院長の指揮を受けて、管轄区域

又は禁錮に該当する事件。ただし、下記に記す事件を除く。

- 1. 削除 (1999. 12. 31)。
- 2. 刑法第331条、第332条 (第331条の常習犯に限る。) 及びその未遂罪に該当する事件。
- 3. 暴力行為等処罰に関する法律第2条第1項、第3項、第3条第1項、第2項、第6条 (第2条第1項、第3項、第3条第1項、第2項の未遂罪に限る。) 及び第9条に該当する事件。
- 4. 兵役法違反事件。
- 5. 特定犯罪加重処罰等に関する法律第5条の3第1項、第5条の4第1項、第4項及び第5項 (第1項、第4項に該当する罪に限る。) に該当する事件。
- 6. 保険犯罪拘束に関する特別措置法律第5条に該当する事件。
- 7. 不正小切手拘束法律第5条に該当する事件。
- 8. 第3号の事件と同時に審判すべき共同事件。
- 9. 地方法院判事に対する除斥、忌避事件。
- 10. 他の法律により地方法院合議部の権限に属する事件。

②地方法院本院本院合議部及び次の各号の地方法院支院合議部は、地方法院単独判事の判決、決定、命令に対する控訴又は抗告事件のうち第28条第2号に該当しない事件をについて第二審として審判する。
 [本項改正 2001. 1. 29]

- 1. 削除 (2005. 3. 24)。
 - 2. 春川地方法院江陵支院。
- 第33条 (市、郡法院)
 ①大法院長は、地方法院又はその支院所属判事のうち、その管轄区域内に位置する市、郡法院の判事を指名して、市、

郡法院の管轄事件について審判させることができる。この場合において、一人の判事を二以上の市、郡法院の判事として指名することができる。

②市、郡法院の判事は、所属地方法院長又は支院長の指揮を受けて、市、郡法院の司法行政事務を管掌し、その所属職員を指揮及び監督する。ただし、家事事件に関しては、その地域を管轄する家庭法院長又はその支院長の指揮を受ける。
 [全文改正 1994. 7. 27]

第34条 (市、郡法院の管轄)

①市、郡法院は、次の事件について管轄する。

- 1. 少額事件審判法の適用を受ける民事事件。
- 2. 和解、督促及び調停に関する事件。
- 3. 二〇万ウォン以下の罰金、拘留又は過料に処する犯罪事件。
- 4. 家族関係の登録等に関する法律第75条による協議離婚の確認。
- 5. 第1項第2号及び第3号の事件が、不限申立てとして第一審法院に係属することになった場合には、その地域を管轄する地方法院又はその支院が管轄する。ただし、少額事件審判法の適用を受ける事件については、市、郡法院で管轄する。

[本項改正 1994. 7. 27]

③第1項第3号に該当する犯罪事件については、これを即決審判する。

第35条 (即決審判に対する正式裁判の請求)

第34条の即決審判に対して、被告人は告知を受けた日から七日以内に正式裁判を請求することができる。

第36条 (登記所)

①登記所に、所長を置く。

②所長は、法院書記官、法院事務官又は登記事務官から補する。
〔本項改正 2001. 1. 29〕
③所長は、所属地方法院院長又は事務局

第 4 章 家庭法院

第37条 (家庭法院長)

①家庭法院に、家庭法院長を置く。
②家庭法院長は、判事から補する。
③家庭法院長は、その法院及び所属支院の司法行政事務を管掌し、所属公務員を指揮及び監督する。ただし、第3条第2項ただし書の規定により、ひとつの支院を置く場合には、家庭法院長は、その支院の家事事件、少年保護及び家族関係登録に関する事務を指揮及び監督する。
〔本項改正 1994. 7. 27, 2007. 5. 17〕
④第26条第4項乃至第6項の規定は、家庭法院にこれを準用する。
〔本項改正 1994. 7. 27〕

第38条 (部)

①家庭法院に、部を置く。
②第27条第2項及び第3項の規定は、家庭法院にこれを準用する。
第39条 (支院)
①家庭法院支院に、支院長を置く。
②支院長は、所属家庭法院長の指揮を受けて、支院の司法行政事務を管掌し、所属公務員を指揮及び監督する。
〔本項改正 1994. 7. 27〕
③第31条第2項、第5項及び第27条第

第 5 章 行政法院

第40条の2 (行政法院長)

①行政法院に、行政法院長を置く。
②行政法院長は、判事から補する。
③行政法院長は、その法院の司法行政

を置いた支院の支院長の指揮を受けて、登記所の事務を管掌し、その所属職員を指揮及び監督する。
〔本項改正 1994. 7. 27〕

2項、第3項の規定は、家庭法院の支院にこれを準用する。
〔本項改正 1994. 7. 27〕

第40条 (合議部の審判権)

①家庭法院及び家庭法院支院の合議部は、次の事件について第一審として審判する。
〔本号改正 1990. 12. 31〕
1. 家事訴訟法で定められた家事訴訟及び吐類家事非訟事件のうち大法院規則が定める事件。
2. 家庭法院判事に対する除斥、忌避事件。
3. 他の法律により家庭法院合議部の権限に属する事件。
②家庭法院本院合議部及び次の各号の家庭法院支院合議部は、家庭法院単独判事の判決、審判、決定、命令に対する控訴又は抗告事件中第28条第2号に該当しない事件について第二審として審判する。
〔本項改正 2001. 1. 29〕
1. 削除 (2005. 3. 24)。
2. 春川家庭法院江陵支院。

行政法院

事務を管掌し、所属公務員を指揮及び監督する。
④第26条第4項乃至第6項の規定は、行政法院にこれを準用する。

第40条の4 (審判権)

行政法院は、行政訴訟法において定められた行政事件及び他の法律により行政法院の権限に属する事件を第一審として審判する。
〔本条新設 1994. 7. 27〕

〔本条新設 1994. 7. 27〕

第40条の3 (部)

①行政法院に、部を置く。
②第27条第2項及び第3項の規定は、行政法院にこれを準用する。
〔本条新設 1994. 7. 27〕

第 4 編 法 官

第41条 (法官の任命)

①大法院長は、国会の同意を受けて、大統領が任命する。
②大法官は、大法院長の提議に基づき国会の同意を受けて、大統領が任命する。
③判事は、大法官会議の同意を受けて、大法院長が任命する。
第42条 (任用資格)
①大法院長及び大法官は、一五年以上、次の各号の職に在った四〇歳以上の者から任用される。

1. 判事、検事又は弁護士。
2. 弁護士の資格を有する者として国家机关、地方自治体、国、公営企業若しくは政府投資機関その他法人において法律に関する事務に従事した者。
3. 弁護士の資格を有する者として公認された大学の法律学の准教授以上の職に在った者。
②判事は、次の各号のうちいずれかに該当する者から任用する。
1. 司法試験に合格し、かつ、司法研修院の所定の課程を終えた者。
2. 弁護士の資格を有する者。
③第1項各号に規定した二以上の職に在職した者に対しては、その年数を通算する。

第42条の2 削除 (2007. 5. 1)

第42条の3 (職務権限の制限)

①第42条第1項各号の在職期間を通算して五年に満たない判事は、弁論を開き判決をする事件に関しては、単独で裁判をすることができない。
②第1項の判事は、合議部の裁判長となることができない。
③削除 (2007. 5. 1)
〔本条新設 1994. 7. 27〕

第42条の4 削除 (1999. 12. 31)

第43条 (欠格事由)

次の各号のうちいずれかにか該当する者は、法官として任用することができない。
1. 他の法令により公務員として任用することができない者。
2. 禁錮以上の刑を宣告された者。
3. 弾劾により罷免された後、五年が経過していない者。

第44条 (補職)

①判事の補職は、大法院長が行う。
〔本項改正 2007. 5. 1〕
②司法研修院長、高等法院長、特許法院長、法院行政次長、地方法院長、家庭法院長、行政法院長及び高等法院並びに特許法院の部長判事は、一〇年以上第42条第1項各号の職に在った者から補す

憲法第33条(2) 裁判官の任命は、法律に基き、国会の同意を得なければならない。 第41条(1) 大法院長は、国会の同意を得て、大統領が任命する。 第42条(1) 大法院長は、国会の同意を得て、大統領が任命する。 第43条(1) 判事は、大法官会議の同意を得て、大法院長が任命する。 第44条(1) 判事の補職は、大法院長が行う。

る。

③削除 (2007. 5. 1)

(全文改正 1994. 7. 27)

第44条の2 (勤務成績の評定)

①大法院長は、判事に対する勤務成績を評定し、その結果を人事管理に反映させることができる。

(本項改正 2007. 5. 1)

②第1項の勤務成績評定に関する事項は、大法院規則が定める。

(本条新設 1994. 7. 27)

第45条 (任期、再任及び定年)

①大法院長の任期は六年とし、重任することができる。

②大法官の任期は六年とし、再任することができる。

③判事の任期は一〇年とし、再任することができる。

④大法院長の定年は七〇歳、大法官の定年は六五歳、判事の定年は六三歳とする。

(本項改正 1994. 7. 27)

第45条の2 (判事の再任)

①任期が満了した判事は、大法官会議の同意を受けて、大法院長の再任の発令により再任する。

②大法院長は、次の各号のうちいずれかに該当すると認められる判事に対しては、再任の発令をしない。

1. 身体又は精神上の障害によって判事として正常な職務を遂行することではない場合。

2. 勤務成績が著しく良くなく、判事として正常な職務を遂行することではない場合。

3. 判事としての品位を維持することが著しく困難な場合。

③判事の再任手続に関して必要な事項は、大法院規則が定める。

(本条新設 2005. 3. 24)

第46条 (法官の身分保障)

①法官は、弾劾決定又は禁錮以上の刑の宣告によらずに、罷免されることはなく、懲戒処分によらずに、停職、減俸又は不利な処分を受けることはない。

(本項改正 1999. 1. 21)

②法官の報酬は、職務及び品位に相応するようになり、別に法律で定める。

(本項改正 1994. 7. 27)

第47条 (心身上の障害による退職)

法官が、重大な心身上の障害により職務を遂行することができなるときは、大法官の場合には大法院長の提議により大統領が、判事の場合には大法院長が退職を命じることができる。

第48条 (懲戒)

①大法院に、法官懲戒委員会を置く。

②法官懲戒に関する事項は、別に法律で定める。

(本項改正 1994. 7. 27)

第49条 (禁止事項)

法官は、在職中、次の行為をすることはできない。

1. 国会又は地方議会の議員になること。

2. 行政部署の公務員となること。

3. 政治運動に関与すること。

4. 大法院長の許可なく報酬のある他の職務に従事すること。

5. 金銭上の利益を目的とする業務に従事すること。

6. 大法院長の許可なく報酬の有無を問わず、国家機関外の法人、団体等の顧問、役員又は職員等の職位に就任すること。

7. その他大法院規則が定めること。

第50条 (派遣勤務)

大法院長は、他の国家機関から法官の

派遣勤務要請を受けた場合には、業務の性質上法官を派遣することが妥当であると認められ、当該法官がこれに同意する場合に、その期間を定めてこれを許可することができる。

(本条改正 1994. 7. 27)

第51条 (休職)

①大法院長は、法官が兵役法による兵役勤務のため、徴集、召集されたとき若しくは国内外法律研究機関、大学等における法律研修又は本人の病氣療養等のために休職を請願する場合には、その請願内容に充分な理由があると認められるときは、二年以内の範囲内において期間を定め (兵役法による徴集や召集の場合はその服役期間の満了時まで)、これを許すことができる。

第5編 法院職員

第53条 (法院職員)

法官以外の法院公務員は、大法院長が任命し、その数は大法院規則が定める。

第54条 (司法補佐官)

①大法院及び各級法院に、司法補佐官を置くことができる。

②司法補佐官は、次の各号の業務のうち、大法院規則が定める業務をすることができる。

1. 民事訴訟法 (同法が準用される場合を含む。) 上の訴訟費用額、執行費用額を確定し、督促手続、管束手続又は公示催告手続における法院の事務。

2. 民事執行法 (同法が準用される場合を含む。) 上の執行文付与命令手続、債権不履行者名簿登録手続、財産照会手続、不動産に対する強制競売手続、自動車、建設機械に対する強制競売手続、動産に対する強制競売手続、担保権実行等

可することができる。

②第1項の場合における休職期間中の報酬支給に関する事項は、大法院規則が定める。

第52条 (兼任等)

①大法院長は、法官を事件の審判外の職 (裁判研究官を含む。) に補し若しくはその職を兼任させることができる。

(本項改正 1994. 7. 27)

②第1項の法官は、事件の審判に関与することができるが、第5条第3項の規定による法官の数の算入しない。

③第1項の法官の数は、大法院規則が定め、報酬はそのうち高額な方を支給する。

のための競売手続、提訴命令手続又は仮差押え、仮処分の執行取消し申立て手続における法院の事務。

3. 住宅賃貸借保護法及び商家建物賃貸借保護法上の賃借権登記命令手続における法院の事務。

③司法補佐官は、法官の監督を受けて業務を遂行し、司法補佐官の処分に対しては、大法院規則が定めるところにより、法官に対して、異議の申立てをすることができる。

④司法補佐官は、法院事務官又は登記事務官以上の職級で五年以上勤務した者、法院主事補又は登記主事補以上の職級で一〇年以上勤務した者のうち大法院規則が定める者とする。

⑤司法補佐官の職制及び人員その他必要な事項は、大法院規則が定める。

(全文改正 2005. 3. 24)

第54条の2 (技術審理官)
 ①特許法院に、技術審理官を置く。
 ②法院は、必要があると認められる場合には、決定で、技術審理官を特許法律第186条第1項、実用新案法第33条及びびデザイン保護法第75条の規定による訴訟の審理に関与させることができる。
 [本項改正 1998. 9. 23, 2004. 12. 31, 2006. 3. 3]

③第2項の規定により訴訟の審理に参与する技術審理官は、裁判長の許可を受けて、技術的な事項に関して、訴訟関係人に質問をすることができ、裁判の合議において意見を陳述することができる。
 ④大法院長は、特許庁等関連国家机关機関に対して、その所属公務員を技術審理官として勤務させることができるようにするため派遣勤務を要請することができる。
 [本項改正 2005. 3. 24]

⑤技術審理官の資格、職制及びその救済その他必要な事項は、大法院規則が定める。
 [本条新設 1994. 7. 27]
 第54条の3 (調査官)
 ①大法院及び各級法院に、調査官を置くことができる。
 ②調査官は、法官の命を受けて、法律又は大法院規則が定める事件に関する審判に必要な資料の収集、調査その他必要な業務を担当する。

③大法院長は、他の国家机关に対して、その所属公務員を調査官として勤務させるため法院への派遣勤務を要請することができる。
 ④調査官の資格、職制及び人員その他に必要な事項は、大法院規則が定める。
 [本条新設 2005. 3. 24]
 第55条 (執行官)
 ①地方法院及びその支院に、執行官を

置き、執行官は、法律が定めるところにより所属地方法院長が任免する。
 [本項改正 1994. 7. 27, 1995. 12. 6]
 ②執行官は、法令が定めるところにより、裁判の執行、書類の送達その他事務に従事する。
 [本項改正 1995. 12. 6]

③執行官はその職務を誠実に遂行することを保証するため、所属地方法院に保証金を納付しなければならない。
 [本項改正 1995. 12. 6]
 ④第3項の保証金及び執行官の手数料に関する事項は、大法院規則が定める。
 [本項改正 1995. 12. 6]

第55条の2 (法院警備管理隊)
 ①法院の尊厳、秩序維持及び法院庁舎の防護のため、大法院及び各級法院に法院警備管理隊を置き、その設置、組織及び分掌事務に関する事項は、大法院規則が定める。
 ②法院警備管理隊の隊員は、法院庁舎内にある者が、次の各号のうちいずれかに該当するときは、これを制止するため身体的な有形力を使用し、又は警棒、ガス噴射機等保安装備を用いることができる。この場合における有形力の行使等は、必要最小限度におさえなければならない。
 1. 他の人の生命、身体又は財産等に危害を加え若しくは加えようとするとき。
 2. 法院の尊厳及び秩序を害する行為をし、若しくはしようとするとき。
 3. 法官又は法院職員の正当な業務を妨害し、若しくは妨害しようとするとき。
 4. その他法院庁舎内において秩序を乱す行為をし、若しくはしようとするとき。

③法院警備管理隊の隊員は、凶器その他危険な物又は法院庁舎内の秩序維持

の妨害となる物の所持の有無を確認するため、法院庁舎へ出入りする者を検索することができる。
 ④第2項の規定による措置を取るため

第6編 裁判

第1章 法廷

第56条 (開廷の場所)
 ①公判は、法廷においてこれを行う。
 ②法院長は、必要に応じ法院外の場所において開廷することができる。
 第57条 (裁判の公開)
 ①裁判の審理及び判決は、公開する。ただし、審理は、国家の安全保障、安寧秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるときは、決定で、これを公開しないことができる。

②第1項ただし書の決定は、理由を明示して言い渡す。
 ③第1項ただし書の決定をした場合においても、裁判長は、適当である認められる者の在廷を許可することができる。
 第58条 (法廷の秩序維持)
 ①法廷の秩序維持は、裁判長が行う。
 ②裁判長は、法廷の尊厳及び秩序を害するおそれがある者の入廷を禁止し又は退廷を命じその他法廷の秩序維持に必要な命令を発することができる。
 第59条 (録画等の禁止)
 何人も、法廷内においては、裁判長の許可なく録画、撮影、中継放送等の行為をすることができない。

第60条 (国家警察公務員の派遣要求) [題目改正2006. 2. 21]
 ①裁判長は、法廷における秩序維持の

には、事前にその行為者にこれを警告しなければならぬ。ただし、緊急な状況において警告を要する時間的な余裕がない場合は、この限りでない。

ために必要があると認めるときは、開廷の前後を問わず、管轄警察署長に対して、国家警察公務員の派遣を要求することができる。
 [本項改正 2006. 2. 21]

②第1項の要求により派遣された国家警察公務員は、法廷内外の秩序維持につき、裁判長の指揮を受け。
 [本項改正 2006. 2. 21]
 第61条 (監置等)

①法院は、職権で、法廷の内外において、第58条第2項の命令又は第59条に反する行為をし又はは暴言、騒乱等の行為により法院の審理を妨害し若しくは裁判の威信を著しく毀損した者に対して、決定で、二〇日以内の監置又は一〇〇万ウォン以下の過意金に処し若しくはこれを併科することができる。

②法院は、第1項の監置を行うために法院職員、刑務官又は国家警察公務員に、直ちに行為者を拘束させることができ、拘束した時から二四時間以内の監置に処する裁判をしなければならず、これをしないときは、直ちに釈放を命じなければならない。
 [本項改正 2006. 2. 21]

③監置は、警察留置場、刑務所又は拘置所に留置することによって執行する。

- 1. 国家公務員法律第33条各号のうちいづれかに該当する場合。
 - 2. 品位を損なわせる行為をした場合。
 - 3. 修習の態度がはなはだ不誠実であり、修習の成績が良くない場合。
 - 4. 病氣により修習が不可能な場合。
 - ④法院は、職権で、司法研修生を弁護人として選定することができる。
- 第72条の2 (司法研修生修習の目的)
- 司法研修生の修習は、法律専門家としての理論及び実務を研究、習得し、高い倫理意識及び国民に対する奉仕精神を涵養することによって、法治主義の確立並びに民主主義の発展に尽くす法曹人を養成することを目的とする。
- [本条新設 1996.12.12]
- 第73条 (組織)
- ①司法研修院に、院長一人、副院長一人、教授及び講師を置く。
 - ②院長は、大法院長の指揮を受けて、司法研修院の事務を管掌して、所属職員を指揮及び監督する。
 - ③副院長は、院長を補佐し、司法研修院の事務を処理し、院長が空席又は事故により職務を遂行することができなときは、副院長がその権限を代行する。
 - ④司法研修院に、司法研修院長秘書官及び司法研修院副院長秘書官を置く。
- [本条改正 1994.7.27]
- ⑤司法研修院長秘書官及び司法研修院副院長秘書官は、法院事務官又は五級相当の特別職公務員から補する。
- [本条改正 1994.7.27]
- 第74条 (司法研修院長等)
- ①司法研修院長は、判事の中から、副院長は検事の中から、大法院長が補する。
- [本条改正 1996.12.12]
- ②司法研修院教授は、次の各号のうち

- いづれかに該当する者から、大法院長が補し、又は司法研修院長の提請を受け、大法院長が任命する。
- [本号新設 1996.12.12]
- 1. 判事。
 - 2. 検事。
 - 3. 弁護士。
 - 4. 学士又は修士学位を取得した者で大法院規則が定める実績又は経歴を有する者。
 - 5. 博士学位を取得した者。
 - ③講師は、相当の学識及び経験を有する者から司法研修院長が委嘱する。
- [本条改正 1996.12.12]
- ④司法研修院において、専任として勤める判事及び検事は、第5条第3項の規定期による判事の数又は検事定員法による検事の数に算入しない。
- 第74条の2 (教授の地位等)
- ①判事又は検事ではない司法研修院教授(以下、「専任教授」という。)は、特別職公務員とみなす。
 - ②専任教授の任期は、一〇年とし、再任することができる。ただし、新規採用される教授は三年の範囲内において、一次に限り、大法院規則が定めるところによって、期間を定めて、任用することができる。
 - ③専任教授の定年は、判事に準じ、懲戒に関しては法官懲戒法を準用する。この場合には、同法(第5条を除く。)のうち「法官」は「専任教授」とみなす。
 - ④専任教授の職名及び任用等に関して必要な事項は、大法院規則が定める。
- [本条新設 1996.12.12]
- 第74条の3 (招聘教授)
- ①弁護士資格(外国の弁護士資格を含む。)を有する者、又は特殊な分野に関して専門知識及び経験を有すると認められ

る者は、招聘教授として任用することができる。

②第1項の規定による招聘教授の任用手続、任用条件及び職務に關して必要な事項は、大法院規則が定める。

[本条新設 1996.12.12]

第74条の4 (教授要員の派遣)

①法院行政處長は、司法研修院長が要請する場合には、他の國家機關、公共團體、教育機關、研究機關その他必要な機関に対して、教授要員の派遣を要請することができる。

②第1項の規定により司法研修院に派遣された教授要員に対しては、大法院規則が定める手当を支給することができる。

[本条新設 1996.12.12]

第74条の5 (司法研修院運営委員会)

①司法研修院に、教育の基本方向、教科課程その他大法院規則が定める司法研修院の運営及び教育に關する重要事項を審議するために、運営委員会を置く。

②運営委員会は、大法院長が委嘱する一〇人以上一五人以下の委員から構成し

第3章 法院公務員教育院

第77条 (組織)

①法院公務員教育院に、院長一人、教授及び講師を置く。

②院長は、大法院長の指揮を受けて、法院公務員教育院の事務を管掌し、所属職員を指揮及び監督する。

第78条 (院長等)

①法院公務員教育院長は、判事又は政務官から補する。

[本条改正 1999.12.31, 2005.3.24]

②法官でない者が、法院公務員教育院長になつた場合には、その報酬は次官の

て、その任期は二年とし、再任することができる。

③運営委員会の組織及び運営に關して必要な事項は、大法院規則が定める。

[本条新設 1996.12.12]

第75条 (事務局)

①司法研修院に、事務局を置き、事務局に課を置いて、その設置及び分掌事務は大法院規則が定める。

②局長、課長、課に課長を置く。

③局長は、法院理事官又は法院副理事官から、課長は、法院副理事官、法院書記官又は法院事務官から補する。

[本条改正 1996.12.12]

④局長及び課長は、上司の命を受け、局又課の事務を管掌し、所属職員を指揮及び監督する。

第76条 (委任事項)

司法研修生の任命、修習及び報酬その他司法研修院の運営に關して必要な事項は、大法院規則が定めるもの、司法研修院教育の自律性及び運営の中立性を最大限保障しなければならない。

[全文改正 1996.12.12]

報酬と同額とする。

[本条新設 2005.3.24]

③教授は、法院副理事官、法院書記官、三級相当又は四級相当の特別職公務員から補する。

④講師は、相当の学識及び経験のある者から、法院公務員教育院長が委嘱する。

第79条 (準用規定)

第75条の規定は、法院公務員教育院これを準用する。

第80条 (委任事項)

法院公務員教育院の運営等に関して必要

な事項は、大法院規則が定める。

第 4 章 法院図書館

第81条 (組織)

- ① 法院図書館に、館長を置く。
- ② 館長は、判事、法院理事官又は法院副理事官から補する。
- ③ 館長は、大法院長の指揮を受けて、

は、常任委員、委員長があらかじめ指名した委員の順で、その職務を代行する。

〔本条新設 2007. 1. 26〕

第81条の5 (委員会の会議)

① 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

② 委員会は、在籍委員過半数の賛成により議決する。

〔本条新設 2007. 1. 26〕

第81条の6 (量刑基準の設定等)

① 委員会は、法官が合理的な量刑を導き出すにあたり参考としうる具体的かつ客観的な量刑基準を設定し、又は変更する。

② 委員会は、量刑基準を設定、変更するにあたり、次の各号の原則を遵守しなければならない。

1. 犯罪の罪質及び犯情並びに被告人の責任の程度を反映すること。
2. 犯罪の一般予防及び被告人の再犯防止及び社会復帰を考慮すること。
3. 同種又は類似した犯罪に対して、考慮しなければならない量刑要素に差がない限り、量刑において差異をつけて取り扱わないこと。
4. 被告人の国籍、宗教及び良心、社会的身分等を理由として量刑上、差別をしないこと。
- ③ 委員会は、量刑基準を設定、変更するにあたり、次の各号の事項を考慮しなければならない。

第 8 編 量刑委員会 [本編新設2007. 1. 26]

第81条の2 (量刑委員会の設置)

① 刑を定めるにあたり、国民の健全な常識を反映し、国民が信頼できる公正かつ客観的な量刑を実現するために、大法院に、量刑委員会 (以下、「委員会」という。) を置く。

② 委員会は、量刑基準を設定、変更し、これと関連した量刑政策を研究、審議することができる。

③ 委員会は、その権限に属する業務を独立して遂行する。

上の教授。

③ 委員会の委員は、次の各号の者を大法院長が任命又は委嘱する。

1. 法官四人。
2. 法務部長官が推薦する検事二人。
3. 大韓弁護士協会が推薦する弁護士二人。
4. 法学教授二人。
5. 学識及び経験を有する者二人。

④ 委員長及び委員の任期は、二年とし、再任することができる。

⑤ 委員が、やむをえない事由により職務を遂行することができないと認められるとき又は委員が職務上の義務に違反する等、委員としての資格を維持することが不適合であると認められるときは、大法院長は、その委員を解任又は解嘱することができる。

⑥ 委員は、一五年以上、次の各号の職に在った者の中から、大法院長が任命又は委嘱する。

⑤ 委員が、やむをえない事由により職務を遂行することができないと認められるとき又は委員が職務上の義務に違反する等、委員としての資格を維持することが不適合であると認められるときは、大法院長は、その委員を解任又は解嘱することができる。

⑥ 委員は、一五年以上、次の各号の職に在った者の中から、大法院長が任命又は委嘱する。

1. 判事、検事、弁護士。
2. 国家、地方自治体、国、公営企業、政府投資機関管理基本法第2条第1項の規定による政府投資機関その他の法人において法律に関する事務に従事した者。
3. 公認された大学の法学部の准教授以

〔本条新設 2007. 1. 26〕

第81条の4 (委員長の職務)

① 委員長は、委員会を代表して、委員会の職務を統轄する。

② 委員長がやむをえない事由によりその職務を遂行することはできない場合に

7. 犯罪の前歴。

8. その他合理的な量刑を導き出すのに必要な事項。

④ 委員会は、量刑基準を公開しなければならない。

〔本条新設 2007. 1. 26〕

第81条の7 (量刑基準の効力等)

① 法官は、刑の種類を選択し、量刑を定めるにあたり量刑基準を尊重しなければならない。ただし、量刑基準は法的拘束力を有しない。

② 法院が、量刑基準を超える判決をする場合には、判決書に量刑の理由を記載しなければならない。ただし、略式手続又は即決審判手続によって、審判する場合は、この限りでない。

〔本条新設 2007. 1. 26〕

第81条の8 (関係機関の協力等)

① 委員会は、必要がある場合には、関係公務員又は専門家を会議に出席させ意見を聴くことができ、関係国家机关、研究機関、団体又は専門家を対して、資料及び意見の提出その他協力を要請することができる。

② 委員会は、業務遂行のために必要があると認める場合には、関係国家机关、研究機関、団体等の長に、その所属公務員又は職員を派遣を要請することができる。

〔本条新設 2007. 1. 26〕

第81条の9 (事務機構)

委員会の業務補佐及び実務支援のために、事務機構を置く。

〔本条新設 2007. 1. 26〕

第81条の10 (報告書発刊)

委員会は、毎年その年度の実績及びその次の年度の推進計画を含めた年間報告書を発刊して、これを国会に報告しなければならない。

憲法第101条第1項第4号(比對法第45條)大韓民國憲法

[本条新設 2007. 1. 26.]

第81条の11 (秘密遵守義務等)

①委員会の委員長、委員、事務機構の役員及び職員は、職務上知り得た秘密を漏洩してはならない。その職から退職した後も同様とする。

②公務員でない委員長及び委員は、刑法その他の法律による罰則の適用においては、これを公務員とみなす。

[本条新設 2007. 1. 26.]

第81条の12 (委任規定)

①この法律に規定するもののほか、委員会組織の組織に關して必要な事項は、大法院規則が定める。

②この法律に規定するもののほか、委員会の運営に關して必要な事項は委員会の議決に定める。

[本条新設 2007. 1. 26.]

第9編 法院の經費 [本編改正2007. 1. 26.]

第82条 (法院の經費)

①法院の經費は、独立して、國家の予算に計上しなければならない。

②法院の予算を編成するにあたり、司法府の独立性及び自律性を尊重しなければならない。

[本項新設 1994. 7. 27]

③第1項の經費中には、予備金を設ける。

附則 [第51号, 1949. 9. 26]

…中略…

第70条

本法律施行時の大法院、高等法院、地方法院及び洞支院は、本法律によって設置されたものとみなす。

第71条

本法律施行前に各裁判所が行った職務上の処分及び大法官、判事その他職員の仕事、本法律施行前に大法官、判事その他職員及び各裁判所に対して、その職務に關して行つた行為は、本法律によつて行つたものとみなす。

第72条

本法律施行時に係属中の事件は、本法律によつて、その審級に影響を及ぼさない。

第73条

大韓民國憲法公布以後に任命された法官は、本法律によつて任命されたものとみなす。

第74条

本法律施行時の法令によつて、法官、検事、弁護士資格を有する者は、法律に特別の規定がない限り、本法律によつて、法官に任命される資格を有する者とみなす。本法律施行当時、簡易裁判所判事の資格を有する者は、地方法院判事の資格を有する者とみなし、本法律による駐在判事として一年以上勤務しなければならぬ。

第75条

本法律施行時、修習法官として実務修習中にある者は、本法律による司法官補とみなす。前項の場合には、従前の実務修習は、本法律によつて、修習したものとみなす。

第76条

本法律施行時、在職している治安官は、その管轄地域内に駐在判事が任命される時まで、本法律による駐在判事の職務を行う。

第77条

本法律施行時の地方法院少年部支院に關する一切の事項は、他の法令が制定されるときまで、従前の法令による。

第78条

本法律に抵触する従前の法令は廃止される。

第79条

本法律は、檀紀4282年8月15日から施行する。

附則 [第392号, 1987. 12. 4]

第1条 (施行期日)

この法律は、1988年2月25日から施行する。

附則 [第9940号, 2010. 1. 25]

この法律は、公布した日から施行する。

【参考資料】

一各級法院に配置する判事の数に関する規則 (2010年2月19日、大法院規則 2274号)

一各級法院に配置する判事の数一

職位	高等法院 および 特許法院 院長	地方法院 家庭法院 および 行政法院 院長	高等法院 特許法院 部長 および 裁判研究 官	支院長	地方 法院 家庭法 院 および 行政法 院 部長 判 事	裁判 官 研究	高等法院 および 特許法院 判事	地方法院 家庭法院 および 行政法院 判事	計
法院別									
合計	6	20	117	42	403	94	261	1,901	2,844
大法院			2			94			96
ソウル高等法院	1		63				173		237
大田高等法院	1		8				16		25
大邱高等法院	1		7				14		22
釜山高等法院	1		12				28		41
光州高等法院	1		7				16		24
特許法院	1		8				14		23
ソウル中央 地方法院		1	3		81			283	368
ソウル家庭法院		1			8			32	41
ソウル行政法院		1			13			33	47
ソウル東部 地方法院		1			14			63	78
ソウル南部 地方法院		1			19			77	97
ソウル北部 地方法院		1			12			52	65
ソウル西部 地方法院		1			12			49	62

議政府地方法院	1									13		67	81
高陽支院						1				6		28	35
仁川地方法院	1	1								20		110	132
富川支院						1				6		24	31
水原地方法院	1	1								28		112	142
城南支院						1				5		32	38
魏州支院						1						11	12
平沢支院						1				2		13	16
安山支院						1				6		32	39
安山支院						1				3		22	26
春川地方法院	1									5		23	29
江陵支院						1				3		15	19
原州支院						1						9	10
東草支院						1						4	5
寧越支院						1						5	6
大田地方法院	1	1								17		63	82
洪城支院						1						11	12
公州支院						1						4	5
論山支院						1						5	6
瑞山支院						1						9	10
天安支院						1				3		20	24
家庭支院						1						3	4
溇州地方法院	1									9		34	44
忠州支院						1						8	9
提川支院						1						4	5
永同支院						1						3	4
大邱地方法院	1	1								22		98	122
西部支院						1				3		20	24
安東支院						1						7	8
慶州支院						1				1		6	8
浦項支院						1				2		12	15
金泉支院						1						11	12
尙州支院						1						3	4

一各級法院の設置及び管轄区域に関する法律 (2007年3月29日 法律8318号)

(別表一) 各級法院の名称及び所在地 (改正2007年3月29日)

名称	所在地
ソウル高等法院	ソウル特別市
大田高等法院	大田広域市
大邱高等法院	大邱広域市
釜山高等法院	釜山広域市
光州高等法院	光州広域市
特許法院	大田広域市
ソウル中央地方法院	ソウル特別市
ソウル家庭法院	ソウル特別市
ソウル行政法院	ソウル特別市
ソウル東部地方法院	ソウル特別市
ソウル南部地方法院	ソウル特別市
ソウル北部地方法院	ソウル特別市
ソウル西部地方法院	ソウル特別市
議政府地方法院	議政府市
仁川地方法院	仁川広域市
水原地方法院	水原市
春川地方法院	春川市
大田地方法院	大田広域市
清州地方法院	清州市
大邱地方法院	大邱広域市
釜山地方法院	釜山広域市
蔚山地方法院	蔚山広域市
昌原地方法院	昌原市
光州地方法院	光州広域市
全州地方法院	全州市
濟州地方法院	濟州市
議政府地方法院 高麗支院	高麗市
仁川地方法院 富川支院	富川市
水原地方法院 城南支院	城南市
水原地方法院 驪州支院	驪州邑
水原地方法院 平澤支院	平澤市
水原地方法院 安山支院	安山市
水原地方法院 安養支院	安養市

資料 3 韓国の司法制度に関する資料
2 2010年大韓民國法院組織法邦語訳 (比較法学45巻1号大韓民國憲法)

義城支院				1			2	3
盈徳支院				1			2	3
家庭支院				1			6	7
釜山地方法院	1	1	23				116	141
東部支院		1	4				22	27
家庭支院				1			10	11
蔚山地方法院	1		8				41	50
昌原地方法院	1		14				57	72
晋州支院			2	1			14	17
統營支院			1	1			10	12
密陽支院				1			3	4
居昌支院				1			3	4
光州地方法院	1	1	16				73	91
木浦支院			1	1			12	14
長興支院				1			2	3
順天支院			3	1			22	26
海南支院				1			5	6
家庭支院				1			3	4
全州地方法院	1		10				38	49
群山支院			2	1			15	18
井邑支院			1	1			6	8
南原支院				1			2	3
濟州地方法院	1		5				20	26

春川地方法院	江陵支院	江陵市
春川地方法院	原州支院	原州市
春川地方法院	東草支院	東草市
春川地方法院	寧越支院	寧越邑
大田地方法院	洪城支院	洪城邑
大田地方法院	公州支院	公州市
大田地方法院	論山支院	論山市
大田地方法院	瑞山支院	瑞山市
大田地方法院	天安支院	天安市
大田地方法院	家庭支院	大田広域市
清州地方法院	忠州支院	忠州市
清州地方法院	堤川支院	堤川市
清州地方法院	永同支院	永同邑
大邱地方法院	西部支院	大邱広域市
大邱地方法院	安東支院	安東市
大邱地方法院	慶州支院	慶州市
大邱地方法院	浦項支院	浦項市
大邱地方法院	金泉支院	金泉市
大邱地方法院	尙州支院	晉州市
大邱地方法院	義城支院	義城邑
大邱地方法院	盈徳支院	盈徳邑
大邱地方法院	家庭支院	大邱広域市
釜山地方法院	東部支院	釜山広域市
釜山地方法院	家庭支院	釜山広域市
昌原地方法院	馬山支院	馬山市
昌原地方法院	晉州支院	晉州市
昌原地方法院	統營支院	統營市
昌原地方法院	密陽支院	密陽市
昌原地方法院	居昌支院	居昌邑
光州地方法院	木浦支院	木浦市
光州地方法院	長興支院	長興邑
光州地方法院	順天支院	順天市
光州地方法院	海南支院	海南邑
光州地方法院	家庭支院	光州広域市
全州地方法院	群山支院	群山市
全州地方法院	井邑支院	井邑市
全州地方法院	南原支院	南原市

(別表2) 市・郡法院の名称及び所在地 (改正2003年7月18日)

所在地	名称		所在地	
	支院	市・郡法院		
畿政府		抱川	抱川市	
		加平	加平邑	
		南楊州	南楊州市	
		漣川	漣川邑	
		鐵原	葛末邑	
		東豆川	東豆川市	
	仁川	高陽	坡州	坡州市
		富川	江華	江華邑
			金浦	金浦市
			龍仁	龍仁市
水原		烏山	烏山市	
	城南	廣州	廣州市	
	驪州	楊平	楊平邑	
	驪州	利川	利川市	
	平澤	安城	安城市	
	安山	光明	光明市	
		麟蹄	麟蹄邑	
		洪川	洪川邑	
		楊口	楊口邑	
		華川	華川邑	
春川	江陵	三陟	三陟市	
	江陵	東海	東海市	
	原州	橫城	橫城邑	
	東草	高城	杆城邑	
	東草	襄陽	襄陽邑	
	寧越	旌善	旌善邑	
	寧越	太白	太白市	

3 憲法第111条第1項第2号の委任
2 2010年大韓民國法務部法務部試訳 (比較法第45巻1号大韓民國憲法)

義城	青松	青松邑
義城	軍威	軍威邑
盈徳	蔚珍	蔚珍邑
盈徳	英陽	英陽邑
	梁山	梁山市
	馬山	馬山市
	威安	伽椰邑
	鎭海	鎭海市
	金海	金海市
	宜豊	宜豊邑
晋州	河東	河東邑
晋州	泗川	泗川市
晋州	南海	南海邑
晋州	山清	山清邑
統營	巨濟	新羅邑
統營	固城	固城邑
密陽	昌寧	昌寧邑
居昌	陝川	陝川邑
居昌	咸陽	咸陽邑
	谷城	谷城邑
	靈光	靈光邑
	羅州	羅州市
	長城	長城邑
	和順	和順邑
	潭陽	潭陽邑
木浦	咸平	咸平邑
木浦	靈岩	靈岩邑
木浦	務安	務安邑
長興	康津	康津邑
順天	寶城	寶城邑

蔚山

昌原

光州

平昌邑	平昌	平昌邑
鳥致院邑	燕岐	鳥致院邑
錦山邑	錦山	錦山邑
長項邑	舒川	長項邑
保寧市	保寧	保寧市
禮山邑	禮山	禮山邑
青陽邑	青陽	青陽邑
扶餘邑	扶餘	扶餘邑
泰安邑	泰安	泰安邑
唐津邑	唐津	唐津邑
牙山市	牙山	牙山市
報恩邑	報恩	報恩邑
槐山邑	槐山	槐山邑
鎭川邑	鎭川	鎭川邑
陰城邑	陰城	陰城邑
丹陽邑	丹陽	丹陽邑
沃川邑	沃川	沃川邑
清道邑	清道	清道邑
永川市	永川	永川市
倭館邑	漆谷	倭館邑
星州邑	星州	星州邑
慶山市	慶山	慶山市
高靈邑	高靈	高靈邑
星州邑	星州	星州邑
高靈邑	高靈	高靈邑
榮州市	榮州	榮州市
奉化邑	奉化	奉化邑
龜尾市	龜尾	龜尾市
醴泉邑	醴泉	醴泉邑
開慶市	開慶	開慶市

大田

清州

大邱

順天	高興	高興邑
順天	麗水	麗水市
順天	求禮	求禮邑
順天	光陽	光陽市
海南	莞島	莞島邑
海南	珍島	珍島邑
	鎮安	鎮安邑
	金堤	金堤市
	茂朱	茂朱邑
	任實	任實邑
群山	益山	益山市
井邑	扶安	扶安邑
井邑	高敞	高敞邑
南原	長水	長水邑
南原	淳昌	淳昌邑
	西歸浦	西歸浦市
全州		
濟州		

(別表 3) 高等法院・地方法院及びその支院・家庭支院の管轄区域 (改正 2007 年 3 月 29 日)

高等法院	地方法院	支院	管轄区域
	ソウル中央		ソウル特別市 鍾路区・中区・城北区・江南区・瑞草区・冠岳区・銅雀区
	ソウル東部		ソウル特別市 城東区・廣津区・江東区・松坡区
	ソウル南部		ソウル特別市 永登浦区・江西区・陽川区・九老区・幹川区
	ソウル北部		ソウル特別市 東大門区・中浪区・道峰区・江北区・蘆原区
	ソウル西部		ソウル特別市 西大門区・麻浦区・恩平区・龍山区
議政府			議政府市・東豆川市・九里市・南陽州市・楊州市・漣川郡・抱川市・加平郡、江原道 鐵原郡。ただし、少年保護事件は前記の市、郡のほか、高陽市・坡州市。

ソウル	高陽	高陽市・坡州市
仁川	仁川広域市。ただし、少年保護事件は前記の広域市のほか、富川市・金浦市。	
水原	富川市・金浦市 水原市・烏山市・龍仁市・華城市。ただし、少年保護事件は前記の市、郡のほか、城南市・河南市・平澤市・利川市・安山市・光明市・始興市・安城市・廣州市・安養市・果川市・義王市・軍浦市・驪州郡・楊平郡。	
春川	城南市・河南市・廣州市 驪州市・驪州郡・楊平市 平澤市・安城市 安山市・光明市・始興市 安養市・果川市・儀旺市・軍浦市 春川市・華川郡・楊口郡・麟蹄郡・洪川郡。ただし、少年保護事件は 鐵原郡を除外した江原道。	
大田	江陵市・東海市・三陟市 原州市・横城郡 東草市・襄陽郡・高城郡 太白市・寧越郡・旌善郡・平昌郡 大田広域市・燕岐郡・錦山郡	
大田	洪城 公州 論山 瑞山 天安	保寧市・洪城郡・禮山郡・舒川郡 公州市・青陽郡 論山市・鷄龍市・夫餘郡 瑞山市・泰安郡・唐津郡 天安市・牙山市
清州	大田広域市、燕岐郡、錦山郡。ただし、少年保護事件は、大田広域市・忠清南道。 清州市・清原郡・鎮川郡・報恩郡・槐山郡・會坪郡。ただし、少年保護事件は、忠清北道	忠州 堤川

3 韓國の司法制度の概要
2 2010年大韓民國司法制度法第100条(比較法第45條1号大韓民國憲法)

3 韓國の司法制度の概況
2 2010年大韓民國司法制度法附屬法部試訳 (比較法第45巻1号大韓民國憲法)

光州	光州	光州広域市・羅州市・和順郡・長城郡・潭陽郡・谷城郡・靈光郡
	木浦	木浦市・務安郡・新安郡・咸平郡・靈岩郡
	長興	長興郡・康津郡
	順天	順天市・麗水市・光陽市・求禮郡・高興郡・寶城郡
	海南	海南郡・莞島郡・珍島郡
	家庭	光州広域市・羅州市・和順郡・長城郡・潭陽郡・谷城郡・靈光郡。ただし、少年保護事件は、光州広域市・全羅南道。
	全州	全州市・金堤市・完州郡・任實郡・鎮安郡・茂朱郡。ただし、少年保護事件は、全羅北道。
	群山	群山市・益山市
	井邑	井邑市・扶安郡・高敞郡
	南原	南原市・長水郡・淳昌郡
	濟州	濟州市・西歸浦市・南濟州郡・北濟州郡

(別表4) 特許法院の管轄区域 (新設1994年7月27日)

名称	管轄区域
特許法院	全国

(別表5) 家庭法院の管轄区域 (改正2004年1月20日)

高等法院	家庭法院	管轄区域	
	ソウル	家事・少年	戸籍
	ソウル	ソウル特別市	ソウル特別市
		鍾路区、中区、城北区、江南区、瑞草区、冠岳区、銅雀区	鍾路区、中区、城北区、江南区、瑞草区、冠岳区、銅雀区

(別表6) 行政法院の管轄区域 (改正2004年1月20日)

高等法院	行政法院	管轄区域
ソウル	ソウル	ソウル特別市

大邱	大邱	永同郡・沃川郡
		大邱広域市 中区・東区・南区・北区・壽城区・永川市・慶山市・漆谷郡・清道郡
	西部	大邱広域市 西区・達西区・達城郡、星州郡・高靈郡
	安東	安東市・榮州市・奉化郡
	慶州	慶州市
	浦項	浦項市・鬱陵郡
	金泉	金泉市・龜尾市
	尙州	尙州市・閑慶市・醴泉郡
	義城	義城郡・軍威郡・青松郡
	盈徳	盈徳郡・英陽郡・蔚珍郡
	家庭	大邱広域市・永川市・慶山市・漆谷郡・星州郡・高靈郡・清道郡。ただし、少年保護事件は、大邱広域市・慶尙北道。
釜山	釜山	釜山広域市 中区・西区・東区・影島区・釜山鎮区・北区・沙上区・江西区・沙下区・東萊区・蓮堤区・金井区
	東部	釜山広域市 海雲臺区・南区・水營区・機張郡
	家庭	釜山広域市。ただし、少年保護事件は、釜山広域市・蔚山広域市・梁山市。
	蔚山	蔚山広域市・梁山市
	昌原	昌原市・鎮海市・金海市。ただし、少年保護事件は、前記の市・郡のほか、馬山市・晋州市・泗川市・統營市・巨濟市・密陽市・咸安郡・宜寧郡・南陞郡・河東郡・山淸郡・固城郡・昌寧郡・居昌郡・咸陽郡・陝川郡。
	馬山	馬山市・咸安郡・宜寧郡
	統營	統營市・巨濟市・固城郡
	密陽	密陽市・宜寧郡
	居昌	居昌郡・咸陽郡・陝川郡
	晋州	晋州市・泗川市・南海郡・河東郡・山淸郡

〔別表7〕市、郡法院の管轄区域（改正2004年1月20日）

名称	管轄区域		
	市・郡法院	市・道名	市・区・郡名
地方法院	抱川	京畿道	抱川市
	加平	京畿道	加平郡
議政府	南楊州	京畿道	南楊州市・九里市
	漣川	京畿道	漣川郡
	鐵原	江原道	鐵原郡
	東豆川	京畿道	東豆川市
高陽	坡州	京畿道	坡州市
	江華	仁川広域市	江華郡
仁川	金浦	京畿道	金浦市
	龍仁	京畿道	龍仁市
水原	烏山	京畿道	烏山市, 華城市
	廣州	京畿道	河南省, 廣州市
	楊平	京畿道	楊平郡
	利川	京畿道	利川市
平澤	安城	京畿道	安城市
	光明	京畿道	光明市
安山	麟蹄	江原道	麟蹄郡
	洪川	江原道	洪川郡
春川	楊口	江原道	楊口郡
	華川	江原道	華川郡
寧越	三陟	江原道	三陟市
	東海	江原道	東海市
	橫城	江原道	橫城郡
	高城	江原道	高城郡
	襄陽	江原道	襄陽郡
	旌善	江原道	旌善郡
	太白	江原道	太白市
	麟蹄	江原道	麟蹄郡
	洪川	江原道	洪川郡
	楊口	江原道	楊口郡
	華川	江原道	華川郡
	三陟	江原道	三陟市
	東海	江原道	東海市
	橫城	江原道	橫城郡
高城	江原道	高城郡	
襄陽	江原道	襄陽郡	
旌善	江原道	旌善郡	
太白	江原道	太白市	

寧越	平昌	江原道	平昌郡
大田	燕岐	忠清南道	燕岐郡
	錦山	忠清南道	錦山郡
	舒川	忠清南道	舒川郡
	保寧	忠清南道	保寧市
	禮山	忠清南道	禮山郡
	青陽	忠清南道	青陽郡
	扶餘	忠清南道	扶餘郡
	泰安	忠清南道	泰安郡
	唐津	忠清南道	唐津郡
	牙山	忠清南道	牙山市
	報恩	忠清北道	報恩郡
	槐山	忠清北道	槐山郡・會坪郡
	鎮川	忠清北道	鎮川郡
	陰城	忠清北道	陰城郡
清州	丹陽	忠清北道	丹陽郡
	沃川	忠清北道	沃川郡
	清道	慶尙北道	清道郡
	永川	慶尙北道	永川市
	漆谷	慶尙北道	漆谷郡
	慶山	慶尙北道	慶山市
	星州	慶尙北道	星州郡
	高靈	慶尙北道	高靈郡
	榮州	慶尙北道	榮州市
	奉化	慶尙北道	奉化郡
大邱	龜尾	慶尙北道	龜尾市
	醴泉	慶尙北道	醴泉郡
	聞慶	慶尙北道	聞慶市
	青松	慶尙北道	青松郡
	義城	慶尙北道	義城郡
	漆谷	慶尙北道	漆谷郡
	慶山	慶尙北道	慶山市
	星州	慶尙北道	星州郡
	高靈	慶尙北道	高靈郡
	榮州	慶尙北道	榮州市

蕤城	軍威	慶尙北道	軍威郡	
盈徳	蔚珍	慶尙北道	蔚珍郡	
盈徳	英陽	慶尙北道	英陽郡	
蔚山	梁山	慶尙南道	梁山市	
	馬山	慶尙南道	馬山市	
昌原	咸安	慶尙南道	咸安郡	
	鎮海	慶尙南道	鎮海市	
	金海	慶尙南道	金海市	
	宜豊	慶尙南道	宜豊郡	
	河東	慶尙南道	河東郡	
	晋州	泗川	慶尙南道	泗川市
		南海	慶尙南道	南海郡
	晋州	山淸	慶尙南道	山淸郡
		巨濟	慶尙南道	巨濟市
	統營	固城	慶尙南道	固城郡
	密陽	昌寧	慶尙南道	昌寧郡
		陝川	慶尙南道	陝川郡
	居昌	咸陽	慶尙南道	咸陽郡
谷城		全羅南道	谷城郡	
光州	靈光	全羅南道	靈光郡	
	羅州	全羅南道	羅州市	
		長城	全羅南道	長城郡
	和順	全羅南道	和順郡	
		潭陽	全羅南道	潭陽郡
	木浦	咸平	全羅南道	咸平郡
		靈岩	全羅南道	靈岩郡
	木浦	務安	全羅南道	務安郡
		康津	全羅南道	康津郡
	順天	寶城	全羅南道	寶城郡
		高興	全羅南道	高興郡

3 韓國の司法制度について
2 2010年大韓民國司法制度法改正法(比較法第45巻1号大韓民國憲法)

順天	麗水	全羅南道	麗水市	
順天	求禮	全羅南道	求禮郡	
順天	光陽	全羅南道	光陽市	
海南	莞島	全羅南道	莞島郡	
海南	珍島	全羅南道	珍島郡	
全州	鐵安	全羅北道	鐵安郡	
	金堤	全羅北道	金堤市	
	茂朱	全羅北道	茂朱郡	
	任實	全羅北道	任實郡	
	群山	益山	全羅北道	益山市
		扶安	全羅北道	扶安郡
	井邑	高敞	全羅北道	高敞郡
		長水	全羅北道	長水郡
	南原	淳昌	全羅北道	淳昌郡
		西歸浦	濟州道	西歸浦市, 南濟州郡

(別表 8) 抗訴又は抗告事件を審判する地方法院本院合議部及び地方法院支院合議部の管轄区域 (改正2004年1月20日)

合議部名	管轄区域
春川地方法院本院の合議部	春川地方法院の管轄区域のうち 江陵市・東海市・三陟市・東草市・襄陽郡・高城郡を除外した区域
その他の地方法院本院合議部	当該地方法院の管轄区域
春川地方法院江陵支院の合議部	江陵市・東海市・三陟市・東草市・襄陽郡・高城郡

(別表 9) 行政事件を審判する春川地方法院及び春川地方法院江陵支院の管轄区域 (新設 2005年3月24日)

名称	管轄区域
春川地方法院	春川地方法院の管轄区域のうち 江陵市・東海市・三陟市・東草市・襄陽郡・固城郡を除外した地域
春川地方法院 江陵支院	江陵市・東海市・三陟市・東草市・襄陽郡・固城郡

資料

英米刑事法研究 (18)

英米刑事法研究会
(代表者 田口守一)

<アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究>

有罪判決後の DNA 鑑定のための証拠アクセス権の有無
DA's Office for The Third Judicial Dist. v. Osborne,
129 S. Ct. 2308 (2009)

鈴木 一 永

【訳者後記】

本稿執筆にあたり、早稲田大学法学術院教授であらせられる梅善夫先生な
らびに加藤哲夫先生より、貴重な御教示をいただいた。この場をお借りし、心
より厚く御礼申し上げます。

本稿が、日韓・韓日の司法制度論の研究および交流のさらなる発展に、寄与
するところがあるとなれば、訳者の喜びこれに過ぎるものはない。

ひきつづき、両国の学術・実務交流にむけ、努力を重ねて参りたい。

【附記】

本稿は、財団法人民事紛争処理基金平成22年度研究助成による研究成果の一
部である。

(2010年12月23日 校了)

2012年法院組織法¹(2010年法との新旧対比)

<p style="text-align: center;">法院組織法 〔施行 2010.01.25〕 〔法律第 9940 号、2010.01.25 一部改正〕</p>	<p style="text-align: center;">法院組織法 〔施行 2012.01.01〕 〔法律第 10861 号、2011.07.18 一部改正〕</p>
<p>第 25 条の 2 (法官人事委員会) 法官の人事に関する基本計画の策定および人事運営のために、大法院長の諮問機関として、法官人事委員会を置く。</p>	<p>第 25 条の 2 (法官人事委員会) 法官の人事に関する重要事項を審議するために、大法院に、法官人事委員会(以下「人事委員会」と称する)を置く。</p>
<p>法官人事委員会は、大法院長が指名又は委嘱する委員で構成され、その組織及び運営について必要な事項は、大法院規則が定める。</p>	<p>人事委員会は、次の各号の事項について審議する。 1. 人事に関する基本計画の策定に関する事項 2. 第 41 条第 3 項による、判事の任命に関する事項 3. 第 45 条の 2 による、判事の連任に関する事項 4. 第 47 条による、判事の退職に関する事項 5. その他に大法院長が重要であると認めて附議する事項</p>
<p>< 新設 ></p>	<p>人事委員会は、委員長 1 名を含む、11 名の委員で構成する。</p>
	<p>委員は、次の各号に該当する者を、大法院長が任命又は委嘱する。 1. 法官 3 名 2. 法務部長官が推薦する検事 2 名。但し、第 2 項第 2 号の判事の新規任命に関する審議だけに参与する。 3. 大韓弁護士協会長が推薦する弁護士 2 名 4. 社団法人韓国法学教授会会長および社団法人法学専門大学院協議会理事長がそれぞれ 1 名ずつ推薦する法学教授 2 名 5. 学識と徳望があり、各界の専門分野での経験が豊富な者として、弁護士の資格を持たない者 2 名。このうち 1 名は女性であるべきである。</p>
<p>< 新設 ></p>	<p>委員長は、委員のなかで大法院長が任命もしくは委嘱する。</p>
<p>< 新設 ></p>	<p>その他、人事委員会の構成および運営等について必要な事項は、大法院規則²が定める。</p>

¹ 出典:韓国「国家法令情報センター」ホームページ(全法令を検索できる):www.law.go.kr。「大法院規則」も検索できる。本稿で引用する大法院規則は、全て同サイトで検索・引用した。

² 「法官人事委員会規則」第 1 条(目的)この規則は「法院組織法」第 25 条の 2 第 6 項により法官人事委員会(以下「人事委員会」と称する)の構成および運営等について必要な事項を規定することを目的とする。

<p>第41条(法官の任命) - (省略)</p>	<p>第41条(法官の任命) - (現行と同様)</p>
<p>判事は大法官会議の同意を受け、大法院長が任命する。</p>	<p>判事は、人事委員会の審議を経て、大法官会議の同意を受け、大法院長が任命する。</p>
<p><新設></p>	<p>第41条の2(大法官候補推薦委員会) 大法院長が提請する大法官候補者の推薦のために、大法院に、大法官候補推薦委員会(以下、「推薦委員会」と称する)を置く。 推薦委員会は、大法院長が、大法官候補者を提請するたびに、委員長1名を含む10名の委員で構成する。 委員は、次の各号に該当する者を、大法院長が任命又は委嘱する。 1. 前任大法官 2. 法院行政処長 3. 法務部長官 4. 大韓弁護士協会長 5. 社団法人韓国法学教授会会長 6. 社団法人法学専門大学院協議会理事長 7. 大法官ではない法官1名 8. 学識及び徳望を持ち、各界の専門分野において経験が豊富な者として、弁護士資格を持っていない者3名。この場合、1名以上は、女性であるべきである。 委員長は、委員のうち大法院長が任命もしくは委嘱する。 推薦委員会は、大法院長の要請もしくは委員3分の1以上の要請があった場合もしくは委員長が必要であると認めた際に、委員長が招集し、在籍委員過半数の賛成で議決する。 推薦委員会は、提請する大法官(提請する大法官が2名以上である場合、各々の大法官を指す)の3倍数以上を、大法官候補者として推薦するべきである。 大法院長は、大法官候補者を提請する際に、推薦委員会の推薦内容を尊重する。 推薦委員会が第6項によって大法官候補者を推薦すると、当該推薦委員会は、解散されたとみなす。 その他、推薦委員会の構成および運営等について必要な事項は、大法院規則³が定める。</p>

³ 「大法官候補推薦委員会規則」

第1条(目的) この規則は、法院組織法(以下「法」と称する)第41条の2第9項によって、大法官候補推薦委員会(以下「推薦委員会」と称する)の構成および運営等について必要な事項を規定することを目的とする

同規則

第3条(委員長および委員) 委員長は推薦委員会を代表し、推薦委員会の会議(以下「会

<p>第42条(任用資格) 大法院長及び大法官は、15年以上、次の各号の職に在った40歳以上の者から任用される。</p>	<p>第42条(任用資格) 大法院長及び大法官は、20年以上、次の各号の職に在った45歳以上の者から任用される。</p>
<p>1.(省略)</p>	<p>1.(現行と同様)</p>
<p>2.弁護士の資格を有する者として、国家機関・地方自治団体・国営企業体・政府投資機関その他法人で法律に関する事務に従事した者</p>	<p>2.弁護士の資格を有する者として、国家機関・地方自治団体・国営企業体・政府投資機関・「公共機関の運営に関する法律」第4条による公共機関・その他法人で法律に関する事務に従事した者</p>
<p>3.(省略)</p>	<p>3.(現行と同様)</p>
<p>判事は、次の各号の1に該当する者から任用される。</p>	<p>判事は、10年以上、第1項各号の職に在った者から任用される。</p>
<p>1.司法試験に合格して司法研修院の所定課程を修了した者 2.弁護士の資格を有する者</p>	
<p>(省略)</p>	<p>(現行と同様)</p>
<p>第44条(補職) (省略)</p>	<p>第44条(補職) (現行と同様)</p>
<p>司法研修院長・高等法院長・特許法院長・法院行政処次長・地方法院長・家庭法院長・行政法院長及び高等法院並びに特許法院の部長判事は、10年以上、第42条第1項各号の職に在った者から補する。</p>	<p>司法研修院長・高等法院長・特許法院長・法院行政処次長・地方法院長・家庭法院長・行政法院長及び高等法院並びに特許法院の部長判事は、15年以上、第42条第1項各号の職に在った者から補する。</p>
<p>第44条の2(勤務成績の評定) 大法院長は、判事に対する勤務成績を評定し、その結果を、人事管理に反映させることができる。</p>	<p>第44条の2(勤務成績の評定) 大法院長は、判事に対する勤務成績及び資質を評定するために、公正な評定基準を設けるべきである。</p>
<p>第1項の勤務成績評定に関する事項は、大法院規則が定める。</p>	<p>第1項の評定基準には、勤務成績評定である場合には、事件処理率及び処理機関、上訴率、破棄率並びに破棄事由等が、資質評定の場合は、誠実性、清廉性及び親切性等が各々含まれるべきである。</p>
<p><新設></p>	<p>大法院長は、第1項の評定基準によって、判事に対する評定を実施し、その結果を、連任、補職および転補等の人事管理に反映させる。</p>
<p><新設></p>	<p>その他の勤務成績および資質の評定に必要な事項は、大法院規則⁴が定める。</p>

議」とする)を主宰し、事務を統轄する。

委員長が、不可避の事由のため職務を遂行することができない場合、大法院長が指名した委員がその職務を代行する。

法第41条の2第3項第1号の前任大法官は、法院行政処長を除く大法官のうち、任命日付、年長者の順による先順位者とする。

⁴ 「判事勤務成績等評定規則」

第1条(目的)この規則は、「法院組織法」第44条の2により、判事に対する勤務成績と

<p>第45条（任期・連任・定年） ～（省略）</p>	<p>第45条（任期・連任・定年） ～（現行と同様）</p>
<p>大法院長の定年は70歳、大法官の定年は65歳、判事の定年は63歳とする。</p>	<p>大法院長および大法官の各々の定年は70歳、判事の定年は65歳とする。</p>
<p>第45条の2（判事の連任） 任期が満了した判事は、大法官会議の同意を受け、大法院長の連任発令によって連任する。</p>	<p>第45条の2（判事の連任） 任期が満了した判事は、人事委員会の審議を経て、大法官会議の同意を受け、大法院長の連任発令によって連任する。</p>
<p>-（省略）</p>	<p>-（現行と同様）</p>
<p>第47条（心身上の障害による退職） 法官が、重大な心身上の障害によって、職務を遂行できなくなった場合、大法官の場合には、大法院長の提請によって大統領が、判事の場合には、大法院長が、退職を命じることができる。</p>	<p>第47条（心身上の障害による退職） 法官が、重大な心身上の障害によって、職務を遂行できなくなった場合、大法官の場合には、大法院長の提請によって大統領が、判事の場合には、人事委員会の審議を経て、大法院長が、退職を命じることができる。</p>
<p><新設></p>	<p>第53条の2（裁判研究員） 各級法院に、裁判研究員を置くことができる。 裁判研究員は、所属法院長の命を受け、事件の審理および裁判に関する調査・研究、その他必要な業務を遂行する。 裁判研究員は、弁護士の資格を持つ者から、大法院長が任用する。 裁判研究員は、契約職公務員にする。 裁判研究員は、総3年の範囲内で、期間を定めて採用する。 裁判研究員の定員・職制・その他必要な事項に関しては、大法院規則⁵が定める。</p>

資質評定に関する事項を定めることを目的とする。

⁵ 「裁判研究員の定員および職制等に関する規則」

第1条（目的）この規則は「法院組織法」第53の2第6項により、裁判研究員の定員および職制等について必要な事項を規定することを目的とする。

2013年法院組織法¹(2012年法との新旧対比)

[施行 2013.12.12][法律第 11530 号、2012.12.11、他法改正]

法院組織法 〔施行 2012.01.01〕 〔法律第 10861 号、2011.07.18、一部改正〕	法院組織法 〔施行 2013.12.12〕 〔法律第 11530 号、2012.12.11、他法改正〕
第 24 条(裁判研究官) ~ (省略)	第 24 条(裁判研究官) ~ (現行と同様)
判事ではない裁判研究官は2級もしくは3級相当の別定職公務員もしくは契約職公務員とし、その職制及び資格等については大法院規則で定める ² 。	判事ではない裁判研究官は2級もしくは3級相当の別定職公務員もしくは「 <u>国家公務員法</u> 」第 26 条の 5 による任期制公務員とし ³ 、その職制及び資格等については大法院規則で定める。
- (省略)	- (現行と同様)
第 53 条の 2(裁判研究員) ~ (省略)	第 53 条の 2(裁判研究員) ~ (現行と同様)
裁判研究員は契約職公務員にする。	裁判研究員は「 <u>国家公務員法</u> 」第 26 条の 5 による任期制公務員にする。
- (省略)	- (現行と同様)

¹ 出典:韓国「国家法令情報センター」ホームページ(全法令を検索できる):www.law.go.kr。「大法院規則」も検索できる。本稿で引用する大法院規則は、全て同サイトで検索・引用した。

² 「判事ではない裁判研究官に関する規則」

第 1 条(目的)この規則は「法院組織法」第 24 条第 4 項の規定によって委任された事項及びその施行のために必要な事項を規定することを目的とする。

³ 「国家公務員法」

第 26 条の 5(勤務期間を定めて任用する公務員)

任用権者は、専門知識・技術が必要である場合、もしくは任用管理に特殊性が必要である業務を担当させるために、経歴職公務員を任用する際に、一定期間を定めて勤務する公務員(以下「任期制公務員」とする)を任用することができる。

任期制公務員の任用要件、任用手続き、勤務上限年齢及びその他必要な事項は、国会規則、大法院規則、憲法裁判所規則、中央選挙管理委員会規則もしくは大統領令に定める。〔本条新設 2012.12.11〕〔施行日:2013.12.12〕第 26 条の 5

法官人事委員会規則

〔施行 2012.01.01〕〔大法院規則第 2378 号、2011.12.30 全部改正〕

法院行政処（企画第 2 担当官） 82-2-3480-1100

第 1 条（目的）この規則は「法院組織法」第 25 条の 2 第 6 項により法官人事委員会（以下「人事委員会」と称する）の構成及び運営等に必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 条（委員長及び委員）委員長は人事委員会を代表し、人事委員会の会議（以下「会議」と称する）を主宰し、事務を統括する。

委員長が不可避な事由のため職務を遂行することができない場合、大法院長が指名した委員がその職務を代行する。

委員の任期は 1 年であり、連任¹することができる。

第 3 条（委員の除斥・回避）委員は、自己もしくは自己の親族が当事者になるか、その他当該案件の審議・議決において公正を期することができない顕著な事由がある場合、その審議・議決に関与することができない。

人事委員会は第 1 項の除斥事由があると認めた場合、その議決によって除斥の決定をする。

委員は、第 1 項に該当する場合、自ら審議・議決を回避することができる。

第 4 条（幹事）人事委員会に幹事 1 名を置く。

幹事は法院行政処人事総括審議官になる。

幹事は委員長の指示により人事委員会の事務を処理し、会議に出席して発言することができる。

第 5 条（会議）会議は大法院長の要請により委員長が招集する。

委員長が会議を招集するためには会議開催 3 日前までに、会議の日時・場所及び案件等を各委員に知らせるべきである。但し、緊急の事情もしくはその他やむを得ない事由がある場合は、そうではない。

会議は在籍委員過半数の出席で会議し、出席委員過半数の賛成で議決する。

人事委員会は、当該案件の審議のために、必要な場合、委員ではない人物を会議に出席させ、その意見を聴取することができる。

会議は非公開にする。

第 6 条（会議録）会議を開催した際に、委員長は、委員会の議決を通じて、幹事に会議録

¹ = 重任

を作成させることができる。

第7条（審議事項の報告） 委員長は、大法院長に、委員会にて審議された事項を遅滞なく報告すべきである。

第1項の場合、大法院長は審議に関与した委員の陪席を要請することができる。

第8条（秘密漏洩禁止等） 委員や委員の職にいた者は、人事委員会の審議事項等、職務上知得した秘密を漏洩してはならない。

大法院長は、委員が第1項を違反した際に、当該委員を解任もしくは解嘱することができる。

第9条（手当等）大法院長は、人事委員会に出席した委員に、予算の範囲内で手当て及び旅費を支給することができる。

第10条（運営細則）この規則に規定したことのほかに、人事委員会の運営に必要な事項は、人事委員会の議決を経て、委員長が定める。

附則<第2378号、2011.12.30>

この規則は2012年1月1日から施行する。

大法官候補推薦委員会規則

〔施行 2011.09.16〕〔大法院規則第 2353 号、2011.09.16 制定〕

法院行政処（人事総括審議官室） 82-2-3480-1280

第 1 条（目的）この規則は「法院組織法」（以下「法」とする）第 41 条の 2 第 9 項により、大法官候補推薦委員会（以下「推薦委員会」とする）の構成及び運営等について必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 条（機能）推薦委員会は「憲法」第 104 条第 2 項による大法官提請対象者選定のための大法院長の諮問に応じ、大法官提請対象候補者（以下「候補者」とする）を推薦する。

第 3 条（委員長及び委員）委員長は推薦委員会を代表し、推薦委員会の会議（以下「会議」とする）を主宰し、事務を統括する。

委員長が不可避な事由のため職務を遂行することができない際には、大法院長が指名した委員がその職務を代行する。

法第 41 条の 2 第 3 項第 1 号の前任大法官は、法院行政処長を除外した大法官のなかで、任命日付、年長者の順による先順位者とする。

第 4 条（委員の除斥）委員は、自己もしくは自己の親族が当事者になった場合、その他当該案件の審査・議決に公正を期することができない顕著な事由がある場合、その審査・議決に関与することができない。

推薦委員会は第 1 項の除斥事由があると認められる際に、議決によって除斥決定をすることができる。

第 5 条（会議）委員長が会議を招集するためには、会議開催 3 日前までに、会議の日時・場所及び案件等を各委員に知らせるべきである。但し、緊急の事情もしくはその他不可避の事由がある場合には、そうではない。

会議は在籍委員過半数の出席で開かれる。

大法院長は、会議に出席もしくはその他の方法で、当該案件に関する意見を開陳することができる。

会議の手続き及び内容等は公開しない。

第 6 条（薦挙手続等）個人・法人もしくは団体は、法院行政処長を通じて、大法院長に書面（模写転送もしくは電子郵便は除外する）にて、大法官提請対象者として適合であると考えられる人物を薦挙もしくはその他大法官提請に関する意見を提出することができる。委員が薦挙する場合にも同じである。

第1項の薦挙は、候補者の学歴・経歴等主な人的事項及び薦挙事由等を明示して非公開とするべきである。

第7条（審査対象者等の提示） 大法院長は、大法官提請対象者として適合であると思われる人物を、推薦委員会に審査対象者として提示する。

大法院長は、第1項の審査対象者の他に、第6条の被薦挙人のなかに、明白な欠格事由がない人物を、推薦委員会に提示する。

大法院長は、第1項の審査対象者及び第2項の被薦挙人を提示する際に、学歴・経歴・財産・兵役等主要人的事項も伴に提出する²。

第8条（候補者の審査・推薦） 推薦委員会は、第7条第1項の審査対象者に対し、大法官適格について審査し、不適格で判明されていない者を候補者として推薦する。

推薦委員会は、第7条第2項の被薦挙人のなかで、候補者として適合であると認める者に対しても、大法官適格を審査し、的確であると判定された者を候補者として推薦することができる。但し、薦挙人が、意図的に被薦挙人を公開薦挙する等、第6条による薦挙手続を違反して審査に不当な影響を及ぼそうとした場合、議決として審査対象から除外することができる。

推薦委員会が第1項、第2項によって推薦する候補者は、提請人数の3倍以上であるべきである。

委員長は、会議が終わった際には、直ちに第1項、第2項の推薦内容を大法院長に書面で知らせるべきである。

推薦委員会は、第5条第4項にも拘わらず、候補者の名簿を公開する。

第9条（秘密漏洩の禁止） 委員やその職にいた者は、推薦委員会の審査事項等、職務上知得した秘密を漏洩してはならない。

第10条（手当等） 大法院長は、推薦委員会に出席した委員には、予算の範囲内で手当て及び旅費を支給することができる。

第11条（運営細則） この規則で定めた事項以外に、推薦委員会の運営に必要な事項は、大法院例規³として定めることができる。

附則<第2353号、2011.09.16>

² 原文には「提出する」となっていますが、同条第1項、第2項からみれば、「提示する」であると思われます。

³ 例規は検索されませんでした（データベース化していない可能性があります）。

この規則は公布した日から施行する。

判事勤務成績等評定規則

〔施行 2012.09.11〕〔大法院規則第 2424 号、2012.09.11、全部改正〕

法院行政処（企画第 2 担当官） 82-2-3480-1100

第 1 条（目的）この規則は「法院組織法」第 44 条の 2 により、判事に対する勤務成績と資質評定に関する事項を定めることを目的とする。

第 2 条（評定対象） 勤務成績と資質（以下「勤務成績等」とする）評定は、判事に対して行う。

休職、派遣等の事由により、当該評定期間中、法院における勤務期間が 3 ヶ月未満である場合には、評定を行わない。但し、大法院長が必要であると認定する場合には勤務成績等を評定することができる。

第 3 条（評定者） 勤務成績等評定者（以下「評定者」とする）は別表で定める。

大法院長は、海外研修もしくは司法研究中である判事に対して、必要であると認定する場合には、第 1 項の評定者に代わり法院行政処次長に対して一部項目を評定させることができる。但し、海外研修もしくは司法研究によって、当該評定期間中、法院における勤務期間が 3 ヶ月未満である場合には、法院行政処次長が全ての項目を評定するようにさせる。

高等法院長は、管轄地方法院もしくは支院所属判事の勤務成績等評定に対して、これを確認し意見を記載することができる。但し、その具体的な範囲は、経歴等を考慮し、大法院長が別途で定める。

第 4 条（評定事項） 勤務成績等評定は、判事の勤務成績と資質及びそれと関連する事項で、大法院長が人事管理に必要であると認定して定めた事項に対して行う。

裁判の独立性を害する憂慮がある事項に対して評定してはならない。

第 5 条（評定方法） 評定者は、勤務成績に関する事項を評定する場合、事件処理率と処理機関、上訴率、破棄率及び破棄事由、実質処理件数、終局率等が含まれた基準を適用し、資質に関する事項を評定する場合には、誠実性、清廉性、親切性、均衡感覚、責任感等が含まれた基準を適用し、裁量で評価するが、信頼性と公正性が保障されるように、客観的に評定すべきである。

評定者は、合議部所属陪席判事に対しては、所属合議部裁判長から、支院（高等法院部長判事級以上の法官が支院長である支院は除外）所属単独判事に対しては、支院長から意見書を提出していただいたもので評定に参考にし、その意見書は評定表に添付する。

評定者は、他の国家機関に派遣されている判事に対する評定を行うことにおいて、その国家機関の長の意見を聞いて評定に参考することができる。

第 6 条（評定時期）勤務成績等評定は、毎年 1 回大法院長が定める時期に行う。但し、大法院長は、必要であると認める場合には、随時評定の実施を命じることができる。

第 7 条（評定資料の保管） 評定者は、勤務成績等評定を行った後、直ちにその資料を大法院長に提出すべきである。但し、高等法院長の評定確認が必要である場合、管轄高等法院長に提出し、管轄高等法院長は評定確認を行い、直ちにその資料を大法院長に提出すべきである。

評定資料は大法院長が保管する。

第 8 条（評定資料の非公開）評定資料は公開しない。但し、他の法律や大法院規則に特別な規定がある場合にはそうではない。

第 9 条（評定結果の要旨告知） 判事は、大法院長が定めた期間内に評定結果の要旨を告知するように申請することができる。

大法院長は第 1 項の申請をした判事が、次の各号のいずれか一つに該当する場合、評定結果の要旨を告知する。

1. 当該年度評定結果が顕著に不良な場合
2. 累積された評定結果が不良な場合

第 10 条（評定結果に対する意見提出） 第 9 条第 2 項第 1 号に該当することで評定結果の要旨を告知された判事が、告知された日から 2 週間内に評定資料の提供を要請すれば、大法院長は、当該年度評定資料写本を交付する。

第 1 項の評定資料写本を交付された判事は、交付された日から 2 週間内に、評定に対する意見書を提出することができる。

大法院長は第 2 項の意見書を提出した判事に対して評定を行った評定者にその内容を通知し、意見書提出の機会を付与することができる。

大法院長は第 2 項及び第 3 項の意見書を評定資料とともに保管する。

第 11 条（非公開義務）第 8 条から第 10 条までの規定により、評定結果の要旨や評定資料を交付された判事は、その内容を公開しない。

附則< 第 2424 号、2012.09.11 >

第 1 条（施行日）この規則は公布された日から施行する。

第 2 条（他の法令との関係）この規則施行当時、他の法令で従前の「判事勤務成績評定規則」の規定を引用した際に、この規則のうちそれに該当する規定がある場合には、従前の

規定に代わってこの規則の該当条項を引用したものと看做す。

別表

勤務成績等評定者

評定対象者	評定者
司法研修院長、各級法院長、法院行政処次長、大法院主席裁判研究官・先任裁判研究官、法院図書館長、大法院長秘書室長、法院行政処企画調整室長・司法支援室長・司法政策室長・量刑委員会常任委員	法院行政処長
高等法院部長判事級以上支院長	所属高等法院長
各級法院勤務判事(法院長、高等法院部長判事級以上支院長除外)	所属法院長もしくは所属支院長(高等法院部長判事級以上の法官が支院長である場合)
法院行政処勤務判事(秘書室判事・量刑委員会運営支援団長含む、法院行政処企画調整室長・司法支援室長・司法政策室長除外)及び第2条第2項但書によって評定対象になる判事	法院行政処次長
法院図書館勤務判事	法院図書館長
司法研修院教授	司法研修院長
裁判研究官(先任裁判研究官除外)	主席裁判研究官
所属法院を異にする兼任(職務代理含む)判事	大法院長が指定する法院長もしくは支院長(高等法院部長判事級以上の法官が支院長である場合)

裁判研究員の定員及び職制等に関する規則

〔施行 2012.01.01〕〔大法院規則第 2365 号、2011.10.26、制定〕

法院行政処（企画第 2 担当官） 82-2-3480-1100

第 1 条（目的）この規則は「法院組織法」第 53 条の 2 第 6 項によって裁判研究員の定員及び職制等に関して必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 条（定員）各級法院に置く裁判研究員の定員は 200 人とする。

第 3 条（職級等） 裁判研究員は専門契約職公務員に補する。

裁判研究員の報酬は別表に規定された金額とする。

附則（第 2365 号、2011.10.26 >

第 1 条（施行日）この規則は 2012 年 1 月 1 日から施行する。

第 2 条（定員に関する経過措置）第 2 条の規定にも拘らず、2012 年までに各級法院に置く裁判研究員の定員は 100 名とする。

別表

裁判研究員の報酬

区分	報酬
任用当時「法院組織法」第 42 条第 1 項各号の在職期間を通算して 3 年以上である裁判研究員	「公務員報酬規定」第 36 条第 5 項による専門契約職公務員（カ級）に該当する金額
任用当時「法院組織法」第 42 条第 1 項各号の在職期間を通算して 3 年未満である裁判研究員	「公務員報酬規定」第 36 条第 5 項による専門契約職公務員（ナ級）に該当する金額

判事ではない裁判研究官に関する規則

[施行 2006.02.21] [大法院規則第 1992 号、2006.02.21、制定]

法院行政処 (企画第 2 担当官) 82-2-3480-1100

第 1 条 (目的) この規則は「法院組織法」第 24 条第 4 項の規定によって委任された事項及びその施行のために必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 条 (判事ではない裁判研究官の資格) 判事ではない裁判研究官は、一般職国家公務員 2 級もしくは 3 級⁴相当の報酬を支給される法院別定職公務員、法院契約職公務員、第 4 条の規定によって派遣された他の国家機関・公共団体・教育機関・研究機関等の所属公務員及び職員に補する。

判事ではない裁判研究官を、一般職国家公務員 2 級もしくは 3 級相当の報酬を支給される法院別定職公務員と補する場合、下記の各号各目のいずれか一つに該当する者のなかで任命する。

1. 一般職国家公務員 2 級相当の報酬を支給される法院別定職公務員に補する場合
カ. 博士学位所持者として公務員もしくは民間勤務・研究経歴 10 年以上であり、関連分野勤務・研究経歴 6 年以上である者
ナ. 碩士⁵学位所持者として公務員もしくは民間勤務・研究経歴 13 年以上であり、関連分野勤務・研究経歴 6 年以上である者
2. 一般職国家公務員 3 級相当の報酬を支給される法院別定職公務員に補する場合
カ. 博士学位所持者として公務員もしくは民間勤務・研究経歴 7 年以上であり、関連分野勤務・研究経歴 4 年以上である者
ナ. 碩士⁶学位所持者として公務員もしくは民間勤務・研究経歴 10 年以上であり、

⁴ 国家公務員法第 4 条 (一般職公務員の階級区分等) 一般職公務員は 1 級から 9 級までの階級で区分し、職群と職列ごとに分類する。但し、高位公務員団に属する公務員はそうではない。 < 改正 2010.06.08、2011.05.23、2012.12.11 >

次の各号の公務員に対しては、国会規則、大法院規則、憲法裁判所規則、中央選挙管理委員会規則もしくは大統領令に定めることによって、第 1 項による階級区分や職群及び職列の分類を適用しないことができる。 < 改正 2011.05.23、2012.12.11 >

1. 特殊業務分野に従事する公務員
2. 研究・指導・特殊技術職列の公務員
3. 人事管理の効率性と機関成果を向上させるために、第 1 項の階級区分もしくは職群及び職列の分類の適用を異にすることが特に必要であると認定される機関に属する公務員
削除 < 2010.06.08 >

第 1 項及び第 2 項による各階級の職務の種類別名称は、国会規則、大法院規則、憲法裁判所規則、中央選挙管理委員会規則もしくは大統領令で定める。 < 2010.06.08 >

[全文改正 2008.03.28]

⁵ = 修士

⁶ = 修士

関連分野勤務・研究経歴6年以上である者

第3条（判事ではない裁判研究官の定員）判事ではない裁判研究官の数を10人にする。

第4条（判事ではない裁判研究官の派遣要請）他の国家機関・公共団体・教育機関・研究機関その他必要な機関に対し、所属公務員及び職員を裁判研究官として勤務させるために派遣勤務を要請する際には、派遣事由、派遣期間、派遣を受け入れる公務員並びに職員の資格その他必要な事項を明示すべきである。

附則<大法院規則第1992号、2006.02.21>

第1条（施行日）この規則は公布した日から施行する。

第2条（他の規則の改正） 法院公務員規則一部を次のように改正する。

第88条本文を次のようにする。

公務員は次の各号のいずれか一つに該当する業務に従事することにより、公務員の職務上能率の阻害、公務に対する不当な影響、国家の利益と相反する利益の取得もしくは政府に対して不名誉な影響を招来することが憂慮される場合、これに従事することができない。

法院別定職公務員規則一部を次のように改正する。

第4条第3項に但書を次のように追加する。

但し、判事ではない裁判研究官は、判事ではない裁判研究官に関する規則第2条第2項の規定に該当する者とする。

別表の「法院公務員教授」欄の前に、「判事ではない裁判研究官」を次のように新設する。⁷

職務区分	一般職相当階級	勤務上限年齢
判事ではない裁判研究官	2級もしくは3級相当	60

法院契約職公務員規則一部を次のように改正する

第8条第1項⁸但書のうち「第3号・第6号・第7号並びに第8号」を「第3号・第6号及び第8号」にし、同条第3項のうち「第1項第3号・第6号・第7号並びに第8号」を「第1項第3号・第6号及び第8号」にし、同条第1項第7号を削除し、別表1の「調査研究」欄の前に「裁判研究」欄を次のように新設する。

⁷ ただし、「法院別定職公務員規則」では、この別表を2009年6月1日付で削除している。

⁸ 法院契約職公務員規則

第8条（採用契約の解止） 法院行政処長（第5条第1項但書の規定によって採用した場合には所属機関の長）は、契約職公務員に、次の各号の1に該当する事由がある場合には、採用契約を解止することができる。但し、第3号・第6号及び第8号に該当する事由がある場合には、採用契約を解止すべきである。

（各号の翻訳は省略いたします）

職群 ⁹	区分 (業務内容)	カ	ナ	タ	ラ	マ
裁判研究	裁判研究業務	裁判研究官	裁判研究官	裁判研究官	裁判研究官	裁判研究官

⁹ ただし、2011年10月26日の改正で、この表は次のように改正されている。
専門契約職公務員の職群別業務内容及び等級区分表（第2条第3項関連）

職群	区分 (業務内容)	カ	ナ	タ	ラ	マ
裁判研究	大法院の裁判研究業務	裁判研究官	裁判研究官	裁判研究官	裁判研究官	裁判研究官
	各級法院の裁判研究業務	裁判研究員	裁判研究員			

韓国の任官制度

2011年12月22日
国際室囑託 大川秀史

第1 前提事項

1、裁判官数と人口比

- ・韓国 2009年 2468人（うち女性559人 - 23%）
2010年 2600人程度（うち単独部を持てる裁判官が1800人）
総人口4833万人につき、1裁判官で1.8万人の市民に対応
- ・日本 2009年 3566人（同年4月1日の定員）
総人口1億2745万人につき、1裁判官で3.6万人の市民に対応。

2、裁判所体系【別紙1参照】

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%A4%A7%E9%9F%93%E6%B0%91%E5%9B%BD%E3%81%AE%E6%B3%95%E5%88%B6%E5%BA%A6>

このサイト中、「2 司法制度」の箇所参照。

第2 従前のキャリアシステム

1、司法研修院

- ・2年間の司法修習制度。【別紙2参照】
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/yousei/dai19/19siryou3.pdf>
このサイト中、P1「韓国」の箇所参照。
- ・2010年は979人が、2011年は970人が、それぞれ司法研修院を卒業（別途、ロースクールを卒業して弁護士試験に合格する者が1500人）。
- ・今後、司法研修院卒業生は漸減の予定。例えば2010年の司法試験合格者（2013年卒業見込）は814人で、前年比18%減。
- ・2016年をもって司法試験廃止、2017年2月に最後の入学、2019年1月に最後の卒業。

2、任命や選考 - キャリアシステム

- ・2010年は、司法研修生卒業生中、89人が予備判事として登録した。
- ・従前の法院組織法により、判事の資格は、司法試験に合格し司法研修院で2年間の研修を修了した者又は弁護士資格を有する者、と定められていた。
- ・法院組織法第41条（法官の任命）
大法院長は国会の同意を得て、大統領が任命する。
大法官は、大法院長の提請で国会の同意を得て、大統領が任命する。

判事は人事委員会の審議を経て、大法官会議の同意を得て、大法院長が任命する。
[改正2011.7.18] [[施行日 2012.1.1]]

- ・上記 は、2002年2月に新設された国会の人事聴聞会の同意を得る。
- ・大法院は毎年裁判官の需給事情等を考慮して一定数の人員を裁判官として任用する。その任用においては、人品と職務適格、清廉性、業務能力等を総合的に考慮する。業務能力を判断する資料として司法研修院の成績も考慮している。
- ・裁判官の選別過程は非公開が原則であることから、裁判官に任用されない志願者に対してその理由は通知しない。任用結果に関して不服意思を表示した志願者はいない。
- ・判事の任期は1期10年であり、再任されることができる。大法院長は70歳、大法官は65歳、その他下級法院の判事は63歳をもって退官する。
- ・法院組織法25条の2（法官人事委員会）
法官の人事に関する重要な事項を審議するために、大法院に法官人事委員会を設置する。
人事委員会は次の各号の事項を審議する。
 1. 人事に関する基本計画の樹立に関する事項
 2. 第41条3項による判事任命に関する事項
 3. 第45条の2による判事の連人に関する事項
 4. 第47条による判事の退職に関する事項
 5. その他、大法院長が重要であると認めて付議した事項人事委員会は委員長1人を含めた11人の委員で構成する。
委員は次の各号に該当する人たちを大法院長が任命し、囑託する。
 1. 法官3人
 2. 法務部長官が推薦する検事2名、ただし、第2項第2号の判事の新規任命に関する審議だけに参加する。
 3. 大韓弁護士協会長が推薦する弁護士2名
 4. 社団法人の韓国法学教授会、会長と社団法人の法学専門大学院協議会の理事長が各1名ずつ推薦する法学教授
 5. 学識と徳望があり、各界専門分野で経験が豊富な人として、弁護士の資格がない人2名、この場合、1名以上は女性でなければならない。委員長は、委員の中で大法院長が任命及び囑託する。
その他、人事委員会の構成と運営などに必要な情報は大法院規則で定める。
[全文改正 2011.7.18] [[施行日 2012.1.1]]

3、身分保障

- ・手厚い身分保障があり、例えば法院組織法第46条は次のとおり定める。
法官は弾劾決定・禁錮以上の刑の宣告によらなければ罷免されなくて、懲戒処分によらなければ定職・減給または不利な処分を受けない。(改正99・1.21)

法官の報酬は職務と品位に相応しいように法律で定める。（改正 94・7・27）

- ・ 給与については「法官の報酬に関する法律」が次のとおり定める。
第2条(報酬の基準) - (全文改正 2009.10.21)
法官の別表の法官の給料表に従い、給与とその他の報酬を受ける。ただし、公務員報酬が調整され、法官の給料とその他の報酬を調整する場合には、この法が改正されるまで、公務員報酬の調整比率に従い、大法院規則で定めることができる。

別表「法官の給料表」（月単位支給額，単位：ウォン）

職名	号給	給料額
大法院長		8,940,900
大法官		6,332,700
一般法官	17	6,323,400
	16	6,311,300
	15	5,953,200
	14	5,596,900
	13	5,277,400
	12	5,007,600
	11	4,877,600
	10	4,724,500
	9	4,468,900
	8	4,164,300
	7	3,901,500
	6	3,655,000
	5	3,417,200
	4	3,177,700
	3	2,946,200
	2	2,715,200
	1	2,409,900

4、転勤・出向等

- ・ 裁判官の配属異動システムとして、判事の勤務地は、各級裁判所の裁判官需給事情及び事件負担の程度を考慮して決定する。これに定期人事を控えて年1回提出を受ける希望勤務地を考慮して、具体的に特定の判事の勤務地が決定される。
- ・ 勤務地に関しては、事前に希望勤務地を十分に考慮して決定されるので、転勤を拒否する事例はなく、一勤務地で約2年間を勤務することになる。この期間中に特別な事

情が生じて、転勤を希望する場合、その事案及び裁判所の判事需給を考慮して転勤の可否が決定される。

- ・大法院長は、他の政府機関等から判事を派遣するよう要請される場合があるが、当該職務の性質に照らし適切と認められ、かつ、当該判事の同意がある場合、大法院長は当該判事の派遣を許可する。現在、判事は、憲法裁判所、外交通商部及び国会等に派遣されている。
- ・大法院は、判事が業務遂行上の技術を獲得し、経験を積み、職業意欲を高めることができるよう、また専門知識を有する人材を組織的に育成するために、海外研修を実施している（年間80人程度）。

5、人事評価

- ・人事評価システムとして、大法院長は判事の勤務を評価し、かつ、その結果を人事管理に反映させることができる。そのための諮問機関として、判事人事委員会が設置されている。裁判官に対する人事評価は外部的には公開されていない。評価基準は対外秘事項とされ、知りえない。
- ・法院組織法第44条の2（勤務成績などの評定）
大法院長は判事に関する勤務成績と資質を評定するために、公正な評定基準を備えなければならない。
第1項の評定基準には、勤務成績評定になる場合、事件処理率と処理機関、上訴率、破棄率および破棄事由などが、資質評定の場合には誠実性、清廉性および親切性などが含まれるようにする。
大法院長は第1項の評定基準により、判事に対する評定を実施し、その結果を連任、補職および転補などの人事管理に反映する。
その他、勤務成績と資質の評定に必要な事項は、大法院規則で定める。
（全文改正 2011.7.18 / 施行日 2012.1.1）

第3 ロースクール制度下の任官制度

1、ロースクール

- ・従来の法曹養成制度に対しては、過度な司法試験対策のための勉強による弊害（受験を意識し、十分な法学教育ができなくなってきており、受験の長期化がみられ、法学教育の荒廃が起きている）、司法研修院の弊害（司法研修院における研修の重点が、裁判官や検察官の養成にあり、弁護士の養成としては脆弱であるほか、国民からは法曹のなれ合いとの批判もある。このため、「国家主導の試験による法曹選抜」から「民間主導の教育による法曹養成」への転換を必要とする）、多様で競争力のある法曹養成の必要性（グローバル化への対応や、法律学以外の学問分野の勉強が必要だが、司法研修院も対応できていない）、との指摘がなされていた（なお韓国における法曹の「質」の問題とは、この意味のようである）。
- ・2009年3月より開講。未習と既習の区別なく、3年制のみ。

- ・ロースクールに入学するには、適性試験(読解と論理)に合格(受験?)する必要があり、これに合格(受験?)した上で、ロースクールの入学試験を受けて合格する必要がある。ロースクール入試は、適性試験、語学成績、学部成績、論述、書類審査、面接試験などで構成され、前期と後期に分けて実施される。
- ・多様な専攻出身者がいる(法律では、法学外分野、該当法学専門大学院の設置された大学外博士出身比率をそれぞれ3分の1以上と定めている)。例えばソウル大ロースクールの現院生、医師・薬剤師・会計士・記者出身者も。
- ・生活保護者、母子家庭、障害者らの優先合格枠5%がある(法定事項)。
- ・公立で年1000万W、私立で2000万Wの授業料が大きな負担である。57%の学生が奨学金を利用しているが、国の支援はなく、企業や卒業生の寄付に依拠。

2、弁護士試験

- ・3年間のロースクール課程を修了すれば、弁護士試験(択一、論文、法曹倫理)の受験資格が得られる。
- ・試験科目は、公法(憲法・行政法)、民事法(民法・商法・民事訴訟法)、刑事法(刑法・刑事訴訟法)とし、論述式はこれらの科目に加えて、専門法律分野科目の中から選択した1科目で行う。日本のような予備試験の制度は設けない。
- ・受験回数制限は、卒業月の末日より、5年以内に5回まで。
- ・2012年3月に初めて実施される弁護士試験、合格率を、ロースクール入学定員2000人の75%である1500人とした。2013年以降の合格率は未定。
- ・大韓弁協は、若手の就職難や会費滞納等より、50%を主張。
- ・ロースクール教授や市民団体は「合格率が低くなると、ロースクール在学生在が受験準備だけに力を入れるようになり、ロースクール教育が無実化してしまう」として80%を主張、ロースクール生は90%を求めてデモ行進。

3、新しい任官制度

- ・裁判所は従前、キャリアシステム志向が大変強かった。また、司法研修院=裁判官や検察官の養成重視=判検交流による馴れ合い、と批判されていた。他方、法曹一元であれば、判検の馴れ合いは解消する、と考えられた。
- ・法学専門大学院制度の施行後は、法曹三者をそれぞれの職域別に研修する制度の導入が検討されている。それぞれ独自に6ヶ月間、研修する制度など。

- ・判事については、弁護士試験に合格した者に対して、直ちに判事に任用する方案、経歴5年以上の弁護士の中から判事を選抜する方案、二つの方案を並行する方案、のいずれを採用するか、また、弁護士試験とは別途に判事任用試験を導入するかについて、大法院が検討していると報じられている。
- ・本年10月に表敬訪問した際のソウル大ロースクールの助教授によると、裁判官や検察官の任官任検方法の詳細は未定とのこと。裁判所でのロークラーク2年、その後も経験を積み、5年後に任官していく案などが出されている。
- ・本年12月の現時点で、その後の新しい情報は得られていない。

第4 弁護士任官

1、要件等

- ・2011年6月22日の韓国聯合ニュースによれば、韓国国会の司法制度改革特別委員会は、2013年から2022年まで順次、に一定期間の検察・弁護士・法学教授など法曹経歴があれば、裁判官として任用できるようにする法曹一元化計画案を決定した。同委員会はこの計画案を確定し、法制司法委員会に送付した。
- ・この計画では、下記の各法曹人の中から判事を任用するとしている。
 - 2013年から2017年までは経歴3年以上
 - 2018年から2019年までは経歴5年以上
 - 2020年から2021年までは経歴7年以上
 - 全面的な実施に入る2022年からは、経歴10年以上
- ・大韓弁護士協会等の情報によると、本年12月の現時点でこの状況に変わりはない。
- ・法官人事規則第12条（法曾經歴）
次の各号の経歴を法曾經歴とする。（改正2011年6月30日）
 - 1.判事、検事、弁護士
 - 2.弁護士資格を取得した後、国家機関、地方自治団体、国・公営企業、「公共機関の運営に関する法律」第4条による公共機関または、その他の法人で法律に関する事務に従事した経歴
 3. 弁護士資格を取得した後、公認されている大学の法律学の助教授以上の職にいた経歴と、国内または外国の大学や研究機関で法官の職務と関連する学問を研究した経歴第1項各号の職に従事するために、教育機関または待機期間などは、その全部または一部を法曾經歴に算入することができる。

2、任命と配置

- ・法官人事規則第5条（判事の任命）
判事は法官人事委員会の審議を経た後、大法官会議の動議を得て任命する。

- ・同第7条（任用に関する意見照会）
大法院長は司法研修院修了者を判事として任用すう場合、司法研修院長により判事任用に関する意見書および参考資料を提出させることができる。
大法院長は、検事、弁護士などを判事に任用する場合、在職機関の長、所属地方弁護士会長または大韓弁護士協会長、任用対象者の在職機関や勤務地を管轄する法院の法院長など、関係機関の長に意見を聞き、参考資料の提出を要求することができる。
- ・同第8条（新規任用判事の配置）
新規任用判事は本人の希望、適正、任用審査の結果などを考慮して配置する。

第5 その他の裁判所関連事項

1、ヤメ判・ヤメ検問題

- ・弁護士10940人中、裁判官出身者が14、3%、検察官出身者が10、8%を数える。弁護士会の役員にも、ヤメ判・ヤメ検が多い。
- ・裁判官経験を積んだ後に弁護士になれば、裁判官出身ということで裁判所に影響力があると考えられ、成功する（韓国は人とのつながりが強く、高校の先輩後輩や軍隊の先輩後輩などの関係を非常に大事にする）。
- ・このような「前官礼遇」が韓国法曹界の長年の懸案事項であったが、2011年4月、裁判所および検察庁出身の弁護士につき、退職前1年から退職の時点まで、勤めていた機関において処理する事件を1年間受任できないようにする旨の弁護士法改正案が国会を通過し、2012年より施行される。

2、裁判研究員（ロークラーク）

- ・2012年1月1日施行の法院組織法57条の2で新設。
- ・単独を持てる裁判官1800人に1人ずつ、ロークラークを付する。
- ・新卒（司法研究院やロースクール修了者）または5年以下の経験の弁護士を対象に。
- ・ロークラークの任期は2年、総定員200人。雇用創出効果も。
- ・1～2審担当裁判所に配置され、裁判官が事件を審理するために必要な各種資料を調査したり、関連法理を研究・分析するなどの裁判支援業務を引き受ける。
- ・裁判官の過重な業務負担を軽減し、国民が迅速且つ充実した裁判を受ける権利を保障するのが目的である。

3、国選専担弁護士

- ・「国選専担弁護士」：2004年9月スタート。裁判所に所属し、刑事事件の国選弁

護事件のみを行う。

- ・1ヶ月20～25件受任し、月給800万W+運営費50万W。但し2011年度以降は、司法研修所修了直後の弁護士の報酬額については月額600万Wとすることが予定されている。
- ・全国に135人おり、20代から50代まで幅広い(2011年1月現在)。ソウル中央地方法院だけでも27人。
- ・応募殺到し、2009年12月には17人募集に対し277人応募。倍率16倍。
- ・専念義務あり、任期2年。

4、裁判部専属国選弁護士

- ・「裁判部専属国選弁護士」：国選事件以外に私選事件も取扱いながら裁判部に所属し本案事件で国選弁護活動をする。ソウル中央地方法院に236人。
- ・「国選専担弁護士」「裁判部専属国選弁護士」いずれも、刑事弁護活動の質に対する批判から生まれたものであるが、裁判部に所属することから、弁護士の独立性の点で問題との指摘もある。

(以上)

~~~~~  
<ご質問事項>

- 1)韓国における従来の裁判官採用システム如何 【第2の2参照】
- 2)改正が予定されている弁護士任官システムの概要。特に弁護士任官システムと不可分の法曹養成、裁判制度の改革があれば知りたい。 【第4の1参照】
- 3)今回の新しい弁護士任官システムはどのような手順を経て立案されていったのか。例えば、司法制度改革審議会が設置され、その最終意見書を基にした等。 【第4の1参照】
- 4)何を改善したいと考え今回の弁護士任官システムの改正がなされたのか。従来の制度のどこが悪いと考えられたのか? 【第3の3参照】
- 5)現在、改革に向けての準備段階にあるが、改革案はどのように評価されているか。準備段階においてどのような問題点が生じているか。 【不明】
- 6)新しい弁護士任官システムの始動にあたり、どのような対策が講じられているか。例えば、弁護士任官者への1年間の研修制度、判決書きの簡略化、弁護士が裁判官になっても支障がないような新しい裁判制度の創設等 【不明】

7) 弁護士任官システム

現在のシステム - 採用までの手続、任官資格 【 第4の1～2参照】

弁護士任官システムが導入された理由(導入目的) 【 第3の3参照】

任官システムの実際 - 応募人数、採用人数、任官の具体的内容(常勤・非常勤など)  
待遇(給与)、どのような地位についているか(部長、所長、長官など) 【 不明】

弁護士任官システムに対する評価 【 不明】

全裁判官数、弁護士任官者数 【 第1の1参照】

8) 法曹一元となると、当然裁判官以外の法律職務経験があることになり、その中の弁護士の比率・検察官の比率・学者の比率・その他の政府や企業の法律家の比率と、各経験年数をどう設定するか。 【 第4の1参照】

9) 司法行政(特に任地やポストの決定方法)

現在の韓国の裁判官制度で、当初の任地とポストはどのようにして決めるのか? 本人の希望はどのように考慮されるか? 一度任地が決まれば、その後の異動はどのようになるのか? 【 第2の4参照】

裁判官任期は? 任期がある場合、再任はどのようにして決めるか? 【 第2の2参照】

現在の韓国の裁判所制度で、異動する場合に任地はどのようにして決まるのか? 中央の指示か、それとも公募や本人の応募等のシステムが一部でもあるのか? 範囲を限定する異動などはあるか? 【 不明】

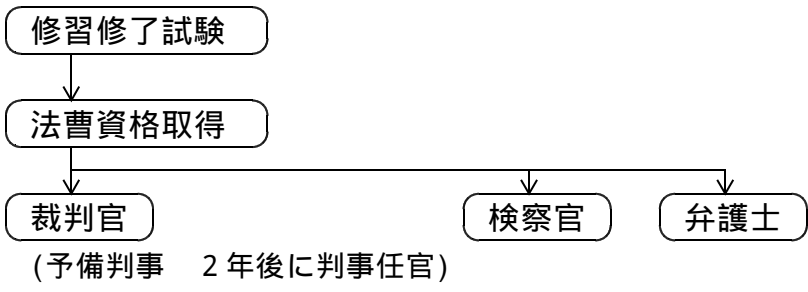
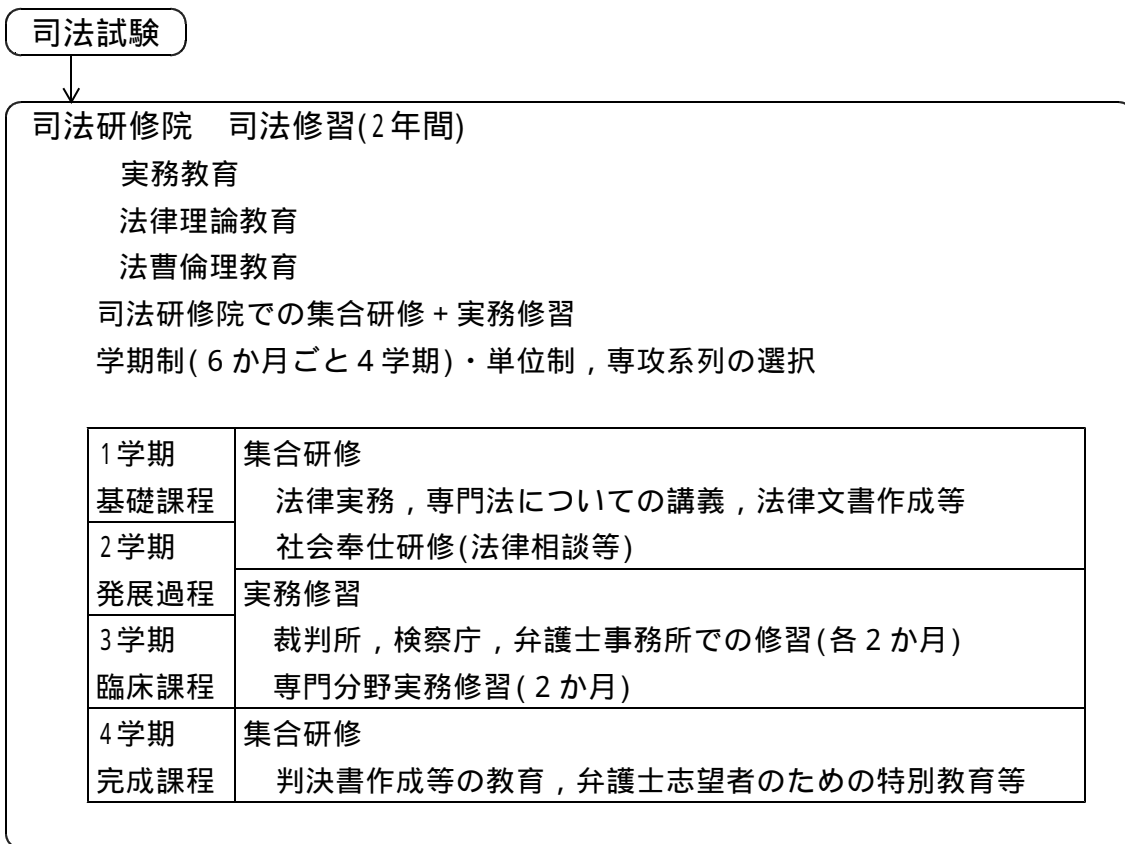
法曹一元に移行した後は、司法行政はどの部署が担当するのか? 外部法律家から任官することになると考えられるが、その場合任地やポストを特定して公募・応募などのシステムが取られているのか? それとも裁判官一般への応募で、任地・ポストは司法行政を担当する部署で決めるのか? 【 不明】

現在と法曹一元に移行した後の、各時期の裁判官選任システムはどのようになっているのか? 日本の指名諮問委員会的な制度はあるか? 【 不明】

裁判官評価はどのようにして行うか? 外部からは参与連帯などが評価して公表することもあると聞いているが、外部からの評価情報を収集するシステムは? 【 不明】

**韓国**

統一養成



**【身分】**

大法院所属の国家公務員

**【人数】**

司法研修生は以前は約300人であったが, 1997年には496人, 1999年には694人, 2001年には800人, 2002年には976人となった。

**【給費制に関する制度改正】**

司法研修生の増加に伴い, 司法研修生の給与を通常为国家公務員の職級とは切り離し, 減給。

**【修習専念義務】**

あり。営利業務への従事は禁止。非営利業務の兼職にも司法研修院長の許可が必要。

ドイツ

州単位での統一養成

大学 法学部（最低3年半）

第1次国家試験（州ごと）

司法修習（州ごと，2年間）

実務教育

法曹倫理教育

修習の内容は州によって異なる。

第2次国家試験（州ごと）

法曹資格取得（完全法曹）

裁判官

検察官

弁護士

行政庁・企業等

ベルリン州の場合

【司法修習の内容】

民事裁判6か月，検察3か月，行政研修3か月，選択修習（民事裁判所・刑事裁判所・行政裁判所・検察庁・行政官庁・弁護士事務所から選択）3か月，弁護修習3か月，選択修習（国内又は外国での研修）6か月の合計2年。

実務修習は，弁護士事務所や検察庁に毎日通うわけではなく，課題を与えられ，週何回か，指導を仰ぎに指導官の下に赴くという形式。

【身分】

従前は公務員であったが，2002年7月4日の州法改正により，公務員ではなくなった。現在の立場は，「公的・法律的に養成を受ける立場」となっている。

【人数】

年間約800名の修習生を受入れているが，希望者が多すぎるため，修習生となるまでの待機期間（約1年間）が生じている。

【給費制に関する制度改正】

司法修習生の身分を公務員から非公務員としたことに伴い，給料（生計手当）が減額された。

【修習専念義務】

週8時間まで副業が認められる。例外として，法律家的な副業（弁護士事務所の手伝い等）については，週10時間まで許可される。

**カナダ** (ケベック州以外)

大学(4年間) 学部レベルでは法学専門教育は行われない

ロースクール(3年間)  
法曹養成のための法学専門教育  
カリキュラムは米国のロースクールとほぼ同様

法曹資格付与コース (Bar Admission Course ; B A C )  
各州の法律家協会が実施  
講義課程 (受講生が授業料を支払う)  
実務修習 (Articling)(修習先が給与を支給する)

**【オンタリオ州の例】**

スキル課程 (第1期)

- ・約8週間の講義
- ・弁護士としての責任・技能のトレーニングが中心。試験あり。
- ・授業料(約2200カナダドル)を支払う。

実務修習 (第2期)

- ・約10か月の実務修習
- ・法律事務所での実務修習  
(政府機関や裁判所等に就職して実務修習を行う者もいる。)
- ・修習先から給与の支給を受ける。

実体法・手続法課程 (第3期)

- ・約10週間の講義
- ・実体法及び手続法の講義
- ・授業料(約2200カナダドル)を支払う。
- ・最終試験

**【ブリティッシュコロンビア州の例】**

座学研修及び試験

- ・約10週間の講義
- ・授業料(約2500カナダドル)を支払う。
- ・最終試験

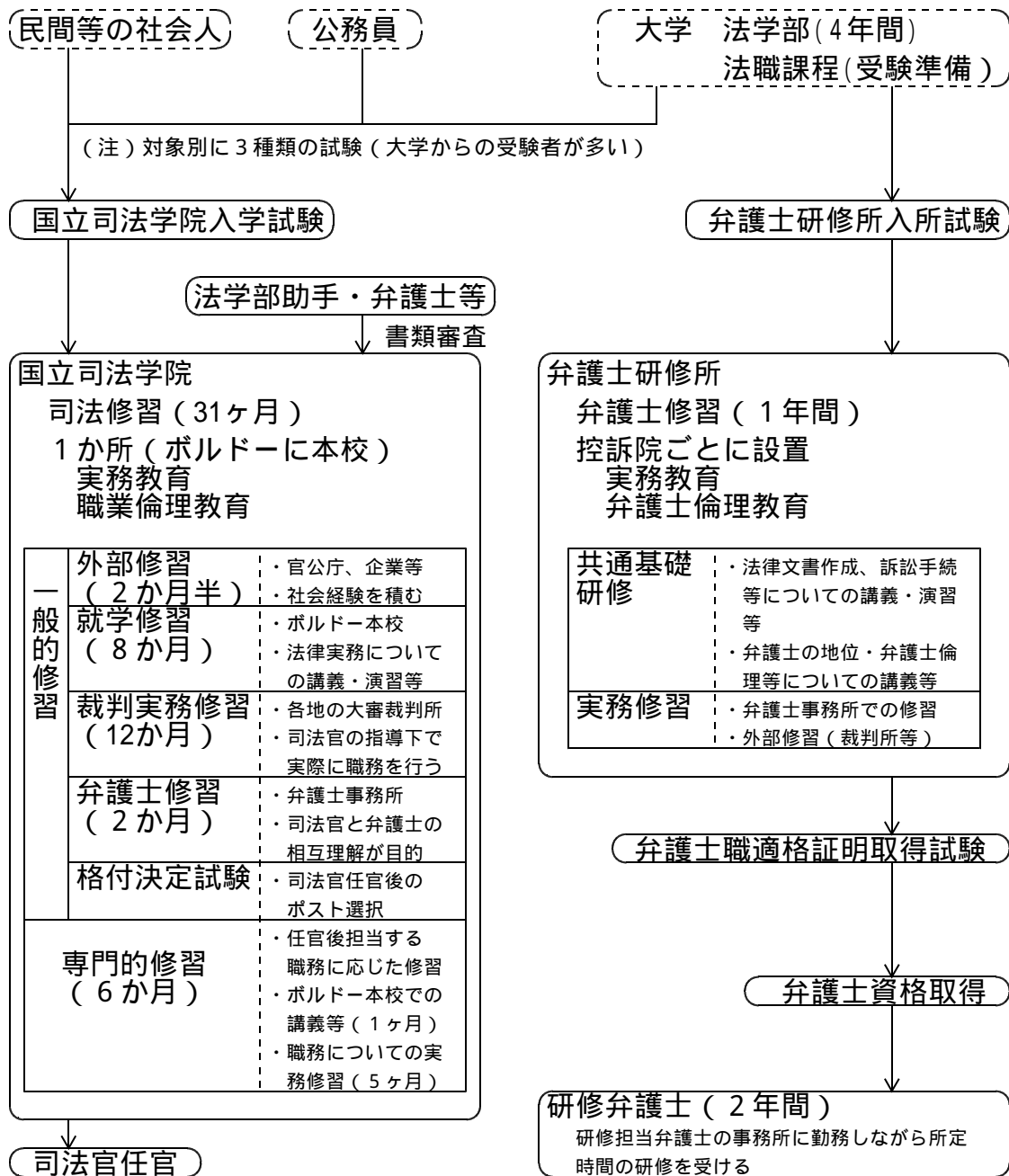
実務修習:

- ・約9か月の実務修習
- ・修習先から給与の支払いを受ける。

(上記 と の前後関係は選択制となっている)

法曹資格の取得

フランス 司法官と弁護士の分離養成



【司法修習生の待遇】

- ・司法官，公務員，研修公務員の身分を同時に有する。
- ・守秘義務を負う。
- ・報酬の支給を受ける。
- ・他の有給の活動及び職業活動を行うことはできない。

【司法修習生の人数】

- ・毎年約200人程度。

【弁護士修習生の待遇】

- ・入学金を支払う。
- ・報酬・手当の支給はない（研修所が国との間で奨学金に関する取決めを結んでいる。）。

【弁護士修習生の人数】

- ・フランス全体で毎年約2000人程度。



2012年4月23日

「韓国法曹養成・弁護士任官制度に関する勉強会」報告事項

弁護士 金哲敏

## 第1（改革の内容）

### 1 法曹養成制度、とりわけ裁判官制度（とりわけ弁護士任官制度）における改正の概要

法曹一元制度の段階的導入が2013年度より本格的に実施される。これに伴う法院組織法の改正は既に完了。

弁護士任官制度は、1990年代後半にスタート。当初はごく制限的（年1～3人程度）2000年代に法曹一元の議論が盛んになるにつれて人数が増加。しかし、裁判所が望む人材は集まらず（弁護士として実力不足であったり、儲けられない者が応募）司法試験合格者増に伴う法曹業界の飽和に伴い、少しずつ優秀な人材が応募するようになったとのこと  
直近では年50人程度が応募し、そのうち20～30人を採用しているとのこと

判事経験者へのヒアリングによれば、弁護士任官採用者は、元判事経験者は直接部長判事に任用されるが、判事経験のない弁護士経験者は、経歴に応じて地裁または高裁での陪席を経験した後、部長判事や単独判事に配置される運用となっている模様。現状において、部長判事による陪席判事への教育が必要であること、判決書作成実務等の特殊な部分についての研修的な期間が必要であるとの考えによるとのこと  
ただし、現時点で弁護士任官者は20～30代の弁護士で、40～50歳の弁護士はいないとのことなので、かかる任官弁護士の経験状況による影響も考慮する必要がある

### 2 法科大学院制度の導入によって、現在どのような現象、混乱が生じているか。 それに対し、どのような対策が実施又は計画されているか。

韓国は、2009年3月から法科大学院制度をスタート。特色は以下の通り。

- ・ 全国25校（首都圏14校、地方11校）
- ・ 総定員は2000人、個々の法科大学院の入学定員は150名以下。
- ・ 既習未習問わず3年コース
- ・ 法科大学院を設置する場合は、法学部を廃止
- ・ 弁護士試験受験は5年内5回まで可能

2012年1月3日～7日にかけて第1回弁護士試験を実施

1/3 公法（午前：選択式 / 午後：事例式 + 記録式）

- 1/4 刑事法（午前：選択式 / 午後：事例式 + 記録式）
- 1/6 民事法（午前：選択式 / 午後：記録式）
- 1/7 民事法・専門的法律分野に関する科目（午前：民事事例式 / 午後：専門分野事例式）

2012年3月23日 弁護士試験合格者発表

合格者 1451名、合格率 87.15%

そもそも定員の75%として1500人を合格者目処としていたが、留年者・受け控え等が多発したため、受験者数自体が減少し高い合格率となった。

大学院別では、12カ所が75%以上の合格率を達成。最高は100%、最低は57.14%。（都市圏と地方とでは地方が劣勢）

来年度の合格者数が何名となるかは不透明（急激に合格率が低下する可能性もある）

弁護士試験合格者に対しては、司法修習制度が廃止された。

弁護士の開業のためには、6か月以上の実務経験又は大韓弁護士協会等の実施する同期間の研修受講（50数科目、30万ウォンでの受講可）が必要とされている

司法試験および弁護士試験の大量合格者発生による就職難により、進路が未確定の弁護士試験合格者が大量に発生。上記研修受講後の進路についても不透明。

現時点では、制度の運用を手探りでやっている状態。一段落したところで、対策の検討が始まるものと思われる。

### 3 司法試験の大量合格によって、現在どのような現象、混乱が生じているか。 それに対し、どのような対策が実施又は計画されているか。

2011年修習終了者は約1000名、弁護士試験合格者と合わせると約2500名弱  
（なお、2011年度の司法考試合格者は707名）

大量の供給に需要が追いつかず、新人弁護士の就職難・待遇悪化が顕著

従来、司法考試合格者は、政府機関に就職する場合、行政考試合格者と同じ5級公務員として採用されていたが、2011年度修習からは6級公務員として採用されることに企業内弁護士も、代理（課長代理）級での採用が増えているとされる

遵法支援人制度の導入等、需要の喚起対策は継続して検討されている模様だが、有効打はない。従来、法曹が担当して来なかった領域（警察など）も含めて、新たな領域に進出していかなければ、供給に対する需要を確保できないという指摘がある。

### 4 上記1ないし3に関連して下記の細目について

弁護士試験：韓国では2012年3月に初めて実施される弁護士試験、合格率を、ロースクール入学定員2000人の75%である1500人とした。実際の結果は？

2012年度は、合格者 1451 名、合格率 87.15%

**修習制度：法学専門大学院制度の施行後は、法曹三者をそれぞれの職域別に研修する制度の導入が検討されていたようだが、実際どうなったのか。**

弁護士試験合格者に対しては、修習制度は廃止された。

**任官：裁判官や検察官の任官任検方法の詳細は未定で、裁判所でのロークラーク2年、その後も経験を積み、5年後に任官していく案などが出されている、とのことだったが、現時点で何か決まったことがあるか。**

裁判官任官

法院組織法を改正（2012.1.1 施行）し、以下の通り裁判官任官資格を厳格化

- ・ 大法院長と大法官は 20 年以上の判事、検事、弁護士等の職にあった 45 歳以上の者
- ・ 司法研修所長、各級法院長、高等法院部長判事等は 15 年以上の法曹経歴者
- ・ 2013 年 1 月 1 日より判事は 10 年以上の法曹経歴者から認容する者とする。ただし、判事任用のための在職年数に関しては、経過規定が以下の通りとされた
  - 2013. 1. 1. ~ 2017. 12. 31. に任用する場合は 3 年以上の経歴を要する
  - 2018. 1. 1. ~ 2019. 12. 31. に任用する場合は 5 年以上の経歴を要する
  - 2020. 1. 1. ~ 2021. 12. 31. に任用する場合は 7 年以上の経歴を要する
  - 2022. 1. 1. 以降は 10 年以上の経歴を要する

第 1 回弁護士試験合格者から従前の裁判官採用制度を廃止。

弁護士試験合格者に対しては、裁判研究員（ロークラーク）として登用する制度を導入。ソウル高等法院管内で約 60 名、テジョン、テグ、プサン、クワンジュ各項等法院管内に各約 10 名の採用。2022 年までは、定員は 200 名の範囲で大法院規則で定めるものとされ、任期は 3 年の範囲とされている。

2012.1.1 から施行され、2017.12.31 までの採用は任期 2 年の範囲で期間を定めて採用するものとされる。したがって、ロークラークの任期満了後に直接裁判所に判事として就職することはできず、他の法曹経験を 1 年以上積んだ後に判事に志願する必要がある（ただし、1 年の空白期間に対する不安が根強く、従前と比べて優秀な人材がロークラークに応募しなかったとの指摘がなされている）

ロークラークは裁判所での労働力としての側面より、将来の判事候補への教育・優秀人材の事前確保に対する期待が強いようにも見受けられる

検事任官

検察は、弁護士試験合格者に対しても、引き続き直接検事任官を認める。

検事任官後、法務研修院において 1 年の研修を実施する予定（検察庁における 3 か月程度の実務研修を含む）

**法曹一元：2011年6月22日の韓国聯合ニュースによれば、「韓国国会の司法制度改革特別委員会は、2013年から2022年まで順次に、検察・弁護士・法学教授など法曹経歴が一定期間あれば、裁判官として任用できるようにする法曹一元化計画案を決定した。同委員会はこの計画案を確定し、法制司法委員会に送付した。」とあるが、2013年から施行されることが決定したのか。**

上記のとおり 2012年1月1日付けで改正法院組織法が施行されている

**業務拡大：韓国では、「遵法支援人」の採用を決め、2012年4月施行だが、実際の運用はどのような状況か（採用方法，報酬，人数等々）**

2011年商法改正により遵法支援人制度が導入(2012.4.15 施行)。  
施行令では、資産総額 5000 億ウォン以上の会社が対象とされた。  
当初の立法予告時には資産総額 3000 億ウォン以上の上場会社、全 430 社（全体上場会社の 25.5%）が遵法支援人制度導入対象であったが、最終案では資産総額 5000 億ウォン以上の上場会社、全 287 社（全体上場会社の 17%）に対象縮小。  
遵法支援人の資格は 弁護士、5 年以上法律学助教授、 法律的知識と経験の豊富な者として(ア)法律学修士学位以上の所持者で上場会社の法律部署 5 年以上勤務者、(イ)上場会社の法務部で 10 年以上勤務した者  
遵法支援人を導入した企業には一定の税務メリットを与える等の誘導策も検討中

## 第2（改革へのきっかけ）

**1 一連の法曹養成制度の改革、とりわけ裁判所改革（とりわけ裁判官の給源）がなされたのはなぜか（従前の旧制度の何が問題だったのか？）**

### 裁判所のスタンス

国民の司法判断への信頼の一層の向上（経験豊富で優秀な法曹による裁判への期待）  
従来のキャリア裁判官制度自体に問題があったとするものではなく、より一層の信頼性向上を図る趣旨との説明

韓国の司法分野は、とりわけ優秀人材が志願して来るという特色があったが（社会の最エリート層は法曹というシステム）、そのような前提を持ってしても、司法に対する世界的評価が上位とは言えなかったという点も影響？

### 大韓弁協の主張

従来、韓国は、他国に例を見ないほど司法分野に優秀人材が集まる仕組み。その理由は、文化的特性、身分保障、昇進制度を通じた競争システムの維持、退任後の高収入が保証される現実等が長所として認識された結果。しかし、直近 5~10 年間を見ると、これらの点が欠点（若い人材の価値観の変化、身分保障による組織の墮落、退任後の裁判官に

よる前官礼遇（天下り）の問題）が顕在化し、司法の信頼が失われた。その手当として法曹一元が必要との主張

特に、事件の比重や性格に照らしあまりに若い裁判官による裁判、一年に1,2回ずつ担当裁判官が替わることによる裁判遅延、権威主義とマンネリズムによる裁判官の当事者軽視、高等部長判事昇進から脱落した中堅裁判官の大量離職を招く序列主義、大法院（最高裁）の人手不足による事件滞留と門前払い裁判の増加等の弊害を除くことが目的

## 2 旧制度の改革には様々な方向性がありうる中で、なぜ韓国は今回の改革内容を選択したのか。どのような目的と成果を期待したのか。

1990年代以降の司法改革の流れの中で法曹一元の主張が提起され、裁判所がこれを受け入れたことにより、大きく前進  
ただし、上記のとおり、裁判所と大韓弁協の間には、従来のキャリア裁判官制度に対する評価において大きな認識のギャップがある模様

## 3 今回の大改革において、主導的な役割を果たした団体及び個人は誰か

司法制度改革推進委員会（2005年設立）

委員長は国務総理と大統領が委嘱する民間委員等。委員会は、国務委員と法院行政処長等の18名以内で構成された本委員会と国務調整室長を委員長とする19人以内の委員で構成される実務委員会、実務業務を受け持つ企画推進団等で構成。

2003年8月22日に大統領と大法院長とが司法改革に共同で合意するに至り設置に至る。ここで大きな方向性が確定し、法曹一元化導入の流れができたとされる。

法院行政処

上記の司法改革の方針に従い、具体的な制度導入に関する実務は、法院行政処が中心となって担当した模様

## 4 改革案に対する主要あるいは有力な反対意見はどのようなものであったか。

## 5 そのような反対意見を克服した要因はいかなるものであったか。

法院行政処出身の元判事等らへのヒアリングによれば、法曹一元の導入という方向性については、総論的な大きな反対は存在しなかった模様。

各論的な反対意見や懸念点としては、以下のような論点が挙げられている

円滑な優秀人材の判事としての供給に対する懸念（一定の経歴以上の人間の採用が円

滑になされるか？)

判事は年 100 人の採用を実施中だが、これを満たせるか？

今後 3 年間は、軍法務官出身者（司法研修所終了後、兵役として軍法務官勤務を 3 年行う者）が排出されるため、こちらから 50 人程度を確保すれば、現状でも、弁護士任官者が 20～30 人程度いることを考えると、その他法曹経験者から 30～50 人程度採用することは現実的な数値との評価あり。

しかし、4 年目以降は純粋にその他法曹経験者から 100 人の採用が必要であるため、十分な優秀人材の確保が可能かについては憂慮の声あり

優秀人材確保のためのコスト増（経歴のある優秀人材を確保するためには、応分の報酬を支払う必要があり、判事の待遇を大幅に引き上げる必要があるとの指摘）

弁護士の地域的偏在状況を前提とした場合の、優秀人材確保の偏在の問題（弁護士の少ない地方の裁判所に優秀な判事を配置できるか？）

裁判制度自体の変化を伴わざるを得ないとの指摘（詳細な判決書の作成からの解放、和解・ADR 等による解決の促進）

判事の人事制度の改変の必要性（地方への異動の可否、一審と上訴審との役割分担の明確化、合議部の減少と単独部の増加）

弁護士・検事等への法院における評価情報・基準の蓄積の必要

2023 年までは司法試験の合格者も継続的に輩出されることに伴う混乱への憂慮

これらを解消ないし緩和するために、2023 年までの移行期間を設け、段階的な導入を図ることとされた。

### 第 3（改革に対する現在の評価）

#### 1 上記改革に対する現時点での社会の評価はどうか

急進的な制度改変に過ぎ、混乱を惹起しているとの一部批判は存在する（新聞報道）

まだ制度の導入段階であり、肯定的評価よりは、制度改変による不安・憂慮の提起が大きい模様。ただし、社会的に大きな反対意見があるようにも見えない。

#### 2 現在、改革内容について見直し、再検討の動きがあるか、あるとすれば何か

まだ、再検討の動きが出るほど制度実施が進んでいない。

### 第 4（韓国視察、シンポ講師などについて）

#### 1 本年 11 月に韓国視察を予定している。視察先としてどこが適当か

法院行政処

具体的な制度導入の実務、ロークラーク制度の運用についての情報

法務部、大検察庁

検察官養成についての情報、検察庁としての法曹一元への対応

大韓弁護士協会

法曹一元導入の経緯、弁護士試験合格者に対する義務研修の状況

その他

主要ローファーム、司法研修生、ロークラークなどの当事者や、中立的第三者（学者、市民団体）

## **2 来年3月に10周年シンポを開催し、韓国の有識者を報告者として招聘したい。誰が 適当か**

候補者としては、下記のような有識者が考えられる。

- ・ 法院行政処の実務担当者
- ・ 大韓弁護士協会の法制理事
- ・ これらの経験者（判事出身の学者や弁護士など）

以上

2012.05.24 情報統計室会議 報告資料

朴 炫貞

### 1. 弁護士試験合格者の活動範囲

活動範囲に関する規定：「弁護士試験」合格者の法律事務従事・研修に関する質疑回答<sup>1</sup>内容  
(以下質疑回答内容サマリー。下線は朴が入力。)

問1：

- 弁護士試験合格者は合格と同時に弁護士資格を取得するか。
- 弁護士資格取得と同時に弁護士登録が可能か。
- 法律事務従事期間中、法務法人所属弁護士として登録することが可能か。
- 法務法人所属弁護士としての受入を公告することが可能か。
- 事務所の外部看板に「弁護士・氏名」の表記をすることができるのか。

答1：

弁護士試験合格者は、弁護士法第4条第3項および第7条により弁護士資格を取得し、その資格を取得することによって大韓弁護士協会に登録することができる。但し、弁護士法第21条の2および第31条の2により法律事務従事機関にて6ヶ月以上の実務修習を終えないと、単独で法律事務所を開設することはできない。また、事件を単独もしくは共同で受任することはできない。法務法人における担当弁護士にもなれない。

一方、法務法人での所属弁護士として登録することや、受入公告もしくは看板に弁護士の表記をすることは、このような制限範囲にないため許容される。但し、これらは弁護士としての開業を前提にするため、弁護士法第7条により大韓弁護士協会に登録しなければならない。

問2：

法律事務機関従事期間中、大韓弁協への登録なしに法律事務従事機関にて研修を受ける場合、義務研修(試験合格後6ヶ月の研修)として認められるのか。

答2：

弁護士試験に合格した者は弁護士資格が認定されるが、6ヶ月の研修を終えるべきである。6ヶ月法律事務従事もしくは研修を終える前までには、法律事務所の開設、法務法人構成員としての活動および事件受任をすることができない(弁護士法第4条第3号、第21条の2第1項および第31条の2第1項)。弁護士試験合格者の実務修習制度による制限は、上

<sup>1</sup>「法務部(法務省)で、弁護士法改正による弁護士試験合格弁護士の法律事務従事機関での実務修習に関して、主な質疑・答申資料を添付のように通報」(大韓弁護士協会ホームページの公示事項から。[http://www.koreanbar.or.kr/notice/board01\\_detail.asp](http://www.koreanbar.or.kr/notice/board01_detail.asp)、2012年5月23日アクセス)



2012.05.24 情報統計室会議 報告資料

朴 炫貞

記の事項に限定されるため、大韓弁協に登録しなくても法律事務従事もしくは研修は可能である。

但し、弁護士資格者が弁護士として開業するには大韓弁護士協会に登録すべきであり、登録しないで弁護士法第 3 条による法律事務等を取り扱う場合、3 年以下の懲役もしくは 2 千万ウォン以下の罰金を課されることになる(弁護士法第 112 条第 4 号)。もし、実務修習過程で遂行する業務が法律事務取扱としてみなす余地がある場合、大韓弁協への登録なしで行った活動は、上記の規定に違反する可能性がある。

問 3 :

法律事務従事期間中に、大韓弁護士協会に弁護士登録をしないで、訴訟復代理、弁護士としての法律相談・書面作成行為、法律事務従事機関担当弁護士名義の書面作成補助および相談補助、弁護士職位および従事機関名が明示された名刺の製作・配布、所属法務法人等のホームページに「弁護士・氏名」で掲示することは可能か。弁護士登録をしたならば、このような行為が可能か。また、もしこのような業務を無償で取り扱う場合ならば、結論で違いはあるのか。

答 3 :

弁護士試験に合格した者は、弁護士法第 4 条第 3 号により弁護士資格を取得する。但し、弁護士資格者が大韓弁護士協会に登録しないで同法第 3 条による法律事務等を取り扱う場合、3 年以下の懲役もしくは 2 千万ウォン以下の罰金を課されることになる(同法第 112 条第 4 号)。

したがって、未登録弁護士試験合格者は、法律事務の取り扱いおよび弁護士開業を前提にして、弁護士として自分を外部に知らせる行為がすべて禁止される。もし、一定の手続きを踏まえて同法第 22 条の事務職員として活動しようとするならば、これにより許容された業務は取り扱うことができる。しかしながらこれは、弁護士試験合格者としての地位とは関係ないことであり、この場合、弁護士法および大韓弁護士協会会則・規則等に定めた登録手続き等を遵守すべきである。

法律事務従事もしくは研修を終えなければ単独で法律事務所を開所すること、法務法人等の構成員としての加入、受任等の活動が制限されるため、復代理、弁護士としての法律相談・書面作成行為は、弁護士登録をしたか否かに関係なく不可能である。但し、実務修習課程の一環として、既存の弁護士が主導する依頼人との法律相談を補助することや書面作成を補助することは可能である。この制限は有償・無償に関係なく適用される。

## 2 . 就職状況 大手法律事務所への就職状況と出身校を中心に<sup>2)</sup>

<sup>2)</sup> 『法律新聞』2012 年 5 月 8 日記事。

大手法律事務所 10 か所(所属弁護士数基準)に就職した法学専門大学院出身弁護士の出身校(法学専門大学院基準)は、95.6 パーセントが首都圏所在の法学専門大学院出身(表 1)。

| 法学専門大学院 |    |         | 人数           |
|---------|----|---------|--------------|
| 所在地     | 分類 | 大学院名    |              |
| ソウル     | 国立 | ソウル大学   | 49 (43.4%)   |
| ソウル     | 私立 | 延世大学    | 19 (16.8%)   |
| ソウル     | 私立 | 高麗大学    | 15 (13.3%)   |
| ソウル     | 私立 | 成均館大学   | 11 (9.7%)    |
| ソウル     | 私立 | 梨花女子大学  | 4 (3.5%)     |
| ソウル     | 私立 | 西江大学    | 3 (2.7%)     |
| ソウル     | 私立 | 中央大学    | 2 (1.8%)     |
| ソウル     | 私立 | 慶熙大学    | 2 (1.8%)     |
| ソウル     | 公立 | ソウル市立大学 | 1 (0.9%)     |
| ソウル     | 私立 | 建国大学    | 1 (0.9%)     |
| ソウル     | 私立 | 韓国外国語大学 | 1 (0.9%)     |
| 地方      | 国立 | 慶北大学    | 2 (1.8%)     |
| 地方      | 国立 | 忠南大学    | 1 (0.9%)     |
| 地方      | 国立 | 全北大学    | 1 (0.9%)     |
| 地方      | 国立 | 全南大学    | 1 (0.9%)     |
| 合計      |    |         | 113 (100.2%) |

表 1 大手 10 か所ローファームに就職した人数

このようにソウル大学・SKY 大学、ソウル所在大学に偏った採用結果の原因に関して、関係者たちは、非公開で行われるローファームの採用プロセスが主な原因であると指摘している。つまり、知人の推薦による選抜がその原因であると指摘している。正式採用に大きな影響を及ぼすインターン採用の段階から、すでに出身校・地縁等による推薦が行われるため、地方所在大学には均等な機会が与えられないのである。全北大学のある教員は、「各ローファームが、主なロースクールの学生を中心に知人が推薦する方式で採用するため、地方大学

卒業者は機会を得ることができない」と指摘する。

これに関して問題として指摘されるのは、法学専門大学院修了生を客観的に評価するための指標がないということである。弁護士試験の成績が公開されないのも原因として指摘されている。弁護士試験の成績を公開しないのは、法学専門大学院の序列化を防ぐためであったが、結果的にはむしろ序列化をもたらしたと説明されている。「弁護士試験成績を公開しないために、出身ロースクールでの成績や個人のスペック等、他の要素を参考にするしかない」状況であり、「弁護士試験成績を公開し、成績優秀な地方大学出身ロースクール弁護士を採用するならば、このような序列固着化の問題も緩和されるだろう」と、ロースクール関係者は述べた。

ところが、各ローファームは、首都圏大学者を意図的に選抜したためではなく、採用した後に見たら結果的にこうなったと説明する。大手ローファームの一つである「広場」で弁護士採用を担当する弁護士は、「採用の際に、計量化された基準を適用するのではなく、応募したチームで必要な資質を優先的に評価する」と説明する。その資質に関して、「たとえば国際仲裁チームならば外国語能力を、知的財産チームなら関連の資格や背景知識等を評価する。その他に、企業文化にふさわしいか、構成員たちとのコミュニケーションがうまくできるか等を評価している」とした。地方大学ロースクール出身者が少ない理由に関して、「地方大学出身者であるとしても、優秀ならば採用しない理由がない。しかし、実力が足りないならば、無理して採用することはできない」と説明した。

### 3. 弁護士の業務・活動領域拡大に関して<sup>3)</sup>

「訴訟業務市場より中小企業へ。待遇への期待も下げるべき」

訴訟業務中心の既存の弁護士市場だけでは、ロースクール出身弁護士と司法研修院出身弁護士をすべて吸収することができない。今年にはロースクール出身 1,500 人、司法研修院出身 1,000 人、約 2,500 人の弁護士が輩出された。このうち法院(裁判所)・検察等法曹機関と大手ローファームや大企業等に行く人数を除く約 1,200 人は、弁護士開業以外には進路がない。

ところが、訴訟業務以外を探してみれば就職先はある。司法試験合格者が 1,000 人になった 2001 年以後、企業の社内弁護士や公共機関といった就職先を探していた弁護士たちが、仕事での成果を出し始めている。さらに、司法試験に合格して法院・国会公務員・長期軍法務官・公益活動志望者も増えているなど、認識の変化がみられる。

社内弁護士は、「遵法支援人」制度の導入のため、ブルー・オーシャンである。2011 年 11 月に国内大企業と金融会社等に勤務する社内弁護士たちが「韓国社内弁護士会」を創立した。社内弁護士は、今年 4 月から遵法支援人制度の導入のためブルー・オーシャンと呼ばれている。

公務員として働く弁護士、長期軍法務官勤務希望者、公益弁護士(人権派弁護士)を志望する弁護士も増えている。

### 4. ソウル地方弁護士会の意見調査：弁護士予備試験制度および司法研修制度の導入に関する意見調査の結果を報道資料として発表<sup>4)</sup>

#### ➤ 意見調査の概要と結果

ソウル地方弁護士会が、2012 年 4 月 2 日から 4 月 10 日までに、第 19 代国会議員候補者 928 人を対象に、弁護士試験制度等に関する意見調査を実施し、その結果を報道資料として公表。回答者数 82 人。このうち選挙に当選したのは 18 人。

意見調査結果、弁護士予備試験制度導入に賛成したのが 85%。反対したのは 9%。反対意見の中には、ロースクール制度自体を廃止すべきだという意見を出したのも。弁護士予備試験制度導入の適切な時期は、これから 1~3 年後が適切であるという意見が多数(68%)。

弁護士試験合格者について、日本のように司法研修院にて 1 年間、修習修了後の進路に関係なく全員同一の内容で修習を受ける司法研修制度の導入に関して賛成(75%)。迅速に導入すべきであるという意見が 68%。

<sup>3)</sup> 『法律新聞』2012 年 1 月 6 日記事。

<sup>4)</sup> 「第 19 代国会議員候補者たちに対する弁護士予備試験および司法研修制度導入に関する意見調査結果発表」ソウル地方弁護士会報道資料(2012.04.18)。

2012.05.24 情報統計室会議 報告資料

朴 炫貞

➤ ソウル地方弁護士会長による意見調査へのコメント

2012年3月23日、第1回弁護士試験合格者1,451人が公表された。87.15パーセントという高い合格率と、1,660点満点で720.45点という、期待より低い合格最低点が公開された。

ロースクール出身法曹が持つ法律実務能力、さらにはロースクール制度自体に対する国民の不信。また、一部の企業では、ロースクール出身者たちに当該企業の法律事件を配当しないという方針。

このような不信の原因として、異常に高い弁護士試験の合格率と、非常に低い合格最低点を取り上げられる。さらに根本的には、高費用のため法曹進出が難しくなったという、国民たちの喪失感。現在の司法試験は国民ならだれもが学歴に関係なく受験することができ、経済的格差に関係なく定量的評価により客観的な結果で評価される。しかしながらロースクール入学試験は、面接官の主観、つまり定性的評価によって実施され、このためいい家柄と学閥、海外奉仕、学業以外の多様な文化・芸術的経験、有名企業でのインターンシップ経験等、個人の「スペック」を高める機会に恵まれた高学歴・高所得階層出身の学生たちがロースクール入学機会に恵まれている。これはロースクール入学者の特徴分析結果から明らかになっており、ロースクール制度は、「いいスペック」を持つことができ、さらに高額の授業料を負担することができる高所得層のための偏向的制度という弊害を裏付けている。

したがって、庶民層の法曹界進入を保証するためには、日本のように弁護士予備試験制度を迅速に導入し、ロースクールに進学できなかった人々も法曹になれる道を作るべきである。また、第1回弁護士試験結果は、ロースクールでの3年間という教育期間が、これまでの司法試験体制に比べてあまりにも短期間であるため、高度の専門性を要求する弁護士資格を与えるには十分ではないということを表している。もちろん、弁護士法では合格者たちに6ヶ月間の実務修習を義務付けているが、一定の期間を決めているだけで、実務修習の結果一定レベルに達することまでは要求していない。実効的かつ体系的な実務教育課程さえも提示されていない。

結果的に、3年間の教育機関と通過儀礼的な弁護士試験、そして形式的な6ヶ月間の実務修習を経た弁護士が提供する法律サービスは、社会で要求する質的水準を保証できるとは思えない。そしてこれは国民の、司法に対する不信につながる事が明らかである。また、すでに法律マーケットが開放されている状況で、このように問題を持つ今のロースクール制度と弁護士試験制度を放置し続ける場合、結局、外国ローファームによる国内マーケットの蚕食と司法主権の侵害という取り返しのつかない結果をもたらす可能性を排除できない。

したがって、ロースクール制度を先に実施している日本における司法研修制度のように、短期間のロースクール教育を補完し、より良質の法曹を輩出するために、弁護士試験合格者は一括で司法研修院に入所し、1年間の体系的な実務修習を履修するべきである。これと

2012.05.24 情報統計室会議 報告資料

朴 炫貞

ともに、正確な法律市場の需要予測を通じて、弁護士試験合格率を調整すべきである。今年のように数百人の法曹人力が失業者に転落することは防止しなければならない。このように継続的に国家の優秀な人材を活用できず失業者軍を形成するようにさせてしまうことにより、国家競争力は低下し、社会的混乱ももたらされる。また、政府では、ロースクール制度導入を前提に予定した法務担当官(政府)、遵法支援人(企業向け:商法で規定)制度の迅速な実現と安着のために努力すべきである。

ソウル地方弁護士会は、ロースクール制度が、国民の上に君臨する差別的障壁で変質されないよう、弁護士予備試験制度の導入を積極的に推進していく方針である。さらに、法曹の質的水準を保証し、国民の権利が侵害されないようにして、法曹に対する国民の信頼を高め、弁護士試験合格者に対する司法研修制度を導入するために努力していく方針である。

## 5. 法学専門大学院出身弁護士の実務修習をめぐる状況に関する記事<sup>5</sup>

- 浮き彫りになった問題(現場の声から)
  - ✓ 実務修習制度が急に施行されたため、教育条件が整備できておらず、給与も払えないし、教育のためのマニュアルもない。実務修習教育経験を持つ弁護士もいない。いきなり「法律事務従事機関修習教育制度」が実施され、ロースクール出身弁護士たちを担当することになった。
  - ✓ 旧司法試験合格者より能力が劣るのに、人件費を負担するわけにはいかない。
  - ✓ 事務所の必要によって採用して受入れたのではないため、通常の賃金で雇用されることを期待してはならない。
  - ✓ 実務修習教育を管理・監督する法務部では管理・監督の義務を果たしていない。積極的な対策に取り組んでいない。
  - ✓ ロースクールでは、卒業生の就職率を上げるために様々な変則的措置に取り組んでいる(後述するが、6ヶ月間無給で「雇用」されるのも含めて就職率を計算している)。
- 法律事務所に採用されたロースクール出身弁護士たちの不満:
  - ✓ 自分たちを受け入れた法律事務所では、義務的に6ヶ月間修習教育を受けないと活動できないということを利用して、不公正な条件で雇用契約を締結する。
  - ✓ 修習教育の実態からみれば、弁護士業務ではない業務(学部でコンピュータ工学を専攻した弁護士は、法律事務所のホームページ制作業務だけ担当、学部で英文学を専攻した弁護士は、法律事務所で英文契約書の翻訳だけ担当等)を担当させること、弁護士ではなく一般職員として採用すること等が取り上げられる。

<sup>5</sup> 「ロースクール出身弁護士、実務修習に大きな不満を抱える」『法律新聞』2012年5月3日記事、「ロースクール出身弁護士の実務修習現場」『法律新聞』2012年5月3日記事。

2012.05.24 情報統計室会議 報告資料

朴 炫貞

- ✓ 6ヶ月の修習契約後、再契約がおこなわれるという期待を持って、仕方なく勤務している。
- ✓ 給与は月100万ウォン前後(2012年5月24日19時40分の時点で67,436.82円)<sup>6</sup>。無給で「採用」するところも多数。
- ✓ ところが、100万ウォン前後の報酬で6ヶ月間の契約期間で採用されたのはまだいいほうだと言える。合格者のうち約600人が、上記のような形での「就職」もできず、いまだどこに行っているのかわからない<sup>7</sup>。
  - このような状況がもたらされたもう一つの原因として取り上げられるのは、ロースクール出身者の求職活動の特徴。
  - 弁護士として活動するためには、6ヶ月間上記のように法律事務所に就職して教育を受けるか、大韓弁協で実施する実務研修教育課程を修了することが必要である。
  - ところで、大韓弁協の課程に登録・修了することは、自分の「無能力」を自ら広報することだと思われる。大韓弁協の課程に登録するのは、就職できなかったからだともみなされるため。弁護士試験の成績が非公開になっているため、自分の能力を表す方法が他にない状況で、無給でも事務職員でもいいから、どこかに就職したという経歴が重要であると思われるため。

## 6. 隣接士業との関係 同業問題等をめぐる議論

2012年3月に、司法書士(韓国では「法務士」)が司法研修院出身の弁護士を公開採用した<sup>8</sup>。この事件をめぐる論争をきっかけに、弁護士と隣接士業との同業を許容するか否かに関する論争が活発に起こっている。

大韓弁護士協会では、この問題を肯定的に検討する動きも。賛成する立場では、同業によって法律専門職の競争力強化が期待され、顧客にはワンストップサービスを提供できると主張するが、否定的な立場では弁護士の公益性と職業的倫理が毀損される憂慮があり、さらには競争が過熱化する恐れもあるため、大韓弁協がどのような結論を出すか注目される。

法務部が2011年12月21日に「弁護士制度改善委員会」を設置。同委員会で検討する主な内容は、弁護士仲介制度の導入、非弁護士との協業システム構築、弁護士懲戒強

<sup>6</sup> 一方、司法試験に合格して司法研修院を修了して中規模法律事務所に就職すると500万ウォン前後の報酬だと言われている。

<sup>7</sup> 2012年4月27日ソウル地方弁護士会訪問で、同弁護士会長の説明による。

<sup>8</sup> これをめくり、弁護士法違反ではないかという論争が起こった。当事者の司法書士は、採用ではなく「迎入」であったため問題なかったと主張(ちなみに、1人の迎入に司法研修院修了予定者20人が応募)。

2012.05.24 情報統計室会議 報告資料

朴 炫貞

化、 専門弁護士登録の厳格化および情報公開、 公益専門担当弁護士への支援<sup>9</sup>。

---

<sup>9</sup> 『法律新聞』2012年1月17日記事。

韓国「法律新聞」2012年11月30日記事

<http://www.lawtimes.co.kr/LawNews/News/NewsContents.aspx?serial=69733&kind=AB&page=1>

## 憲法裁判所、「司法研修院第42期生に、法官に任用される機会を付与すべき」

### 経歴法官制度導入以前に入所した司法研修生の信頼を保護する必要

#### 「限定違憲」の決定<sup>(1)</sup>...司法府の法官新規任用に混線が不可避

経歴法官制が導入される前に司法研修院に入所した司法研修生たちに、法官即時任用機会を与えないのは、憲法に違反するという、憲法裁判所決定が下された。

改定された法院組織法は、判事任用資格について、「10年以上法曹界経歴者」として、来年から施行するが、過渡期的に、2017年末までは、「3年以上経歴者」たちも、判事として選抜されることができるようになっている。

今回の憲法裁判所の決定によって、来年、司法研修院を修了する第42期生研修生たちは、法曹経歴がなくても、法官として任用できるようになった<sup>(2)</sup>。しかしながら、法院は、すで

以下、下線・太字・網掛けは、翻訳した朴が設定しました。

(1) (以下、憲法裁判所ホームページの説明を引用)

「違憲法律審判」は、憲法裁判官全員で構成された全員裁判部で審理し、審理後、終局決定を下す。違憲法律審判で下される**終局決定の基本的類型**には、「却下決定」「合憲決定」「違憲決定」がある。このほかに、「限定合憲決定」「限定違憲決定」「憲法不合致決定」等、変形された、実質的な違憲決定がある。

憲法裁判所は、法律が憲法に違反されると判断される場合、単純に、法律の全部もしくは一部の違憲を宣言することができるが、審判の対象となる法律(条項)が、様々な意味で解釈される可能性がある場合、事案によって、合憲となり得る限定された場合のみに対して合憲決定をすることもでき(限定合憲決定の例:「~をどのように解釈する限り、憲法に違反されない」「どのような解釈の下では、憲法に違反されない」)。また、違憲となり得る、限定された場合に対してだけ、違憲を宣言することもできる(限定違憲決定の例:「どの法第何条をどのような場合までに適用するのは、憲法に違反される」「どの法第何条は、どのように解釈する限り、憲法に違反される」)。

また、場合によっては、法律の重要な条項が違憲になることにより、その法律全体を施行することができないと認められる場合、法律全体に対して違憲の宣言をする(例:「どの法は憲法に違反される」)。このほかに、法律が、憲法に違反されるが、一定の事由がある場合には、違憲決定を避けて、法律の違憲性だけを確認する、**憲法不合致決定**をすることができる。憲法不合致決定の場合、憲法に合致されない条項の効力喪失について、また、その時期もしくは適用中止か否か等によって、具体的な表記方法が異なる。(出典:憲法裁判所ホームページ:<http://www.ccourt.go.kr/home/justice/judgment02.jsp>)

(2) 「憲法裁判所法」の規定:

**第45条(違憲決定)** 憲法裁判所は、提請された法律もしくは法律条項に対して、違憲か否かだけを決定する。但し、法律条項の違憲決定によって、当該法律全体を施行することができないと認定される場合、当該法律全体について、違憲決定することができる。[全文改正 2011.04.05]

**第47条(違憲決定の効力)** 法律の違憲決定は、法院およびその他の国家機関および地方自治団体を羈束する。

違憲として決定された法律もしくは法律の条項は、その決定があった日から、効力を



韓国「法律新聞」2012年11月30日記事

<http://www.lawtimes.co.kr/LawNews/News/NewsContents.aspx?serial=69733&kind=AB&page=1>

に経歴法官制度を前提にして、これら修了予定者を含むロークラークの選抜を終えた状態であるため、法官の新規任用に関して、今後、混線が生じると予想される。

憲法裁判所は、11月29日、司法研修院生であるオミンジュさんなど821名が請求した、法院組織法附則第1条等に対する憲法訴願事件(2011憲マ786・2012憲マ188併合<sup>(3)</sup>)の判断で、「(法院組織法が改正された)2011年7月18日当時司法研修生の身分だった者が、司法研修院を修了する年の判事任用に志願する場合に適用される限り、憲法に違反される」と、裁判官6名(限定違憲)対3名(合憲)の意見で、限定違憲決定を下した。

憲裁(憲法裁判所)は、決定文で、「判事任用資格に関する法院組織法規定は、ここ40年間大きく変化されることなく維持されてきており、国家は、立法行為を通じて、司法試験に合格した後、司法研修院を修了する者は、判事任用資格を取得することができるという信頼の根拠を提供してきたとみなすべきである」と明らかにした。

続いて、「司法改革が必要であるという社会的要請に応じて、司法府の人事制度を改善する必要によって、判事任用資格については、法曹経歴を持つように強化した。これは、公益のためであるが、公益が、いくら重大かつ長期的観点から必要であるとしても、法院組織法改正当時にすでに司法研修院に入所した人々に対しても、至急適用すべきであるほどに緊要だったとは、考え難い」とし、「法院組織法改正当時、司法研修生の身分を持っていた人々の信頼保護という次元で、通常、彼らに予定されていた、司法研修院修了時点で、少なくとも1回は、司法研修院入所当時の信頼通り、従前の規定のような、判事即時任用の機会を付与すべきである。法院組織法附則第1条は<sup>(4)</sup>、これに反する限度内で、信頼保護原則に反する」と説明した。

但し、イジンソン・アンチャンホ・カンイルランの3人の裁判官は<sup>(5)</sup>、「オ氏等は、判事

---

喪失する。但し、刑罰に関する法律もしくは法律の条項は、遡及してその効力を喪失する。

第2項但書の場合、違憲として決定された法律もしくは法律の条項に基づいた有罪の確定判決に対しては、再審を請求することができる。

第3項の再審については、「刑事訴訟法」を準用する。

(3) 憲法裁判の事件番号。

(4) **法院組織法附則第1条(施行日)** この法は、2012年1月1日から施行する。但し、第41条の2(大法官候補推薦委員会)の改正規定は2011年9月1日から施行し、第42条(任用資格)第1項・第2項、第44条(補職)第2項および第45条(任期・連任・停年)第4項の改正規定は、2013年1月1日から施行する。

(5) 憲法裁判所は9名の裁判官で構成される(憲法裁判所法第3条)。なお、同法第23条では、審判定足数を規定している。裁判部は、裁判官7人以上の出席で事件を審理し(同条第1項)、終局審理に関与した裁判官過半数の賛成で、事件に関する決定を下す(同条第2項)。但し、法律の違憲決定、弾劾の決定、政党解散の決定もしくは憲法訴願に関する

韓国「法律新聞」2012年11月30日記事

<http://www.lawtimes.co.kr/LawNews/News/NewsContents.aspx?serial=69733&kind=AB&page=1>

以外の他の職業を持つことには制限されず、判事任用のためには3年間の法曹経歴が要求されるだけであるため、才氏等の不利益は大きくない。一方、社会経験と年輪および法曹経歴を備えた判事が裁判業務を担当することによって、国民の基本権保護を強化し、司法に対する国民の信頼を高めることは、きわめて重大な公益であると言える」と、合憲意見を出した。

司法研修院を、来年修了予定である才氏等は、法院組織法が昨年7月18日改正されたため、来年からは司法研修院を修了しても、すぐに判事任用資格を取得することができなく、3年以上の法曹経歴を積んだ後で判事任用が可能となったことに対し、公務担任権を侵害されたとして、同年12月に憲法訴願を出した。

一方、大法院は、すでに司法研修院第42期生を含んで、100人のロークラーク(裁判研究員)選抜を終えて、28日に合格通知をした状態である。今回の憲裁決定のため、困難な状況に陥った<sup>(6)</sup>。当初、新規法官任用は、3年以上の法曹経歴を持つ者のみを対象にする予定だったからである。

今回の決定によって、別途の法官任用手続きを進めることになれば、経歴法官選抜者数は、それほど減ることになる。経歴法官選抜人数は、まだ決まっていない状態である。法院組織法改正によって、司法研修院を修了してもすぐに法官に任用されることはできないと知って、すでに他の進路を選んだ司法研修生たちが、法官任用に志願するとすれば、来年の法曹新卒マーケットにおいては、「新人連鎖異動」という事態が発生する可能性もある。

大法院の、ユンソンシク広報官は、「憲裁決定の内容と趣旨を綿密に分析して、憲裁決定で指摘された事項、法院の人事日程、法曹一元化による中長期的法官任用計画等を、総合的に考慮して、合理的な方案を決めていきたい」とした。

ジャヨンギル記者

る認容決定をする場合、従前に憲法裁判所が判示した憲法もしくは法律の解釈適用に関する意見を変更する場合には、裁判官6人以上の賛成が必要である(同条第2項但書)。

(6) 大法院と憲法裁判所は、同じレベルの組織であるため、しばしば対立してきました。

# 韓国の法官制度改革

## — 日本との比較を交えて —

### 飯 考行

はじめに

- I 従来の制度の概要
- II 1990年代の改革
- III 近時の改革と実現状況
- IV 日本との比較

おわりに

### はじめに

司法改革は、近時、日本に限らず、アジア地域、南米諸国、体制移行国などにおいて進行中である。アジア地域について、モンゴル、中国、カンボジア、タイ、フィリピン、マレーシア、インドネシア、インド<sup>1)</sup>、ならびに韓国、台湾、シンガポール<sup>2)</sup>の事情は、すでに紹介されている。これらの各国では、司法の腐敗の根絶、法曹養成制度、裁判迅速化、ADRの活用ならびに司法の独立の確保が、おおむね共通する改革課題になっている。

日本の司法改革を、それらの諸国のものと同視しうるかについては、慎重な議論を要しよう。アジア諸国についても、西欧法の継受を含む法史に加えて、経済発展の状況や、どのような社会体制をとってきたかなどにより、アジアという地域だけでは括ることで

1 以上の各国の司法改革につき、小林昌之、今泉慎也編『アジア諸国の司法改革』(アジア経済研究所、2002)が論じる。  
 2 以上の各国の司法改革につき、アジ研ワールド・トレンッド7号(2002)が特集する。  
 3 広瀬清吾・佐藤岩夫「総括—比較の中の日本の法曹制度」広瀬清吾編『法曹の比較社会学』(東京大学出版会、2003)411-412頁。なお、アジアという概念は、日本人が語る場合に、その支配を試みた歴史を背景とした特有の意図を投射しているという指摘があり(山室信一「思想課題としてのアジア—基礎、連鎖、投企—」(岩波書店、2001))、用い方には慎重な目算と注意を要しよう。  
 4 韓国の司法改革、法曹制度と裁判制度全般については、大久保史郎、徐勝編『現代韓国の民主化と法・政治構造の変動』(日本評論社、2003)、尹龍澤「韓国の法曹制度」広瀬清「法曹の比較社会学」同『韓国における司法制度改革の変動』(日本評論社、2003)が論じる。

きな司法の形成および状態の違いが生じるからである。

ただ、上記の諸国の主要な改革事項は、賄賂の授受などの明白な司法腐敗を除けば、日本の司法改革でも大きな論点とされてきた。なかでも、東アジア諸国は、近年の比較法社会学で、日本の植民地時代における司法制度・法曹制度の移植とその後の各国の発展の分析の観点から注目されており、日本の固有の相を比較のなかでより明確に把握する観点からも、司法制度とその改革につき、相互参照と学習を通じて比較研究の深化が求められる<sup>3)</sup>。

そこで本稿では、植民地時代に日本の司法制度の適用を受け、第2次大戦後に日本と同様にアメリカの統治ならびに司法制度に影響され、いわゆる権威主義体制を経て1980年代後半から独自の発展を遂げてきた、韓国の法官(裁判官)制度を検討したい。まず、法官制度の概要と改革の経過をたどり、近時の改革と方向性を見よう。韓国と日本の裁判官制度改革の特徴を、両国の比較を通じて考察する。韓国の司法改革については、すでに多数の研究があり、それらの業績に学びつつ、近時の動向を中心に論じることとする。

1 以上の名国の司法改革につき、小林昌之、今泉慎也編『アジア諸国の司法改革』(アジア経済研究所、2002)が論じる。  
 2 以上の各国の司法改革につき、アジ研ワールド・トレンッド7号(2002)が特集する。  
 3 広瀬清吾・佐藤岩夫「総括—比較の中の日本の法曹制度」広瀬清吾編『法曹の比較社会学』(東京大学出版会、2003)411-412頁。なお、アジアという概念は、日本人が語る場合に、その支配を試みた歴史を背景とした特有の意図を投射しているという指摘があり(山室信一「思想課題としてのアジア—基礎、連鎖、投企—」(岩波書店、2001))、用い方には慎重な目算と注意を要しよう。  
 4 韓国の司法改革、法曹制度と裁判制度全般については、大久保史郎、徐勝編『現代韓国の民主化と法・政治構造の変動』(日本評論社、2003)、尹龍澤「韓国の法曹制度」広瀬清「法曹の比較社会学」同『韓国における司法制度改革の変動』(日本評論社、2003)が論じる。

## I 従来の制度の概要

### 1. 沿革

韓国の司法制度は、朝鮮時代の甲午改革による1895年の裁判所構成法の制定、1907年の同法全面改正と1909年の統監府裁判所令による統監府裁判所の設置など<sup>4)</sup>、日本法とその淵源であるドイツ法の影響を受けて形成されてきた<sup>5)</sup>。第2次大戦後は、アメリカの軍政を受けて憲法と法院組織法が制定され、大法院(最高裁判所)、高等法院と地方法院からなる三級三審制、判事の10年任期制、連立法官審査(憲法委員会への提請)権<sup>1)</sup>、裁判所規則制定権など、アメリカの法制度が日本と同様に導入された。この歴史的背景により、韓国と日本の裁判官制度にはある程度共通性が見られる。また、1990年代には、後述する司法改革を受けて、行政法院、特許法院、市郡法院が設置された。

### 2. 概要

(1) 人員と事件負担  
 法官は、大法院長、大法官と判事で構成され、実人員1,743名である(予備判事223名を

1 日本、1890年に制定された裁判所構成法は、1877年のドイツ帝国裁判所構成法を模範としてネットー・ルドルフを中心に起草されたため、参事、陪審などの規定を除けば内容に類似点が多いという指摘がある(小山松吉「裁判所構成法施行後の事蹟を顧みて」『法曹会雑誌』17巻11号(1939)64頁)。  
 2 韓国の制憲憲法は、連立問題提起する権限を法院に与え、大法官と国会議員からなる憲法委員会が決定を行う憲法委員会制度を採用し、アメリカの司法権確立主義とヨーロッパ大陸の国会優越主義の両者を合わせた(韓国憲法裁判所編(徐元宇翻訳者代筆)『韓国憲法裁判所10年史』(信山社、2000)11-12頁)。  
 3 韓国の人口は4,465万人(2002年)、日本は1億2,767万9千人(2003年10月1日現在)である。  
 4 「裁判所官制現況」(司法改革委員会第6回資料、2004年1月13日)による。

除く、2003年末現在)(表1)。大法官(最高裁判所裁判官)は14名いるが、うち大法院長(最高裁判所長官)と大法院行政処長は司法行政職に携わるため、実際に裁判を行うのは12名にとどまる。法官1人あたりの国民数は2万8,461名<sup>6)</sup>、法官の人員と事件数の関係では(表2)、法官1人あたりの民事事件の負担は586件と多い(2001年)。

### (2) 構成

法院の種類と法官との関係では、市・郡法院には、年輩の判事があてられることが多い。また、行政法院と特許法院の法官は、専門化されているわけではなく、通常の判事が異動の一環として2、3年務める。予備判事制度は、1999年に創設され、大法院長が任命し、司法研修修了後2年間、各級法院で事件の審理と裁判に関する調査・研究業務を担当する。予備判事の勤務期間は判事の在職期間に参入されるが、在任中の身分保障はない。

裁判研究官は、法官に限り務めることができない、大法院長の命を受けて大法院で事件の審理および裁判に関する調査・研究業務を担当する<sup>7)</sup>。2003年現在で60名おり、首席研究官1名、専任研究官1名と、専属研究官36名、

1 日本、1890年に制定された裁判所構成法は、1877年のドイツ帝国裁判所構成法を模範としてネットー・ルドルフを中心に起草されたため、参事、陪審などの規定を除けば内容に類似点が多いという指摘がある(小山松吉「裁判所構成法施行後の事蹟を顧みて」『法曹会雑誌』17巻11号(1939)64頁)。  
 2 韓国の制憲憲法は、連立問題提起する権限を法院に与え、大法官と国会議員からなる憲法委員会が決定を行う憲法委員会制度を採用し、アメリカの司法権確立主義とヨーロッパ大陸の国会優越主義の両者を合わせた(韓国憲法裁判所編(徐元宇翻訳者代筆)『韓国憲法裁判所10年史』(信山社、2000)11-12頁)。  
 3 韓国の人口は4,465万人(2002年)、日本は1億2,767万9千人(2003年10月1日現在)である。  
 4 「裁判所官制現況」(司法改革委員会第6回資料、2004年1月13日)による。

憲法裁判所(憲法裁判官)は14名いるが、うち大法院長(最高裁判所長官)と大法院行政処長は司法行政職に携わるため、実際に裁判を行うのは12名にとどまる。法官1人あたりの国民数は2万8,461名、法官の人員と事件数の関係では(表2)、法官1人あたりの民事事件の負担は586件と多い(2001年)。

改正法で創設、99年から施行) 経験を2年間経た者がほとんどである。弁護士などからの任官者も、98年以降増えてきている(表4)。2年間以上の弁護士経験で、予備判事経験は免除あるいは短縮される。

(4) 任命方法  
大法院長は、大統領が国会の同意を得て任命する。大法官は、大統領が大法院長の提請により国会の同意を得て任命する。判事は、大法官会議の同意を得て大法院長が任命する。なお、大統領のみが任命、補職権を持つていた時期もある(1972年(第7次改憲)～1980年)。

憲法裁判所の裁判官は、法曹資格を有する40歳以上の者から、大統領が任命する。大統領は、9名のうち、国会選出者から3名と大法院長指名者から3名を任命する。

大法院長は6年任期で、1期のみを務める。大法官は6年任期で、再任されうる(国民審査はない)。判事は10年任期、憲法裁判所の裁判官は6年任期で、再任されうる。

(5) 人事  
すべての法官の任命、昇進、転補などの人事権限は、大法官の推薦権同様、大法院長が持つ。大法院には、法政行政処があり、大法院長の補助業務などを行う。

なお、従来、裁判官人事は、主に序列によってなされてきた。序列は、期(司法研修院卒業年度)の順と、同期内は年齢順で決まっていたが、1979年11月頃から、同期内で、司法試験2次試験の成績と司法研修院修了成績を合算した成績(任官成績)で決まるようになり、その序列が高等法院部長判事の手前まで維持されるようになった<sup>12</sup>。その序列によっ

共同研究官22名で構成される。専属研究官は、特定の大法官につきその大法官に配当された事件の審理および裁判に関する調査・研究業務を担当する。大法官1名あたりの専属研究官は8名で、地方法院部長判事1名と高等法院判事2名で構成される。共同研究官は、特定の大法官に配属されず、事件の種類により専門化して調査・研究業務を担当する。

2003年12月現在、法官の平均年齢は、38.8歳(月は切り捨て)と比較的若く、31歳から40歳が全体の62%を占める<sup>13</sup>。これは、中途退職者が珍しくなくいたためである(修習生は初めに法官への任官を希望して中途退職後に弁護士になる傾向がある)(表3)。

法官任用時の平均年齢は、29期(2001年修習修了)は31.6歳で、4、5年前から2、3歳高くなっている。その原因は、予備判事制の施行で、軍法務官を除いた法官任用者の年齢が2年ずつ高くなったことと、司法試験合格者の年齢の高まりにある。任官時の年齢は、最近の女性の司法試験合格者数の急増により、女性が男性より低くなってきている。任官当時の平均年齢は、21期から30期(2002年修習修了)で、男性30.4歳、女性28.8歳、全体平均30.2歳だが、30期は、男性32.6歳、女性30.1歳で、全体平均は32.0歳となっている。

(3) 給源  
大法院長と大法官に選ばれる者は、出身別には、判事がほとんどで、検察官と弁護士はそれぞれ1名程度にとどまる。学識経験者枠はない。

判事になる者は、司法試験合格後、研修所での研修を2年間受けて、予備判事(1994年

て、予備判事、地方法院左陪席、同右陪席、高等法院左陪席、同右陪席、単独判事、地方法院部長判事にいたる異動と補職がなされ、ほぼ2年ごとの全国循環勤務制がとられてきた。高等法院部長判事の段階からは、序列に加えて業務能力などが考慮され、地方法院長、高等法院長、大法官、大法院長の順に昇進する。韓国の法院は、いわばピラミッド型組織で、高位職の法官が退職すると、そのポストを埋めるため、連鎖的に数百名の次の序列法官が順次異動するドミノ現象が発生する<sup>14</sup>。同期で高等法院部長判事になれなかった法官が中途退官する慣行は、その現象を促進してきた。

昇給は、高等法院部長判事になるまでは勤務年数により段階別に規定されるが、高等法院部長判事と高等法院院長には異なるランクが適用された。なお、法官の報酬は弁護士一般に比して高額ではなく、中途退官者を生む要因にもなってきた。

定年は、大法院長70歳、大法官65歳、判事は63歳である。ただし、定年まで勤務する法官は極めて少ない。憲法裁判所では、所長70歳、その他の法官は65歳となっている。法官の身分は保障され、弾劾または刑事訴追を受けない限り解職されず、大法院の法官懲戒委員会に懲戒を認められない限り、停職、減給その他の懲戒を受けない。また、法官の政治的活動は、公務員の政治的中立性を維持する政策の一環として制限される。

12 法官人事制度改革委員会「法官人事管理の基準および勤務評定制」(2008年11月11日)による。  
13 金平新「法官任用方法の多様化」大韓弁護士会・日本弁護士連合会第17次定例交流会(2009年11月3～5日)報告レジュメによる。

14 1972年から1987年にかけてのいわゆる暗黒期の司法史につき、韓賢燮「現代韓国と刑事司法」大久保、徐福・前掲「現代的韓国民主化と法・政治構造の変動」が論じる。  
15 改革経過につき、宋台植「韓国の司法制度—法院組織法改正—」白樹法學4号(1996)、尹大産・前掲「韓国における最近の司法アクセス改革」111-114頁を参照した。  
16 1980年3月1日に設置され、司法政策研究室として拡大改編されている。2008年9月4日現在、総員28名で、法官7名、職員12名、調査委員3名と派遣公務員1名で構成され、司法制度の研究を含む多様な業務を担う(『司法政策研究室報告』(2003年9月8日)による)。

## II 1990年代の改革

戦後の韓国では、いわゆる権威主義体制が続いたが<sup>15</sup>、1980年代後半の民主化を受けて、1988年に憲法裁判所が設置された。その後、90年代に入り、司法改革ならびに裁判官制度改革が、大法院の司法制度発展委員会(以下、発展委員会)(1993-94年)、金泳三政権と大法院の世界化推進委員会(1995年)、大法院の法院人事制度改革委員会(1997年)、金大中政権の司法改革推進委員会(1999-2000年)、大法院の法官人事制度改革委員会(以下、改善委員会)(2003年)、盧武鉉政権と大法院の司法改革委員会(2003-04年)を中心に検討されてきた。また、家庭法院、行政法院、特許法院、市・郡法院が新設された。なかでも、法官制度の実践的な改革は、発展委員会、改善委員会と司法改革委員会で開催された。以下で、それらの検討機関の概要と提言などを概観する。

1. 司法制度発展委員会(1993-94年)<sup>16</sup>  
(1) 発足経緯  
全国各級法院長会議が「司法府長期発展計画」を1989年暮に発表したことを受けて、大法院は法政行政処内に司法政策研究審議官室を新設し<sup>17</sup>、司法政策および制度を研究するうえで、大法官会議の審議を経て、1990年3月に「司法制度改革のための研究計画」を発表した。その計画は、①司法権の独立性確保

憲法裁判所の裁判官は、法曹資格を有する40歳以上の者から、大統領が任命する。大統領は、9名のうち、国会選出者から3名と大法院長指名者から3名を任命する。



#### 4. 司法改革推進委員会（1999-2000年）<sup>26</sup> （金大中大統領時代）

##### (1) 発足経緯

委員会発足のきっかけは、1つ目は、今までの司法改革に関する研究および議論から多くの資料が蓄積し、それにより司法改革に関する法曹人および社会一般人の興味が高まってきたこと、2つ目は、今までに法院・検察・警察などの司法機関について体制整備とともに民主化に意義ある進展がなされ、改革の基盤ができたこと、3つ目は、過去30年間の著しい経済成長および民主化の達成により、社会の司法改革に対する意志および司法改革の費用負担能力が高まったこと、そして4つ目に、当時起こった大型法曹非理事事件<sup>27</sup>をきっかけに、司法制度の構造的課題点を根本的に治癒しなければならぬという国民的な共感が形成されたことにあった。そして、司法改革推進委員会は、大統領令にもとづいて、1999年5月7日に大統領諮問機構として発足した。

##### (2) 概要

委員19名（法官2、検察官2、弁護士4、その他11名）で、幹事を法務部訟務課長が、専門委員を7名（法曹三者各1、法学者2、市民2）が務めた。全体を計32回（毎週1回）、小委員会を10回、地方セミナーを4回行った。また、公聴会を2回行い、インターネットのホームページを通じて各界各層から200件ほどの様々な意見が寄せられた。

##### (3) 提言

2000年5月に『司法改革総合報告書』をまとめた。公正かつ迅速な権利救済、法律サービスの質的向上、法曹の合理化・専門化・現代化、法曹養成制度の改善、法曹非理根絶、世界的潮流への対応の別に、34案件を検討、提言した。

法曹の合理化・専門化・現代化のなかで、法院については、基本的な方向として、司法部および法官の独立を強化し国民の基本権保障をより強固にすること、法官の専門化を通じて、司法サービスの質を向上させること、法院組織の現代化・機能化を通じて国民の司法に対するアクセスを容易にすること、国民の司法参与を拡大し司法の民主化を高揚するものが打ち出された。その中で、法官人事制度の改善に向けて、以下の改善案が勧告された。

##### ○法官職級制度

今後法曹一元化するまで、現在事実上存在している法官職級制の運営を改善して、法官の身分を最大限保障する。

##### ○合議部運営の改善および地方法院判事の単独制

現在、第1審裁判は単独制が原則であり、実際には大半の事件が一人の判事により処理されていて、合議部運営の改善問題は、将来法曹一元化すると事前に解決される。現段階においては、高等法院の場合は、判決に少数意見を記載することにより、実質的な合議部運営の保障を可能にする制度を導入する。

##### ○地域別法官任用制

非常に狭い範囲の地域別法官任用制度は、地域人事との齟齬の恐れなどの問題があるため、高等法院単位の地域別法官任用制を導入する。

##### ○法官の増員・離職防止策

26 司法改革推進委員会『司法改革総合報告書（要約本）』（1999年12月）（司法制度改革推進委員会に提出された和訳（一般には未公表））、沈義基・前掲『韓国民主化と司法』291-301頁を参照した。  
27 大田法曹不正事件と呼ばれる、1999年1月7日に大田市で発覚した、弁護士が事件の幹事を求めて法廷、検察幹部、警察に賄賂を渡した事件を指す。前年にも同様の事件が議政府市で起きている。

法官を大幅に増員し、業務負担を軽減することにも充実した審理が行われるようにする。法官の処遇を改善し、法官身分の事実上の不安定を解消する。

##### ○法官の人事および補職

法官の独立を保障するために、判事に対する転補および昇進人事を行うにあたり、原則的に該当法官の意思を最大限に尊重する。

法曹非理の項目では、基本的な方向として、法治主義および司法正義を毀損する原因であることを認識して、前官礼遇および法曹プロカー<sup>28</sup>の弊害を防止するため、司法制度の改善および直接的な法曹非理根絶の案が設けられなければならないとして、前官礼遇に対して、法曹および司法の公正性に対する国民の不信を考慮すれば、受任事件の制限が不可避であるが、法曹の人的組織の安定性および違憲の是非を考慮し、判事の開業後、最終勤務機関の刑事事件を、合理的な期間受任不可能にする改善案が勧告された。

##### (4) 実現状況

司法改革推進委員会は、包括的かつ詳細な提言を行ったが、少なくとも法官制度の提言は、実際に直接結びつかなかったように見受けられる。

### III 近時の改革と実現状況

#### 1. 法官人事制度改善委員会（2003年）

##### (1) 発足経緯

大法院は、21世紀司法発展改革<sup>29</sup>の成果と現況を見直し、第2次計画を樹立する過程において、法官人事制度に関する改善案を整理の一環として、法院の各界各層の外部者を含む特別委員会を設置し、必要な事項に関して研究と検討を行うことを、2002年10月末頃に決定した。その後、大法院は、2003年3月27日に改善委員会を設置した。

##### (2) 概要

委員13名（外部委員7、法官6名）で審議を行い、10回の会議を経て年末に建議書を作成した。予定された論議主題は、法官人事委員会の運営、大法官推進対象者の選定のための意見とりまとめ手順、高等法院の部長判事における選抜人事、法曹一元化の拡大と法官任用審査の強化などを含む法官任用手順の改善、法官人事管理基準と、法官勤務評定制などであった。大法院は、委員会運営の透明化と、法官の知見を集めるために、大法院のウェブサイト<sup>30</sup>に法官人事制度改善委員会の専用掲示板を設置し、会議の1週間前に論議事項を掲示し、会議終了後に論議の結果を掲示板に公開した。

##### (3) 提言

28 損害賠償事件や刑事事件などを対象に、特定の弁護士に一定の対価を受けて依頼者を紹介する者のこと。専門プロカー以外に、警察、法廷、検察の一般職員なども手を染める場合があるという。刑事政策研究院が1998年10月に全国7大都市の弁護士500名を対象に実施した面接調査では、広容した弁護士489名のうち、62.3%が事件プロカーの雇用慣行を、59.6%が事件紹介の対価支払慣行を認めている。

29 大法院が2000年2月に策定した、21世紀の急務とする社会環境に能動的に対処するための司法発展の中長期的計画を指す。策定の契機は、1999年9月29日に新たに就任した大法院長が、21世紀の時代の変化に際しての司法制度の整備と国民のための司法部に生まれ変わるよう指示したことにある。法廷構造の改編、組織、人事、教育、専門化、民事、刑事裁判制度の改善や、裁判関連業務の効率性向上、国民の司法アクセス拡大、司法の国際化などの16の大項目の下に、改善事項を記載する。2003年1月に同計画の実現状況が検証され、司法発展計画第2次推進計画が策定された。

30 1998年に導入された全国の裁判所をLANで結ぶインターネットを指す。

憲法第103条第1項第2号（司法官の任命権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第3号（司法官の罷免権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第4号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第5号（司法官の免職権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第6号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第7号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第8号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第9号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第10号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第11号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第12号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第13号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第14号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第15号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第16号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第17号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第18号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第19号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第20号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第21号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第22号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第23号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第24号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第25号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第26号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第27号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第28号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第29号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第30号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第31号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第32号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第33号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第34号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第35号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第36号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第37号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第38号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第39号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第40号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第41号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第42号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第43号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第44号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第45号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第46号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第47号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第48号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第49号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第50号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第51号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第52号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第53号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第54号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第55号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第56号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第57号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第58号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第59号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第60号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第61号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第62号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第63号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第64号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第65号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第66号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第67号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第68号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第69号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第70号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第71号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第72号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第73号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第74号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第75号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第76号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第77号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第78号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第79号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第80号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第81号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第82号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第83号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第84号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第85号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第86号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第87号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第88号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第89号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第90号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第91号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第92号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第93号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第94号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第95号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第96号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第97号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第98号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第99号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）  
憲法第103条第1項第100号（司法官の懲戒権は、大法院に属する）

建議書は、以下の6つの事項について改革案を提起した。

- ① 法官人事委員会制度  
法官人事委員会の審議機能を実質的にメカニズム化する。
  - 法律の改定を通じて、法官人事委員会に外部人事を参加させる(委員会の全委員の数の数および外部委員の数は、大法の判断に任せるが、外部委員は少なくとも2名以上参加させることとする)。
  - 法官委員(内部委員)は、高等法院の部長判事以上の判事で構成し、地方の高等法院管内に長期間勤務した法官の中から若干名を含むこととする。
    - \* 地方法院の部長判事の代表または単独判事の代表も、内部委員に含まれるべきであるとする少数意見あり。
  - 法官人事委員会の審議事項
    - ・法官および予備判事の人事に関する法令の改廃
    - ・法官および予備判事の人事に関する基本企画・基本原則の樹立
    - ・判事の任命・連任およびそれに対する拒否
    - ・予備判事の任命および任命の拒否
    - ・高等法院の部長判事の補足任命
    - ・定期人事の基準、その他法官および予備判事の人事に関する重要な事項として、大法院長が付議した事項
- 法律改定を必要とする事項(外部人事の参与)以外の改善事項については、法律改定前であっても、大法院規則の改定等を通じて実際の運営に反映されるようにする。
- ② 大法官提請対象者の選定のための意見取りまとめ手順
  - 大法官提請対象者の選定のための意見取りまとめ手順を公式化・制度化する。
- ③ 高等法院の部長判事および法院長にお

- 必須的に大法官提請諮問委員会を設置し、大法官の資格と人選基準、および大法官の提請候補者が適格か否かに関して、委員会の諮問を受けるようにする。
  - 先任大法官(任期満了予定者を除く)と法院行政処長は大法官提請諮問委員会の委員に当然含まれ、直前に務めていた大法院長、法務部長官、大韓弁護士協会会長、韓国法学教授会会長および学識と徳望を備えた2名を諮問委員として委託する。
    - \* 高等法院の部長判事1名と判事1名も判事委員に必ず含まれるべきであるという少数意見あり。
  - 大法院長は大法官提請対象者を選ぶため、大法官提請候補者に関して、公正な評価と資料を提示できるとみなされる数名を相手に、様々な方法で広範囲の意見をまとめ、資料の収集を行う。
  - 個人や団体は法院内外を問わず、大法院長に提請対象者の選定に関する意見を非公開署名で提出することができる。
  - 意見の提示および取りまとめ、資料の収集、委員会の諮問等はすべて非公開で行い、その過程で取り上げられた提請候補者の姓名、その他の身の上に関する事項と候補者の長短所、大法官の適格に関する意見の内容や諮問内容等は全て秘密にし、全関係者はその秘密を守らなければならない。
    - \* 委員会の諮問対象となる提請候補者の姓名のみ公開するという少数意見あり。
  - 大法院長は、大法官提請諮問委員会に提請候補者に関する十分な資料提供を行うこととする。
- ③ 高等法院の部長判事および法院長にお

- ける人事制度
  - ア 高等法院の部長判事における人事制度
    - 高等法院の部長判事(以下、高法部長と略称する)の選抜制度の廃止論は採択しない。
    - 高法部長の志願制を実施し、高法部長を志願した人の中から選抜することとし、具体的な志願方法は実務的な検討に任せる。
      - \* 地域法官制を前提に、自分の勤務地域ではない高等法院の高法部長を希望する場合のみ、志願を可能にするという別途の意見あり。
    - 期別の序列順序による1回の審査で高法部長の選抜の可否を確定せず、一定の法曹経歴を経た様々な期数の判事全員を選抜対象とみなし、期数の区別なく選抜する。
      - 高法部長に選抜されなかった判事に、次回も高法部長としての選抜が可能な機会を与え続ける。
        - \* 選抜対象になる期間を制限(例えば5年間)するという少数意見あり。
      - 高等法院の裁判部を、同等な経歴を持つ高法部長級の判事3名で構成する方案は、現行の控訴審の性質(統一的な事実審)と調和せず、人材の需給問題や予算上の問題等もあるため採択は困難。
      - \* 刑事裁判部に対しては、部分的に試験を運用する方案を検討してみる必要があるという少数意見あり。
    - イ 法院長における人事制度
      - 地方法院長と高法部長の循環補職は、現在の人事体制で特別な処置をせず、すぐに実施できる。ただし、具

- 体的な実施基準および方法は、実務的な検討を経るようにする。
  - 法院長の補職は本人の意思や通正、および法院の特性などを総合して、序列に関係なく適任者を補任する。
  - 高法部長に選抜されなかった地方法院の部長判事も、地方法院長や大規模の支院の支院長に補任できるようにする。
- ④ 法官任用制度
  - ア 地域法官制度
    - 法官任用は全国単位で行なわれ、地域法官の志願制を制度化する方案を採択する。
      - \* 少数意見として、現行制度のように人事の運用を通して、長期勤務を誘導するという意見と、地域別に法官任用を行うという意見あり。
      - 地域法官制度に関して、人事管理における指針を制定し施行する。
      - 地域法官を志願する場合、法官の任期である10年間は一定の地域で勤務するようにする。
      - 地域法官については、適切なインセンティブ(官舎の提供、長期海外研修法官・裁判研究官・司法研究院の教授等、選抜において地域法官に對し配慮する方案、地法部長・高法部長・法院長の補任時に該当地域の地域法官に對し配慮する方案)を提供するようにする。
      - 地域法官の志願制は、新規任用の法官に適用することを原則とし、既存の法官の場合は希望する場合に適用するようにする(ただし、既存の法官の場合、地域法官を志願した時点から10年間一定の地域で勤務するようにする)。

憲法第37条第1項第4号(2004)の比較を対して。

○現在の予備判事制度の運営の現実を考えた時、予備判事の任用にあたっては、法官の任用基準および任用審査手順にもとづいて厳格に行う。また予備判事の経歴保持者を法官として任用するにあたっては、不適格者を選別し除外する方式（Negative方式）にもとづくようにする。  
\*予備判事の任用においては、任用予定の法官数より多く任用した後、予備判事期間の勤務成績などを法官任用審査時に反映し、その中の一定数の予備判事のみを法官として任用するという少数意見あり。

⑥ 法官の人事管理基準

○いわゆる序列を、「儀典、事務分担等に適用される外部基準」と「法官の補填人事等、人事管理において補充的・客観的な配置基準で適用される内部基準」に区分する。

○儀典、事務分担等に適用される外部基準を、任官成績順で行うことは望ましくなく、年齢順で行うことが望ましい（ただし、事務分担の基本原則に関しては、各法院別の判事会議で定められるべきだが、できるだけ全国の法院に統一的な基準を置くことが望ましい）。

○法官の補填人事などの人事管理において、補充的・客観的な配置基準で適用される内部基準は存在するべきである。

・この内部基準は選抜方法の人事には適用せず、画一的な配置人事において当事者の希望を考慮し、競合者間の調整を経た後、必要な場合に適用される補充的な配置基準として機能するように行う。

・この内部基準自体は公開するが、内部基準による各々の法官の順位は公開しない。

○地域法官制度は法官の人材需給における事情等を考慮して、漸進的に拡大し適用していく。また首都圏は適用地域から除外する。

イ 法曹一元化の拡大施行の可否  
○法曹一元化に関しては今後、設置運営される「司法改革委員会」で論議されることと予想されるため、法官人事制度改革委員会では具体的な論議を省略する。

ウ 法官任用審査の強化  
○法官任用の審査では、成績以外に人柄、能力、適正、予備判事としての勤務成績などを積極的に考慮しなればならない。

○今後、面接審査等を通じた人柄、能力、適正等に対する審査結果を可能な限り数値化して、任用審査の査定に取り入れられるようにするが、数値化に対する高い信頼度が第一前提とならなければならない。

エ 判事の連任制度  
○判事の連任審査においては、連任の適格の可否に関して、実質的な審査を行うようにする。

○法律に判事の連任の基準と手順に関する根拠規定を整えるようにする。  
\*少数意見として、別途の法律規定は必要ないとの意見と、手順に関する規定で充分との意見あり。

○判事の連任の基準は、ネガティブ（Negative、連任の不適格基準を設定）方式で行うことが望ましい。  
\*連任の基準はポジティブ（Positive、連任の適格基準の設定）方式で行うことが望ましいとの少数意見あり。

オ 予備判事の任用制度

開しない。  
・内部基準による順位で法官の在職を固定するより、一定の周期ごとに変動があるほうが望ましい。

・法官の最初の任用時には、面接審査の結果を含んだ任官成績を内部基準とし、その後は法官として在職する期間の勤務評定を内部基準に反映する。また順位の変動は可能だが、変動周期は10年（研修院の同期の中で最初の法官任用者を基準）とする。  
\*順位の変動周期について、周期の後から5年とすると少数意見あり。

・予備判事期間の勤務評定結果は、法官の任用審査において、適格審査の重要な資料として活用するが、これを人事管理の内部基準に反映することは望ましくない（ただし、今後の全ての法官が予備判事を経たから任用されるならば、予備判事期間の勤務評定結果を人事管理の内部基準に反映する案を考慮しなければならぬ）。

⑥ 勤務評定制

○職務実績または職務遂行能力の評価において、数値評価方式を採用せず、裁量評価方式を採用する。また裁量評価方式を補完する案として、評定者が評定表に適切な方法で評定対象者の職務実績や職務与件、その他の職務遂行に関連した様々な事情等、具体的な根拠を記載し、評定者が判断するのに用いた資料を添付するようにする。

○評定対象者が希望する場合、評定者は勤務評定を実施する前に、勤務評定に関連する資料または意見を、評定者に適切な方法で提示できる機会を与える

ようにする。

○勤務評定において評定者は現行と同じ法院長1名とすると、評定者は評定するうえで意見を収集する対象者（首席部長、部長判事、支院長など）を評定表に明記したり、対象者から意見書を受けて添付する等の方法で、単独評定の問題点を補完すること。

○勤務評定結果を毎年公開する事は現実的に難しく、10年に1回ずつ公開を要請する法官に限り、本人に10年間の勤務評定結果の要旨を公開する案（例えば「10年間で『卓越』が3回、『平均以上』が5回、『平均] 2回」と公開する）が望ましい。

\*希望する法官については、毎年の評定結果を公開するべきだという少数意見あり。

○勤務評定結果を10年に1回ずつ公開する場合、不服申し出は実益がないので、認定しない。

(4) 実現状況

改善委員会の提言を受けて、2003年夏の法官1名の任期満了に伴い、7月に大法官提

請諮問委員会が設置された。この制度は、大法官長が次員の3倍の数の候補者を委員会に諮問し、委員会の答申を受けて候補者を絞り、大統領に適任者を提請する仕組みであった。しかし、8月に新制度を介した任命がなされた際に、大法官長は、候補者3名を従来通り序列で選んで委員会に諮問したため、社会の多様な意見を聞き入れて提請するという諮問委員会の本来の趣旨と異なるとして、世論の批判を浴び、辞職する委員（大韓弁護士会長、法務長官）や法官が出るなど、物議をかもした。

その他の改善委員会の提言も、後述するように、一部修正のうえ実行されつつある。

司法改革調査報告 No.4 (2004)



- ・法官の任用・再任の方法、および民主的正当性の確保に対する方策
- ・法官システムの官僚的要素の改善方策
- ・契約職（非常勤）法官制の導入に関する可否

## 2. 司法改革委員会（2003-04年（予定）） （盧武鉉大統領時代）

(1) 発足経緯  
2003年8月に、大法院長と大統領が共同で司法改革を推進することに合意し、この合意にもとづく司法改革推進機構を設置するため、実務協議会で大法院への設置が決定され、10月に司法改革委員会規則（大法院規則）が制定、公布された。

(2) 概要  
委員会は21名構成で、出身別に、法院3、法務部2、弁護士会3、法学者2、行政部2、市民団体2、言論界2、国会1、憲法裁判所1、経済界1、労働界1、女性界1名。専門委員は24名で、出身別に、法院5、法務部5、弁護士会5、教授・市民団体7、教育部1、国防部1名であった。幹事は、全体委員会は大統領秘書官と法院行政処訟務局長で、第1分科委員会は司法政策研究審議官、第2分科委員会は検事が務めた。法官制度については、第1分科委員会が検討を行った。

(3) 付議案件  
大法院長からの付議案件は、大きく分けて、大法院の機能と構成、法曹一元化と法官任用方式の改善、法曹人の養成および選抜、国民の司法参与、司法サービスおよび刑事司法制度の5つである。そのうち、法官制度に関する案件では、以下の細目が掲げられた。

- 大法院の機能と構成
  - ・大法院の機能：政策判断型大法院 v. 権利救済型大法院
  - \* 機能再調整のための上告制度の改善
  - \* 下級審強化方策
  - \* 大法院構成の多様化

○法曹一元化と法官任用方式の改善  
・法曹一元化の全面的または部分的導入に関する可否（弁護士任用の拡大）

に関して、以下の2つの建議書を大法院長に答申している。

### ① 大法官提請手続（2004年6月1日）

ア はしがき  
大法院は、最高司法機関として法律審としての性格をより強化して社会の多様な価値観を充分に反映しなければならず、このために大法官の構成は、経歴、性別、価値観など多くの側面により多様化されることが望ましい。このように望ましい大法院の構成のために、大法官提請諮問機構がより実質的な諮問の役目ができよう、その組織構成と運営体制を従来よりも強化しなければならぬ。

#### イ 具体的建議案

○大法官提請諮問機構が実質的な役目を遂行するために、法曹職域だけでなく国民一般の広範囲な意思を取り集めて反映するように構成されなければならない。

○したがって、諮問機構は、法院側人士3名（大法官ではない法官1名を含む）、法曹関連の適任代表者3名（法務部長官、大韓弁護士協会長、韓国法学教授会会長）、国民一般の意見を反映することができ得る徳望のあつて経験が豊かな人土3名（女性1名以上を含む）で構成されること望ましい。

○諮問機構の委員を含めて、その他の個人や団体は誰でも、大法院長に大法官提請対象候補者を推薦し、大法官の提請に関する意見を提示しなければならぬ。

○大法院長は、大法官提請対象者として相応しいと思う候補者と、上のように推薦された候補者の中で、明白

な欠格事由がない者を皆、大法官提請諮問機構に回付して、大法官適格可否に対する自問を求めの望ましい（上のように推薦された候補者名簿をその推薦段階で公開することは望ましいが、推薦者が候補者を公開したという理由で諮問機構の審議対象で除かれてはならないという）が委員会委員の意見である。

○大法官提請諮問機構は、審議過程自体は公開しないが、審議結果を大法院長に推薦することに議決した候補者の名簿は、公開することが望ましく、その名簿以外に推薦議決事由を公開することの可否などの公開の範囲は、諮問機構の議決によること望ましい。

#### ウ 結語

以上の建議案は早速取り入れられて、2004年8月の大法官1人の提案過程から施行されることができるよう希望する。このため、大法官提請諮問機構に関する大法院内規を改正し、十分な時間的余裕をおいて大法官提請諮問機構を構成することで、国民の意志によって一番立派な大法官が選任されること望ましい。

② 法曹一元化と法官任用方式の改善（2004年7月5日）

#### ア はしがき

社会に対する幅広い理解と多様な経験を取り揃えた法官から裁判を受けることを願う国民の要求に応じて、ひいては序列化された人事構造もたらさしめる問題点を乗り越えるために、相当の法曹経歴をもち越えるため、で法官を選抜する制度である法曹一元化を実施することが必要である。

憲法第103条第1項第4号(2004)の比較を対して、  
 大法院の機能と構成、法曹一元化と法官任用方式の改善、法曹人の養成および選抜、国民の司法参与、司法サービスおよび刑事司法制度の5つである。そのうち、法官制度に関する案件では、以下の細目が掲げられた。

### イ 具体的建議案

○法官任用において全面的な法曹一元化を志向し、すべての法官は、法官に任命される前に、5年以上、弁護士、検事、その他の領域で法律事務に携わった経験を持つことが望ましい。

○5年以上弁護士、検事、その他の領域で法律事務に携わった経験のある者(以下「弁護士等」と言う)の法官任用を漸進的に拡大して、2012年までに少なくとも新規任用法官の50%を、弁護士等から選抜する方案が用意されなければならない。

○弁護士等を法官で任用するにおいて、業務遂行能力・専門性、清廉性、公益性などが適切に評価されることのできる、公正で客観的な任用基準が用意されなければならない。弁護士等としての活動に対する評価が積極的に反映されること

○弁護士等の法官任用は、公開的で透明な手続きによって成り立たなければならず、正しい評価のために、弁護士団体、法務部などの意見を照会する方案が用意されなければならない。

○法曹一元化による法官任用者の補職は、業務遂行能力、経歴および専門性・希望などを斟酌して適切に決め、単独判事の事物管轄を漸進的に拡大して、法曹一元化による法官任用者が単独判事を務めることのできる機会を拡大することが望ましい。

○地域法官制を拡大して法官の転補

を最小化して、究極的には法官が全国的に異動しない制度を定着させることが望ましい。

○大法院、弁護士団体および政府は、法曹一元化が成功的に定着するよう、各種制度の改善に努力しなければならない。

### ウ 結論

以上以外の、長年の法曹活動をしながら特定分野に精通した弁護士等が法曹一元化による法官に任用される場合、長期間転補なしに特定分野に関する裁判を担当するように法官人事制度を運用すれば、法曹一元化の定着にもっと寄与することのできると思われる。また、全国すべての地域で成功する法曹一元化を果すために、法曹一元化の実施において地域的自律性および特性が十分に反映されることのできる方案も、検討される必要があると思われる。

ひいては法官処遇の改善、法官に対する職務研修の拡大、法官倫理に関する制度的整備および判決文作成方式の改善など、法曹一元化を裏付ける方案と一緒に用意されれば、法曹一元化の早期定着に大きく役立つであろう。

今後、大法院が法曹一元化による新しい法官任用方法と手続きを具体的に用意して施行することで、法曹一元化が成功する制度に定着されることのできるように希望する。

### 3. 改革実現状況

#### (1) 増員

法官の人数は、2003年末現在1,743名(予

備判事223名を除く)で、国民の人口と事件数に比べて必ずしも多くない。人員の少なさには、司法試験合格者数の制限に加えて、中途退官者の多さが関わっている。ただ、1993年は1,129名に過ぎなかったことを考えれば、この10年間で人員は飛躍的に増え、今後引き続き増員が予定されている。上訴件数も増加し続けており、大法官の増加、大法院の構成や上訴のあり方の見直しを検討されている<sup>31</sup>。

#### (2) 法官任命制度の改革

① 国会の人事聴聞手続  
大法官ならびに大法院長の任命に際して、国会では、2000年から、法官については、大法院長、大法官13名、憲法裁判所所長、国会が推薦した憲法裁判所裁判官3名に対して、人事聴聞が行われている。これらの候補者に関して大統領から任命同意案が国会に來ると、国会に人事聴聞特別委員会13名が構成される。そして、特別委員会に、政府側から候補者の財産などに関する資料が送付される。国会では、20日のうちに同意手続きを終えなければならない。人事聴聞委員会の模様は、インターネットで生中継される。聴聞手続を経て、同意案が国会で決定されれば、大統領が任命することになる。外部から寄せられた意見などは、インターネットを通じて公開される。

② 大法官提請諮問委員会の設置と改組  
さらに、前述したように、2003年7月

に、大法官の任命にかかる大法院長の提請に際して、大法官提請諮問委員会が設置された。この制度の創設により、大法院長が欠員の3倍の候補者を委員会に諮問し、委員会の答申を受けて大統領に適任者を提請する仕組みになった。しかし、大法院長の従来通りの序列にもとづいて、大法院改革委員会は、

2004年6月に、諮問の対象に大法院長の自薦者に加えて国民からの他薦者を広く加え、外部委員を増やすことなどを求める改正案を建議した。同年8月17日に退任する大法官の後任者選考で、大法官提請諮問委員会は、改訂された委員会内規により法院内外から推薦を受けた候補者を幅広く検討して4名の候補者を適格とし、そのなかから大法院長が金英蘭・大田高裁部長判事を7月28日に任命提請した。その後、大統領は、国会の同意を得て彼女を8月25日に大法官に任命した。金判事は、韓国代初的女性大法官で年齢も40歳代と異例に若く、大法官の多様化を求める世論を反映した人選であったと

③ 法官任用審査委員会への外部委員の参加<sup>32</sup>

判事は、大法官会議の同意で大法院長により任命されるが、2003年11月に、従来法官のみで構成されていた法官任用審査委員会(事実上の諮問機関)に外部委員が参加し(9名中外部委員4名<sup>33</sup>)、審

31 大法院への上告制限として、1990年に民事訴訟事件の上告許可制が導入されたが、1990年に廃止され、その後、発展委員会の提言を受けて、審理不統一制が1994年に法定、施行されている(金鍾均「韓国の大法院と上告制限制度—最近の動向をふまえて—」ジュリスト1058号(1994)を参照のこと)。

32 大法院は、金判事(1996年生まれ)につき、思慮深くバランス感覚の優れた法官の典型であると同時に、裁判能力と物静かである人財を兼ね備え周囲の信望が厚く、法院内外で女性保護、社会的な弱者保護という時代の要請に最もふさわしい候補者と目されてきたと評する(大法院「報道資料—大法官提請—」(2004年7月23日))。

33 法官任命制度改革の他の最近の動向につき、石崎哲(法法院行政処人職管理室長)「新しい法官人事制度」法律新聞2004年3月15日付13面を参照した。

34 大法院でのヒアリング(2004年3月23日)によると、外部委員は、大学教授と弁護士である。

憲法裁判所(大法院)の法官任命手続(可法改)の比較対照表(2004)

査の客観性、透明性が向上した。また、新規法官および予備判事申請者に対する人性検査と深層面接が実施されるなど、任用審査が強化された。そして、法官任用審査委員会の審議の結果、法官および予備判事志願者の中で、3名の任用不適合者が出た。一方、単一号俸制の実施により、法官連任(再任)審査の強化の必要が唱えられ、2004年3月1日の定期連任対象者に対して、実質的な連任審査がなされた結果、判事1名が不適合と判定されて辞職した。今後、新規判事および予備判事に対する任用審査と、現職判事に対する連任審査は、強化され続けると見られる。

### (3) 序列制度の廃止と、新しい儀典、事務分配基準の設定

従来、法官は司法研修院の成績と修習期で序列化され、大法院長の補職により、2年程度で全国を転動し昇進してきた。しかし、任官成績順の序列制度は、画一的で固定不変であるとの批判を受けて廃止され、代わりに、内部の人事管理のために勤務評定を反映する人事管理基準と、外部の事務分担および儀典のために研修院の期数と年齢による基準が定められた。

### (4) 地域法官制の部分的導入

2004年2月の定期人事で、本人の希望により10年間一定地域内のみで勤務できる地域法官制が施行され、新規予備判事16名と新規判事3名が地域法官として選抜され、現職判事も申込みにより240名余り(全判事の約20%程度、高等法院部長判事以上を除く)が地域法官に選定された。地域法官制の導入により、将来、人事の運用の安定と、頻繁な転勤によ

る裁判の遅延が解消され、裁判業務の効率性が向上することが期待されている。なお、地域法官制がうまく定着するよう、地域法官に次の任地とポストの選択権を与えるといったインセンティブも考えられている。

### (5) 単一号俸制の実施

法官の報酬制度は、2004年1月1日から、従来の高等法院の総括判事を境とする区別が廃止され、ポストにかかわらず法官経験年数のみで報酬が決まる単一号俸制に変わった。この号俸一律化は、前官礼遇への批判に代えて、高等法院部長判事ポストへの就任に昇進の意味をなくすことで、そのポストに就けなかつた法官の中途退職を防ぐ目的で実施された<sup>35</sup>。すべての法官(大法官を除く)は、勤続年数により1号俸から17号俸に分類され、昇給の間隔は、1~14号俸は1年7ヶ月、14~16号俸は2年、16~17号俸は6年である。新旧制度を比較した報酬表を添付する(表5)。

### 4. 今後の改革の見通し

#### (1) 段階的な法曹一元制の導入

従来、法官になる者のほとんどは司法研修院の新卒者であった。しかし、1998年から、新たに就任した大法院長の方針の下で、弁護士任官が推進されてきた。2004年2月の定期人事でも、5年以上の在野経験を持つ弁護士13名が任用された(前掲表4)。また、発展委員会が提出を受けて1999年から予備判事制度が実施され、法官になる前に裁定を伴わない見習い経験を2年間求められるようになった。さらに、司法改革委員会は、2004年7月に、法曹一元を中長期的に導入し、2012年までに新規法官の少なくとも半数を弁護士等の法律

専門職から任用すべきであると提言した。この提言が実行されれば、予備判事を経て法官になるルートをとる者は、次第に少なくなることが予想される。

### (2) 新たな人事管理基準の施行

序列制度の廃止に代わって新たな人事管理基準が必要になり、大法院は、法官の意見と改善委員会の建議を総合した結果、任官後10年までは従来通り任官成績を、10年後は勤務評定結果を、それぞれ人事管理基準にする。この新しい人事管理基準は、1994年に法定された勤務評定が10年分累積した後の2005年の定期人事から適用される予定である。

### (3) 法官勤務評定制度の改革

勤務評定は、新たな人事管理基準に用いられるよう改善され、大法院の改革案に従って、2004年7月20日に施行された。評定書には、判事の事件処理件数などの職務実績に対する根拠資料を具体的に記載し、本人との事前面談または本人の意見書提出を通じて、評定対象者を評定手続に参加させることになっている。一方、意見書提出過程を公式化して、大法院長、部長判事などの意見書を勤務評定書に添付するようにし、勤務評定結果は、10年後に1度要旨を公開し、その後は5年に1度ずつ公開される予定である。

### (4) 研究法官制および研修職制の拡大

法官の再教育、再充實、士気高揚のために、研究法官制と研修職制が拡大される予定である。法官経験10年以上の者を対象とするが、当分は制限された範囲内で実施し、増員後の運営に余裕が生じれば、徐々に拡大する計画になっている。

### (5) 法官人事委員会の改革

37 大法院でのヒアリング(2004年3月23日)による。法官人事委員会は、法院組織法に定められる常置委員会で、判事9名で構成され、大法官4名、大法院行政官3名、高等法院部長判事2名からなる。人事委員会に外部の声を入れるべきであるとの声があるが、今のところ改正の動きはなく、これから改正の道を開きたいという。委員会が多くて複雑なので、法官人事委員会と一緒にするという話もあるとされる。

大法院長の諮問機関である法官人事委員会は、発展委員会の提言で1994年に法定されたが、外部委員を参加させる改正が検討されている<sup>38</sup>。

### 5. 小括

以上のように、韓国は、民主化を受けて、1990年代から、現場の法官の主張、前官礼遇などへの世論の批判、時々の政権の政策や大法院長の方針に後押しされて、法官の大幅増員、法曹一元の中長期的導入、大法官提請諮問委員会の設置、地域法官制の部分的導入、経験年数のみに対応する一律昇給などの裁判官制度改革を進めてきた。

こうした改革は、施行され始めた段階で、成否を見定めるには今後の推移を見守る必要がある。ただ、改革の方向自体は、法官の数を増やし、給源を多様化し、任命と人事過程の透明化をはかり、法官の表現の自由を促進し、法院内外からの統制の心配なく法律と良心のみに基づいて裁判を行うよう、法官の独立性を強化するものと評価される。

今後は、韓国の裁判官制度改革について、従来の序列にもとづく人事が、任官10年後から勤務評定によることに変わるため、評定の適正さが非常に重要となる。適正な人事を実現するためには、勤務評定の一層の明確化、客観化がはかられることが求められる。

また、韓国の特徴として、人事の決定において、大法院長と法院行政官の影響力が大きいことが挙げられる。近年、両者は改革に比較的に積極的であるが、将来人員が交替すれば、その方向性も変わる可能性がある。人的要因による不確定さを防止するには、異動に空

司法改革調査報告書(2004)

率は、独仏のほぼ13分の1、5分の1で、国際的に人員は必ずしも多くない。

総事件数は262万7,563件である(2003年)。裁判官1人あたりの事件負担は不明であるが、7年ほど前の民事部の裁判官は、部の合議事件を80件ほどと単独事件を250件程度持っており、月に25件ほどの新受事件を担当しているとされる<sup>38</sup>。1人あたりの手持ち事件数が唯一公にされている東京地方裁判所本庁民事部通常部では、1990年当時は大体190件程度で、最も多かった1994年には280件程度になったが、その後の増員により漸減し、1999年は200件程度<sup>39</sup>、2003年は約170件になった<sup>40</sup>。ただ、東京地裁民事部には、集中的に充員されている事情があり、東京、大阪地裁以外の裁判所の裁判官は、より多くの事件を抱えていると想定される。

韓国では、前述した通り、法官1,743名(2003年末の実人員)、総事件数154万5,934件(2003年)で<sup>41</sup>、人口は日本の3分の1強のため、国民1人あたりの法官の人数は日本よりも少ないが、法官1人あたりの事件数はより多い<sup>42</sup>。なお、裁判官数につき、日本は定員のみを公表するが、韓国では実人員が明らかにされる。

(2) 構成  
日本には、韓国のような専門法院はなく、東京および大阪地裁に行政、医事、知的財産関係事件を専門に扱う部があるに過ぎない(特許等訴訟事件につき、東京・大阪両地裁への専属管轄化と、控訴審の東京高等裁判所

への専属管轄化が、2004年になされた)。

また、10年間の判事補制度が存在する点は韓国と異なる。ただ、5年以降は特別判事補として判事と同等の権限が与えられる。韓国では、法官経歴7年目まで単独で裁判できない旨の法改正が1994年になされており、後述するように日本で特別付与時期を7～8年目に後倒しする運用が実現すれば、韓日で実際の違いはほとんどなくとも思われる。

調査官は、最高裁では裁判官の補佐として判事が務め、高裁、地裁では特許事件その他の特殊行政事件に、地裁には工業所有権事件および租税事件に、専門知識のある者が任命される<sup>43</sup>。最高裁調査官は、2002年1月1日現在、首席調査官1、上席調査官3、調査官28、調査官室付2名がいるが<sup>44</sup>、韓国と異なり、各最高裁裁判官につくわけではない。

2003年秋に採用された判事補採用内定者は、23歳から35歳までであり、平均年齢は26.42歳で、判事補は司法研修所を上位の成績で修了した比較的若い者が選ばれた傾向にある<sup>45</sup>。他方、韓国では、男性に兵役が義務づけられ、また任官に際して若年齢者が優遇されることではなく<sup>46</sup>、日本よりも任官平均年齢が高い。ただ、裁判官の平均年齢は、日本の数字は不明だが、韓国では途中退官者が多いことから、日本の方が高いことは疑いない。

(3) 給源  
最高裁裁判官には、高い議員、法律の素養

44 兼子一、竹下守夫『裁判法第4版』(有斐閣、1999)282頁。

45 『司法大観 裁判所の部 平成十四年版』(法学会、2002)5-13頁による。

46 判事補採用内定者の人数は最高裁記者発表による。2001年度の司法試験合格者の平均年齢は27.4歳であり、その後司法試験合格者の平均年齢は合格者一般よりも3歳ほど若いことが分かる。

47 ただし、法官官許容年齢の一応の基準は満40歳で、38、39歳程度の希望者に対しては、審査がより厳格になるとされる。

48 1994年から2003年までの判事補任用者は、韓国99名、日本46名で、2倍近くの差がある。

49 大韓弁護士協会でのヒアリング(2004年3月24日)による。判事補の競争激化は、司法試験合格者数の増加によるが、ヒアリングによると、経済問題は、法官の中途退職者数にも影響をおよぼしていると思われる。つまり、従来、判事補と法官・検察官の所得に2～3倍の開きがあり、判事や検事は、40～50歳頃になると、子供が大学に進学する時期にあたり、お金の必要から退官して判事になる例が多かったが、このころ判事間の競争が激しく、中途退官して判事になる者は減ってきているという。

きポストへの応募制を採用し、市民参加型諮問機関の大法官提請諮問委員会、法官任用審査委員会および市民参加が検討されている法官人事委員会の決定に、大法院長への一定の拘束力をもたせると、法官の自主性と国民への説明責任を重視して人事の決定権限を分散するための制度の工夫が望まれる。

#### IV 日本との比較

次に、韓国の法官制度改革と日本の裁判官制度改革を比較して、両国の制度および改革の特徴を検討したい。比較の方法としては、裁判官制度改革の眼目である「裁判官の独立」を指標として、韓日における裁判官制度改革の固有の特徴を浮き彫りにする(事例解釈型)方法に加え、「裁判官の独立」の定義の度合いの違いの要因の因果関係を解析する(因果分析型)方法をとることとする<sup>47</sup>。なお、日本の裁判官制度改革および改革については、すでに知られているところが多いと思われるため、概要を記すにとどめる。

#### 1. 従来の制度の概要

(1) 人員と事件負担  
日本の裁判官は、最高裁判所裁判官(最高裁判所長官1名、最高裁判所判事14名)と下級裁判所裁判官(高等裁判所長官8名、判事、判事補、簡易裁判所判事)からなり、定員は2,385名である(2004年度、簡易判事806名を除く)。ただ、国民の人口と裁判官の数の比

38 佐藤岩夫「小森田秋夫編『市場経済化の法社会学』を讀んで」社会体制と法2号(2001)73-75頁を参考にした。

39 衆議院司法委員会(1997年3月18日)の最速事務総局総務局長の答弁による。

40 司法制度改革審議会第11回(2000年1月28日)の竹下委員代理の説明による。

41 衆議院司法委員会(2003年5月7日)の最高裁事務総局総務局長の答弁による。

42 10年ほど前の比較研究は、現代の韓国人について、日本よりも訴訟好きだが調停を好まない傾向や法意識の特徴を指す(高井龍一、前掲『現代韓国法入門』28-51頁)。

43 洪承勉・前掲「法曹一元化に関する検討」5-6頁は、韓国2001年、日本1997年当時のデータにより、1997年法官一人あたりの国民数は、韓国2,783,461名、日本5,767,790名、法官一人あたりの民事事件数は、韓国686件、日本166件で、韓国は日本の3.5倍であると記載する(日本の基礎データは不明)。

と、少なくとも10名に法曹資格が要求され、また出身職業別に事実上の人数枠がある(現在は、出身別に、判事6、弁護士4、検察官1、行政官2、外交官1、法学者1)。他方、韓国では、学識経験者枠がなく、判事出身者がほとんどである。

裁判官の給源は、判事補は司法修習を終えた者、高裁長官と判事は判事補その他の法律専門職を10年以上経験した者であり、これらで、判事のほとんどは判事補から任命されてきた。韓国に判事補制度はないが、法官の給源は日本と同じく司法修習を終えた直後の者が多い。

弁護士任官制度は、日本では1988年から、韓国では1998年から本格的に始まった。日本では、任官希望者が最高裁に直接または弁護士会理事者などを通して任官の見通しを問う、いわゆる事前打診方式がとられていたが、2001年末の最高裁と日弁連の合意により、日弁連で、各弁護士会連合会と東京3会の連絡者選考委員会の審査を経た適格者を最高裁に伝える内部推薦方式が原則となった。他方、韓国では、弁護士任官について、弁護士会の関与や推薦はなく、事前打診方式がとられていた。ただ、任官者は日本よりも概して多く<sup>48</sup>、その背景には、もともと法官志望者が多いことや、弁護士の増加による競争の激化で法官職の安定性を求める傾向などがあると考えられる<sup>49</sup>。

憲法第104条第1項第4号(2004)の比較を対して、

(4) 任命方法

最高裁判官は、内閣の指名にもとづいて天皇が任命し、最高裁判事は、内閣が任命し天皇が承認する。最高裁判官に任期はないが、任命後の衆議院議員選挙と10年経過ごとの同選挙で国民審査にかかると10年経過ごとの国民審査で不適任とされた例はこれまでにない。韓国では、任命を大統領が行うが、国会での同意を要し、大法官については大法院長の提議にもとづく点異なる。もっとも、後者の点、日本でも、判事と弁護士などからの任命の場合、最高裁判官の意見が事実上影響力を持つとされ、似通っている部分がある。

下級裁判所裁判官の場合は、最高裁判官の指名をもとに内閣が任命し(高裁判官のみ天皇が承認する)、10年の任期ごとに再任される。韓国では、大法院長が大法官会議の同意で任命し、裁判所内部で法官を選ぶ制度になっている。ただ、日本では、最高裁判務総局が作成した名簿をもとに指名された者がそのまま内閣で新任・再任されてきたため、内閣の任命拒否は可能性としてありうるが、裁判所で事実上裁判官を選ぶ点は同じである。

(5) 人事

下級裁判所裁判官のポストは最高裁判官が決めるが、最高裁判官も事実上決められる。裁判官の意思に反する転所は法律で禁じられるが、実際には、ほぼ3年ごとに全国を異動する。また、報酬段階は、判事補で12段階、判事で9

段階、高裁判官で2段階(東京高裁判官とそれ以外の高裁判官)に分かれ、任官後20年目頃に判事4号になるまではほぼ一律に昇給するが、判事3号以上になるペースは判事によりまちまちになっている。人事評価は運用でなされ、その存在は公に語られてこなかった。なお、号俸の順序は、韓国と逆である(例えば日本の判事は8号から1号、特号へ昇給するが、韓国の法官は1号が最低給)。

韓国の判事は、日本と同じく転勤は頻発であるが、序列制度によってポストはほぼ決まり、昇給も高等法院部長になるまで法曹経験年数により一律に上がり、勤務評定は、1994年に法定されたものの、必要は少なかつたと考えられる。韓国の序列制度は、修習期と司法試験2次試験および司法修習の成績によって決まるが、日本でも、司法試験の成績は考慮されないにしろ、司法修習および修習修了時の試験(2回試験)の成績がその後の任地や人事に影響し、序列の要素が見られる。ただ、任官後は勤務状況なども考慮されるようである。

その他の点では、韓国の法官人事委員会は、日本に存在しない制度である。他方、判検交流は、韓国に存在しない<sup>50</sup>。定年は、最高裁判官と簡裁判事は70歳、その他の裁判官は65歳であるから、韓国よりも日本のの方がやや高く設定されている。懲戒については、日本には韓国のような懲戒委員会制度はない。政

50 このほか、最高裁判所裁判官で2段階(最高裁判官と最高裁判事)、簡裁判事で18段階に分かれる。  
51 日本で司法試験の成績が重視されない背景には、比較的若年齢の者が任官時に優遇されることと関係すると推測される。  
若く司法試験合格者は、必ずしも高成績で通っていないであろう。  
52 初任時に東京地裁に配属される判事補は、2回試験を優秀な成績で修了した若者が多くとされ、いわゆるエリートコースをたどる傾向が見られる。司法修習生から判事補への任命時に、修習成績は資力・能力の一つの表れとして重要な要素とされる(第8回下級裁判所裁判官指名諮問委員会(2004年3月29日) 職務要項の説明者(最高裁判事局)発言)。弁護士任官でも、弁護士経験10年未満の場合は修習時の成績が重視されている(第7回下級裁判所裁判官指名諮問委員会(2004年2月9日) 職務要項)。  
53 法務部でのヒアリング(2004年3月23日)による。日本の判検交流のような制度的な出向制度はないが、個人的には、判事補をやめて検察官に任官する人、検察官退職後の法官に任官する人もあるとされる。なお、判検交流の有無につき、韓国で法曹関係者数人に尋ねたが、そのような制度は裁判の公正さに抵触するため考えられないという反応であった。

治的活動の制限は類似している。

2. 戦後の改革

日本では、戦後の司法改革以降、内閣に設置された臨時司法制度調査会(1962-1964年)が司法改革を検討したものの、法曹一元は条件の未整備を理由に提言されず、他の改革提言も弁護士会の反対により実現しなかった。それ以降は、国会附帯決議を受けて1975年から法曹三者(裁判所、法務省、弁護士会)協議が継続されたが、実現されたのは裁判所の統廃合のような合理化にとどまり、本格的な改革はなされなかった。

ただ、1980年代末から、三者協議で司法試験制度改革を議論し、学識経験者も参加する法曹養成制度改革協議会を介して法曹人口の増加を合意し、最高裁判、海外の陪審、参事制度調査を行い、弁護士任官制度を創設し、日弁連は、1990年に司法改革宣言を行い、当番弁護士制度を実施するなど、法曹内部である程度自己改革がなされてきた。他方、90年代は、経済界が、行政による事前の規制から司法による事後チェックを標榜して司法改革を提唱し始め、90年代後半には自民党も動き出して、様々な意思の下に、法曹界、経済界、政界の声を受けて、内閣に学識経験者が過半数を占める司法制度改革審議会(改革審)(1999-2001年)が設置されるにいたった。つまり、日本では、法曹内部で改革が進まず、経済界を中心とする法曹外部の声を受けて、内閣主導で改革が行われた点に特徴がある。裁判官制度改革も、臨時司法制度調査会から35年を経て、司法制度改革審議会でも本格的に検討された。

他方、韓国の司法改革は、これまで見てきたように、いわゆる権威主義体制以降の民主化の流れを受けて、1990年代にスタートした。法官制度についても、90年代の3度の改革と

2000年以降の大法務院の内部改革などにより、法曹非理への批判を受けてはいるが、大統領と大法務院主導で改革が進んできた。法官制度改革も、90年代から提起されてきたが、人事制度に踏み込んだ提言が実践されたのは2000年以降である。

司法改革ならびに裁判官制度改革が進展したのは、韓国も日本も1990年前後という時期の点では共通する。ただ、改革までに要した時間は、日本には戦後60年ほどあったのに対し、韓国には事実上15年ほどしかなく、韓国の司法ならびに裁判官制度改革が日本に比べて短期間で進んできたことは明らかである。改革の主導権は、日本では、臨時司法制度改革委員会、法曹内部に任されてきたものの、改革がほとんど進まなかったため、経済界の声を受けて内閣が握る形になった。韓国では、大統領とともに大法院が改革を主導しており、財閥の果たした役割はほとんどなく、政治主導の改革手法は日本と同様であるが、裁判所の姿勢に違いがある。なお、韓国では、大法務院の権威が高く、弁護士会の影響力は日本に比べて大きくないように映る。

3. 改革実現状況

日本では、裁判官制度について、司法制度改革審議会は、人事制度そのものの改革には踏み込まず、判事補の他職経験、下級裁判所裁判官指名諮問委員会の設置、人事評価の整備と他家裁委員会の設置・充実などを提言した。以下で、韓国の改革内容と比較したい。

(1) 増員

日本では、2000年の改革審で、最高裁判官、今後10年間で600名に加えて事件数の増加に合わせた増員を行うことを提言し、この数年、定員を各年50名前後増加してきており、2005年度は75名分を予算申請している。韓国でも近年、170名程度の増員を進めてきた(前掲

憲法第103条(司法官の任命)の改正(2004年)

表1)。両国では、これまで裁判官の人員が少なかったが、ある程度増員する傾向にある点は共通している。

(2) 給源

日本では、改革審で、判事補制度の廃止をめぐって意見が分かれ、法曹一元という言葉を用いずに、給源について、判事補の法律専門職を中心とする他職経験、特別判事補制度の廃止、裁判所調査官制度の拡充と弁護士官の推進を提言した。ただ、提言の実現段階で、法律専門職以外の経験も進められることになり、2005年度に弁護士経験を積む判事補は少数にとどまると見込まれる。特別判事補制度は、単独裁判時期が7、8年目に後倒しを検討される程度で、廃止のめどは立っていない。裁判所調査官制度についても実現に向けた動きはない。他方、韓国では、法曹一元の段階的導入を司法改革委員会が打ち出している。

(3) 任用

日本では、最高裁判官の任命過程の客観性・透明性の確保を改革審が提言したものの、内閣の任命後に任命理由が形式的に述べられるようになっただけで、改革審の提言で例示されていた裁判官任命諮問委員会の設置は実現しなかった。国民審査制度の実効化も、審査広報に関する政令などが改正されて、文面の字数制限が緩和され裁判官の顔写真が掲載された程度に過ぎない。他方、韓国では、前述した通り、大法曹につき、国会での同意手続に人事聴聞を取り入れられ、大法曹提請諮問委員会が2003年に設置されている。

下級裁判所裁判官については、改革審の提言にもとづいて2003年に最高裁判所規則で下級裁判所裁判官指名諮問委員会が設置された

(委員11名中外部委員6名)<sup>54</sup>。2003年6月から年末までの活動で、新任8名、弁護士任業者希望者4名と、判事補からの判事任官および判事の再任希望者6名が不適格とされた。

韓国では、判事の選考において、2003年末から法官任用審査委員会に外部委員が登用されている(9名中外部委員4名)。この下級審裁判官の任命制度改革の本身と、諮問機関が不適格者を出す厳しい審査を行う点は、両国で類似している。なお、日本における指名諮問委員会の設置と後述する裁判官評価の制度の動きは、韓国で参照されていたようである。

(4) 人事

日本では、改革審は、人事制度そのものの改革には踏み込まず、従来運用でなされてきた人事評価の整備を提言したにとどまった。裁判官評価は、2003年末に最高裁規則で制度化され、2004年度から施行されている<sup>55</sup>。規則化により、評価結果の本人の申し出にもとづく毎年の開示、評価権者への不服申立と外部からの意見送付が可能になったが、評価と人事の関連はあいまままままになっている。裁判官の異動、補職の基準も不明確である。一つの高級管内のみで勤務するといった異動範囲の限定も実現していない。報酬の進級制のあり方は、改革審で検討を求められたが、結局手当てがされず、報酬の多段階制や任官後約21年目以降の昇給基準の不確定さは、改善されていない。

両国を比較すると、異動、補職について、日本ではほとんど改革されなかったのに比べて、韓国では、地域法曹制の部分的導入や、任官10年目以降の勤務評定にもとづく人事などの改革が進んできている。ただ、裁判官評価は、

日本の方が開示されうる頻度は高い。なお、両国とも、大法院および最高裁が人事を左右し、裁判官本人の意思が尊重されないという点がある。報酬制度は、日本では、報酬段階があるだけで判事補、判事のうちはポストにも勤務年数にも結びつかないが、韓国では、勤務年数に対応するためより明確である。

(5) その他

日本では、裁判所の運営に住民の意見を反映させるために設置されていた家庭裁判所委員会が2003年に改組され、地方裁判所にも同様の委員会が新設された<sup>56</sup>。また、2003年から、民事調停事件と家事調停事件で、弁護士が非常勤で調停主任または家事調停官を務める、非訟事件限定ながら非常勤裁判官にやや類似した制度が開始された<sup>57</sup>。こうした制度は、韓国にはないように見受けられる。

4. 異同の要因

本章では、韓日の裁判官制度と改革経過を比較してきたが、その異同の背景には、幾つかの要因が関わっていると考えられる。ここで、両国の制度および改革に関わってきたと考えられる要因を分析したい。

(1) 歴史

前述したように、韓国の法官制度は、第2次大戦直後まで、日本と類似した法で規定されてきた。また、法官人事の慣行なども、日本の植民地支配と日本人裁判官の流入により、韓国に持ち込まれたと推測される。韓国と日

本で、司法修習の期数や成績が重視され、2、3年ごとの全国転勤の慣行が共通することに、植民地支配の歴史が影響をおよぼしている可能性がある<sup>58</sup>。加えて韓国では、序列制の度、法官の中途退職の多さによる空席の大量発生と結びついて、法官の頻繁な異動もたらしてきた。中途退職に関しては、朝鮮王朝における高級官吏を試験で選んだ科擧試験と官尊民卑の伝統の残存、第2次大戦後に日本人および韓国人実務法学者の人的資産を免職、追放、南北分断などで継承できなかったことによる法律専門職の未発達などを指摘する見解もある<sup>59</sup>。韓国の裁判官制度のあり方の根底は、日本の官僚裁判官制度と司法試験制度の継受を含め、これまで韓国のたどってきた歴史が規定していると考えられる。日本についても、1970年前後から進行的な司法行政の中央集権化が、内からの裁判官制度の改革を促す必要因になってきた。

(2) 司法腐敗

韓国では、前官礼遇、法官や検察官の汚職、司法プロセカールといった、民主化以前に根を植えた司法内部の腐敗が問題視されてきた。この腐敗の横行は、逆説的に、裁判官制度改革を推進する契機になった。発展委員会と司法改革推進委員会が発足した一因は、法官の不正行為であったし、2003年の司法改革委員会も、直前の大法曹任命のあり方に対する批判が、委員会の発足と審議の後押しをしたと見られる<sup>60</sup>。つまり、問題が大きかったために、か

54 中村元孝「「天憲」は開かれたか」—裁判所運営改革の到達点と課題」自由と正義55巻5号(2004)を参照のこと。  
57 しかし、弁護士が務める家事および民事調停官の身分は、憲法上の裁判官ではなく、非常勤裁判所職員である。制度の詳細は、小川雄健「非常勤裁判官制度の創設」自由と正義54巻8号(2003)を参照のこと。2003年1月に29名、同年10月に28名の弁護士が任用された。  
58 田中亜紀子「明治期司法官資料に関する一考察(1)(2)」『明治期司法官資料』1871〜1896年の司法省・裁判所名簿資料整理を通じて—『版大法学53巻5、6号(2004)』は、すでに1880年代において、ほとんどの司法官は数年後ごとに転勤し、また必ずしも同一の地裁裁判所管内のみの異動に限定されなかったことを指摘する(2)272〜274頁。  
59 金平祐「司法官任用方法の多様化」。  
60 韓国の司法をめぐる不正につき、尹龍澤「前掲「司法改革」韓国の新しい政治環境下の課題」46〜49頁。司法改革委員会設置の背景につき、尹龍澤「韓国の司法改革の特色と内容」法学セミナー589号(2004)54〜55頁。

司法改革の歴史を振り返ると、植民地支配の歴史が影響をおよぼしていることがよくわかる。この点については、前掲「司法改革」韓国の新しい政治環境下の課題」46〜49頁。司法改革委員会設置の背景につき、尹龍澤「韓国の司法改革の特色と内容」法学セミナー589号(2004)54〜55頁。







(表1) 法官任用状況

| 年度   | 任用  | 退職 | 年末現員  | 人員増加 |
|------|-----|----|-------|------|
| 1990 | 84  | 40 | 1,044 | 44   |
| 1991 | 89  | 70 | 1,063 | 19   |
| 1992 | 80  | 36 | 1,107 | 44   |
| 1993 | 75  | 53 | 1,129 | 22   |
| 1994 | 97  | 41 | 1,185 | 56   |
| 1995 | 97  | 51 | 1,231 | 46   |
| 1996 | 122 | 41 | 1,312 | 81   |
| 1997 | 141 | 65 | 1,388 | 76   |
| 1998 | 62  | 80 | 1,370 | -18* |
| 1999 | 84  | 97 | 1,357 | -13* |
| 2000 | 161 | 95 | 1,423 | 66   |
| 2001 | 149 | 71 | 1,503 | 80   |
| 2002 | 174 | 56 | 1,621 | 118  |
| 2003 | 171 | 49 | 1,743 | 122  |

出典：洪承勉「法曹一元化に関する検討」3頁（司法改革委員会第14回資料、2004年6月7日）。  
\*予備判事制度の施行により1998年と1999年に一時的に法官数が減少した。

(表2) 法官人員と事件数

| 年度   | 法官人員  |          | 全体事件      |          | 小額事件以外  |          |
|------|-------|----------|-----------|----------|---------|----------|
|      | 年末現員  | 90年基準増減率 | 事件数       | 90年基準増減率 | 事件数     | 90年基準増減率 |
| 1990 | 1,044 | 100%     | 525,735   | 100%     | 171,756 | 353,979  |
| 1991 | 1,063 | 102%     | 569,086   | 108%     | 191,792 | 377,294  |
| 1992 | 1,107 | 106%     | 627,247   | 119%     | 213,954 | 413,293  |
| 1993 | 1,129 | 108%     | 683,816   | 130%     | 239,173 | 444,643  |
| 1994 | 1,185 | 114%     | 701,970   | 134%     | 289,501 | 412,469  |
| 1995 | 1,231 | 118%     | 783,021   | 149%     | 329,176 | 453,845  |
| 1996 | 1,312 | 126%     | 868,269   | 165%     | 366,290 | 501,979  |
| 1997 | 1,388 | 133%     | 964,019   | 183%     | 418,599 | 545,420  |
| 1998 | 1,370 | 131%     | 1,293,842 | 246%     | 696,786 | 597,056  |
| 1999 | 1,357 | 130%     | 1,212,865 | 231%     | 628,685 | 584,180  |
| 2000 | 1,423 | 136%     | 1,093,704 | 208%     | 525,728 | 567,976  |
| 2001 | 1,503 | 144%     | 1,222,078 | 232%     | 632,547 | 589,531  |
| 2002 | 1,621 | 155%     | 1,405,956 | 267%     | 795,423 | 610,533  |
| 2003 | 1,743 | 167%     | 1,545,934 | 302%     | 949,484 | 639,641  |

出典：洪承勉・前掲「法曹一元化に関する検討」5頁。

(表3) 年度別、職位別退職者数

| 区分     | 1995 | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 計   |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|
| 地方裁判事  | 22   | 17   | 24   | 46   | 45   | 38   | 40   | 24   | 19   | 275 |
| 高等法院判事 | 6    | 6    | 9    | 5    | 6    | 3    | 3    | 2    | 2    | 42  |
| 裁判研究官  | 1    | 0    | 1    | 2    | 1    | 1    | 1    | 1    | 1    | 9   |
| 地方法院部長 | 19   | 12   | 25   | 23   | 29   | 31   | 21   | 22   | 19   | 201 |
| 高等法院部長 | 0    | 4    | 2    | 1    | 4    | 3    | 3    | 3    | 3    | 23  |
| 法院長以上  | 3    | 2    | 4    | 3    | 12   | 19   | 3    | 4    | 5    | 55  |
| 全体     | 51   | 41   | 65   | 80   | 97   | 95   | 71   | 56   | 49   | 605 |

出典：洪承勉・前掲「法曹一元化に関する検討」12頁。

(表4) 年度別弁護士任官者数

| 区分    | 90 | 91 | 92 | 93 | 94 | 95 | 96 | 97 | 98 | 99 | 0  | 1  | 2 | 3 | 4  | 計   |
|-------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|----|-----|
| 任用人員  | 1  | 1  |    | 2  | 4  | 2  | 2  | 1  | 16 | 9  | 20 | 15 | 1 | 1 | 12 | 86  |
| 市・郡判事 |    |    |    |    |    |    |    | 7  |    |    | 11 | 10 | 1 |   | 1  | 30  |
| 全体    | 1  | 1  | 2  | 2  | 4  | 2  | 2  | 1  | 23 | 9  | 31 | 25 | 1 | 1 | 13 | 116 |

出典：洪承勉・前掲「法曹一元化に関する検討」7頁。  
\*「弁護士」には、検事、大学教授などの法官以外の法律専門職経験者が含まれる。また、2004年の数字は、2月の定期人事時の任官者数である。

(表5) 新旧号簿報酬比較表

| 報酬(2003)  | 以前の制度    |    | 勤続期間(年) |       | 単一号簿制     |           |
|-----------|----------|----|---------|-------|-----------|-----------|
|           | 号簿       | 号簿 | 以前      | 単一号簿制 | 報酬(2003)  | 報酬(2004)  |
| 3,784,000 | 高等法院院長   | 加3 | 31      | 31    | 3,784,000 | 4,048,900 |
| 3,617,000 | 高等法院部長判事 | 加2 | 25      | 25    | 3,700,000 | 3,959,000 |
|           |          | 加1 | 23      | 23    | 3,550,000 | 3,780,800 |
|           |          |    | 21      | 21    | 3,400,000 | 3,604,000 |
| 2,971,800 |          |    | 20.3    | 19.3  | 2,971,800 | 3,135,200 |
| 2,879,800 |          |    | 18.3    | 17.6  | 2,840,300 | 2,996,500 |
| 2,787,800 |          |    | 16.3    | 15.9  | 2,761,500 | 2,913,400 |
| 2,695,800 |          |    | 14.3    | 14    | 2,669,500 | 2,816,300 |
| 2,511,800 |          |    | 12.3    | 12.3  | 2,511,800 | 2,649,900 |
| 2,330,500 |          |    | 10.6    | 10.6  | 2,330,500 | 2,458,700 |
| 2,174,100 |          |    | 8.9     | 8.9   | 2,174,100 | 2,293,700 |
| 2,027,500 |          |    | 7       | 7     | 2,027,500 | 2,139,000 |
| 1,886,200 |          |    | 5.3     | 5.3   | 1,886,200 | 1,989,900 |
| 1,744,200 |          |    | 3.6     | 3.6   | 1,744,200 | 1,840,100 |
| 1,606,900 |          |    | 1.9     | 1.9   | 1,606,900 | 1,695,300 |
| 1,470,400 |          |    | 0       | 0     | 1,470,400 | 1,551,300 |
| 1,290,300 |          |    |         |       | 1,290,300 | 1,361,300 |

出典：大法院「主要業務監察報告」(2004年3月12日)。

\*司法研修院修了後の法官任用時：2号簿。報酬額は、韓国ウ・ヨン(2004年9月10日現在、1ウ・ヨン=11.15円)の月額。

資料第3 職制の司法制に關する資料  
職制の司法制に關する資料  
(司改審調會屋報 4(2004))  
職制の司法制に關する資料  
(司改審調會屋報 4(2004))

